

国連開発計画 (UNDP)

人間開発報告書 2004

HUMAN DEVELOPMENT REPORT

—— この多様な世界で文化の自由を ——

Cultural Liberty in Today's Diverse World

Accommodating people's growing demands for their inclusion in society, for respect of their ethnicity, religion, and language, takes more than democracy and equitable growth. Also needed are multicultural policies that recognize differences, champion diversity and promote cultural freedoms, so that all people can choose to speak their language, practice their religion, and participate in shaping their culture— so that all people can choose to be who they are.



この多様な世界で文化の自由を
社会の一面として受け入れられない、自らの民族、宗教、言語を尊重してほしい、という人々の要求はますます強くなっている
が、その要求を満たすのは民主主義や公平な成長よりも大衆なことである。また、あらゆる人が選挙権として、円滑を話し、宗
教を信じて、文化の行成に参加することができると同時に——つまり、あらゆる人が自らの在りようを導くことができるように——
互いの相違を認め、多様性を守り、文化的自由を促進する多様な文化を育てる政策もまた必要とされている。



手形。それは、はるか時空を超えた、さまざまな文化のメッセージ。

そのメッセージとは：「私は……である」

「私」は有史前のアーチスト。「ジブラルタルからタスマニアにいたる多くの洞窟に「手形を残した。

「ボク」は5歳の子ども。2005年から学校に通い自分の言葉で学びたい。

「私」は都市の労働者だが、それと同時に一族の長でもあり、

われわれの信条や習慣の指導者であり世話人でもある。

文化は、人間の切り出した最も耐久性のある財である。人類はおもに文化を通して地球上で、

家族、部族、長を中心とした集団、国民国家として築いてきた。

「私」は私の母語、象徴、信条そのものである。

そして、「私は、私たちは……である」



国連開発計画 (UNDP)



人間開発報告書 2004

—この多様な世界で文化の自由を—

国際協力出版会

はじめに

地球規模の「文化の衝突」という概念が、強烈な衝撃をもって世界中を駆けめぐっている時代において、言語、宗教、文化、民族性をめぐる対立を上下に管理し和らげる最善の方法は何であろうか、という古くからの問題に対する解答を探ることが、改めて重要になってきている。開発の現場に携わる者にとつて、これは抽象的な問題ではない。もし世界がミレニアム開発目標 (MDGs) を達成し、ついには貧困を撲滅することになれば、何よりも最初に世界が立ち向かわなければならぬのは、包括的 (inclusive) で文化的に多様な社会をいかにして建設するかという課題である。これは、そうした社会の建設が、国民すべてのためになる経済成長や保健医療や教育に確実かつ重点的に取り組む、という各目的優先課題の前提条件であるからというばかりでなく、人々が十分に文化的な表現ができるということそれ自体が、重要な開発目標の一つであるからである。

人間開発とは、まず何よりも人々が自ら選択する生活を送ることができるようになること、そして人々にそうした選択を行う手段と機会を与えるためのものである。近年の「人間開発報告書」では、人間開発は、経済の問題であると同時に、人権の擁護から民主主義の深化に至るまで、政治の問題であると強く主張してきた。貧困層や疎外された人々の大半が宗教的あるいは民族的少数者 (マイノリティ) および移住者であることが、これらの人々が地域や国家の政策に影響を持つことができなければ、彼らが仕事、学校、病院、裁判、安全、その他の基本的なサービスを、公平に得られるようになるとは考えにくい。

本年の報告書はこの点の分析にもとづいてまとめられており、文化的な相違は社会的、経済的、政治的な対立を必然的に生じるという主張、あるいは、固有の文化的権利が政治的および経済的権利に取って代わるべきだという主張を注意深く検証し、否定している。そのかわりデズモンド・ツツ大司教が述べたように

「相違を楽しむ。方法を見いだすための裁得力のある議論を展開している。さらに、人間開発の根本原則と矛盾しない形で独自性と文化を尊重する政治を構築し運営するということは実際にはどうということなのかについて具体的な考えを述べている。

文化の問題の中には解決が比較的容易なものもある。たとえば、父親が宗教上の理山などで娘の学校教育を禁じる文化的権利を主張しても、最終的には娘が教育を受ける権利が勝るのが常であろう。しかし問題はそう単純ではない。母国による教育を考えてみよう。子どもは母国で学ぶほうが成果が上がるということについては、強有力のある証拠がある。しかし、人生のある時点において利点であったことや、実際に一生を通じてたしかかえのないアインツナイの基礎となり得るものが、別の場面では不利益になりかねない。たとえばより広く使われているその国の公用語や国際語に習熟していないことで、雇用機会がひどく狭められる可能性がある。本報告書が明らかにしているように、積極的矯正措置 (アファーマーティブ・アクション) から報道機関の役割にいたるまで、実際に機能する多文化社会を構築するための最善の方法について、簡単にあらゆるケースに適用できるような法則はない。

しかしたとえそうだとしても、最も重要な教訓が何かは明らかである。法律や政策の変更は必要だが、それだけでどうまくいくといった単純な問題ではないということである。少数者や先住民などの集団に保護と保障を与える憲法や法律は、より広範な自由を実現するために欠かさない重要な基盤である。しかし、政治風土もまた変わらなければ、そして市民が他人のニーズや願望を真摯に受け止めて考え、感じ、行動するようにならなければ、本当の変化は起こらないだろう。政治風土に変化がなければ、懸念される結果を生むことは明らかである。政府に不信感を抱くラテンアメリカの先住民からアフリカやアジアの恵まれない少数者、そして先進各国に広がる新しい移民まで、疎外さ

UNDP「人間開発報告書2004」の原本は、国連開発計画 (UNDP) が Oxford University Press から英語で発行した *Human Development Report 2004* である。

著作権 ©2004年 国連開発計画 (UNDP)

UNDP 『人間開発報告書 2004』 (日本語版)

監修：横田 洋三 (中央大学法学部教授)
秋月 弘子 (亜細亜大学国際関係学部教授)

発行：国際協力出版会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1
Tel: 03-3372-6771 Fax: 03-3372-6840
<http://www.jicp.co.jp/>

発売：古今書院

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-10
Tel: 03-3291-2757 Fax: 03-3233-0303
<http://www.kokin.co.jp/>
2004年10月20日 初版発行
ISBN 4-906352-51-0 C1033 ¥3800E

この出版物は再生紙を利用しています。

れた集団の不満を抑制しなければ、単に不公平を生み出すだけではない。最もなく不満を抱き、現状にいら立ち、変化を求めれば暴力に訴える者の出現という、本当に深刻な問題を将来に向けて作り出すことになる。

これは課題である。しかし同時に真の機会でもある。本報告書の最も重要なメッセージは、文化の問題を開発の思想と実践の主流に据えることで、より平和的で、繁栄した世界を構築できる大きな可能性を浮き彫りにすることである。従来からの優先課題の解決がわれわれにとっての基本的な問題であることは今後も変わりはない。文化の問題はこれらの課題に取って代わるのではなく、補完し強化するのである。

開発格差は逆説的に言うならば、途上国のほうが、言語、美術、音楽、その他の形態のどれを取り上げて、多くの場合、北の先進諸国よりも豊かで多様な文化的伝統のもとに生活していると言える。書籍、映画、テレビなどの大衆文化のグローバル化は、明らかにこうした伝統文化への重大な脅威となっている。しかし、グローバル化により、多くの機会が開かれている。具体的には、オーストラリア

のブリスベンや北極のオスロットなど思えない境遇にある集団が、世界の美術市場に参加することもでき、また広くは、より活気に満ち、創造的で刺激的な社会を作り出すこともできるのである。

これまでの報告書と同様、本書は重要なテーマである議論の進展を図り、独立した立場での分析を行ったものであり、国連やUNDPの公式の政策を表明したものではない。しかしながら、開発経済学者がこれまでしばしば無視してきた問題を取り上げ、それをよりよい、より満たされた生活を構築するうえでの優先課題としてしっかりと位置づけることで、本書はUNDPおよびUNDPのパートナーが、広範な業務の中で考え、行動するための土台となる重要な議論を提示している。本年は、これまでの10年間我が人間開発報告書事務局を率い、今回を最後に任を辞するサキコ・フクダ・バーに改めて特別の賛辞を呈したい。また人間開発の生みの親の1人であり、第1章を寄稿してく

れただけでなく、今回の重要テーマに関わられた方々を形成するうえで多大な影響を与えてくれたアールテイア・ゼンに特別の謝意を表したい。

Maz Malhotra

国連開発計画 (UNDP) 総裁
マーズ・マロツクフワン

謝 辞

本報告書は、大勢の方々や機関の惜しみない貢献がなければ、完成を見なかったであろう。報告書作成チームは、第1章の筆者として、本報告書に概念的な枠組みを提供して下さった、Amartya Sen教授に心からの謝意を表明する。

寄稿者

作成チームは協力いただいた松浦晃一郎ユネスコ事務局長とスタッフの皆様、とくに次の方々に感謝する。Ann-Belinda Preis, Katarina Stonou and Rene Zapata.

たぐさんの背景調査資料、論文、文書が、アイトン・ライティ、文化的多様性、文化的自由に関するテーマ別課題について作成された。寄稿して下さったのは次の方々である。 Lourdes Arizpe, Robert Bach, Raicev Bhargava, Elie Cohen, Emmanuel De Kadt, Carolyn Deere, Nicholas Dirks, KS, Jomo, Will Kymlicka, Valerine Moghadam, Joy Moncrieffe, Sam Moyo, Brendan O'Leary, Kwest Kwaa Prah, Barnett R. Rubin, Daniel Sabbagh, Amartya Sen, D.L. Sheh, Rodolfo Slavenhagen, Alfred Stepan, Deborah Yashar and Arístide Zolberg. 第2章では、UNDP危機予防・復興局が提供している紛争に関する同判地図および関連情報、とくにMeegan Murray, Preveen Paradeshi, Pablo Ruizの研究が役立つ。

下記の機関からはデータその他の調査資料を惜しみなく提供していただいた。 酸化炭素情報分析センター、カリブ共同体事務局、ペンシルベニア大学国際比較センター、国連アジア太平洋経済社会委員会、国連食糧農業機関、国際戦略研究所、国際労働機関、国際通貨基金、国際移住機関、国際電気通信連合、列国議会同盟、国連エイズ合同計画、ルカセンブルク所得研究所、経済協力開発機構、ストッフホルム国際平和研究所、ユニセフ(国連児童基金)、国連貿易開発会議、国連ラテンアメリカ・カリブ経済社会委員会、ユネス

コ(国連教育科学文化機関)統計研究所、国連韓氏高等弁務官事務所、国連藥物犯罪オンライン、事務総長に寄託された国連の多国籍条約、国連人口部、国連統計部、世界銀行、世界保健機関、世界的所有権機関。作成チームはまた、ロツクフワン財団、特にRam Manikkalingam, Janet Maughan, Joan Shigekawa Lynn Swazwa, Tomas Ybarro-Iransistoおよび同財団ペラジオ研究・会議センターのGianni Celli, Nadia Giladroniから受けたご支援に感謝する。

謝辞委員会

本書は、次の著名な専門家によって構成される諮問委員会から大変有意義な助言や指導をいただいた。Arjun Appadurai, Robert Bach, Seyla Benhabib, Nancy Birdsall, Jody Narandran Kollagen, Mahmood Mamdani, Sonia Prado, Sunn Pitsवान, Jorge F. Quiroga, Paul Streeten, Victoria Tauli-Corpuz, Ngäre Woods, Rene Zapata, Antonina Zhelyazkova. 統計に関する諮問委員会のSudhir Anand, Paul Cleung, Willem DeVries, Lamine Diop, Carmen Feijo, Andrew Flatt, Paolo Garonna, Robert Johnston, Irena Krizman, Nora Lustig, Marion McEwin, Ian Macredie, Wolf Scott, Tim Smeeding, Michael Ward.

助言

本書を作成するにあたり、多くの方々から貴重なフィードバックや情報、そして資料の提供を受けた。作成チームは以下の方々に感謝する。Carla Abouzahr, Yassin Ahmad, Patricia Alexander, Serge Allegrezza, Anna Avrazzi del Frate, Shaida Badiee, Yusuf Bangura, Nefise Bazarolu, Grace Bediako, Manu Benjamin, Yonas Biru, Ties Doerna, Eduard Bos, Thomas Buetner, Tony Burton, Rosario Garcia Calderon, Joe Chammie, Shaohua Chen, Paul Cheung, Martin Chungong, David Cieslikowski, Lee Colquhoun, Patrick R.

本報告書に示されている分析ならびに政策提言は、必ずしも国連開発計画 (UNDP) やUNDP執行理事会、あるいは加盟国の見解を反映しているわけではない。本報告書はUNDPの委託を受けて作成された独立した刊行物であり、著名なコンサルタント、顧問および人間開発報告書作成チームが力を結集して行った作業の成果である。人間開発報告書全体のナキコ・フクダ・バーが、この作業を主導した。

Cornu, Kim Cragin, Trevor Croll, Gaurav Datt, Ian Dennis, Yuri Dikhanov, Dennis Drescher, Asghar Ali Engineer, Hubert Escarifi, Kareem Fabre, Yousef Falah, Richard Fix, Karl Franklin, Nancy Fraser, Rodolfo Roque Fuentes, Enrique Ganuza, Ehlinda Go, Rui Gomes, Ray Gordon, Marilyn Gregerson, Ted Robert Gurr, Brian Hammond, Philomena Harrison, Sabine Henning, Alan Heston, Misako Hiraga, Frederick W.H. Ho, Joop van Holsteyn, Bala Hovv, Pico Igenazi, Chandika Indikradahena, Jens Johansen, Lawrence Jeff Johnson, Robert Johnson, Vasantha Kandiah, Alison Kennedy, Sio Suat Kieng, Elizabeth Kleinman, Taro Komatsu, Karoly Kovacs, Olivier Labe, Frank Laczko, Henrik Larsen, Georges Lemaitre, Denise Lievesley, Rafi Luyendijk, Nyein Nyein Lwin, Doug Lynd, Esperanza C. Magpanlat, Mary Mahy, Heikki S. Mantila, Clare Menozzi, Jorge Merries, Michael Mingos, Anjali Mody, Catherine Monagle, Bruno Moro, Ron Morren, Philip Muktung, Angela Ferriol Murruga, Jack Nagel, Keiko Osaka, Jude Padayachy, Sonia Palmieri, Rosario Pardo, Arny Patc, Sulukha Patel, François Pelletier, Bob Pamber, Indira Persaud, Lakshmi Puri, Francesca Perucci, Rudolph Petras, Spyridon Plios, Lionel Pitoipontes, William Prince, Agnès Puyroyon, Hanumalata Ratlamanaana Markandey Rai, Vijayendra Rao, Luca Renda, Clinton Robinson, David Roodman, Ricardo Sibrian, Shagun Singh, Armin Stroo, Carl Skau, Peter Stalcnheim, Elisa Stamatoopoulou, Mark Stoker, Diane Stukel, Tijo Surro, Eric Swanson, Tony Taubman, Benedicte Terryn, Michel Thieren, Anne Thomas, Barbara Trudell, Elisa Tsakiri, Rafael Tusa, Lirica Usher, Said Voflal, Rick Waack, Nef Walker, Steve Walter, Tessa Wardlaw, Jayashree Watil, Glengs Walters, Catherine Wat, Wendy Wendland, Patrick Werquin, Stemon Wezeman, Anders Wildfeldt, Boris Wilkström, Jonathan Wilkenfeld, Diane Wroge, A. Sylvester Young, Elizabeth Zaniewski and Hania Zornik.

国連機関との非公式の協議からも作成チームに有益な意見と提案がもたらされた。報告書作成チームは、次の補機関に感謝する。国連食糧農業機関、国際農業

開発基金、国際労働機関、国際通貨基金、国連エイズ合同計画、ユニセフ（国連児童基金）、国連貿易開発会議、国連経済社会局、ユネスコ（国連教育科学文化機関）、国連環境計画、国連人権高等弁務官事務所、国連難民高等弁務官事務所、国連人間居住計画、国連訓練調査研究所、国連入門基金、世界保健機関、世界知的所有権機関、世界銀行。

UNDP 内部関係者

UNDPの同僚からなる内部関係者グループから、原稿作成にあたって非常に有益な意見、示唆、および情報提供を受けた。作成チームはとくに次の方々に感謝する。Randa Abou-Ilosn, Fernando Calderon, Moez Doraid, Gilbert l'ossou Honngbo, Andrey Ivanov, Selim Jahan, Bruce Jenks, Freddy Justiniano, Inge Kaul, Douglas Keh, Thierry Lemaresquier, Lamin Manneh, Saraswathi Menon, Kalnan Mirsei, Balasubramanian Murali, Shoji Nishimoto, Omar Noman, William Orme, Eugenio Ortega, Lidia Paqui, Ravi Rajan, Ramaswamy Sudarshan, Mark Suzman, Julia V. Tal, Gulden Turkoz-Cosslett, Louisa Vinton, Mourad Wahba and Gita Welch.

編集、製作、翻訳

昨年までと同様、本書はCommunications Development Incorporatedの次の編集者にお世話になった。Meira de Coqueuraumont, Elizabeth McCroeklin, Thomas Roncol, Bruce Ross-Larson and Christopher Trout. 表紙を含む本書のデザインはGerald Quinn, レイアウトはElaine Wilson、本書中の統計情報のデザインはGrundy & Northedgeにお願いました。

製作、翻訳、流通、印刷では総務広報室 (Communications Office of the Administrator) の次の方々のお世話になった。Djibril Diallo, Maurten Lynch, Trygve Olfarnes, Bill Orme, Hilda Paqui, Elizabeth Scott Andrews、翻訳の校閲はHelen Castel, Cielo Morales, Vladimir Scherbov, Fariz Suryagihにお願しました。

また、次の実習生の献身的な協力があつた。Valentina Azzarello, Alexandra Iopouklina, Rachel Sorrentino, Kati Tripathi, Emmanuel BoudardとJessica Loparkalは統計チームに貴重な貢献してくれました。

国連プロジェクトサービス機関のLiliana IzquierdoとGerardo Nunezからは非常に重要な管理上の支援と運営上の協力を受けた。

● ● ● ● ●

報告書作成チームは、相互査読者として原稿を注意深く読み、自らの専門知識と意見をのべてくれたWilliam Lokaiに心からの謝意を表した。また本書で扱われているデータを、統計の専門知識を生かして精査

してくれた統計の相互査読者、Ian Macredie, Lene Mikkelsen, David Pearceにも感謝したい。

最後に、執筆者一同は、優れた指導力と視点をわれわれに示してくれたMark Malloch Brown UNDP総裁に別して格別の謝意を表したい。支援してくださったすべての方々に感謝申し上げる一方、本報告書で表明された意見についての全責任は執筆者が負うものである。



「人間開発報告書2004」タイトルカー
サキコ・フクダ・バー

目次

概要

この多様な世界で文化の自由を 1

第1章

文化的自由と人間開発 18

参加と認識 19

自由、人権、そして多様性の役割 21

アイデンティティ、地域社会、そして自由 23

グローバリゼーション、非対称性、そして民主主義 27

結論 31

第2章

文化的自由への課題 35

文化的自由—人間開発における未開拓の側面 36

文化的自由を推進するためにはアイデンティティの違いを認めることが重要である 48

文化的自由と開発をめぐる3つの神話 51

文化的自由のための今日の課題 59

第3章

多文化民主主義国家の建設 62

文化の相違を認めることで国家のジレンマを解決する 62

多様な文化的集団に対し政治参加を保障する政策 63

宗教および宗教上の慣行に関する政策 73

慣習法および多元的法体制に関する政策 76

多言語の使用に関する政策 79

社会的経済的な排除是正のための政策 86

第4章

文化的支配の動きに立ち向かう 98

文化的支配を求める動き—今日の課題 99

民主主義のジレンマ—規制措置はか適応措置か？ 104

第5章

グローバリゼーションと文化的選択 115

『人間開発報告書2004』作成チーム

ディレクター・主執筆者

Sakiko Fukuda-Parr

コアチーム

Carla De Gregorio, Ilaishan Fu (Chief of Statistics),
Ricardo Fuentes, Arunabha Ghosh, Claes Johansson,
Christopher Kuonqui, Santosh Metrotra, Tanni
Mukhopadhyay, Stefano Petinato, David Stewart
and Emily White

統計顧問：Tom Griffin

編集：Cair Murphy and Bruce Ross-Lanson

表紙・レイアウトデザイン：Gerald Quinn

主要諮問委員

Amarya Sen (Chapter 1), Lourdes Arizpe, Robert
Bach, Rajeev Bhargava, Elie Cohen, Emmanuel de
Kadt, Nicholas Dirks, K. S. Jomo, Will Kymlicka,
Valentine Moghadam, Joy Moncefiffe, Sam Moyo,
Brendan O'Leary, Kwesi Kwaa Prah, Barnett R.
Rubin, Daniel Sabhagh, D. L. Shear, Rodolfo
Stavenhagen, Alfred Stepan, Deborah Yashar and
Aristide Zolberg

情報デザイン：Grundy & Northedge

人間開発事務局の同僚にむけて：

貴重な支援と貢献を人間開発報告書事務局 (IIDRO) の同僚たちから受けたことに対し、チーム一同は心から感謝申し上げます。管理上の支援を、Oscar Bernal, Renitka Corea-Lloyd, Mamaye Gebretsadikから受けた。報告書の啓発広報活動は、Nena Terrellを中心にMaria Kristina Dominguez, Anne-Louise Winslowも担当した。人間開発報告書事務局の運営は、Yves Sasseurathが中心になり、Marie Suenne Ndawにもお世話になった。また、作成チームは同僚人間開発報告書 (NITDR) のスタッフ、Sarah Burd-Sharps (IIDRO副ディレクター・NHDRユニットディレクター)、Marcia de Castro, Sharmila Kurukulasuriya, Juan Pablo Mejia, Mary Ann Mwangi等の協力も得た。

日本語版監修：Yozo Yokota and Hiroko Akizuki

翻訳：Juniko Yoneda, Kunitoko Hamada, Takao Yamamoto, Yasuhiko Saito and Eiko Tomita

グローバルゼーションと多文化主義	118
投資と知識の流れ—先住民族をグローバル世界に包含する	123
文化財の流れ—創造性と多様性を通じて選択的版を拡大する	130
人の流れ—世界市民のための複数のアイデンティティ	134

注釈	144
文献注	147
文献一覧	149

特別寄稿

人権こそが人類の文明の根本的な価値を体現している／シリジ・エバデイ	33
多様性—分裂から包含へ／ネルソン・マンデラ	60
アフリカニスタンの憲法における言語的多様性の認識／ハミド・カルザイ	87
相違は脅威ではなく力の源である／ジョン・ヒューム	114
先住民族と開発／オーレ・ヘンリック・バツガ	123

囲み記事 (BOX)

21 文化的排除の2つの側面	36
22 文化的権利の定義は市民的、政治的、経済的、社会的権利よりも遅れている—なぜだろうか？	37
23 文化的自由を測定する	41
24 人間開発指数：集団間の不平等の実態をとらえる	47
25 文化政策—文化遺産を保護し、文化的自由を推進する	50
26 集団間の不平等が紛争や緊張を引き起こすことがある	56
27 ソロモン諸島における紛争の原因は民族の違いではない	57
31 連邦制度への簡単な手引き	66
32 連邦制度の課題：ナイジェリアの困難に備えた政治的軌跡と展望	68
33 比例代表制か、勝者がすべてを得る制度か。ニューゼーランドの軌跡	72
34 世俗国家と宗教国家のさまざまな形態とその宗教的自由に及ぼす影響	74
35 フレンドラークとイスラム教の身分法：一元的な民法典をめぐる進行中の論争	77
36 クアテマラにおける司法クセスと文化の承継	79
37 ハブスニューギニアの多言語教育	81
38 アフリカにはいくつの言語があるのだろうか。アフリカ人の85%は15の主要な言語を話している	84
39 フォリビシにおける土地に関する権利	92
310 フレーシテと南アフリカにおける積極的差別撤廃の実践例	94
41 リーダーシップ、イデオロギー操作、支持者集め	103
42 中央アジア—政治的・文化的自由の規制に潜む危険性	105
43 エジプト—穏健派と過激派との識別	108
44 フルゼリヤ—不満、民主化、暴力	111
45 米回—不寛容と憎悪に照準を合わせる	113
51 文化—人類学におけるパラダイムシフト (認識の変化)	120
52 グローバル倫理のもとになるもの	121
53 民間企業と先住民族は開発のために力を合わせるべきか	127
54 伝統的知識を保護するための知的所産権を行使する	129
55 文化財をめぐる議論と多国間投資協定の惨憺たる結末	131
56 国内の文化産業支援におけるフランスの成功	134
57 イスラム教スカーフ問題に揺れるフランス	136
58 臨時契約、労働者撤退、ただし働かない人はお断り	140
59 ヘルリンはいかにして文化的差異の尊重を推進してきたか	144

表

21 OECD諸国の 都における、議会内の少数派代表数と割合	46
22 人間開発指数に多文化主義政策を組み込む	49
31 フルキナンアフリカにおける従来型の学校の実績と費用に関する指標	82
41 バキスタンの宗派対立による死傷者数	100
51 ラテンアメリカの先住民人口	124
52 国内映画および視聴覚産業の促進に向けた政策選択—市場と産業の規模は重要	132
53 外国で生まれた人の割合、上位10都市	134

図

21 大半の国は文化的に多様である	38
22 先住民の寿命は短い	39
23 欧州の非欧州人移住者の人口は大幅に増加している	40
24 多くの児童が母語で初等教育を受けられない	45
25 国民の祝祭日は文化的アイデンティティを承認、または擁護する手段として重要である	45
31 ラテンアメリカでは、先住民族はそれ以外の人々よりも貧困である可能性が高い	88
32 南アフリカでは、非白人は白人ほど、保健医療公共支出の恩恵を受けていない	89
33 フレーシテでは集団間の不平等は減少したが、個人間の不平等は減少していない	95
34 米回における積極的差別撤廃の結果はさまざまである	95
41 文化的支配を求める動き—すべての原理主義者またはすべての票力の集団が文化的支配を求めているというわけではない	99
42 欧州には選挙に得票率を抑えている極右政党がある	100
43 民主的参加は極右政党の過激な派生の台体を無くすることができる	112
51 国際映画市場 (米回以外) において、総興行収入で歴代上位を占めたのはアメリカ映画だった	131
52 欧州、北米、オーストラリア、ニューゼーランドへの移住者はかつてないほど増加したが、難民の割合は依然として少ない	135
53 ますます多くの政府 (貧困を問わず) が、移民を抑制したがっている	135

地図

21 アフリカでは言語コミュニティと社会的排除が大きく重なり合っている	48
51 開発途上国における採取およびインフラ関連活動の多くは先住民居住地域で行われている	124

特別資料

21 「危険にある少数民族」資料—文化的排除を数値化する	43
図1 文化的に結びついた集団が受ける差別や不利益は文化的、政治的、経済的なものである可能性があり、かなりの部分はそれらが重なり合っている	43
図2 政治的排除と経済的排除の原因はさまざまである	43
31 国家統一か、民族・文化的アイデンティティか？ どちらかを運ぶ必要はない	64
図1 複数の相対論的的な国民のアイデンティティ	65
図2 有難、文柄、一体感：貧しく多様性に富んだ国々には多文化政策で成功する可能性がある	65
51 グローバリゼーションがアイデンティティ政治に与える新たな影響とは	116
表1 移民人口の割合(上位10カ国)	117
図1 開発途上国の採取産業に対する投資の急増	116
図2 国内映画の減少、アメリカ映画の増加：映画観客動員数の推移	117
統計特別資料1 人間開発の状況	166
表1 HDI、HPI-L、HPI-E、GDI—同じ構成要素だが測り方は違う	166
表2 貧困を取り除く：大きな割合がまだ残っている	169
表3 前進と後退：乳幼児死亡率	170
表4 前進と後退：初等教育	170
表5 前進と後退：所得貧困	170

表 6	人間開発指数 (HDI) が低下している国、1980年代と1990年代	170
図 1	HDIは同水準でも異なる所得	167
図 2	所得は同水準でも異なるHDI	167
図 3	ミレニアム開発目標 (MDGs) への進展は十分でない	171
図 4	対照年表：進捗が加速しなければ、ミレニアム開発目標はいつ達成されるだろうか？	173
図 5	人間開発指数 (HDI) の世界格差	174
図 6	最低先回および上位優先国	174
人間開発指標表に掲載のミレニアム開発目標 (MDGs) をモニタリングするための指標	176	
統計特別資料 2 人間開発指標表 1 についての注釈：今年の人間開発指数 (HDI) について	178	

人間開発指標表

人間開発をモニタリングする—人々の選択肢の拡大

1	人間開発指数 (HDI)	181
2	人間開発指数 (HDI) の動向	185
3	人間貧困と所得貧困：開発途上国	189
4	人間貧困と所得貧困：OECD、中東欧・CIS諸国	192

健康で長生きするために

5	人口動態	194
6	保健医療の状況：資金、アクセス、サービス	198
7	水、衛生設備、栄養状況	202
8	地球規模の保健医療の主な危機と課題	206
9	生存状況：前進と後退	210

知識を得るために

10	教育への取り組み：公的支出	214
11	識字と就学	218
12	技術の普及と創造	222

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

13	経済実績	226
14	所得または消費の不平等	230
15	貿易構造	234
16	富裕国の責任：援助	238
17	富裕国の責任：債務救済と貿易	239
18	援助、民間資本、債務の流れ	240
19	公的支出の優先分野	244
20	OECD諸国の失業	248

次世代のために

21	エネルギーと環境	249
----	----------	-----

人間の安全保障を図る

22	難民と兵器	253
23	犯罪被害者	257

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

24	ジェンダー開発指数 (GDI)	259
25	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)	263
26	教育のジェンダー不平等	267
27	経済活動のジェンダー不平等	271
28	ジェンダー、労働量と時間配分	275
29	女性の政治参加	276

人権と労働に関する国際協定

30	主要な国際人権協定の現状	280
31	基本的労働条約の現状	284
32	人間開発に関する指針：地域別状況	288
33	その他の国連加盟国の基本指標	292

『人間開発報告書』の統計資料について

293

テクニカルノート

1：人間開発に関する指数を計算する	303
2：ミレニアム開発目標の達成に向けて最優先国と上位優先国を定める	310

指標項目の定義

313

統計資料

321

各国の分類

323

指標項目一覧

327

各国の人間開発順位

330



概要

この多様な世界で文化の自由を

これから起首されるイラクの新憲法は、シーア派とクルド人を公平に代表するものでなければならぬという要求をいかにして満たすのだろうか。アフガニスタンの新憲法は、同国で話される言語のどれを、そしていくつの言語を公用語として容認するべきなのだろうか。ナイジェリアの連邦裁判所は、解外交渉に犯罪を規定するシャリヤ（イスラム法）

にどのような対応をするのだろうか。フランス議会は、公立学校におけるスカーフ、その他の宗教的に意味のあるものの着用を禁止する法律案を承認するのだろうか。米国のヒスパニック系住民は、米

国文化への同化に抵抗を示すのだろうか。コートジボワールに停戦をもたらす和平合意はできるのだろうか。先住民からの抗議の高まりを受けて、ボリビア大統領は辞任するのだろうか。スリランカのタミル人とシンハラ人の紛争に終

止符を打つための和平交渉が決着することはあるのだろうか。これらは、過去数年カ月に注目された世界の出来事の一部にすぎない。文化的多様性の実現は、われわれの時代における中心的課題の一つである。

長年におたり社会的調和を乱す脅威であると考えられてきた上記のような選択、つまり多様な民族、宗教、言語、価値を認め、順応しようとする選択は、21世紀の政治の分野において避けては通れない主要な論点である。あらゆる信条の政治的指導者や論者が、民族、宗教、言

この多様な世界で文化の自由を

語、人種などの文化的アイデンティティをはっきりと認識することに異を唱えてきた。その結果、文化的アイデンティティは、たびたび抑圧され、それも時には国の政策による残忍な弾圧を受けてきた。それは、宗教的迫害や民族浄化のほか、日常的な迫害や、経済的、社会的、政治的差別を通じて行われてきたのである。

今日の新しい潮流は、アイデンティティを重視する政治（アイデンティティ政治）の台頭である。ラテンアメリカの先住民族から、南アジアの宗教的少数派、バルカン諸国やアフリカの少数民族、さらには西欧における移民にいたるまで、情況はまったく異なるが、人々はさまざまな方法で、民族、宗教、人種、文化にまつ

わる旧来からの不満を核として改めて集結し、自分たちのアイデンティティが社会により広く認知され、理解され、受け入れられることを求めている。社会的、経済的、政治的機會において差別され、疎外されているそれらの人々は、社会的正義をも求めている。さらに、今日の新しい動きとして、文化的自由を脅かす強

圧的な運動の台頭もある。このグローバル化の時代において、自分たちの文化が押し流されてしまうと感じている個人や地域社会や国々から、新しい種類の政治的主張と要求が引き出されている。彼らは、グローバル化された世界においても、自分たちの多様性を維持することを望んでいるのである。

文化的自由は人間開発の不可欠な一部である。

なぜ今日、こうした運動が起きているのだろうか。これらの運動は、個々に独立したものではない。社会の変容、文化的自由に向けた闘争、人間の自由と民主主義の進展における新しい地平にかかわる歴史的過程の一部である。そしてこれを推進し、形成しているのは、抗議行動を可能とするより広い政治活動を提振する民主主義の広がり、新しい連帯のネットワークを生み出し、新しい取り組みを提起しているグローバルゼーションの進展である。

文化的自由は人間開発の不可欠な一部である。なぜなら、他人からの尊敬を失わずに、あるいは異なる選択をする可能性を奪われることなく、アイデンティティ（つまり自分が誰であるか）を選択できることは、豊かな生活を営むうえで重要であるからである。人は、嘲笑や懲罰、可能性の減少を恐れずに、自らの宗教を公然と信仰し、自らの言語を話し、自らの民族的伝統や宗教的伝統を維持する自由を望んでいる。自らが選択した文化的よりどころを失うことなく、社会に参加する自由を望んでいる。これは単純な考えだが、社会を大きく動揺させる概念である。

各国は、こうした要求に対応しなければならぬという緊急の課題に直面している。対応が適切であれば、アイデンティティが一段と認知されることで、社会の文化的多様性が拡大し、人々の生活は豊かになることだろう。だが、大きなリスクも潜んでいる。

文化的アイデンティティをめぐるこれらの闘いが、まったく管理されなかったり、管理が不適切であるならば、直ちに国内および国家間における最大の不安定要因の1つとなり、その過程で開発を後退させるような紛争を引き起こしかねない。人や集団を極端な形で区別するアイデンティティ政治 (identity politics) は、

「自分たち」と「他人」との間に深い溝を作り出し、不信と憎悪の増大、平和、開発、そして人間の自由を脅かす。この1年の間にも、民族間の暴力行為で、コンボとセルビアでは何百軒もの家屋やモスクが破壊された。スバインの列車爆破テロは、200人近くの生命を奪った。多様な文化を非常に受け入れられたインフのグアテマラ州、その他の地域でも、宗派間の暴力行為によって、何千人ものイスラム教徒が殺害され、さらに数千人の人人々が家を追われた。ソルウェーでは、移民を標的にする憎悪犯罪 (hate crimes) が多発し、自分たちが寛容への取り組みをしっかりと果たしていると思っていた彼らの自信を打ち砕いた。

さらに、アイデンティティをめぐる闘いは、人間開発を遅らせる抑圧的で排外的な政策も導きかねない。この動きは、世界主義 (コスモポリタン) 的な価値や開発を前進させる知識や技能を持つ人々やそのような考え方の流入をせき止め、保守主義への回帰および変化に対する拒絶を助長する可能性がある。

多様性を管理し、文化的アイデンティティを尊重することは、単に少数の「多民族国家」の課題であるだけではない。完全な単一民族国家など存在しないと云ってよい。世界の200カ国近い国々には、約5000の民族集団が住んでいる。そのうちの3分の2の国は、かなりの数の少数民族、つまり、人口の10%以上を占める民族のまたは宗教的少数者集団を少なくとも1つは抱えている。

同時に、海外移住の動きは加速してきており、一部の国や都市では驚くような影響が出てきている。トロントの全人口のうち、カナダ以外の国で生まれた人は半数近くになる。さらに、前世紀の移民に比べ、出身国との緊密な結びつきを維持する海外生まれの人々も大層に増えて

いる。今日では、どの国でも何らかの形で多文化社会であると言え、共通の伝統、文化、価値観、生活様式の絆で結ばれた民族的、宗教的、あるいは言語的集団を国内に有している。

文化的多様性はすでに定着しつつあり、今後いつそう拡大するであろう。各国は、この多様性の中で国民統合を図る方法を模索しなければならぬ。かつてないほど経済的に相互依存を高めている世界は、人々が多様性を尊重し、人間性という共通の絆を通じて結束を築き上げない限り、機能することは不可能である。現代のグローバルゼーションの時代において、いずれの国もまた国際社会も、さまざまな文化を認めることへの要求もはや無視することはできない。さらに、文化とアイデンティティをめぐる対立は深まること予想される。なぜなら、通信と移動が容易になったことにより、世界は縮小し、文化的多様性の景観が一変したからである。また民主主義、人権、新しいグローバルネットワークの広がりにより、人々が特定の主義主張 (cause) のために結集し、対応を強く求め、達成する手段が強化されてきたからである。

覆された5つの神話。文化的アイデンティティを認め、多様性の拡大を奨励する政策は、分裂、紛争、開発の遅れ、または専制的支配を生むことではない。このような政策は実行可能であるとともに、文化的集団の抑圧が緊張関係を引き起こすことが多いため不可欠でもある。

本報告書は、文化的差異を明確に認める政策、すなわち多文化政策を探ることによって、多様性を尊重し、より包括的な社会を構築するための論拠をがすものである。しかしなぜ、文化的アイデンティティの多くが、これほど強い抑圧あ

るいは無視されてきたのだろうか。その理由の1つに、多様性の促進は理論上は望ましくても、実際には国家を脆弱にし、紛争を引き起こし、開発を遅らせかねないと感じている人が大勢いることが挙げられる。この考え方によれば、多様性への最良の対処法は単一の国家基準に同化することでありとされ、そのことが文化的アイデンティティの抑圧につながる可能性がある。しかし、本書では、これらの理由はいくつかの前提条件ではなく、神話であることを論じる。さらに、多文化主義政策の取り組みは、単に望ましいというだけでなく、実行可能であり、また必要でもあることを主張する。そのような取り組みがなければ、考えられる多様性の諸問題は、そのまま現実になってしまいかねない。

神話：その1。人々の民族的アイデンティティと国家への帰属 (attachment) は競合する。したがって、多様性の承認と国家統一とはトレードオフ(二律背反)の関係にある。

これは誤りである。個人は、国籍のほかに、民族、言語、宗教、人種など、補完し合う複数のアイデンティティを持つことが可能であり、実際に持っている。また、アイデンティティはゼロサムゲームでもない。国家統一と文化的差異の承認のどちらかを必ず選択しなければならないということはない。

個人にとっても、共有する価値観をはじめとする文化的絆で結ばれたある集団へのアイデンティティと帰属意識は、重要である。しかし、各人は、数多くのさまざまな集団にアイデンティティを見いだすことが可能である。個人は、国籍(たとえば、フランス国籍)、性別(女性)、人種(西アフリカ系)、言語(タイ語と中国語と英語が流暢)、政治(左翼的思想の持ち主)、宗教(仏教徒)といったアイデンティティを持っている。

本報告書は、文化的差異を明確に認める政策、すなわち多文化政策を探ることによって、多様性を尊重し、より包括的な社会を構築するための論拠を示すものである。

アイデンティティには選択の要素も含まれている。つまり、個人は、異なる状況に応じて、これらの集団の中から、どの集団の一員であることを優先するかを選ぶことが可能である。メキシコ系米国人は、メキシコのサツカーチームを応援する一方で、米陸軍で兵役を果たすこともある。多くの白人系南アフリカ人は、南アフリカ人としてアパルトヘイトと闘うことを選んだ。社会学者は、人は「自分たち」と「他人」を分けるアイデンティティの境界線を持っていると言うが、これらの境界線は、より広くさまざまな集団を迎え入れることができるように自在に動き得るし、また、あいまいになることもあるのである。

個人にとっても、共有する価値観をはじめとする文化的絆で結ばれたある集団へのアイデンティティと帰属意識は、重要である。しかし、各人は、数多くのさまざまな集団にアイデンティティを見いだすことが可能である。

クルーニャ人またはバスク人であると考える。これらの国々をはじめさまざまな国が、多様な文化を受け入れられるために懸命に努力してきた。また、アイデンティティの尊重と国家制度に対する信頼を育くむことを通じて、結束を図ることも熱心に取り組んできた。こうしてこれらの国は土にまともってできた。移民が新しい国に對し忠誠心を持つようになったからといって、出身国にいる家族に對する責務を否定する必要はない。「同化」しない移民は国を分裂させるだろう、という不公には根拠がない。選択を伴わない同化は、もはや統治の形として実行可能でも、必要でもないのである。

多様性と国家統一とは、トレードオフの関係にはない。多文化主義政策こそが、多様な、かつ統一された国家を建設する道である。

「国造り」は、20世紀の最も大きな目標であり、大半の国が、単一のアイデンティティを持った、文化的に同質な国家の建設を目指してきた。時として成功することもあったが、抑圧と迫害という犠牲を伴った。20世紀の歴史が教えてくれたことがあるとすれば、それは、ある文化的集団を滅殺、排除しようとする試みは、強い反発を誘発するということがある。それとは対照的に、文化的アイデンティティを認めることは、永続的な緊張関係を解消するのに役立ってきた。実際のな理山からも道徳的な理山からも、ある文化を持つ集団を受け入れるほうが、そうした集団を排除しようとしていたり、存在しないものと無視するよりもはるかに優れている。

各国は、国民統合と文化的多様性のどちらかを選択する必要はない。両者は共存が可能であり、多くの場合実際に共存していることが、調査結果でもわかっている。ベルギーでは、市民の圧倒的多数がフレンカー卜調査で、自分はベルギー人であると同時にフランソン人またはワロン人であると考えると同答し、スペインでは、自分はスペイン人であると同時にカ

タルーニャ人またはバスク人であると考えると同答した。これらの国々をはじめさまざまな国が、多様な文化を受け入れられるために懸命に努力してきた。また、アイデンティティの尊重と国家制度に対する信頼を育くむことを通じて、結束を図ることも熱心に取り組んできた。こうしてこれらの国は土にまともってできた。移民が新しい国に對し忠誠心を持つようになったからといって、出身国にいる家族に對する責務を否定する必要はない。「同化」しない移民は国を分裂させるだろう、という不公には根拠がない。選択を伴わない同化は、もはや統治の形として実行可能でも、必要でもないのである。

多様なと国家統一とは、トレードオフの関係にはない。多文化主義政策こそが、多様な、かつ統一された国家を建設する道である。

神話：その2。民族集団は、価値観の衝突から互いに暴力的紛争を起こしやすい。したがって、多様性の尊重と平和の維持とはトレードオフの関係にある。

誤りである。文化的差異と、価値観をめぐる衝突そのものが、暴力的紛争の原因であるという科学的証拠はほとんど存在しない。

とくに冷戦の終結以降、暴力的紛争が国家間よりも国内の民族集団間に起こってきたことは間違いない。しかし、それらの原因に関しては、文化的差異そのものが要因ではないというのが最近の研究における学者の広く一致した意見である。そればかりか、文化的多様性は、集団の動員を難しくするため、紛争の危険度を低減すると主張する学者さえいる。

複数の研究はこれらの戦争の要因として、集団間の経済的不平等や、政治権力上地、その他の経済的価値をめぐる争い、を挙げている。フレンジーでは、先住民であるフレンジー人が、インド人が支配す

る政府に對してクーデターを起こしたが、それは土地が没収されることを恐れたからであった。スリランカでは、多数派シンハラ人が政治権力を獲得したものの、少数派タミル人のほうがより多くの経済的資源を利用できたことが、数十年に及ぶ内戦を引き起こす原因となった。ブルンジとルワンダでは、ツチ族とフツ族が、それぞれ異なる時期に、経済的機会と政治参加から排除されていた。

これらの紛争では、文化的アイデンティティも役割を担っている。しかしそれは紛争の原因としてではなく、政治的結束の原動力としての役割である。指導者は、兵士を招集するために、ある単一のアイデンティティやその象徴、および長年蓄積している不満を引き出し利用する。また、ある特定の文化が受け入れられていないことが、暴力的な動員を引き起こすことがある。南アフリカで起こった1976年のソウエト蜂起の根本には、この国に存在した不平等があったが、そのきっかけは黒人学校でアフリカーンス語教育を強制しようとしたことだった。

文化の異なる集団の共存、それ自体は暴力的紛争の原因ではないが、集団間の経済的、政治的不平等の拡大を容認したり、文化的差異を抑圧したりすることは危険である。なぜならば、これらの格差が不公平であると抗議するために、文化的集団は容易に動員されるからである。

平和と多様性の尊重とはトレードオフの関係にはないが、アイデンティティ政治が暴力を生まないよう管理することは必要である。

神話：その3。文化的自由のためには伝統的慣行を守る必要である。したがって、文化的多様性の承認と、開発、民主主義、人権の前進など、その他の人間開発の優先課題との間にトレードオフの関係が存在する可能性がある。

誤りである。文化的自由とは、個人の

選択の拡大に関わるものである。伝統に無批判に従い、価値観や慣行の維持を口にするものではない。

文化は、価値観と慣行の硬直した組み合わせではない。変化する現実に合わせて、また意見を交換することによって、人々が自らの価値観や慣行を問い直し、適応させ、再定義する中で、文化は絶えず創造を繰り返している。

多文化主義とは、人権を侵害するような慣行も含めた文化を保護する政策であり、こうした文化を認める運動が、民主的に運営されることにはない。主張する人がいる。しかし、文化的自由および多様性の尊重と、伝統の擁護を混同してはならない。文化的自由とは、人々に他の選択肢を検討する適正な機会を与え、人々が、自ら選択した生活を送り、自ら選択した存在となることができる能力を持つことである。

「文化 (culture)」、「伝統 (tradition)」、「正統性 (authenticity)」は、「文化的自由 (cultural liberty)」と同一ではない。女性が平等に教育を受ける権利を否定するというような、個人の機会を平等と定義し、人権を侵害する慣行を認める理山として、文化、伝統、正統性を受け入れることはできない。

選挙によらない指導者が率いる利益集団は、集団の成員全体の意見を反映していないことがある。「伝統」という名のもとに現状を維持することに利益がある人々、また、文化を顧慮化したものにするために伝統主義の門番のように振る舞いかねない人々によって、集団が支配されることは珍しくない。自分たちの文化の受け入れを要求する人々は、民主主義の原則、および人間の自由と人権の目的にも従わなければならない。フレンジー卜のサーミ人はそのよい例である。彼らは、フレンジー卜国家の一部を成しながらも、民主的な制度と民主的手続きを有

文化的自由とは、自ら選択した生活を送り、自ら選択した存在となることができる能力を持つことである。

する機会において自治を享受している。文化的差異の尊重と、人権および開発との間にはいかなるトレードオフの関係もない。それどころか、人権のために高い、価値観の転換を勝ち取るうとする人々の積極的な参加は、開発の過程を進めるのである。

神話：その4. 多民族国家は、相対的に発展する能力が弱い。したがって、多様性の尊重と開発の推進との間にはトレードオフの関係が存在する。

誤りである。文化的多様性と開発の間には、良くも悪くも、明確な関係を示す証拠は存在しない。

しかしながら、多様性が開発の障害となってきたと主張する人がいることは事実である。多様性の高い社会の多くで、所得と人間開発が低水準を示していることは確かであるが、それが、文化的多様性と関連していることを示す証拠は存在しない。多様性がアフリカの低迷する経済発展の原因となってきたと主張する研究もあるが、それは、多様性それ自体ではなく、国益よりも民族の利益に従う政治的選択が関係しているのである。停滞してきた多民族国家があるのと同様に、めざましい成長を遂げた多民族国家もある。ペレーシアは、人口の62%を占めるペレー人その他の先住民族集団、30%の中国人、8%のインド人で構成されるが、積極的に政策を導入した1970年から90年の間に世界で10番目の高い経済成長を遂げた。モリシヤスの人間開発指数は、サハラ以南アフリカでは最高位の6位であるが、同国は、アフリカ人、インド人、中国人、欧州系の多様な人口を抱えており、ヒンドゥー教徒50%、キリスト教徒30%、イスラム教徒17%で構成されている。

したがって、特定の文化を要け入れることと、開発および民主主義を推進することとの間にはトレードオフの関係が存在する。これも誤りである。文化と、経済発展あるいは民主主義との因果関係をがすような、統計分析または歴史的因果の神話は存在しない。文化決定論 (cultural determinism)、すなわち、ある集団の文化が、経済成長や民主主義の進展を説明する阻害要因あるいは促進要因であるという概念は、非常に強く直感に訴える。しかしこうした理論は、計量経済学的分析においても、また歴史的研究においても支持されていない。

資本主義経済が成功した主たる要因はプロテスタント倫理にあるという、マックス・ウェーバーの説明に始まり、これまで数多くの文化決定論が提唱されてきた。これらの理論は、過去を説明するうえでは説得力があるものの、未来の予測に関しては誤まっていたことが繰り返し立証されている。ウェーバーのプロテスタント倫理理論が高い評価を受けていた当時、カトリック諸国 (フランスとイタリア) のほうが、プロテスタント諸国である英国とドイツよりも速い成長を遂げていた。そのため、この理論は拡大され、キリスト教または西洋を意味するようになった。また、日本、韓国、タイ、その他の東アジア諸国が記録的な成長率を達成したときには、儒教的価値観が成長を運らせているという概念を放棄せざるを得なくなった。

文化的伝統を理解することによって、開発の進展に影響を及ぼす人間の行動と社会学に對する洞察を得ることができると。しかし、これらの洞察が、文化と開発に對する決定的な理論を提供することはない。たとえば、経済成長率を説明するにあたっては、経済政策、地理、疾病

状況といった要因が極めて密接に関連していることが知られている。一方、ヒンドゥー社会がイスラム社会かといった文化は、重要でないことがわかっている。民主主義についても同様のことが言える。非西洋諸国における民主化の失敗の原因は、不寛容と「専制的価値観」という固有の文化的特性にあると考える文化決定論の新しい波が、一部の政策論争において影響力を持ち始めている。

国際的には、一部の論者が、民主的で寛容な西洋諸国の未来が、より専制的価値観を備えた非西洋諸国によって脅かされており、21世紀には「文明の衝突」が起ると主張してきた。この主張に対しては、懐疑的にならざるを得ない理由がある。その1つに、この理論は、異なる「文明」を持つ集団間の差異を誇張して、類似性を無視していることが挙げられる。

さらに、民主主義あるいは寛容は西洋の専断特許ではなく、寛容的で民主的な西洋と独裁主義的な東洋との間に固有の歴史的境界など存在しないのである。孔子やカワチアルヤの思想が、アラブとアラブスタニズムの思想以上に権威主義的ということもなかった。民主主義の擁護者は、欧州のみならず、その他の地域にも存在した。16世紀のインドで宗教的寛容を説いたアクバル大帝や、7世紀の日本で「重要なことから決定は独断で行ってはならない。多数で協議すべきである」と謳った憲法を採択した聖徳太子の例を考えてほしい。重要な公的課題には参加型の意思決定が必要であるという概念は、アフリカその他の地域における多くの伝統の中核をなしてきた。さらに、より最近の世界価値観調査 (World Values Survey) の結果も、イスラム諸国に住む人々が、非イスラム諸国の人々と同じく高い民主的価値観を支持していることを示している。

文化決定論の基本的な問題は、文化

はおおむね不動かつ不変であり、世界は複数の「文明」または「文化」へと整然と分割することが可能である、とする前提がその基礎にあることである。これは、それぞれの社会における価値観と伝統が長期にわたり継続し得る一方で、文化とは変化するものでもあり、均質であることはまれであるという事実を無視している。ほとんど例外なくすべての社会が、20世紀の間に女性の役割やジェンダー平等に對する価値観をはじめとする、価値観の変化を経験してきた。そして、社会的慣行の劇的な変化が、チリのカトリック教徒からバンブアラジエのイスラム教徒やタイの仏教徒に至るまで、世界のあらゆるところで起きてきた。社会内部のそうした変容と緊張関係が、政治を動かして、歴史的变化を生み出し、人間係が力学的動向に影響するように、人類学の研究を現在支配している。皮肉なことには、人類学者が、明確に境界が固定された社会的現象としての文化という概念を捨て去ったのと時を同じくして、政治的関係においては、それぞれの「民族とその文化」の中心価値観と特色の模索が主流となりつつあるのである。

文化決定論の新しい波が、一部の政策論争において影響力を持ち始めている。

文化決定論は危険な政策的意味合いを持つため、当然批判的な評価を受けることになる。こうした評価は、国民統合、民主主義、開発の阻害要因となっているとされる「低位の」文化を中核または弾圧するような民族主義的政策への支持をおおる可能性がある。こうした文化的価値観に對する攻撃は、やがて暴力的な反発をおおることとなり、国内および国家間の緊張を高めることになりかねない。

人間開発には、健康、教育、人間らしい生活水準、政治的自由以上のものが求められる。国家は、諸民族の文化的アイデンティティを認め、受

け入れていかなければならず、人々は、生活の他の側面で差別されることなく、これらのアイデンティティを自由に表明できなければならぬ。つまり、文化的自由は人権であり、人間開発の重要な一面である。したがって、国家が行動し、関心を持つに値するのである。

文化的自由は人権であり、人間開発の重要な一面である。したがって、国家が行動し、関心を持つに値するのである。

人間開発とは、人々が生きるうえで大切なことを実践し、価値あると思うものになるための選択の拡大するプロセスである。これまでの「人間開発報告書」は、こうした選択の拡大のために、社会的、政治的、経済的機会の拡大に重点を置いてきた。公正な成長をもたらす政策、社会的機会の拡大、民主主義の深化が、どのようにしたらすべての人々の、これらの選択の機会を向上させることができるかを探求してきた。

人間開発のもう1つの側面は、測定することも、定義することも容易ではないが、極めて重要なものである。それは文化的自由であり、それは、人々が自らが見るように生きる能力の中核をなす。文化的自由の前進は人間開発の中心的側面とならなくてはならないが、社会的、政治的、経済的機会が文化的自由を必ずしも保障するものではないから、文化的自由はこれらを超える必要がある。

文化的自由とは、人々がその他の重要な選択（教育、保健医療または雇用機会の選択など）を妨げられることなく、アイデンティティを選択する自由、そして、大切に考える生活を送る自由を持つことを可能にするものである。実際には、文化的排除には2つの形態がある。1つは生活様式の排除であり、ある集団が選択する生活スタイルを認め受け入れることを拒み、社会の他の人々とまったく同じような生活を送ることを望まないものである。この例には、宗教弾圧のほ

か、移民に文化的慣行や言語を指せることを強要することなどがある。もう1つは参加の排除であり、自らの文化的アイデンティティゆえに、社会的、政治的、経済的機会において差別や不利な処遇を受けるときに起こるものである。

この2種類の排除はともに、民主主義国であれ独裁主義国であれ、あらゆる大陸のすべての開発のレベルで広範囲におたって存在している。研究プロジェクト「危機に曝される少数民族（The Minorities at Risk）」は、文化的排除に関連する諸問題を含む、世界中の少数民族集団の状況について調査している。そこで得られた一連のデータから試算した結果、世界の人々のおよそ7人に1人に相当する9億もの人々が、他の集団が受けていない何かの形の生活様式または参加の排除を受けている集団に属していることがわかった。

当然ながら、あらゆる文化的自由の抑圧が存在する。極端な例が民族浄化である。次に、宗教的、言語的、市民的行為に対する公的な制約が挙げられる。しかし、それ以上に顕著に見られるのが、単に人々の文化と伝統に対する認識や尊重の欠如、つまり一部の文化を低位のもの、原始的または野蠻なものと見なすことに起因する文化的排除である。これは、少数民族の宗教的休日や祝日としない国の公用語や、少数民族の指導者の功績について触れていない、またはそれを軽視している教科書、多数派の支配的文化的業績を褒め称える文学などの芸術作品への支援、などの国家政策に見てとることができ。

生活様式の排除は、雇用、住宅、学校教育、政治的代表権における差別や不利な処遇を通して、社会的、経済的、政治的排除と重なることが多い。ネパールにおける下位の職業カーストの5歳未満死亡率は、ネパール人やパルマソンの死亡率

が7%なのに対し、17%を超えている。セルビアとモンテネグロにおいて、小学校に一度も通ったことがないロマン（ジプシー）の子どもの割合は30%に上る。欧州系ラテンアメリカ人は、人種差別をしないことをしばしば白慢し、彼らの国自体もそうであると主張する。しかし、南米大陸全域で、先住民はその他の人々よりも貧しく、政治における代表も少ない。たとえばメキシコでは、所得が貧困ラインを下回る人口が全体では18%なのにに対し、先住民では81%に上る。

しかしながら、生活様式の排除と参加の排除が常に重なるとは限らない。たとえば、東南アジアに住む華僑は、経済面では支配的地位にあるが、中国語学校への規制、中国語での出版の禁止、現地名を採用することを求める社会的圧力などによって、文化面で排除されてきた。しかし、たいいていの場合、生活様式の排除はその他の機会からの排除を強化することになる。これは何よりも言語についてあてはまる。とくに少数民族として規模の大きいトルコのクルド人や、グアテマラの先住民族をはじめ、数多くの集団が、自分たちの言語が学校や法廷、その他の公共の場で認められていないために、政治的参加と経済的機会から締め出されている。それゆえに、自分たちの言語が教育や、政治的および法的プロセスにおいて認知され、使用されることを求めて、激しく闘うのである。

民主主義政策の策定に成功している国は少なくない。

保健医療、教育およびジェンダー平等が自然に達成されるわけではないのと同様、文化的自由も何もしないで手に入るということはない。政府は、道義または差別という明確な政策をとっていない場合でも、文化的自由の促進を主要な政策課題とすべきである。

信仰、言論、結社の自由など、個人の市民的および政治的権利が保障されれば、人々が自らの宗教を信仰し、自分の言語を話し、雇用や学校教育の場における差別、その他さまざまな形態の排除を克服するには十分であると論じる人がある。彼らは、文化的排除は経済的および政治的排除の副産物であり、それらがいっただん解決されれば、文化的排除もひたひたに消えてなくなるだろうと主張する。

しかし、これまでこうした自然な解決が起きたことはなかった。たとえば、豊かな民主主義国の多くは、全市民を平等に扱っていると公言するが、それにもかかわらず、政治における適正な代表権を持たず、公共サービスの利用に際して日々嫌がらせや困難に遭っている少数民族が国内に存在するのである。

文化的自由を拡大するには、文化的自由の占定を克服するための明確な政策、つまり多文化主義政策が必要である。そのためには、国は、憲法、法律、制度の中で文化的差異を認める必要がある。また、少数者であろうと歴史的に除外されてきた多数派であろうと、特定の集約の利益が、多数派または支配的集団に無視されたり踏みにじられたりしないよう、政策立案する必要がある。そして立案にあたっては、民主主義の強化、有能な国家の形成、すべての市民の平等な機会の確保をはじめとする、人間開発のその

他の日標や戦略と矛盾しないやり方で行うことが必要である。これは簡単ではないが、文化的多様性を管理するために革新的な手法を取り入れている国が世界にはたくさんある。本報告書では、とくに政治参加、宗教、司法へのアクセス、言語、社会経済的機会、利用、の5つの主要政策分野に焦点を当てている。

政治参加を確保する政策

多文化民主主義の新しいモデルの中には、多様な文化集団間で権力を分担するための有効な仕組みをいくつか提示しているものがある。

を通じて取り組んだ。各選挙区で得票数の多い候補者のみが選出される制度に代わり、比例代表制を導入したことにより、マオリ族の代表者の比率は1993年の3%から、2002年の選挙では人口比率と同水準の16%へと上昇した。留保議席と割当制度は、インドにおける指定部族と指定カーストの発言権や、クロアチアにおける少数民族の議席を確保するうえでも欠かせないものである。

連邦制は、権力分担のための重要な手法である。民主主義の歴史の古い多民族国家のうち、およそ12か国に1国で、連邦国家の中の各州政府の権限が必ずしも同等でない、非対称的な連邦制を採用している。連邦制は、さまざまな集団のニーズに合わせた柔軟に対応する。たとえば、マレーシアのサバ州とサラワク州は、スペインのバスク、その他の14の自治州 (comunidades autónomas) と同様に、教育、言語、文化といった分野で自治権を持っており、特別な地位を与えられている。

カナダのインディアン族など、一部の先住民族も自治領に関して交渉を重ねてきた。教訓として言えることは、スペインのように歴史的に分離運動に直面してきた国で緊密関係を解消するには、権力分担の仕組みが不可欠であることが広く立証されてきたということである。緊張が高まりつつある場合、十分な時期にこれらの仕組みが導入されれば、暴力的な紛争を未然に防ぐことが可能である。

宗教的自由を確保する政策

宗教の少数者の多くは、さまざまな形の排除に苦しんでいる。時にはそれが、宗教の自由の中へからさまざまな抑圧であったり特定の宗教集団に対する差別によることもある。これはとくに、ある宗教を国教として支持する宗教国家によく見られる問題である。

しかしそれ以外の場合は、公用暦が少数民族の宗教の祝日を認めていない場合のように、排除はそれほど直接的でなく、またその多くは意図的ではないのだろう。インドでは、同じが多様であることに配慮して、ヒンドゥー教の祝日を5日祝うほかに、イスラム教の祝日を4日、キリスト教の祝日を2日、仏教とジャイナ教とゾロアスター教の祝日を各1日、公式に祝っている。フランスには国民の祝日が11日あり、特定の宗派に偏らない祝日が5日あるが、残りの宗教の祝日6日は、人口の7%がイスラム教徒、1%がエチオピア教徒であるにもかかわらず、すべてキリスト教暦の行事を祝う日となっている。同様に、公的機関における服装規定が、少数民族の宗教の服装と相容れないことがあるかもしれない。または、婚姻や相続に関する国の法律が、宗教的戒律の定めるところと異なるかもしれない。あるいは、土地の区画規制が、ある少数民族の埋葬慣行に反することがあるかもしれない。

この種の衝突は、市民的権利と政治的権利の保護を謳う強固な民主制度を持つた政教分離国家においてさえ生じることがある。人々のアイデンティティにとって宗教が極めて重要であることを考慮するならば、宗教的少数者がこうした排除と戦うためにしばしば結集することは驚くにあたらない。宗教的慣行によっては容易に受容できるものもあるが、しばしば難しい選択と妥協に迫られる。フランスでは、公立学校におけるスカートの着用が、同国の教育が教えるようとする政教分離の国家原則とジェンダー平等という民主的価値を侵害するかどうかという難問に取り組んでいる。ナイジェリアでは、婚外交渉事件におけるシャリヤ (イスラム法) 裁判所の判決を支持するべきかどうかに苦慮している。

人間開発の視点から大切なのは、人間

の自由と人権の拡大を図り、平等を認めることである。これらの日標を達成する見込みが最も高いのは、宗教的慣行を適度に取り入れ、すべての宗教が国家と同等の関係にあり、人権を保護しているような政教分離の民主国家である。

法多元主義 (legal pluralism) 政策

多くの多文化社会で、先住民族およびその他の異なる文化集団に属する人々が、司法へのアクセスの確保を日指し、自分たちの伝統的法制度の認知を強く求めてきた。たとえば、グアテマラのマヤ族は数世紀にわたり弾圧を受けてきたが、その場合、同的法制度も弾圧の一端を担ってきたのである。法の支配による国家制度に対し地域社会が信頼を失ったのは、国家制度が法の裁き (justice) を確保せず、また社会と社会の価値観にもしっかりと根づいていなかったためである。

グアテマラ、インド、南アフリカなどの数か国では、地域社会の裁判規範と司法制度の役割をさまざまな方法で認めることにより、法多元主義への取り組みを行っている。法多元主義への要求は、元化された法制度という原則が阻まれること、あるいは民主主義と人権に反する伝統的慣行が助長されることを恐れる人々からの反対に遡る。別立が生じることは問題でない。たとえば、南アフリカでは、国家憲法のもとで認められている女性の相続権と、慣習法のもとで否定されている権利との対立という難しい問題に取り組んでいる。ここで社会は真正格のトローポに直面せざるを得ないが、法多元主義は、あらゆる伝統的慣行を全面的に受容することを求めているわけではない。文化とは進化するのであり、伝統を無条件に擁護することが文化的自由ではない。

緊張関係を解消するには、権力分担の仕組みが不可欠であることが広く立証されてきた。

言語政策

多くの場合、多文化国家で最も高識を呼ぶ問題が言語である。一部の国々は、民族の独自の言語の使用は危険要因であるとして、諸民族の言語の抑圧を試みてきた。しかし、民主主義が十分に確立された国々でも、広範囲に見られる排除の主要な原因は、単一言語政策である。学校における指導言語、議会討論や市民参加で使われる言語、商取引の言語など、公用語を選択することは、人々の生活において、政治的、社会的、経済的、文化的に障害にもなり、利点にもなる。パラウイ憲法は、すべての議員が英語を話し、読むことを求めている。南アフリカでは、他に9言語が公用語として認められているにもかかわらず、依然として英語とアフリカーンス語が裁判所で使用される事実上の言語となっている。ある言語を認知することは、単にその言語を使用する以上の意味を持つ。ある言語を認めるということは、その言語を話す人々と彼らの文化、そして彼らが社会に完全に包含されることを尊重することを象徴しているのである。

国家は、宗教に目をつぶることはできても、言語に口を出さないわけにはいかない。市民が帰属意識を持つためには意思疎通を図る必要があり、また公用語の選択は、国家のアイデンティティを象徴するものである。だからこそ、市民的自由と政治的自由は擁護していても、複数の言語を認知することには抵抗する回が少なくないのである。

数多くの国々が、統一の国語のほかに地方言語を認め、2、3の言語を採用することによって、統一と多様性という2つの対をなす目的を調和させる方法を見いだしている。かつて植民地であった多くの国においては、これは旧宗主国の言語（英語、フランス語など）、最も広く

用いられている現地語、地域社会の母語、の3つを認知することを意味してきた。タンザニアの学校や政府では、英語に加えてスワヒリ語の使用を推進してきた。インドは、数十年前にわたり「3言語制」を実施してきた。子どもたちは、それぞれの州の公用語（西ベンガル州におけるベンガル語など）で教育を受けるほか、国の2つの公用語である、ヒンディー語と英語を学習する。

社会経済政策

所得、教育、保健医療状況に見られる社会経済的不公正と不平等は、南アフリカの黒人や、ブラチベラとカナダの先住民など、疎外された集団を抱えるたくさんの多民族社会の顕著な特徴となってきた。これらの不公正と不平等にもとづく排除は、征服と植民地化の長い歴史的原因や、カースト制度をはじめとする、根深い階層構造を反映している。

こうした不平等に取り組むには、公平性を促進する経済政策と社会政策が不可欠である。公共支出における偏りを是正し、基本的サービスを提供し、教育水準の低い人々に提供することが有用ではあるが、それだけでは十分ではない。歴史的に根深く、社会に根拠に存在する不公正に取り組むには、集団間の差異を認める多文化政策が必要である。たとえば、先住民の子どもに対する教育支出を単純に増大するだけでは十分ではない。なぜなら、すべての学校が公用語だけで教育するならば、その子どもたちは不利な状況に置かれるからである。このような場合は、2カ国語教育が役立つであろう。また、鉱物資源がある土地に対する権利の主張、またはアフリカ南部の白人入植者定住地に対する権利の主張など、先住民の土地に対する権利の主張は、社会経済的機会を拡大する政策によっては解決できない。

インド、パキスタン、南アフリカ、米

国における経験は、積極的是正措置によって集団間の不平等を克服することが可能なことを示している。パキスタンでは、パキスタン人に対する中国人の平均所得の比率が、1970年の2.3から1990年には1.7へと低下した。米国では、弁護士全体に占める黒人弁護士の割合が1.2%から5.1%へ、また医師全体に占める黒人医師の割合が2%から5.6%へと増加した。インドでは、指定カーストと指定部族に、政府機関の雇用や高等教育への入学、あるいは議席を割り当てることによって、これらの集団の成員が貧困から脱出し、中流階級に仲間入りするのを助けてきた。

以上のいずれの政策も複雑さを伴うが、多くの国々における経験は、解決策が存在し得ることを示している。2カ国語教育は、効果がないとの異論があるかもしれないが、それは質を確保するための支援がほとんどなされていないためである。積極的是正措置プログラムに対しても、不平等の種を永遠につくり出して

いる、あるいは、保護主義の原因となっているとの異論があるかもしれない。しかし、やり方を改善することは可能である。2言語併用教育や積極的是正措置は、異なる文化を包含しようという要求に応えるための手段である。しかし、今日の世界には、多様性を抑圧し、1つの文化が他の文化を支配しようとする動きが増大していることも認識しなければなら

文化を民主的に受け入れるほうが効果的である。

文化的支配の動きを率先する人々は、自分たちの文化の優位性を確信しており、自分たちが住む社会の内外を問わず、他人に自分たちの思想を強要しようとする。そうした運動のすべてが必ずしも暴力を伴うわけではなく、政治運動、脅迫、嫌がらせを用いて他人に強制するものもある。また極端な場合には、憎悪感情に起因する攻撃、追放、民族浄化、大量殺戮などの、暴力的手段が用いられる。不寛容が政治勢力となって、世界各国の政治プロセスを圧倒すべく脅かしている。文化的支配の動きは、政党、兵民、暴力的集団、国際ネットワーク、さらには国家など、さまざまな形態をとる。民主主義社会は、不寛容や憎悪と無関係であると考えるのは認識不足である。

文化的支配の動きが台頭する根本的な原因としては、指導者による巧みな操作、貧困、不平等、脆弱なあるいは無能な国家、外部からの政治的干渉、海外からの移住者集団との結び付きなどがあることが多い。これらの要因は、自治あるいは分離を求める動きなどの、民族主義的な動きを呼び起こすこともある。しかし、民族が自治を求める運動と、文化的支配の動きは同じではない。まず、文化的支配の動きは、多くの欧州諸国における極右政党のように、すでに国家を支配している多数派集団の中から起こることが多い。それとは逆に、民族自治運動の多くは、非常に自由主義的であり、自治領域で多様性を受容することの重要性を認め、他の民族と同等の尊敬と認知が得られることを求めるものである。文化的支配の動きの特徴は、文化的優位性の主張と不寛容にある。文化的支配が標的とするものは、自由と多様性である。問題は文化的支配の動きへの対応の仕

方である。各国はしばしば、政党の禁止、非合法的な拘留や裁判、基本的権利を侵害する法律、さらには無差別の暴力および拷問といった、刑罰的かつ非民主的な手段でこれらの運動に對抗しようとしてきた。こうした措置は、多くの場合、合法的な政治要求と政治プロセスを抑圧し、その結果、いっそう極端な反応を招くことになる。1991年にアルジェリアで、イスラム教国戦線 (FIS: Islamist Salvation Front) が一次選挙に勝利した際、軍が介入し同政党を禁止した。その結果引き起こされたのは、10万人を超える生命を犠牲にした内戦であり、それは極端で暴力的な集団を助長させてしまった。

自由な社会の維持
は、法の支配を尊重し、政治的要求に耳を傾け、たとえ悪人の人権であっても、基本的な人権を保護することに力がかかっている。

これに対し民主的受容は有効である。オーストリアの自由党 (FPÖ: Freedom Party)、あるいはモロッコの正義発展党 (the Justice and Development Party) の例が示すように、極右政党の選挙出馬を認めることは、これらの政党の姿勢を和らげさせることができる。選挙で争うことによって、他の集団の過激な主張も明らかになる (デンマークの進歩党)。民主的受容はまた、国が憎悪犯罪を罪状したり、宗教学校の教育課程を改革したり (インドネシアとマレーシア)、関係改善に向けた地域社会の取り組みを策地に移す (モザンビークとルワンダ) ことに正統性を与える。

自由な社会の維持は、法の支配を尊重し、政治的要求に耳を傾け、たとえ悪人の人権であっても、基本的な人権を保護することにかかっている。不寛容の解消は、文化的自由の真の課題であり、だからこそ、それに対処するための手段は正統なものでなくてはならない。

かねない。その解決方法には、保守主義や孤立主義的国家主義へと後退するのではなく、多文化政策を立案して、多様性と多元主義を促進することにあり。

ここまでは、国家がどのようにして国内の多様性を管理するべきかに焦点を当ててきた。しかし、グローバル化の時代には、国家は、アイデア、資本、財、人の国際間の移動という形の国外からもたらされる課題にも直面する。

このグローバル化の時代において文化的自由を拡大することは、新しい課題とジレンマをもたらす。人間、価値観、アイデア、生活様式の間接的接触が、これまでになく増加し、深まってきている。多くの人々にとって、この新しい多様性の動きは、期待できるものであり、力を与えてくれるものさえある。だが、別の人々にとっては、不安の種であり、力を奪うものでもある。グローバル化が自分たちの価値観と生活様式の喪失を意味し、地域および国家のアイデンティティに対する脅威であると、不安に感じている人は少なくない。その極端な反応として表れるのが、海外からの影響の遮断であるが、それは、排外主義的で保守主義的な手法であるばかりでなく、自山と選択の拡大どころか縮小を生む逆行的な手法であると言える。

本報告書は、国々を資本や財や人々の国際的な流れに対して開放しつつ、多様性を尊重し促進する代替的な手法を取り入れるよう提案する。そのためには、文化的多様性を明確に認識し、尊重する政策が必要である。さらに、文化の喪失やアイデンティティの喪失につながるような、経済的能力や政治的力の不均衡に取り組むことも必要である。こうした代替的な手法が、今熱い議論

グローバル化は、国家および地域のアイデンティティを脅かし

が展開されている次の3つの分野で、開発され検討されている。

- 先住民は、採取・採掘部門に対する投資や、自分たちの生活手段を脅かす、伝統的知識の不当な使用に抗議している。

- 国々は、文化財 (主に映画と視聴覚製品) の輸入は、国の文化産業を弱体化しかねないため、文化財が国際貿易においてその他の財と同様に扱われることのないよう要求している。

- 移民は、自らの生活様式を受容と、地元社会と出身国のどちらに対しても持つている複数のアイデンティティの単重を求めている。しかし、地元社会は、自分たちの社会が分裂し、国家の価値観とアイデンティティが侵食されつつあると不安に感じしており、移民は同化するか、さもなければ帰国させることを要求している。

これらの要求はどのようにしたら調整できるのだろうか。どのようにして多様性の尊重と、非対称性への取り組みを行うべきなのだろうか。

先住民、採取・採掘業、そして伝統的知識

先住民の土地に対する権利と、土地が持つ文化的重要性や経済的資源としての価値を無視した投資が反対を招くのは必ずである。同じように、彼らの権利や価値を無視して伝統的知識に特許を認定しようとすることも反対を招く。先住民の知識と土地に対する権利を認め、(まずは事前に情報を提供し同意を得たうえで) 先住民の集団の発言権を確保し、利益を分配する戦略を立てると、3つの原則が不可欠である。

まだ限定的ではあるものの、企業と中央政府は、先住民社会と共同した新規投資開発を実施している。ペルー政府といくつかの企業は、過去の衝突からの教

訓を得て、2001年以降、アンタミナ亜鉛、銅鉱山における意思決定に先住民も共同参加させてきた。パプアニューギニアでは、採取・採掘活動を行う際に、地域社会開発プロジェクトにも投資を行う。北米とオーストラリアでは、鉱山会社と先住民が共同で行う合弁事業が、伝統的な生活スタイルを守りつつ、余剰的利益をもたらしてきた。

先住民の伝統的知識を評価し認めるための措置を講じている中央政府も多々ある。パプアニューギニアでは、地域社会を基盤とする生物資源に対する権利と、それに関連する伝統的知識の権利を認めている。ラオスでは、伝統医療資料センター (Traditional Medicines Resource Centre) において伝統的医療に関する知識を記録している。南アフリカでは、サン族の知識にもとづいて開発された医薬品から得られた収益を、彼らと分配することを約束した。また、さまざまな国が、伝統的知識の保護のために、既存の知的所有権制度を活用する方法をすでに見いだしている。カザフスタンでは、意匠権を用いて、織物および装飾品を保護している。ベネズエラとペトナムでは、地理的表印をつけることで酒類や茶類を保護している。オーストラリアとカナダでは、伝統芸術に著作権と商標権が用いられている。

多様性を認めるということは、知的所有権のさまざまな概念と、知識や芸術という形の文化的重要性を、グローバルな枠組みに取り入れることを意味する。このためには国際的行動が必要である。もし現行の知的所有権基準では、一般に知られている伝統的知識に対応することができなかったり、その所有権を集団に帰属させることができない場合には、規則を修正する必要がある。プロジェクトが財産を不適切な方法で取得したり、地域社会への補償を行わない場合には、同や

本報告書は、国々を資本や財や人々の国際的な流れに対して開放しつつ、多様性を尊重し促進する代替的な手法を取り入れるよう提案する。

企業へのプロジェクト融資は撤回されるべきである。

文化財

世界の文化的多様性の保護を支援するために、文化財は国際貿易において保護されるべきだろうか。映画や視聴覚製品は文化財だろうか。この問題には、創造性と多様性の育成における文化財の役割を認識すること、世界市場における零細映画・視聴覚産業の不利な立場を認識するという、2つの原則が不可欠である。

文化財における多様性は、消費者の選択度を拡大し、人々の文化的体験を豊かにすることから、それ自体に価値がある。しかし、文化財も規模の経済性を享受する。したがって、大規模生産者の製品は、小規模生産者の製品を締め出す傾向にあり、とくに貧困国についてはそれが顕著である。

どうすれば多様性を推進することが可能なのだろうか。貿易障壁を高くすることは、選別股を狭めることにつながるため、答えにはならない。多様性に資するためには、関税をかけることよりも文化産業を支援することのほうが有益である。アムステルダム、ブダペスト、ワルシャワは、海外から国内市場への文化製品の流入を止めることなく、文化産業に対する制作助成金や税制上の優遇措置を与えるという試みに成功してきた。ハンガリーでは、テレビの収益の6%を、国産映画の振興に向けている。エジプトは、官民協力関係を利用して、映画制作のインフラへの資金提供を行っている。

移住

移民は同化させざるべきだろうか、それとも移民の文化を認めるべきだろうか。多様性の尊重、複数のアイデンティティの承認、地元社会への帰属という共通の絆の形成、という3つの原則が不可欠で

ある。鎖国によって進歩した国はない。国際間の人口移動は、さまざまな技能、労働力、アイディアをもたらし、人々の生活を豊かにする。人権を侵害する伝統主義や宗教的慣行が権威され得ないので同様には、強制的な同化政策が実行可能な解決策になることはあり得ない。

アイデンティティはゼロサムゲームでない。ノルウェー在住のオーストラリア人の、次の話を考えてみてほしい。「どこに何年住んでいるのかとよく聞かれるので、『20年』と言う。すると、たいてい『おや、じゃあもうノルウェー人も同然だね』という言葉が返ってくる。ここで前提とされているのは、アイデンティティはゼロサムゲームであるということだ。つまり、1つのアイデンティティが増えると、もう片方のアイデンティティが減少すると考えるのが、一般的なので、私がオーストラリアらしくなくなったということだ。アイデンティティは、どういうわけか決まった大きさの四角い箱のようなものと思われている」。

差異主義 (differentialism) (移民は、元来のアイデンティティを維持し、社会の他の人々と融合しない) と、同化 (古いアイデンティティの維持は選別股にならない) という、移民に対する2つの対応が大半の国の政策で支配的である。しかし、複数のアイデンティティを認める新しい多文化主義の取り組みが導き出された。これは、寛容と文化の理解を促進するほか、具体的には、宗教的な慣行や、服装や、日常生活におけるその他の慣行を受容することを伴う。さらに、擯取に対して移民は発言権がなく保障されてない状況にあることを認識し、言語訓練や求職支援など、社会へ溶け込むための支援を提供することも伴う。

“永住市民権 (dizenizenship)”、すなわち外国籍市民に対する市民参加の権利を拡大しつつある国々がある (ペルー、ギ

ニア、スロベニア)。また、現在では30を超える国が、二重市民権を認めている。誤解と偏見を軽減させるために、ペルーの上院統合・移住非務官事務所 (the Commissioner's Office of the Berlin Senate for Integration and Migration) は、移民団体に資金を提供し、広範なネットワークを活用するほか、12言語での法律相談を提供し、求職支援と差別解消に取り組んでいる。

しかし、これらの政策には議論がある。米国の2言語併用教育や、フランスにおけるスカーフ着用は、賛否の分かれる問題である。一部の人は、米文化に適應する責任や、フランスの政教分離主義とジェンダー平等の原則など、社会の最も根本的な価値観が試されることを懸念している。

● ● ●

文化的自由の拡大は、人間開発の重要な目標の1つであり、21世紀において緊急に関心向けべき目標である。すべての人が、妨げられることなく自分自身

のままでありたいと願っている。すべての人が、責任と価値観を共有する集団の一員としてのアイデンティティを、それが同僚、民族、言語あるいは宗教によるものであるとうと、自由に表現したいと思っている。

グローバルゼーションは、ますます増大する世界の人々の相互作用の原動力となっている。この世界では、多様性をさらに尊重すると同時に、統合との取り組みを強化することが求められている。もし多様な社会の一員として、寛容と普遍的な人権の尊重という世界主義的価値観を支持することを望むのであれば、個人は、硬直したアイデンティティを捨てなければならぬ。本報告書は、各国がどのようなにしてそれを実現することができかねるかを議論するための基礎を提供するものである。これまでは、これらの問題を選択するという選別股はあり得ないということにかならない。

もし多様な社会の一員として、寛容と普遍的な人権の尊重という世界主義的価値観を支持することを望むのであれば、個人は、硬直したアイデンティティを捨てなければならぬ。



第1章

文化的自由と人間開発

人間開発というアプローチをとる根本的な理由は、一貫して、人々の生活を向上させ、人々が享受できる自由を拡大する方法を模索することである。

人間が剥奪状況に置かれるということとは、いろいろな形で起こり得るが、その状況を解消するのが難しいものもある。人々の生活は、一貫して、人々の生活を向上させ、人々が享受できる自由を拡大する方法を模索することである。

人間が剥奪状況に置かれるということとは、いろいろな形で起こり得るが、その状況を解消するのが難しいものもある。人々の生活は、一貫して、人々の生活を向上させ、人々が享受できる自由を拡大する方法を模索することである。

人間開発の文化的側面に十分な注意を向けることが必要な理由は3つある。第1に、文化的自由は、人間の自由の重要な一面であり、人が営みたいと思う生活を営む能力、および人が自ら持つ、あ

るいは持つことが可能な選択から選ぶ機会を持ち得る能力の中心をなす。文化的自由の促進は、人間開発の中心的側面であるべきで、またそれには、社会的、政治的、経済的機会を超えた考察が必要である。なぜなら社会的、政治的、経済的機会だけでは文化的自由を保障することはできないからである。

第2に、近年、文化と文明に関する議論が盛んに行われてきたが、その焦点は文化的自由よりは、文化的保守主義(cultural conservatism)の容認、あるいは場合によってはその賞賛に置かれてきた。人間開発のアプローチは、文化の領域における人間の自由の重要性を明らかにするのに役立つ。人間開発の視点が求めるのは、伝統の継承を拒絶もなく支持することを賞賛したり、不可避だといわれている文明の衝突を世界に警告したりすることではなく、(他の領域と同様)文化の領域における自由の重要性、および、人々が享受できる文化的自由を保護し拡大させる方法に關心を向けることなのである。重要なのは、伝統的文化の持つ意味だけではなく、文化的選択と自由が広範囲に及ぼす重要性こそが問題なのである。

第3に、文化的自由は、文化の領域のみならず、社会、政治、経済の領域における成否を決定するうえで重要である。人間の生活のさまざまな側面は、相互に強く関係し合っている。中心的な経済概念の一つである貧困でさえ、文化を考慮

せずに十分に理解することはできない。実際に、文化的剥奪状況と経済的貧困の密接なつながりは、ほかならぬ経済学者アダム・スミスによって指摘されており、スミスの著書は、図らずも、人間開発の妥当性(relevance)を浮かび上がらせている。

スミスは、貧困は、飢餓や物理的剥奪状況という総合的な形態(gross shape)をとって現れるだけでなく、一部の集団が地域共同体的社会のおよび文化的活動に参加するうえで経済する困難から生じることもあると論じた。とくに、貧困の分析をしたり、何を「生活必需品」と見なすかを判断することは、(スミスが主張するには)地域共同体的文化が何を求めるかということと切り離しては考えられない。彼は、「生活必需品とは、私が理解するに、生活の維持のために必要不可欠な商品だけではない。その国の習慣によって、たとえ最下層階級の者であろうとも、人から信頼されようとするなら、それを持たないということとは不適切である」と見なされるあらゆるものを言う。(中略)イギリスの習慣は、靴を生活の必需品と見なしてきた。最も貧しくても、信頼に値する人物ならば、性別を問わず、靴を履かずに人前に出ることを恥ずかしく思うものだ」と言っている。

文化は確かに、相対的所得と人間の絶対的潜在能力の間に重要な関係を確立する。地域社会での所得の相対的な剥奪状況が、社会全体における絶対的な剥奪状況となる可能性がある。たとえば、富裕社会において相対的に低所得である場合、その社会における確立された生活スタイルに必要な商品を購入することができないことから、たとえその人が他のより貧しい国で生活する大部分の人々よりも高所得だとしても、絶対的貧困を生む可能性がある。したがって、経済的貧困の概念そのものにも、文化的考察が必要

なのである。人間開発における文化的自由と文化的影響を十分に認識するには、定着した文化が自分たちの生活に与える影響力、および、人間の生活における文化的側面とそれ以外の側面の間の相関関係の重要性に留意しなければならぬ。

参加と認識

文化的自由を含む自山の剥奪は、さまざまな形をとる。自山の喪失につながりかねない差別も同様である。本報告書で論じられているように、人々の中には、政治、社会、経済、文化など、さまざまな領域で差別を受ける可能性がある人がいる。自由の剥奪、そして差別には、たくさん人の側面があるので、人々の自由が制限されてきたそれぞれの過程の違いを、たとえそれらが相互に関連しているとしても、理解することが必要である。剥奪は、排除(exclusion)の過程を経て起こることが多い。文化的な排除は、最近多くの注目を集めてきた。しかし、文化的な排除には2つの形態があり、両者は明確に区別されなければならない。

参加の排除

第1に、個人または集団の文化的排除は、ある個人または集団が、他者には認められ、奨励されているような方法で社会に参加することが許されないという形をとることがある。これは、「参加の排除」と呼ぶことができる。人々の参加からの排除は、ジェンダー、民族、宗教など、当事者のさまざまな特徴と関連して起こることがある。

参加の排除という差別には多数の事例があるが、当事者が所属している文化にもとづいていることが最も多く、その結果、ある文化に所属している人々が教育や雇用、政治的意思決定への参加から排

文化との相関性は、多くの場合、まったく根拠がないにもかかわらず、差別や排除への道を拓く。

除されることになる。こうした排除を正当化するために用いられる議論では、対象とされる集団と文化的に相関性 (correlation) があるといわれていることを理由として取り上げる傾向がある。ある特定の民族集団は、怠惰、粗暴、あるいは無責任といわれているとか、少数派の宗教を信じる者は、宗教的権威への忠誠心と同家への忠誠心という相反する忠誠心を持っているのではないかと疑われるなどである。こうした文化との相関性は、多くの場合、まったく根拠がないにもかかわらず、差別や排除への道を拓く。中には、差別的な政策の中で集団を差別するために用いる特徴として、文化的特性が直接引き合いに用いられる事例もある。これは、とくに宗教集団に対する差別の場合にあてはまるが、言語、社会的出自ないしその他の特徴で規定される集団の場合にも同様のことと言える。

生活様式の排除

文化的排除の第2の形は、ある集団が選択する生活スタイルを認めないことである。こうした不寛容は、社会の一入ひとりが他人とまったく同じような生活を営まなければならないという主張に同調するものである。この「生活様式の排除」は、ジョン・スチュアート・ミルが有名な論文「自由論」(1859)の中で取り組んだ重要な課題であり、宗教に対する不寛容の中にも顕著に見てとれる。

生活様式の排除は、今日の数々の状況においても、さまざまな形で露呈しており、依然として強い力を持っている。宗教に対する不寛容が、今でも重要な排除の一種であることは疑う余地がない。またこのほかの例としては、純粋に個人的な生活で採られるある種の行動様式に対する不寛容があり、ゲイやレズビアンへの差別的待遇は、そうした生活様式の排

除としてよく見られる例である。これらの排除は、文化的自由の直接的侵害に關わっていると同時に、自山の侵害による多様性の否定にもつながる。

この種の排除は、多様な民族、とくに移り住んで間もない移住者を抱える多文化社会においては、極めて重大な問題にもなり得る。移住者は伝統的な生活スタイルを放棄して、移住先の社会で支配的な生活スタイルを採り入れるべきとする主張は、生活スタイルに対する現代社会の不寛容の典型である。

英国で広く物議をかもしたテビット卿の「クワケット国際試合」発言(合法的に移住している人は、出身国チームとのクワケット国際試合で英国チームを応援しななければならない)でも有名なように、移住者のささいな行動についてさえ、要求は拡大しかねない。テビット卿のクワケット国際試合発言は、問題を明らかにしたという点で評価できるが、多文化社会においてはそうでもしなければ、実際のところいっさい何が支配的な生活スタイルなのかを特定するにあたり問題が生じる可能性がある。たとえば、カレー料理は、今や、(英国で生まれた人々の一般的な消費パターンをともに)英国政府観光庁から「英国の正統料理」と称されてきているので、テビット卿発言のような助けがない限り、英国の南アジア系移民は、従うことを求められている行動様式とは何なのかを見極めるのに苦労するかもしれない。

生活様式の排除は、深刻な不公正を引き起こす領域になりかねない。これは、最近の多くの研究のテーマとされ、その中には「ジェンダー格差や、民族的、「人種的」、あるいは性的少数者が持つ独自の視点を確認することに對する主張」を含む、「認識の政治学 (Policy of Recognition)」と呼ばれる論考などがある。こうした考察は、公正さを適切か

つ広範囲にとらえるうえで確かに重要である。人間開発の文脈では、文化的自由の実践との関連の中で直接的に見て取れるものである。人間開発の評価および一時的な後退を判断する際に、こうした文化的自由の実践を、他の自由と同様に勘案しなければならぬ。

自由、人権、そして多様性の役割

人間の自由は重要性を置くことは、人間の自由を人権の概念と結び付けるための基盤となり得る可能性がある。人権を認めることは、司法上認められる権利 (justiciable entitlement) という形で立法化されるまで待つ必要はない。むしろ人権が動機となつて、そうした法律が制定されることは非常に多い。事実、「人権法」という一部の法律の名称からしてもこのつながりがわかる。著名な法律学者であるハーバート・ハートが名著として有名な彼の論文の中で述べているように、人が「道徳的権利をおもに口にするのは、そうした道徳的権利の法制化に向け取り組もうとするときである」。

確かに、さらに議論を進めるならば、公的な議論と論証に基づけられた、人権の倫理的認知 (ethical acknowledgment) は、立法可能性の基盤となるにとどまらず、それ以上の役割を果たすことができ、また実際に果たすのである。(職身的な人権団体を含む)個人および集団の積極的な行動を通じて人権として認識されている自由は、公的的要求 (public demand) や、さらには大規模な集団行動や運動 (たとえば、少数者が自らの生活スタイルを自由を持つ権利を求めめる行動など)の基礎となり得る。国連自身はこれまで、倫理規範に見合うほど国内法が整備されていない場合であっても、(とくに国連人権高等弁務官事務所と国連難民高等弁務官事務所を通じて)、

人権の追求に熱心に携わってきた。

開かれた公的論証 (public reasoning) により支えられる社会倫理の表明として、人権はさまざまな形の実践を要求する。そしてその基盤をなす自由は、立法やその関係者の倫理的な取り組みに加え、認識、監視、政治・社会運動をはじめ、人々のさまざまな行動を通じて前進させることができる。多様な形態の人間の自由が重要であるという認識に立ち、人権を肯定することは、それに相応した義務がある理由を認識することも必要とする。義務の中には、厳密に特定できるものもある(カントによる区別を用いるならば、「完全義務」と「不完全義務」の両方を含む)。人権の性質とそれが求めるものについては、「人間開発報告書2000」において考察されている。

ここで強調されるべきは、人権の概念が、人間の自由の保護と促進に直接結び付いているという基本的認識である。それは、状況に応じて、ある特定の制度および社会的仕組みを擁護し、推進すべき十分な理由となる。しかし、そうした事業 (プログラムの) の価値は、派生的かつ偶発的なものであり、その価値は、人間の自由には及ばず実際の効果によって評価されなければならない。人権の倫理的な力は、最終的には人間の自由の重要性にかかっており、自由と切り離すことはできない。この基本的な認識は広範囲に及ぶ。

現代の文化を扱った文獻の中でかなり脚光を浴びてきたテーマの1つに、文化的多様性がある。時として、それは人々の集団を1つの単位として、各集団が有する人権と見なされることさえある。集団的権利は数多くのあいまいさを有しているが、もし真剣に受け止めるなら、集団的権利が人間の自由の拡大に果たす役割を明らかにしなければならぬと主張

不寛容は、社会の一入ひとりが他人とまったく同じような生活を営まなければならないという主張に同調するものである。

することは、それほど難しくもない。権利と自由を結び付けることが基本的に必要であることは、集団的権利の概念をめぐる複雑な議論へと深入りせずとも、すぐに認識できるだろう。

このことは、直ちに文化的多様性の価値についての疑問を呈することになる。なぜなら、文化的多様性それ自体は人間の自由の特性ではないからである。しかし、文化的領域において多様性が重要になることを示すのは難しくもない。もし多様性が容認されなければ、多様な選択の余地はなくなる。やはり、もし焦点を（文化的自由を含む）自由に向けるならば、文化的多様性の意義は、人間の自由との因果関係に応じて変化するはずである。

この二者の結び付きは、たいていの場合明確かつ強力である。実際に、多様性は、人間の自由（とくに文化的自由）を实践した結果であるとともに、社会の豊かさ（とくに文化的豊かさ）の原因であることが多い。もし各人が価値のあると思う生活をするのを許され、奨励されるならば、その結果として、当然文化的多様性が生まれるだろう。このことは、上述の生活様式の包含 (living mode inclusion) に関する議論に従うことになろう。たとえば、民族的多様性に富んだ生活スタイルの維持や、性的少数者の承認と尊重は、文化的自由の実践であり、その結果として、より文化的に多様な社会をまさに実現することができる。この場合には、文化的多様性の重要性は、文化的自由に向けることから直接生まれると言える。なぜならば、文化的多様性は文化的自由の必然的な結果だからである。

文化的多様性はそれだけでも肯定的な役割を果たすことができる。たとえば、文化的に多様な社会は、その結果享受できる各種の経験を通じて、人々に恩恵を

もたらすことが可能である。たとえば、アメリカに起源を有し米国で開花したアメリカ系アメリカ音楽の豊かな伝統は、アメリカ系アメリカ人の文化的自由と自尊心の向上に貢献したのみならず、(アメリカ系アメリカ人が否かにかかわらず) あらゆる人々の文化的運動を鼓舞し、米国をはじめとし、実に世界の文化的景観を豊かにしたと論じることができよう。

しかしながら、文化的自由と文化的多様性の関係には、さらなる検証が必要である。おそらく、文化的多様性を実現する最も安易な方法は、現在たまたま存在する多様な文化を保守的に守り続けることだろう。国内に多様な文化を有するならば、各国内での文化的多様性についても同様のことと言える。しかし、文化的多様性を擁護するために、人々に自分の文化的背景に馴染し、別の生活スタイルに変えないことを求めるというような、文化的保守主義を支持することが必要なのだろうか。そのようなことをすれば、われわれは、多くの人々が望むであろう別の生活様式の選択を妨げてしまう反自由的立場に行き着いてしまうだろう。そうなれば、生活様式の排除に対する参加の排除という、もう一つの排除領域にも足を踏み入れることになりかねない。なぜなら文化的少数者は主流の文化に参加することから排除されてしまうことになるからである。

文化的保守主義 (cultural conservatism) の強要は、人々が、異なる生活スタイルを取り入れることや、他の文化背景を持つ人々がその社会で常に標準的な生活スタイルに加わることもさえないとどまらせない。あるいは妨げることにもなりかねない。その場合、多様性を維持するために文化的自由が犠牲になってしまおうだろう。究極的に重要なのが文化的自由であるとしたら、文化的多様性の評

価は、他の状況次第で変化する条件付きの形をとらなければならぬ。その評価は、その多様性がいかにもたらされ、いかに維持されるかに大きくかかっているのである。

確かに、それぞれの集団が受け継いできたからという理由で文化的多様性の保護を論じることが、文化的自由にもとづいて考えるとは理にかなわないことは明らかである（ところが、この議論が自由支持者の論議であるかのように示されることもある）。自由を行使する機会を実際に与えることなく、あるいは、選択の可能性があるなら、少なくとも、それをいかに行使したらよいかを検討せずに、自由の名において何かを正当化することはできない。文化的自由以外の理由で多様性が追求されることもあるだろう。しかし、文化的自由があるという過程だけで、深く議論もせずに、既存の多様性の維持を正当化することは、まったく不合理な推論であることは間違いない。

アイデンティティ、地域社会、そして自由

伝承文化 (inherited culture) は無条件に優先順位を与えることに好して採択的になる理由は、誰がどのような選択を行うかということが、わからないからである。ある特定の文化環境に生まれることは、自由の行使ではない。それどころかまったく逆である。ある人がその文化の中で生活し続けることを選べ、また、それまでに他の選択機会を検討する機会を持ちつつ、選択を行ったのであれば、文化的自由に一致する。文化的自由における中心的課題は、他の選択機会を検討する機会を十分に持ちつつ、自らが選んだ生き方をする潜在能力である。実際に選択機会があれば、自由が規範としての重要性を持つことはますます得ない。

事実、一部の共同体主義論者は、人の真のアイデンティティの「発見」に選択の余地がないことを美化してきた。マイケル・サンデルが、共同体の「構成概念 (constitutive conception)」の一部であるこの主張を、わかりやすく説明している。「共同体が表すのは、市民として何を所有するだけでなく、何者であるかであり、(目的論に集合した団体のような) 選択による関係ではなく、自ら発見した帰属心であり、アイデンティティの単なる属性ではなく、構成要素である」。サンデルはさらに説明して、「自己 (self) は、理性的存在 (ends) によって初めて得られるもので、」それは、「(自己) 理解の対象である主体を知る (または探求する) という行為が (自己) 理解の対象によって規定されるように、選択ではなく熟考 (自己を深く見つめること) によって得られるのである」。この見地から、社会組織は、(別の共同体主義の著者クローリーの表現によれば)、「人々が自己および世界について発見したことを表明し、他者にその価値を説得する機会を創造する」ための試みと見なすことができる。

アイデンティティが、選択の問題でなく、究極的には発見の問題であるという主張はさらなる考察を要するもので、これについてのより大きな問題を以下で取り上げる。この議論にとって注目すべきは、共同体主義の観点から主張されるように、受け継がれた所属や帰属が特別に重要で並外れて重大となるのは、「単に選択された」事柄とは対極にある「発見を重視することを根拠としている」からである。そして、その主張は、いかに説得力を持っていようとも (正当な理由が必要なのは確かであるが)、選択と選択の自由が重要であるとする主張とは、まさに矛盾し合う要素を持つ緊張関係にある。

実際に属しているさまざまな集団から、特定の状況において、どの集団の一員であるかを優先するかを選ぶことは可能である。

しかしながら、人が生活を営むうえでアイデンティティ意識が重要であることを強調した点において、共同体主義者は正しい。しかし不明瞭なのは、どのようにしてアイデンティティが、明確な、あるいは、何らかの段階によってなされる選択の問題ではなく、単なる自己に関する発見の問題となり得るのかという点である。選択は、多くの場合は暗黙裏に、また時には明示的に、自覚されて行われている。たとえば、モハンダス・ガンジーが、熟考を重ねた後に、英領において法的正義を追求する経歴豊かな廷弁護士としてのアイデンティティよりも、英回支配からの独立を目指すインド人との一体感を優先する決定をしたとき、彼が意識的に確固とした選択を行っていたことは疑いない。その他の状況では、選択は暗黙の、あるいは、不明瞭なものかもしれないし、ガンジーの決断ほど立派な根拠のある選択ではないかもしれないが、だからといってその選択の真正性が低いということはない。

通常、各個人は多数の異なる集団の成員であることが可能である。1人の人間は、市民権（たとえばフランス国民として）、性別（女性として）、人種（中国系として）、出身地（タイ出身として）、言語（フランス語のほか、タイ語、中国語、英語が流暢である人として）、政治（左翼的思想の持ち主として）、宗教（仏教徒として）、職業（弁護士として）、居住地（パリ在住者として）、スポーツとの関わり方（バドミントンの選手でゴルフに夢中な人として）、音楽の趣味（ジャズとヒップホップの愛慕者として）、文学的嗜好（探偵小説の愛読者として）、食習慣（素食主義者として）などによって、さまざまなアイデンティティを持っている。

選択肢は無駄ではない（たとえば、アイヌ人もしくは相撲力士といったアイ

デンティティは、自分がそうでなければ選択不可能である）。しかし、実際に属しているさまざまな集団から、特定の状況において、どの集団の一員であることを優先するかを選ぶことは可能である。これらすべての集団の一員であり、その他の多くの集団の一員でもあるという事実を、「発見」の問題かもしれない。しかし、それでもなお、多岐にわたる自分の所属の相対的な優先順位を撤回し決定しなければならぬ。たとえ選択が暗黙のうちに行われるとしても、発見があるという事実によって、選択する必要性がなくなくなるわけではない¹⁰。

選択の可能性は、新たに押し付けられたアイデンティティという形をした、「新しい専制 (new tyrannies)」とアンソニー・トピアが名付けたものを防ぐうえで重要である。こうした断定的なアイデンティティは、われわれが当然受け入れ、尊重するであろう、その他のアイデンティティを主張することを排除することで、専制を生むことがある。トピアは、これを「フツ族系アメリカ人というアイデンティティの例を用いて示している。フツ族系アメリカ人というアイデンティティは、過去の米國において人種的正義を追求するうえで確実に貢献してきたし、今日も貢献し続けている。しかし、もしそれが、黒人が持つ唯一のアイデンティティと見なされ、それ以外の主張が聞き入れられないならば、その主張は抑圧的なものになり得る。トピアはこの問題を次のように記述している。

「このアイデンティティの帝国主義、つまり、他の領域と同様、人種的アイデンティティに見てとれる帝国主義に歯止めをかけるには、自分たちが単に黒人、白人、黄色人種あるいは褐色人種であったり、同性愛者、異性愛者あ

るいは両性愛者であったり、ユダヤ教徒、キリスト教徒、イスラム教徒、仏教徒あるいは儒者であったりするばかりでなく、兄弟姉妹であり、親子であり、自山主義者、保守主義者、左派であり、教師、弁護士、自動車製造業者、医師であり、野球のバドリスとアリスホッケーのブルーインズのフアンであり、گرانジロックのフアンでもクワナーの愛好者でもあり、映画でニアであり、音楽専門のケーブルテレビMTVの中核で、ミスリーリーダーであり、サーフサーでも歌手でもあり、詩人でもベット愛好者でもあり、学生でも教師でもあり、友達でもあり愛人でもあることを常に忘れないことが重要である。人種的アイデンティティは、人種主義に抵抗する場合の基盤となり得る。その意味で、われわれは大きく前進してきたが、道のりはまだ遠い。白らの人種的アイデンティティを新しい専制 (new tyrannies) に支配されないようにしようではないか¹¹。」

これは別の、よりおぞましい例を考えてみよう。10年前にフツ族の運動者が、ルワンダのフツ族であることは明らかである（「忌み嫌うべきフツ族」と強同されるべきでない）と獲得を試みた（そしてそれがある程度成功した）とき、不条理な教養が起ったが、それはフツ族が持つより広範なアイデンティティ、たとえばルワンダ人、フツ族系、さらに広く人間である、というような、アイデンティティを呼びびますことができれば、閉じし得たはずである。アイデンティティを単なる発見の問題と見なすことは、概念的な混乱を招きかねないだけでなく、思考を旨とする人間の義務を放棄させる可能性がある。すなわち、人々が自分自身をどのように認識したいか、ど

の集団の一員でありたいか（フツ族社会だけなのか、または、ルワンダ人の同家、フツ族系の人々の範疇、人類全体の一員だろうか）を考慮する道徳的義務の放棄である。選択の自由は、選択を行う個人にとって重要ばかりでなく、選択に伴う責任が適切に果たされるなら、他の人々にとっても重要なものとなり得る。

偏狭さと除外

複雑な理論が単純で偏狭な考えを助長し、世界を実際以上に对ひの起こりやすい場所にすることがある¹²。急激に進行した文化の一般化 (generalization) は、文化に対するより深い理解を奪い、視野の狭い偏見や社会的差別、そして暴政の手段としてさえ働くことがある。世間の通説や民間の情報は、人々の考え方を形成するのに大きな影響を持つ、こうした単純な文化の一般化が溢れている。人種を材料にした数多くの冗談や中傷の主題となる、このような十分な検証に欠けた信念が、有害な大理論として表面化することもある。文化的偏見と社会的考察が偶発的相関性を持った場合（どんなに気候のものであっても）、そうした偶然の相関関係が消滅した後も存続し続ける可能性のある理論の成生を招くのである。

たとえば、アイルランド人をめぐる冗談（「電球1つを差えるのにいったい何人のアイルランド人が必要なのかね。」など）は、英国において長年にわたって流布している。アイルランドが長期にわたる不景気にあったときは、アイルランド経済の沈滞した難局にうまくあてはまるように思われた。しかし、経済が急激に成長し始めた。しかし、経済が急激に成長し始めたにもかかわらず、社会的にも妥当であるという見方が棄り去られることはなかった。理論は、しばしば実際に目の

当たりする世界に従わず、一人歩きするものである。

また、文化的偏狭さと独裁的政治とのつながりも非常に緊密になり得る。支配者と被支配者の間の力の不均衡に、文化的偏見が加わる時、1840年代のアールランドの悲惨な飢饉において見られたような、非常に深刻なガバナンスの失敗を引き起こす可能性がある。リチャード・ルボフが主張したように、英国内では怠慢、無関心、無能さがアールランドの貧困の原因であると広く受け止められ、したがって「英国の使命」は、「アールランドの困窮を軽減する」ことでなく、「アールランドの人々を教化し、人間らしい感情と行動へと導く」ことであると思われていた¹⁾。政治目的のために文化の偏見が同じように用いられる例は、アジアおよびアフリカにおける欧州のさまざまな帝国の歴史の中にも見ることができ、1943年のベンガル飢饉は、現地の人々が「ナガギのように繁栄」しやすかったことが原因であるというウイinston・チャーチルの有名な言葉も、植民地で犠牲を強いられている側を非難するという一般的な伝説から出たものである。こうした伝説は、悲惨な飢饉時の救済活動に深刻な影響を及ぼした。支配者は、自らの恐ろしく非効率で極端に不公正な専制政治を正当化するために、犠牲者の文化に対する批判を用いることがある。

支配者は、自らの恐ろしく非効率で極端に不公正な専制政治を正当化するために、犠牲者の文化に、犠牲者の文化に對する批判を用いることがある。

文化的決定論

文化的偏見と政治的非対称性が結びつくとき、このうえない危害を及ぼし得るが、それ以上に、文化的結論へと飛躍しないよう慎重を期すことが大切である。裏づけのない文化的仮説が、経済開発に対する専門家の考え方に影響を及ぼすことさえある。不十分な証拠から導き出される理論は多い。真実が半分だけ、または

4分の1だけでは、時には簡単に露呈されるあらゆるさまざまなウソ以上に、甚だしい誤解を招く可能性を持っている。

多くの研究に影響を与えたローレンス・ハリソンとサミュエル・ハンチントン²⁾の共編書「文化の重要性 (Culture Matters)」をもとに、この議論を考えよう。序章の「文化は重要である (Cultures count)」の中で、ハンチントンは次のように書いている。

「1990年代初期に、1960年代初期のガーナと韓国の経済統計を偶然見る機会があったが、私はその当時の両国の経済が非常に似ていることを知り驚いた。(中略) 30年経ち、韓国は、世界で4番目の経済規模を持ち、多国籍企業を受け入れ、自動車、電子機器、その他の高性能製品という主要輸出品があり、ギリシャとほぼ同水準の1人当たり所得を有する工業大国へと成長した。さらに韓国は、民主制度を強化している途中でもあった。こうした変化はガーナでは起こらず、1人当たり所得はその当時には、韓国の約15分の1となっていた。このような驚くべき開発格差は、どのように説明できるのだろうか。多くの要因が関連していることは疑いないが、私には文化によって大部分が説明できるに思えない」と述べた。韓国人は、節約、投資、勤労、教育、組織、規律を重んじた。ガーナ人の価値観はそれらと異なっていた。要するに、文化が重要なのである³⁾。」

この魅力的な比較 (全体の文脈から切り取られた自分の程度の真実しかないだろうにもかかわらず) には、確かに興味を引かれる何かがあるが、この対比が厳密な検証を必要とするのは事実である。しかし、この議論の原因に関する説明は、極めて誤解を招きやすい。ハンチ

ントンの目には、文化を除き、両国がほとんど同一に映ったとしても、1960年代のガーナと韓国の間には、文化的傾向以外に数多くの重要な相違点があった。韓国では実業界がはるかに大きな役割を果たしており、両国の階級構造は相当異なっていた。政治面でも非常に異なっており、韓国では、政府が、ガーナには通用しないような方法で、企業中心の経済発展を主導する原動力の役割を熱心に果たした。韓国経済と日本および米国経済との密接な関係も、少なくとも韓国の初期の発展段階においては、大きな違いを生んだ。おそらく最も重要と思われるのは、1960年代の時点で、韓国の識字率はガーナに比べてはるかに高く、学校制度もより広く普及していたという点である。韓国の要領は、第二次世界大戦以降、公共政策を大胆に推し進めたことによってもたらされたのであり、昔ながらの韓国文化の単なる反映というわけではなかった。

文化的決定論を用いて経済発展を説明する試みは、当然ながら、これより以前にも行われてきた。1世紀前にマックス・ウェーバーは、資本主義的産業経済の発展の成現にプロテスタント倫理 (とくにカルバン主義) が果たした決定的な役割に関する重要な論文を発表した。資本主義の出現における文化の役割に関するウェーバーの分析は、19世紀後半に彼が観察した世界をもとに書かれている。現代世界において、とりわけプロテスタント以外の社会における近年の市場経済の成現に照らして考えると、彼の分析は極めて興味深い。

これらの理論から学べることは多く、そこから明らかになれる実証にもとづく関連性は洞察力に満ちているかもしれない。それでも、過去の観察にもとづいた文化的説明のある特定の側面が、その後の経験によってどれだけ根拠を失ってきたか、

たかも、注目に値する。事実、文化的決定論は、従来実世界の現実から一歩遅れをとってきたことが多いのである。

グローバリゼーション、非対称性、そして民主主義

アイゼンハウアーの選釈に関して、言及すべきことはまだたくさんある。とくに文化的包摂性と文化的多様性の意味合いを検証するうえで不可欠である。公平性と分配における正義の問題については言及すべきことがある。しかしその前に、最近の文化的アイゼンハウアーの議論に多大な影響を及ぼした、現代世界の2つの特別な現象、あるいは現象といわれているものを考察することは有益である。この2つの現象は、よりよい表現が必要ではあるが、まとめて言えば、「グローバルな世界における文化的多様性の未来」とでも呼ぶことができる。そしてこの2つの現象は、世界を非常に暴力的かつ破壊的な場所にする可能性のあるグローバルゼーションの影響と、それに伴いつける非対称な力と、文明の衝突の傾向が持続している、という問題を扱っている。

グローバルゼーションが内包する非対称な力?

今日、多くの人々が文化的自由の擁護を深く考える際に感じる懸念の1つに、われわれが住むグローバル化された世界における西洋文化、とくに「消費至上主義 (コンシューマリズム)」の圧倒的な影響がある。しばしば指摘されるのは、現代世界において生活スタイルを自由に変換できることは、ただ単に自由な選択が許されているということではないという点であり、それは誰かである。それはまた、相対的に世界から取り残された文明に住む人々が、西洋の影響に抵抗でき

文化的決定論は、従来実世界の現実から一歩遅れをとってきたことが多いのである。

るかどうかという問題でもある。西洋の影響にとてつもなくさらされ、支配されている世界において、地方文化が明らかに危機に瀕していることを考えるならば、この懸念は確かに注目すべきものである。

何よりも大切な価値とは、人々がその中で暮らしたいと思うような社会について、参加型の意思決定を行うことが必要であるということではない。

くの国々が経済的利益をもたらすものとして高い価値を置いているからであり、また相互に作用し合う世界において経済交流と分業の流れに抵抗するのは容易ではないからである。

ここでは、少なくとも2つの問題がとりわけ興味深い。第1に、徐々に強化されてきた経済的グローバルゼーションの形態の一端であり、一種である、市場文化全般が持つ影響力 (power) と威力 (force) がある。市場文化 (market-related culture) の価値や優先事項は、低俗で退歩を招くと考える人々 (欧米人の中でさえこのような見解を持つ人は多い) は、経済的グローバルゼーションを自己に断固として反対すべきであると考えられる傾向にある。その一方で、彼らはほとんどの場合、市場経済の及ぶ範囲や威力、ならびに市場経済が世界を再構築するために注ぎ得る資源の純量を考えるならば、市場型グローバルゼーションに抵抗することは困難だとも考えている。

第2の問題は、西洋諸国とその他の諸国の間の非対称な力、そして、この非対称性が地方文化 (祭、演劇、音楽、舞師、食習慣など) の破壊を引き起こす可能性に関わるものである。これらが尖われれば、非西洋社会の文化を衰退させるだろうという主張はもつともである。西欧の主要都市からやってくる絶え間ない文化の砲撃 (フナストワードから騒々しい音楽まで) を考えると、そのような西洋文化の集積砲火によって土地の伝統が全滅させられるかもしれないという真の恐れが存在する。

これらの脅威は間違いなく現実のものであり、ほとんどの場合は、それを避けることも難しいかもしれない。また、貿易や交流のグローバルゼーションを阻止することが、解決策となることはますます得ない。なぜならば、国際商取引は多

くの国々が経済的利益をもたらすものとして高い価値を置いているからであり、また相互に作用し合う世界において経済交流と分業の流れに抵抗するのは容易ではないからである。

しかし、非対称の力という問題の対応策として、各地域の文化が持つ、また援助を通じて持つことのできる建設的な機会を強化して、各地域の文化を保護し、文化の侵略に抵抗するという方法をとることは可能である。もし電波やテレビジョンなどに因するその地域の規制が強いことが理由で海外からの輸入品が大半を占めているならば、それに対応する政策として、地域の文化が、地元をほじめ、より広く独自の創作活動を発表するために、利用できる施設を拡大すること、利用に必要となる。現代世界では通信費用が大幅に低下したため、こうした建設的な方法に要する費用は人々が思うほど多大なものではないかもしれない。さらにこれは、よく見られるような、海外からの影響を法律や行政命令を通じて排除しようとする誘惑とは異なり、前向きな反応であるとも言える。

地方文化活動に対する支援を大幅に増大するという建設的な可能性は、地元の文化活動の強化に貢献するのみならず、地方文化がより平等な競争に立ち向かうことを可能にする。白山重視の観点からは、こうした手段をとるほうが、単に競争の排除を通じて地方文化を普及させるよりも大きな利点がある。貴重な文化的白山を、無益な不平等競争をすることで失ってしまうようにすることが重要である。

結局のところ、決定的な問題は、民主主義の問題とならざるを得ない。何よりも大切な価値とは、人々がその中で暮らしたいと思うような社会について、白山に討論し、少数者が自らの立場を表明できる十分な機会を与えられ、参加型の意

思決定を行うことが必要であるということとでなければならぬ。文化的自由 (人々が自らの生活スタイルを選択する自由) を擁護するにあたり、ここで何よりも関わりを持っていくのは、政治的包含 (political inclusion) の問題 (つまり、人々が、権威主義的支配者に無視されることなく、政治的選択に参加する自由を得ること) である。民主主義を望んでいるが、同時に、(人々が十分な指針を持ち熱意したうえで選択したものであるにもかかわらず) 伝統主義的根拠から「外国」のものだからといって、ある特定の選択を排除することはできない。行政当局 (あるいは主流派またはその支持者) が新しい傾向をどんなに不適切と考えたとしても、民主主義の価値は、これらの当局の命令 (または宗教的権威の命令や、「国民的な好み」) を護ろうとする主要な支持者たちの見解) によって市民の選択の自由が失われてしまうことに抵抗することにある。これは、文化的自由と政治的自由とを総合的にとらえることができる領域の1つである。

文明と世界史

グローバルゼーションへの危機が、文化的白山に取り組み中で、多くの人が表明する一般的な懸念の1つとすれば、(サミュエル・ハンチントンが呼ぶところの) 「文明の衝突」に對する極度の不安が、近年盛んに言われているもう1つの懸念である。「文明の衝突」論には、数多くの要素が含まれているが、多元的で寛容な西洋文明が、相対的に非寛容で権威主義的な文化の脅威に絶えずさらされているというのが一般的な懸念のようである。

確かに、もし非西洋文明に住む人々は権威主義的な価値に (そしておそらく暴力の懸念にさえ) 絶えず左右されている

と想定するならば、世界の文化的多様性に重大な結果を及ぼすに違いないという不安を容易に理解することができる。しかし、そのような恐怖の根拠にある文化的分析はどれだけ健全なのだろうか。そして、そうした文化的分析を裏づける歴史の解釈にはどれだけ信頼性があるのだろうか。そのどちらにも懐疑的にならざるを得ない理由がある。文明を理解に分類するのは困難であり、文明の衝突論のシミュレーションで用いられている歴史観は、それぞれの文化の中も均一でないという事実を軽視するばかりでなく、多様な文化間の歴史上の交流も無視することによって、文明間の差異を誇張している。

寛容さは西洋文明の特徴であり、過去の歴史を遡ってみても、ほぼ間違いなくその特徴は他に類を見ないという主張は、とりわけ支持し難い。寛容と自由が近代欧州の重要な成果である (2世紀にわたる残虐な帝国主義支配や、60年前のナチスの残虐行為など、いくつもの逸例はあるが) ことを否定するつもりはない。欧州および西洋諸国の近代の歴史、とくに欧州の啓蒙時代以降の歴史から、世界が学ぶべきことは確かにたくさんある。しかし、歴史を遡って、そこに独特の西洋と非西洋の歴史的境界線を認めることは、著しく非現実的である。世界の歴史を見ても、西洋世界が寛容の長い歴史を持ち、非西洋世界が専制政治の長い歴史を持っていたと分けるような示唆はない。

完全に現代的な形態の政治的白山と寛容とは、いずれかの国または文明に限られた昔来からの歴史的特徴ではない。思想的に、孔子やカウチネルが、プラトンやアウグスティヌス以上に権威主義的ということはなかった。当然ながら、欧州の古典思想の中にも寛容を擁護する者はいたが、他の文化にも似たような例は

寛容さは西洋文明の特徴であるという主張は、過去の歴史を遡ってみても、とりわけ支持し難い。

山ほどある。たとえば、礼元前3世紀のインドにおいて、「他人の宗派はいずれも何らかの理由で崇敬に値する」と論じた) プラショーカ王の宗教その他に対する寛容への献身的な支持は、寛容を政治的に擁護した世界最古の例であるに相違ない。同様に、後代のインドの皇帝、ムガル帝国のアクバル大帝が16世紀末に宗教的寛容に関する同様の宣言(「何人も宗教上の理由により妨害されるべきでなく、すべての人々が自分の意にながう宗教への敬宗を許容されるべきである」など)を布告していたころ、欧州では異端審問の最盛期だった。別の例を示すと、ユダヤ人哲学者アモニナスが12世紀の不寛容な欧州から強制的に退去させられたとき、彼は寛容に彼を受け入れてくれる先をアラブ世界に見つけ、カイロにあったサラティン皇帝の宮廷において名譽ある有りな地位を与えられた。彼を受け入れた寛容な皇帝とは、十字軍との戦いでイスラム教のために激しく戦ったサラティンその人であった。

実際、民主主義の概念は、公の場への参加を擁護するという形で、世界史のさまざまな時期に、さまざまな文明において出現してきた⁵⁾。7世紀初頭の日本では、推古天皇の摂政を務めた仏教徒の聖徳太子が、604年に十七条憲法として知られる、当時としては自由な憲法を制定した。マクナ・カルタ(6世紀後の1215年に調印)の精神を持つ、1777年憲法は、「重大なことから決定するには、独断で決めるべきでない。必ず人々とよく議論を尽くすべきである。」と強調した。また、寛容に関しては、「他人が違うことに慣るべきでない。万人が心を持っており、それぞれの心には偏りがある。彼らが正しいとすることはわれわれにとつて誤りであり、われわれが正しいとすることは彼らにとつて誤りである」と述べている⁶⁾。

このほかにも、公的議論を擁護し、相違または対立する見解を求める例は、西洋内外のさまざまな地域、世界の国々の歴史に現れていた。それらの考え方は、今日の世界において寛容な民主主義が実現される可能性を考えるうえで、依然として現代に通じる妥当性を持ち続けている。1947年のインド独立時に、B.R.アンベードカルが率いた憲法起草委員会は、それまで2世紀にわたり條々に台頭してきた西洋民主主義から学ぶことに加えて、インドの過去の伝統(政治的寛容と地方民主主義などの伝統)をも考慮に入れなければならなかった。

同様に、ネルソン・マンデラは、自伝『自由への長い道(Long Walk to Freedom)』の中で、少年のころに、ムケケスウェニ(Mqhekezweni)の摂政の自宅で開かれた地元集会の民主主義的なやり方にどれだけ影響を受けたかを記述している。

「しゃべりたい人は誰でもしゃべった。それは、最も純粋な形の民主主義だった。話し手の間に重要性の序列はあったかもしれないが、目上でも目下でも、兵士でも既兵でも、店主でも農民でも、地主でも労働者でも、全員が意見を聞いてもらえた。自治の基礎は、すべての人が自由に意見を述べることででき、市民としての価値において平等であるということだった。」

文明の衝突に対する恐怖をかき立てるために最近とられてきた強硬路線は、とくに世界史を知らなさすぎる。その分類は、多くの場合、歴史に対する甚だしく未熟で無知な無知にもとづいている。1つの文明の中にある伝統の多様性は事実上無視され、西洋文明の独自性という偏狭な見方に偏見性を与えるために、過去幾下年間にわたり科学、技術、数産、文

字が地球規模で相互に大きな影響を与えてきた事実を消し去られてしまっている。

文明によって区分すること以上に妥当な区分はなく、人々を識別するうえでその他の方法より圧倒的に優れているに違いないという仮定には、根本的な方法論的問題がある。人々の相違をとりえるために最善と考えるこの文明による区分方法の前には、その他の区分(たとえば貧富、所屬する階級および職業、政治思想、国籍、居住地、言語集団などによる区分)があることが、一切忘れられてしまっているのである。世界的な対立、または、地域の宗派間の暴力を煽動する人々は、無謀な政治的行為の手先として雇われる兵士に、一元的で対立を生むようなアインツナイナイを事前に運び、押し付けようとするだけではない。これらの兵士は、ただ1つの分類にもとづいて世界中の人々を区別する理論に知らず知らずに影響され、任務の遂行へと駆り立てられているのである。

特定の集団または特定のアインツナイナイにどれだけの重要性を置くかを決めるにあたり、選択とその理由づけの果たす役割が著しく軽視されている。青澁した唯一の方法とされる人間の分類法を採用することで、文明を区分することは、世界の紛争を大いに助長する可能性がある。選択肢が存在するにもかかわらずそれを否定することは、実際の世界に対する誤解であるばかりでない。それはまた、倫理的な不正行為であり、政治的な責任放棄でもある。

結論

人道的で公正な社会の構築には、文化的自由を含む、自由全般の重要性を十分に認識することが必要である。このためには、人々が自分の生き方を選ぶ機会と、

既存のものではない生活スタイルを自らを検討するための機会の確保、そして、そのような機会の建設的な拡大が求められる。こうした選択をするうえで、文化的な配慮が大いに役立ち得る。

文化的自由を強調することと、文化的多様性を全面的に支援することはまったく同一ではない。文化的自由の実践は、文化的多様性に依存しているから、文化的慣行の多様性を認めることは、極めて重要である、というのとは確かである。しかし、このことは、文化的多様性を、それ自体のために擁護することではない。それよりも、文化的多様性がどのように達成されるかということ、そして関係する人々がどの程度自由を行使できるかということが重要なのである。文化的多様性を、それからもたらされた過程を無視して貴重なものと考えすることは、重大な誤りである。事実、とくに人間開発の観点から見た場合、文化的多様性は、物事の決定の過程と、人間の自由が果たした役割に留意することなく、評価することはできない。

本章の分析から、いくつかの明確な結論が導かれる。これらの結論については、後章でより詳しく検証する。第1の結論は、文化的多様性が拡大するのは、すべての人(民族的少数者や性的、社会的少数者を含む)が文化的自由を行使した結果であり得るということである。そのような場合には、文化的多様性を積極的に認め、その擁護のためになし得ることを行うための強力な論拠が存在する。この論拠によれば、多様性を大切なものとして認めるのは、文化的自由にも価値があるからである。つまり、文化的自由の価値は、自由全般の重要性と完全に合致するものである。

第2に、ある社会における文化的多様性はまた、その社会で生活するすべての人々に、その人の川上に関係なく、より

人道的で公正な社会の構築には、文化的自由を含む、自由全般の重要性を十分に認識することが必要である。

特別寄稿

人権こそが人類の文明的な価値を体現している

すべての文化がいっつかの共通した原則を受け入れている。どの文化も人間の搾取を黙認しない。どの宗教も罪のない者の殺害を許容しない。どの文明も暴力やテロを受容しない。拷問は、人間の良心に反する。どの伝統においても、残虐行為と残忍行為はおさまらない。

宣言は、万国で必要とされ、東洋にも西洋にも適用される。すべての信仰と宗教と而立できる。人権の尊重を怠ることは、われわれの人間性を損なうことにはかならない。

この根本的現実を破壊しないようにしましょう。破壊するならば、弱者はどれに行ったらよいのだろうか。

Shirin Ebadi
シリン・エバディ
2003年ノーベル平和賞受賞者

人々は一人ひとり違っており、その文化も違ってはいる。

人々は違った生き方をし、文明もまた同じではない。

人々はさまざまな言語を話す。

人々は異なる宗教に導かれてはいる。

人々は違った肌の色で生まれ、さまざまな伝統が、異なる色合いと影を持ってそれぞれに生活に影響を与える。

人々は違った服装をし、異なった方法で裸足に適応する。

人々は自己表現の仕方でも違ってはいる。音楽、文学、美術も多様なスタイルを映し出し出している。

でも、これらの違いにもかかわらず、誰もが1つの共通する特性を持っている。それはみんな人間ということ。それ以上でもなく、それ以下でもない。

そして、どんなに違っていても、すべて

の文化がいっつかの共通した原則を受け入れている。

どの文化も人間の搾取を黙認しない。

どの宗教も罪のない者の殺害を許容しない。

どの文明も暴力やテロを受容しない。

拷問は、人間の良心に反する。

どの伝統においても、残虐行為と残忍行為はおさまらない。

これらの共通原則は、われわれの根本的人権を映し出している。これらの権利は、世界中のすべての人に与えられ、大切にされるものだ。

だから、文化の相対性を、人権侵害の口実として使うことは決してあってはならない。なぜなら、これらの権利は、人間の文明の最も根本的価値を表しているのだから。世界人権

提起されると思われる議論を批判するために、難しい、または難しいと言われる事例を簡単に考察するのも一案かもしれない。「多文化主義は女性にとって有害か？」という質問は相当深く洞察され、発せられてきた。この問題は、伝統的な男性優位社会における慣行の多くは、それを継続することが、女性の利益や機会と相反するのではないかと、これまで多くの議論がなされてきた事実と関係がある。多文化主義の重要性を根拠に、そうした慣行の継続を肯定することは、女性の利益に貢献しない。この種の対立の極端な例として、特定の慣行（身体の一部の切除など）を挙げることができる。これらは、いくつかの主要な文化規範では容認されているもの、とくに、女性が自分自身の生活を営む能力や、自由を行使する能力について有害に

なりかねない。

この問いを追求するには、文化的自由を十分に広い視点からとらえることが大切である。現行の慣行を弁護して、これらの文化的規則を抵抗せずに受け入れてはいるのは、多くの場合、女性自身であるとの指摘がなされることがある。しかし、犠牲を強いられる人々を協力者にするのではなく、また、彼ら犠牲者がその他の選択肢を検討する機会を否定し、他の地域社会で使われている実現可能な仕組みについての知識を遮断することによって、多くの不正行為が世界中で、ますます拡大して行われ続けているのである。したがって、十分に検証されていない伝統主義を文化的自山の実践の一部と見なすような混乱に陥らないことが、何よりも重要である。社会の弱者、この場合はこれらの慣行によって生活に悪影響を受け

広範な文化的選択を享受する機会を提供することが可能である。この場合も、最終的に文化的自由と結び付いているが、(前述のような) 文化的自由を行使した結果というよりは、その推進役として、文化的多様性が機能している。文化的多様性は、社会生活における文化的範囲を振り、それによって人々が自分の生き方を選択するために実際に享受する選択肢を拡大するという点において、ここでも歓迎されるべきである。これも、自由を重視した文化的多様性の擁護である。

第3に、人々が別の生活スタイルに順応し、納得して(生活様式の排除に防ぎされることなく) その方向に進むことを選んだ場合、文化的自由の実践が時として、文化的多様性の増大ではなく減少を招くことがある。そうしたときに、文化的多様性が減少するからといって、文化的自由を反対するのは大きな間違いである。なぜならば自由は、多様性にはない独特の本質的かつ固有の重要性を持っているからである。

この問題に関連するのが、文化的保守主義を重んじる態度で、多くの場合、文化的保守主義は、「独自の」文化を維持することは自由推進の手段である、という理由で擁護される。しかし、先祖代々継承してきた文化の維持を強制することが、何らかの形で自由の実践となるに違いないと決めてかかるのは、概念的混同である。また、この問題は、アイデンティティの決定における選択の役割にも関わっている。各個人は、多くの集団に属しているか、自分の存在をどのように位置づけるかについてもさまざまなやり方があり、おそらくは対立すると思われる優先順位をそれぞれどのように相応させるかを決定しなければならぬため、(たとえそれが暗黙のうちに、そして、おそらく気づかないうちに) なされることも) 選択は不可避である。このことは、

ある人がある集団、あるいは別の集団に属するかどうかについて厳密に「発見」があること(そして、それらは重要な発見であり得ること) を否定するものではないが、だからといって選択の必要性を排除するものでもない。

選択が存在するにもかかわらず選択を否定することは、事実認識であるばかりでなく、アイデンティティにもとづく紛争、そして残虐行為が珍しくない世界において、道徳的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。社会がどの程度包括性を持つかは、アイデンティティにおける選択の役割と、「アイデンティティに先行する理性(reason before identity)」の必要性が明確にされているかどうかという点に大いに関わっている。事実、選択の責任を理解することは、人の社会的存在にかかわる倫理的な問題が適切に対処されているかを確かめるうえで大いに役立つ。

自由の重要性は、自由を追求する際に公平性が重要であることと密接なつながりがある。多様な人々の自由が関わっており、自由は重点を置くことは、すべての人々の自由に向けられることが必要となる。このことは、公平性への配慮と結びつく。公平性は広範囲に及び問題であるため、常に心に留めておくことが重要である。自由と公平性の間には、ときどき言われるような緊張関係は基本的に存在しない。公平性は、(単なる所得分布の観点、あるいは一段と限定的な、究極的に任意の視点からの「再分配」という観点ではなく、) あらゆる人々の自由の公平な前進、という観点からとらえることができる。このようにとらえることにより、社会的包括性の要求と、文化的多様性の付随的な長所を評価するにあたり、自由と公平性の両方の基本的概念の整合性のとれた使い方が可能となる。



第2章

文化的自由への課題

十分に検証されていない伝統主義を文化的自由の実践の一部と見なすような混乱に陥らないことが、何よりも重要である。

ている可能性のある女性が、別の生き方を検討する機会と、世界の他の人々がどのような生活を送っているのかを知る自由を持っているかを問うことが必要である。ここで用いられている視点の核心にあるのは、論証と自由の必要性である。

一般に保守的な伝統主義の擁護論と考

えられているものは、その他の理由から提案されることもあるが、またこれまでも提案されてきた。そのような伝統主義的な慣行を多文化主義の価値を根拠に弁護できるのだろうか？あるいは、文化的多様性を大義として擁護することはできるのだろうか？2つ目の質問に答えるのはそう難しくはない。すでに論じられたように、文化的多様性は、少なくとも（人間の自由とその公平な前進に重点を置く）人間開発の観点からすれば、それ自体が価値ではない。文化的多様性の価値は、多くの場合そうであるように、文化的自由との肯定的な関係にある。女性の選択に対する基本的な自由を否定する慣行を温存するために、文化的多様性の付随的な価値を引き合いに出すことが誤りであるのは、一目瞭然である。なぜならば、こうした仕組みのもとでは、当の女性たちの自由は、促進されるどころか侵害されるからである。さらにこの方法では、自由の公平性という意味での公平性を促進することもできない。

しかしながら、関与する人々の生活にどのような影響を及ぼすかにかかわらずもし文化的多様性の拡大、あるいはいかなる「多文化主義」の強化も、それ自身が価値の対象と見なされるならば、これまですでに人間開発の多くの研究がその限界を相当論じてきた領域に、われわれは立っていることになる。人間開発の議論では、経済的に豊かなことでさえも、重要ではあるけれども、それ自体を価値

あるものとしてとらえることはできず、人々が享有することに価値を感じられる範囲でのみ、重要性があると見なす必要がある。人間開発の視点では、多文化主義を、関与する人々の生活と自由と及ぼす影響によって評価しなければならぬのである。

事実、多文化主義の拡大それ自体を目的と見なすことは、地域社会の個々の構成員の自由、ここでは女性の自由が、深刻に侵害される状況を容易に生み出しかねない。こうした自由の侵害は、人間の自由の重要性に大きく反しており、それは女性と同様に男性にも、また伝統的社会的指導者や有力者と同様に弱者にもあてはまる。公平性が必要だということ、多文化主義の拡大を目的そのものとしてえることが根本的に難しいことを示している。

本章が示すように、人間の自由の剥奪は、数多くの原因から生じ、多様な差別形態を反映している可能性があり、それには人間の生活に対する政治的および社会経済的影響と同様に、文化的な影響が関わっている。このあたりの各章では、異なる排除の形態と、それらが人間の剥奪状況にとって示唆するものを幅広く調べ、準備する。とくに、制度的側面と、人間の生活に深い影響を及ぼす価値とに注目する。

これらの分析の特徴は、多文化主義および文化的多様性の実際上の重要性に焦点を当てていることである。多文化主義や文化的多様性の長所は、当然非常に大きいはずであるが、自由の分配における公平性と公明正人性 (evenhandedness) を含む、関与する人々の自由との結び付きにかかっている。そしてこの基本原則は、人間開発のアプローチの中核をなす考え方の一つである。

社会を二分するような今日の議論の中には、文化的アイデンティティと文化の多様性に関するものがあり、これらは、大きく異なる文脈で、またさまざまな形で議論されている。議論の対象には、公用語の選択 (アフガニスタンの新憲法)、民族集団や宗教集団の政治的代表 (イラクにおけるスンニ派とシーア派)、国家と宗教との関係 (フランスのイスラム教徒)、多国籍企業による採鉱に反対する先住民の主張 (ブラジルのアマゾン地域)、あるいは移民政策 (英国) や植民化手続 (ドイツ) などがある。こうした対立による緊張が、武力衝突の要因となっていることもある (ルワンダ、ユーゴスラビア)。そのうえ、グローバルゼーションが、さらなる要因を生み出している。すなわち、貿易や投資に関する国際的合意が文化の多様性を損なうとして、民族集団や先住民民族、あるいは国民国家が、異議を申し立てているのである。

多くの国家が、こうした要求に対応するという緊急課題に直面している。しかし、要求に応じた場合、自らの権力基盤と国家支配を強固にすることを目的に自分たちの言語や宗教、生活様式を人々に強制している支配層の立場は、脅かされる可能性がある。また多くの国が、多様なアイデンティティを認めることが、国家の統一、経済成長、開発、民主主義、平和と安定など、その他の重要な目的の障害になるのではないかと恐れられている。人々は数千年にわたり、アイデンティティにもとづく迫害を受けてきた。しかし今日の世界では、アイデンティティを抑圧するのは難しくなりつつある。種々の抑圧や武力などの戦略に頼らない限り、文化の認知を求める政治運動を抑圧するのは難しいが、こうした戦略は、即時に通信が可能な国際人権ネットワークが存在する今日の世界では、実行しにくい。

文化的アイデンティティを尊重するよう、世界中で人々が強く求めるようになってきている。

すべての国、そして世界全体が、多様化を促進し、すべての人々の文化的選択度を拡大するという課題に直面している。これは一部の「多民族国家」だけの課題ではない。なぜなら、単一民族国家というのはほとんど存在しないからである。世界には200近くの間があり、約

文化の自由への課題

BOX 2.1 文化的排除の2つの側面

文化的自由とは、人が自分自身でいるために、また、自らが望むような自分自身になるために、そして、自らにとって大らかな選択肢から排除されることなく生きるために必要な、アイデンティティを選ぶ自由である。文化的自由の侵害には2通りある。1つは文化的集団の価値観や制度、生活様式を尊重するいは承認しないことによるもので、もう1つは文化的アイデンティティにもつとく差別や不利益によるものである。

生活様式の排除

生活様式の排除は、国家や社会の慣習が、言語や宗教、伝統的な慣習や生活様式などを含む、ある集団の文化を軽視または抑圧するときに生

出典：第1章およびKymlicka 2001

じる。必要とされているのは、各集団の文化を何らかの形で公に承認し、受容し、支援する政策である。そのようなさまざまな文化を包含する政策を通して、集団の成員は、自らの文化が国のソボルや制度に反映され、社会に尊重されていることを経験する。

参加の排除

参加の排除、すなわち民族、言語、宗教の違いによる社会的、経済的、政治的排除とは、文化的アイデンティティにもつとついた差別や不利益のことを指す。そのような排除は、国家による差別的な政策（市民権や選挙権、被選挙権などの否定）、現在も是正されていない過去の差別（教育における低い実績）、社会の慣行（メディアが文化的集団の視点をあまり反映しない、就職面接における差別など）を通じて行われる。必要とされているのは、人間開発戦略に多文化政策を組み込むというアプローチである。

必要とされる具体的是正策

生活様式の排除や、社会的、経済的、政治的排除と、排除のいくつかの原因（たとえば、部の文化を「運んでいる」とする見方）とが、相乗的に強化されることによって、排除の種類によって、それぞれに応じた分析と是正策が必要である。

文化的自由—人間開発における未開拓の側面

5000の民族集団がある。世界全体の3分の2の国では、少なくとも人口の10%を占める民族集団または宗教集団が2つ以上存在している。また多くの国には、植民地化政策と人権者らによって追いやられてきた大きな先住民の集団が多数存在する。

国境を越えた人の移動が加速しており、一部の都市では驚くような影響が出ている。たとえばトロントの人口の44%はカナダ国外で生まれている。何らかの形で、あらゆる国家が多文化社会であり、それぞれの伝統、文化、価値観、生活様式をもとにした共通の絆で結ばれた複数の民族、宗教、言語あるいは人種による集団を抱えている。

21世紀の人間開発を考えるうえで、文化的自由の拡大は重要でありながら、軽視されることが多い課題である（BOX 2.2）。本章では、この問題の本質を探る。

人間開発とは人間を対象としたものである。人間開発とは、自らが人生において価値あると思うことを行い価値あると思うものになるための、選択肢を広げることである。人間開発指数（HDI）や過去の『人間開発報告書』を含め、人間開発に関する取り組みの大部分は、保健医療や教育を受ける機会の増大、貧困層重視の経済成長、および民主化を中心課題として焦点を当ててきた。しかし、第1章で説明しているように、人々はまた、自分自身であることの自由がなくてはならず、それに従って、たとえば、クイーンズを話す者として、インド系南アフリカ人として、文化的アイデンティティ

BOX 2.2 文化的権利の定義は市民的、政治的、経済的、社会的権利よりも遅れている—なぜだろうか？

人権の5つの分野—市民的、文化的、経済的、社会的、政治的権利—の中で、文化的権利の注目度が最も低い。文化的権利に関して国連人権委員会やヤット採択された最初の決議は、2002年の「すべての人による文化的権利の享受とさまざまな文化的アイデンティティの尊重の推進」であった。

このように監視されるきっかけは、世界人権宣言起草の際に抑き起こった議論にある。その当時議論となったのは、文化的権利は少数民族（アイノリチイ）の権利をはつきり承認すべきか、ということであった。カナダ、ラテンアメリカ諸国の大半、および米国が、少数者（アイノリチイ）の権利承認に反対した一方で、東欧諸国やインドはこれに賛成した。結局、少数者（アイノリチイ）の権利は最終的な文言では承認されなかった。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」が、民族的、言語的、宗教的少数派集団に属する人々が「国において、その集団の他の成員とともに自らの文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践または、自己の言語を使用する権利

を否定されない」と認めたのは1966年になってのことであった。文化的権利をなかなか求めようとしなかった背景には、文化的権利という概念を取り巻く次のような不安がある。

- 文化的権利は、文化相対主義に関する議論や、人権侵害を擁護するために文化を利用した議論を引き起こす可能性がある。
- 文化的権利を扱うのは難しい。なぜなら文化的権利は文化の概念と結びついており、文化の概念は変化するものだからである。
- 一部の人々によると、文化的権利は「養育」であり、他の権利を獲得した後に扱われるべき問題である。
- 社会に存在する文化的な「弊害」に対峙することなしに、文化的権利を目指すことはできない。「弊害」とは、人権を侵害する伝統や慣習である。各国は、このような文化の弊害を認めるには慎重である。
- 文化的権利が、集団のアイデンティティや集団の権利の危険な面を引き出すことになり、国民国家を

出典：Stamatopoulou 2002；Kymlicka 2001；and Antzipe 2004

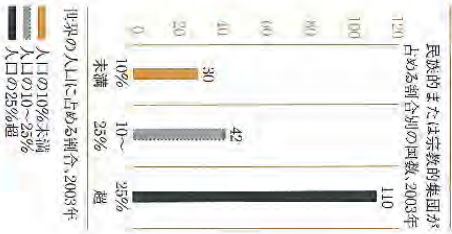
脅かすのではないかと恐れられる。人権学者や政治哲学者の中には、個人が自らの文化的信条や慣行を自由に追求するためには、信仰や言論、結社の自由などの個人の市民的および政治的権利を保障するだけでなく、だとして主張する人もいる。

人権団体の取り組みが開始したのは遅かったが、文化的生活に参加するには人権の要素が必要だということとを明らかにした点で重要な前進であった。ここでいう人権の要素とは、平等で差別のないこと、文化的生活の享受と干渉されないこと、文化的生活を創出しそれに貢献する自由や、どの文化と社会的生活を広めるかを選択する自由、文化を広める自由、国際的な協力を行う自由、文化に関する政策の決定と実行に参加する自由などを持っていることである。そして、ここで挙げたすべての要素に優先するのは、習慣や慣行のすべてが正しいとは言えないにしても、文化的権利は人権の不可欠な一部であるという基本理念である。

ことも許されなくてはならない。

本報告書の核となる主張とは、それぞれの社会が、多様で相互に補完的なアイデンティティを、抑圧することではなく、受け入れるべきだということである。21世紀の政策立案者が取り組むべき課題は、選択肢を広げることである。選択肢が広がれば、人々は社会的、経済的機会を十分に利用するために自分のアイデンティティを放棄する必要がなくなる。

図2.1 大半の国は文化的に多様である



注: パーセントは最大の民族的または宗教的集団を除くすべての集団の割合を示す。

出典: CIA 2003

文化的自由の要求、その多様な形態と原点

歴史を通じて、世界のあらゆる地域で、これまで文化的アイデンティティは抑圧されてきた。従教者、入植者、専制君主、そして民主的に選出された政府のいずれもが、支配下にある人々に、特定の言語、宗教、生活様式を押し付けようとしてきた。支配者によって好ましくない文化には、「劣っている」「遅れている」というレッテルが貼られることもあった。また、アンバルトヘイム時代の南アメリカのように、ある集団が享受しているのと同等の市民権や参加権を他の集団に与えないことなどによって、支配層が人々を分離したままにしようとしたところもあった。中でも最悪なのは、チチ時代のドイッツやルンダのように、大量殺戮によってある集団を抹殺しようとしたところである。

その結果、文化的排除が広範囲に残された。ここでいう排除とは、「生活様式の排除」と民族、言語、宗教を理由に政治や社会、経済への参加を排除すること（参加の排除）の両方を指す。本報告書では、こうした排除について多民族国家における少数者（マイノリティ）、先住民、移民の3つのカテゴリに分けて詳しく検討する。

多民族国家における少数者（マイノリティ） 150を超える国家に、相当数の民族的、宗教的少数者集団が存在する。人口の10%以上を占める宗教的、民族的少数者（マイノリティ）が国内に存在しないのは、30カ国にすぎない（図2.1）。一例として、17植民地、とくにアメリカにおける民族集団が挙げられる。アメリカでは、民族のアイデンティティにもとづいて同地域が決められたわけではない。その結果、非常に多様性の大きい国家が形成されている。これらの民族集団の大半で、人々は歴史を共有しているが、ま

たは少なくとも共有できる体験を持つてることがわかっている。

こうした集団がすべて差別されたり、不利な条件下に置かれたりしているわけではなく、彼らが直面している状況は千差万別である。たとえばアメリカ系アメリカ人の失業率は、白人系アメリカ人の2倍であり、乳児死亡率は3倍近い（第3章、図3.4参照）。また政治的な面では、例えば、上院・下院議員に黒人が占める割合も、人口比より低い。しかし、市民権闘争により、アメリカ系アメリカ人の文化はより尊重されるようになり、アメリカ系アメリカ人のアイデンティティは誇り得るものとして認められるようになった。一方、経済的には優位に立っているかもしれないが、文化的、政治的には主流から外されている少数者（マイノリティ）もいる。インドネシアでは、全人口の3%にすぎない中国系が、民間経済の約70%を支配している¹⁴。しかし中国系インドネシア人は、その経済力にもかかわらず、中国語による教育や出版を制限されている。東南アジアの多くの国で、中国系住民は、その地に数世代住んでいる場合でさえ「外国人」と見なされている。

さらに広い分野で差別されている集団もいる。東欧におけるロマ人（ジプシー）の平均失業率は45%で、一部地域では60%を超えている。彼らはまた、保健医療や生活水準でも標準より低い状態にある。セルビア・モンテネグロでは、ロマの子どもで小学校に通ったことがあるのは3人に1人にとどまっている。またセルビアのロマ人で大学教育を受けているのは、0.4%以下である¹⁵。ロマ人はしばしば、怠惰で、不潔で、無学で、けちな泥棒と見なされて、ブルガリアやチエコ共和国、スロバキアなどの国では理不尽な暴力行為にさらされている¹⁶。

先住民 世界各地で先住民の集団に属している人は約3億人おり¹⁷、70以上の国々で約4000の言語を使用している¹⁸。ラテンアメリカには500万人の先住民がおり、この地域の人口の11%を占めている。先住民は常に少数派というわけではない¹⁹。ボリビアとグアテマラでは、先住民が人口の半分以上を占めている²⁰。

先住民は、独自の文化を継承し、他の人々や環境との付き合い方でも独自の方法を継承している。そして国内の支配的な人々とは異なる政治的、文化的、経済的特徴を維持している。オーストラレーシア（オーストラリアその他の南洋州）や南北アメリカ、その他で、先住民の土地に外国人が足を踏み入れるということは、ほとんどの場合、先住民にとっで死を予告されたようなものであった。武力征服、環境破壊、強制労働、致死の病により、南北アメリカとオーストラリアにおける先住民の人口は95%も減少した²¹。また、欧州人の到来以後、オーストラリアだけで約500の言語が失われた²²。

生き延びても人々の苦闘は続いている。世界各地の先住民は共通して、貧困、不健康（図2.2）、未教育など、多くの課題を抱えている。これらの分野では、先住民だけでなく多くの文化集団が不平等に直面している。一方で、先住民に特有の問題もある。先住民が生産の目的で利用したり、歴史的、精神的なつながりを維持したりするため使う土地の権利が彼らには確保されておらず、その結果、伐採や採鉱、観光、経済基盤設備用地として取り上げられてつづつある。2世紀前、地球の生態系の大部分を占有していた先住民は、今日では、地球の約6%を使用する法的権利しか持っていない。そして多くの場合、その権利は部分的、あるいは制限されたものである²³。たと

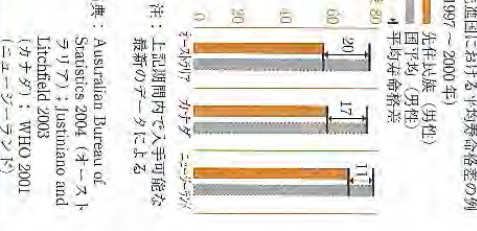
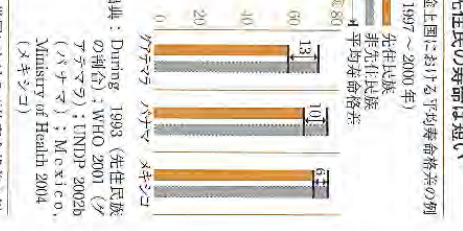
えば東南アジアの大半の国には、先住民の土地への権利を認める法律が存在しない。さらに、ねらわれ、取り上げられているのは先住民の土地だけではなく、彼らの知識も同様である。多国籍企業はその商業的潜在価値に気づいており、特許を獲得し、私物化し、専有する競争が進行中である。

移民 今日国際的な移住者（出生国以外で生活する人という定義による）の数は、1970年代半ばの2倍を超え、約1億7500万人に達している²⁴。移民の数は、最富裕国において最も劇的に増加している。欧州連合の域外から欧州連合への移民の数は、1980年と比べて75%増加した²⁵。移民の出身国も広がっており、その結果、さまざまな文化を持つ多くの人が公共に生活している。ロンボンの公立学校では、生徒が約300種類の言語を話している²⁶。またスウェーデンへの移民の出身国の数は、1980年の2倍に増えている（図2.3および第5章の特別資料を参照）²⁷。

移民が最も急速に流入しているのは概管轄国であるが、移民はあらゆる地域の問題である。移民は、開発途上国間でも、より貧しい国から比較的豊かな国へ（1970年代から1980年代にかけての石油資源に恵まれた国への移民など）、政変や迫害の起きた国から近隣諸国へと移住してきた（第5章の図を参照）。その結果、上位3カ国（アラブ首長国連邦、クウェート、ヨルダン）を含め、全人口に占める外国生まれの住民の割合が最も大きい15カ国のうちの10カ国までが開発途上国となっている²⁸。サウジアラビアは世界で5番目に多くの外国生まれの人を受け入れており、その数は500万人を超えている²⁹。

移住先の国が途上国であるか先進国であるかを問わず、移民にとって大きな問題の一つは、その国における法的地位で

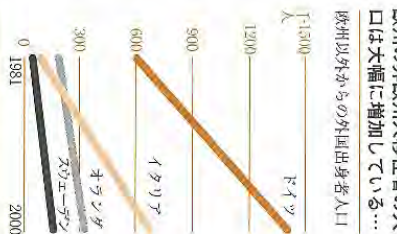
図2.2 先住民の寿命は短い



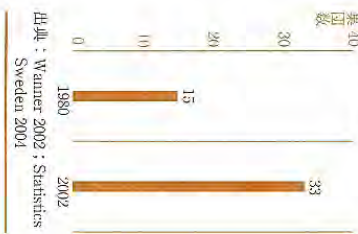
出典: Australian Bureau of Statistics 2004 (オーストラリア); Justiniano and Litchfield 2003 (カナダ); WHO 2001 (ニュージーランド)

注: 上記期間内で入手可能な最新のデータによる

図2.3 欧州の非欧州人移住者の人口は大幅に増加している…



…そして移住者はさらに多くの場所からやって来る
スウェーデンにおける人11000人以上の移住者集団



出典：Wanner 2002；Statistics Sweden 2004

ある。移民にとって、完全な市民権を得た状態と不法滞在状態の間には、あいまいな部分がある。この法的地位の不確かさが、保健医療や教育のサービスを受けること、合法的に車を運転できること、差別を受けることなく就職できることなど、市民としての参加に悪影響を及ぼしている。移民の法的地位が不明確なために、政治的な意見を表明できず、人権侵害を受けやすいといったことがよくある。またこの不確かさのために、文化的アイデンティティが認められないこともある。とくに不法滞在と見なされている場合、移民は、礼拝所の建設や祝日を祝うこと、また伝統的、宗教的な衣服やシンボルを身に着けることが、厳しく制限される。たとえば英国では、調査対象となったイスラム教徒の69%が、自分たちは、イスラム教徒以外の人々から社会の構成員とは見なされていないと感じている²¹⁾。

れ、宗教であれ、集団の文化が認められず、尊重されないときに起こる。生活様式の排除は、「劣っている」と見なされている文化や、認知されていない慣行に對して行われることが多い。最も顕著な形態の排除は、言語や宗教。その他の重要な慣行、たとえばシーク教徒のターバンや、一部のイスラム教徒の女性が頭にかぶるヘンツスカーフのようなアイデンティティの視覚的シンボルとなる服装などを抑圧または禁止する国の政策によって起こる。

BOX 2.3 文化的自由を測定する

今日まで、文化に関する統計は、おもに「文化的な消費」、つまり映画や、書籍、演劇の生産と消費を扱うものであった。しかし、文化的自由と、その逆の生活様式の排除、および、民族、言語、宗教にもとづく社会的、経済的、政治的排除は、測定可能なのだろうか。

排除の測定よりは進んでおり、また、政治的排除の評価も進んでいる。しかし多くの場合欠けているのは、文化的に識別される集団ごとの内訳である。データ収集では、実際に宗教的、民族的、言語的アイデンティティに関する質問を含まないものもある。また、国勢調査後に行われる事後調査の中には、とくにこうした文化的集団に焦点を当てているものもある。しかし、もっと包括的で比較可能な調査があってもよいはずである。重要な問題は、調査で人々が複数のアイデンティティを答えられるようにすることである。政治的な排除の実像をとらえるのは、より難しい。議会内の代表者数や有権者投票率など、(統計ではないかもしれないが) 確実なデータも存在するが、その他の表現の自由や移動の自由、結社の自由といった問題は、実像をとらえるのがより難しく、質的な評価が必要である。

本報告書が指摘しているように、文化的自由の問題に関するデータは非常に限られている。そして、差別的な政策や社会慣習や、さまざまな文化的集団が歴史的にどの程度監視されてきたかといった問題の実像をとらえるのは、概念的にも方法的にも非常に困難である。

問題は実証性だけではない。保健医療や教育など、人間開発の他の側面において、多くの国が共通した課題に直面しているが、文化的排除に関する課題はそれに比べて多様である。同質的な日本と多様性の高いインドを比較すること、あるいは、欧州の移民への対応と、ラテンアメリカの先住民に完全に対比可能な要求への対応を完全に比較対照することは、まず無理であろう。

人間開発の多くの領域において、これまでの実績と克服すべき問題の本質、および規模を文書化する取り組みが数多く行われてきた。何十年もの研究を通じて測定技術が開発され、データ収集の習慣が確立されたことにより、次のような数量的証拠が得られるようになった。12億人が1日1ドル未満で生活している²²⁾。8億2800万人が空腹のまま眠りにしている²³⁾。小学校の学齢期にある児童のうち、1億1400万人が通学していない²⁴⁾。毎年1100万人の子どもが予防可能な原因で死亡している²⁵⁾。そして18億人が、民衆主義が備えるべき重要な要素を欠いた中で生活している²⁶⁾。

「生活様式の排除」の実態をとらえるのは、社会的、経済的、政治的な排除の実態をつかむより本質的に難しい。生活様式の排除とは、民族であれ、言語であれ、宗教であれ、集団の文化が認められず、尊重されないときに起こる。生活様式の排除は、「劣っている」と見なされている文化や、認知されていない慣行に對して行われることが多い。最も顕著な形態の排除は、言語や宗教。その他の重要な慣行、たとえばシーク教徒のターバンや、一部のイスラム教徒の女性が頭にかぶるヘンツスカーフのようなアイデンティティの視覚的シンボルとなる服装などを抑圧または禁止する国の政策によって起こる。

国の「生活様式の排除」政策には、行政機構や法廷、公共サービス、教育における国語の使用を義務づける公用語に関する法律や、宗教の自由に対する制限も含まれる。こうした排除政策には、そのほかにも国のシンボルを掲揚したり、支配的な集団の歴史や文化を讃えそれになんだ国民の休日を定めたり、道路や建築物の名称を付けたりする一方で、他の集団の歴史や文化を無視するといったことも挙げられる²⁷⁾。

生活様式の排除を測定する
言語、宗教、歴史、衣服、習慣、儀式、料理、価値観などは、互いに影響し合っており文化的アイデンティティを明確に浮き上げることができる。これらは皆、文化を理解する手段であるが、同時に、言語政策や、宗教への対応、学校のカリキュラム、社会における姿勢など、文化的アイデンティティを排除する手段も提供する。これらの問題に関する情報を集めることは可能だが、実際に集められている例はまれである。データの有効性そのものの問題のほかに、情報を統計的に有用な数字に転換するという分析上の課題もある。1つ考えられる方法として、言語や宗教など、多くの文化的アイデンティティにとって重要な課題に関する定性的評価、つまり、専門家による事象の重要性についての特異的評価がある。本報告書にはたとえば、メリーランド大学の「危機に瀕する少数者」の資料(特別資料2.1参照)の慣習が掲載されている。この資料は、文化的排除の詳細な全体像や範囲をとらえるものではないが、この問題を理解するのに有用な証拠を提供することは可能である。

参加の排除を測定する
民族、言語、宗教にもとづく社会的、経済的排除の測定は、生活様式

排除の測定よりは進んでおり、また、政治的排除の評価も進んでいる。しかし多くの場合欠けているのは、文化的に識別される集団ごとの内訳である。データ収集では、実際に宗教的、民族的、言語的アイデンティティに関する質問を含まないものもある。また、国勢調査後に行われる事後調査の中には、とくにこうした文化的集団に焦点を当てているものもある。しかし、もっと包括的で比較可能な調査があってもよいはずである。重要な問題は、調査で人々が複数のアイデンティティを答えられるようにすることである。政治的な排除の実像をとらえるのは、より難しい。議会内の代表者数や有権者投票率など、(統計ではないかもしれないが) 確実なデータも存在するが、その他の表現の自由や移動の自由、結社の自由といった問題は、実像をとらえるのがより難しく、質的な評価が必要である。

生活様式の排除を具体的に示すのは難しい (BOX 2.3)。国内の統計機関、国際的な統計機関のいずれにおいても、こうした排除を追跡調査しているところはほとんどない。ジェンダーや環境に関するデータもかつては統計部局にとってなじみのないものだったが、これらのデータと同様に、生活様式の排除に関する統計も変わらなくてはならない。しかし課題は非常に大きく、技術的な問題だけではない。言語、宗教、歴史、衣服、習慣、儀式、料理は、文化的アイデンティティを規定する領域の一部にすぎない。「文化」を理解するのに無数の方法があるのとまさに同じように、文化的自由を奪う方法、文化的アイデンティティを認めない方法も無数に存在する。文化や文化的自由を包括的に理解するということは、常に統計処理の及ばない問題である。

生活様式の排除を具体的に示すのは難しい (BOX 2.3)。国内の統計機関、国際的な統計機関のいずれにおいても、こうした排除を追跡調査しているところはほとんどない。ジェンダーや環境に関するデータもかつては統計部局にとってなじみのないものだったが、これらのデータと同様に、生活様式の排除に関する統計も変わらなくてはならない。しかし課題は非常に大きく、技術的な問題だけではない。言語、宗教、歴史、衣服、習慣、儀式、料理は、文化的アイデンティティを規定する領域の一部にすぎない。「文化」を理解するのに無数の方法があるのとまさに同じように、文化的自由を奪う方法、文化的アイデンティティを認めない方法も無数に存在する。文化や文化的自由を包括的に理解するということは、常に統計処理の及ばない問題である。

生活様式の排除を測定する
言語、宗教、歴史、衣服、習慣、儀式、料理、価値観などは、互いに影響し合っており文化的アイデンティティを明確に浮き上げることができる。これらは皆、文化を理解する手段であるが、同時に、言語政策や、宗教への対応、学校のカリキュラム、社会における姿勢など、文化的アイデンティティを排除する手段も提供する。これらの問題に関する情報を集めることは可能だが、実際に集められている例はまれである。データの有効性そのものの問題のほかに、情報を統計的に有用な数字に転換するという分析上の課題もある。1つ考えられる方法として、言語や宗教など、多くの文化的アイデンティティにとって重要な課題に関する定性的評価、つまり、専門家による事象の重要性についての特異的評価がある。本報告書にはたとえば、メリーランド大学の「危機に瀕する少数者」の資料(特別資料2.1参照)の慣習が掲載されている。この資料は、文化的排除の詳細な全体像や範囲をとらえるものではないが、この問題を理解するのに有用な証拠を提供することは可能である。

参加の排除を測定する
民族、言語、宗教にもとづく社会的、経済的排除の測定は、生活様式

排除の測定よりは進んでおり、また、政治的排除の評価も進んでいる。しかし多くの場合欠けているのは、文化的に識別される集団ごとの内訳である。データ収集では、実際に宗教的、民族的、言語的アイデンティティに関する質問を含まないものもある。また、国勢調査後に行われる事後調査の中には、とくにこうした文化的集団に焦点を当てているものもある。しかし、もっと包括的で比較可能な調査があってもよいはずである。重要な問題は、調査で人々が複数のアイデンティティを答えられるようにすることである。政治的な排除の実像をとらえるのは、より難しい。議会内の代表者数や有権者投票率など、(統計ではないかもしれないが) 確実なデータも存在するが、その他の表現の自由や移動の自由、結社の自由といった問題は、実像をとらえるのがより難しく、質的な評価が必要である。

本報告書が指摘しているように、文化的自由の問題に関するデータは非常に限られている。そして、差別的な政策や社会慣習や、さまざまな文化的集団が歴史的にどの程度監視されてきたかといった問題の実像をとらえるのは、概念的にも方法的にも非常に困難である。

問題は実証性だけではない。保健医療や教育など、人間開発の他の側面において、多くの国が共通した課題に直面しているが、文化的排除に関する課題はそれに比べて多様である。同質的な日本と多様性の高いインドを比較すること、あるいは、欧州の移民への対応と、ラテンアメリカの先住民に完全に対比可能な要求への対応を完全に比較対照することは、まず無理であろう。

「危機に瀕する少数民族」(Minorities at Risk) という報告書の資料は、マリランド大学国際関係・紛争管理センターの研究者が作成したもので、差別を受け不利な立場にある、集団領土のマイノリティにもとづき政治的に困難している集団を対象を絞ってデータが集められている。ここでいう差別と不利益とは、公共政策や社会慣習による排除であり、現時点での差別や不利益と、歴史的な差別形態が残っている場合の両方を含んでいる。

これらのデータは、多数派の状況との比較に立って、少数民族(マイノリティ)集団の状況を追跡している。ある少数民族集団の状況が国内の他の人々より不利している国に住む多くの人々のデータが提供されている国に住む多くの人々のデータが提供されている。つまり、社会における文化的集団に対するさまざまな対応と、文化的マイノリティの抑圧の実態をつかることが、この報告書の主眼である。

「危機に瀕する少数民族」とは何か。本プロジェクトは、共通する歴史、宗教、言語、民族性などの要素にもとづいた「特徴的で本質性のある集団のマイノリティ的」を共有している「共同体(コミュニティ)集団」を対象としている。ここでは、集団のマイノリティ性は、固定したものである、不変のものである、その集団の特定の特徴と不可分なものでなく、その集団または社会によって共有されている認識としてとらえられている。本プロジェクトは、各集団に関する多

くのデータを追跡調査しているが、この報告書でとくに重要なのは、文化的(生活様式)、政治的、社会経済的な差別や不利益に関する変数である。この報告書で用いられているデータは2000年現在の実態であるが、これは2002年に完了した、このプロジェクトにおける最新の世界規模の調査で得られたものである。

文化(生活様式)の差別や不利益は、次のような複合的分野における差別的な政策や慣習によって評価された。つまり、宗教に対する制約(さまざまな集団に属する3億900万人が制約を受けられている)、指差用言語を含む言語の使用に対する制約(3億3400万人)、儀式や家庭生活に対する制約(1億4400万人)、文化的組織に対する制約などである。本プロジェクトでは、それぞれの分野について、制約を0(制約なし)から3(非常に制約されている活動)の段階に分けて評価した。また、文化の制約の全体像を広くとらえるために、各分野の数字は合計されている。本プロジェクトによって、129集団、約5億1800万人が、少なくとも上記のうちかの制約を受けていることがわかった(図1)。

政治的な差別や不利益については、4段階で評価を行った。0は差別がまったくないこと、1は、歴史的な差別形態を是正しようとする公共政策を積極的に取り組んでいる状況にあることを示す。2は、歴史的な差別形態が残っているが、是正に向けた公共政策が存在しないことを示し、3は、広く、一般に存在する社会慣習に

もとづく排除が行われており、その是正に向けた公共政策が存在しないことを示す。そして4は、公共政策で積極的に特定の集団を差別している場合を指す。主要な政治的権利に関する詳細な評価も行われている。主要な政治的権利とは、表現の自由、移動の自由、司法手続きにおける権利、団結の自由、投票権、警察と軍および、行政サービスを利用する権利や、前進する権利などを指す。最後の昇進の権利については、こうした地位に少数民族(マイノリティ)がいないというだけでは差別があるとするには不十分であり、差別的な政策あるいは行政的慣行などの証拠がなくはならない。本プロジェクトによると、191の集団、約8億200万人が政治的に差別されていると考えられる(図2)。

経済的な差別や不利益についても、4段階の評価を行った。経済的な差別を受けている189集団の約7億5000万人の人々を対象とし、0は積極的差正措置を指す。4は、政策および広く、一般に存在する社会慣習の両方で、積極的にその集団を差別していることを指す。

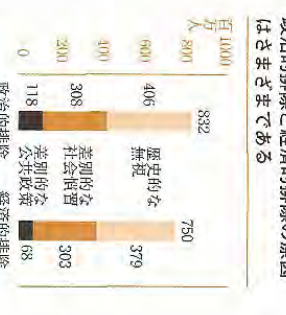


図1 文化的自由への課題

「危機に瀕する少数民族」の「連のデータ」を使用することで、文化的に差別されている集団の排除が直面する、生活様式の排除と参加の排除について、多くを明らかにすることが可能である。データは、これらの排除がどれほど広範囲に及ぶかということだけでなく、どれほど多くの場合にそのような排除が重なり合っているかについても示している(図1)。

図2 政治的排除と経済的排除の原因はさまざまである

しかし、宗教や言語、儀式上の慣行など、いくつかの主要な文化的標識にもとづいて、この問題の範囲に関する概略をとらえようと試みることは可能である。「危機にある少数民族」(Minorities at Risk)の資料は、文化的マイノリティ(NTI)にもとづいて排除される人々や集団の実態をつかもうと試みている(特別資料2-1参照)。それによると、約9億人、およそ7人に1人が、マイノリティを理由とした差別または不利益を受けており、文化的、経済的あるいは政治的排除に直面している。もちろん多くの場合これらの分類は重複しており、こうした集団の多くの人々は複数の排除に直面している。さらに、このうちの約5億1800万人が、宗教や言語、儀式や身なりの制限をはじめとする生活様式の排除の対象となっていると見られる集団に属している(特別資料2-1の図1参照)。

宗教の承認 歴史は、宗教上の迫害の事例に満ちている。紀元前14世紀、エジプトのファラオ、アクナトンは、ラー以外の神は存在しないと宣言した。そして、他のすべての神に関する言及を一切抹消するよう命じ、「神(god)」という単語の複数形を使用することを禁じた²⁸。15世紀のスペインでは、悪名高い異端審問が行われたが、これは、強要されて公にはキリスト教に改宗したはずのエスタド人やムスリムが実際には自らの信仰を続けているのを発見し、彼らを処罰しようとしたものだった。19世紀中ごろの朝鮮では、数百人のキリスト教徒が、信仰を理由に殺害された。また、イタリヤでは1984年まで、スペインでは1992年まで、カトリック以外のキリスト教宗派は認められていなかった²⁹。

宗教上の制約が全国民に影響を及ぼす国もあれば、特定の信仰を持つ人のみが制約を受ける国もある。「危機にある少数民族」の資料によると、何らかの形的文

化的排除を受けている集団に属する5億1800万人のうち、およそ3億5900万人が、信仰上の理由により、国内で差別や不利益を被っている(特別資料2-1)。

多くの場合、差別されている集団の宗教活動は厳しく制限されている。一例を挙げると、ウズベキスタンでは国民の80%がイスラム教徒であるが、その集団が国に登録されていないければ、宗教活動や宗教組織は禁止されており、国は宗教を細かく規制することができる。さらに宗教差別が激しい例もある³⁰。トルクメニスタンでは1997年から、イスラム教スニ派と東方正教という2つの宗派だけに公式な宗教活動が認められている。その他の宗派であるエホバの証人、ペンテコステ派、バプテスト教会、アドヴェンティスト派、ハーレクリシュナ教団などはすべて厳しく迫害され、シーア派団体は登録を拒まれてきた。しかし、2004年初頭、同大統領は登録の必要条件を正式に撤廃した³¹。イランでは、最大の宗教少数者(バハイリヤ)であるバハイイ教の団体は、憲法では認められていないが、バハイイ教には30万人の信徒がいるが、憲法ではバハイイ教徒をそもそも「存在しない人」として、その存在を認めていない³²。

ここに挙げたのはほんの3例である。この問題は広範囲に及んでいるだけでなく、文化的自由や人間開発に直接関わることである。異論も多く、感情的議論にもなりやすい。現在の政治運動における上級の中で、取り組みが不十分なのは多数あるが、その中でも宗教の自由を求める主張は、多くの場合、中核的な主張である。

本資料は、ある少数者集団が直面している生活様式における排除の特定の側面を明らかにすることができると同時に、いまだに是正されていない、国家による文化的集団に対する歴史的無視などのさまざまな原因をも明らかにすることができる(図2)

補足説明

本資料は、少数者集団が経験している状況と、彼らに影響を与えている政策を測定し評価するための先駆的な取り組みであり、主観的なデータは、他の方法で

はわからない少数者集団の特性と課題を明らかにしている。各集団のさまざまな特質を探索するためにあたって、「危険に晒される少数者プロジェクト」は多数の情報源を参考にしている。その中には報道記事、国際機関の報告書、人権報告書、政府の見解、専門家の意見などが含まれる。各事例について、一貫性のあるデータ処理の確保と、思想的傾向の危険性を最小限に抑えるためのあらゆる努力を行っている。本プロジェクトに関する追加情報は www.cidamund.edu/inscr/uar/ であり、入手可能である。2003年中に更新されたデータは、2004年末までに利用可能となるだろう。

本報告書では、注意深くこのデータを利用しているが、それは文化の差別という非常に大きな課題を概観するためであり、特定の国家の政策を批判しつたり、評価したりするためではない。このように注意して利用すれば、本資料は有用なツールであり、文化の差別の測定は大きく前進する。

出典：Gurr 1993, 2000； MIAF 2003； Krynlicka 2004

尊重し認めるやり方は他にもたくさんある。「危機にある少数者」の資料によると、文化的な差別に直面している人の60%が文化的儀式を行うことを制限されている。さらに、ラテンアメリカの先住民の多くや、東欧のロー人を含む25%の少数者(マイノリティ)が、服装や公共の場に出るときの身なりの制限を受けている³⁸。

国内に存在するさまざまな文化的集団の歴史を、国家がどのように承認し、尊重しているかという点も重要である。この点についてデータを集めるのは容易ではない。とくに地域ごと、都市ごとのデータについてはなおさらである。多様な集団がどの程度承認され、受け入れられているかを判断する方法として、それぞれの文化的集団の歴史上、宗教上の重要な日(国民の休日)になっているかどうか、または道路の名前が彼らにちなんで付けられているかどうかを調べることができる。

米国では、休日の大半が宗教と無関係である。インド中央政府の職員には休日(7日あり)、そのうち14日はさまざまな宗教に関連した祝祭日である(図2.5)。一方フランスでは、国民のおよそ13人に1人がイスラム教徒であるにもかかわらず、11月ある国民の休日の6日

図3.4 多くの児童が母語で初等教育を受けられない

地域または集団	話されている言語の数	2000年現在、母語で教育を受けられる人口	全人口(百万人)
サハラ以南アフリカ	2,632	13%	641
東アジア・太平洋諸国	2,815	62%	1,918
南アジア	811	60%	1,480
中東欧・CIS諸国	623	74%	409
高所得OECD諸国	1,239	87%	912
ラテンアメリカ・カリブ諸国	1,066	91%	530

出典： SIL International 2001b

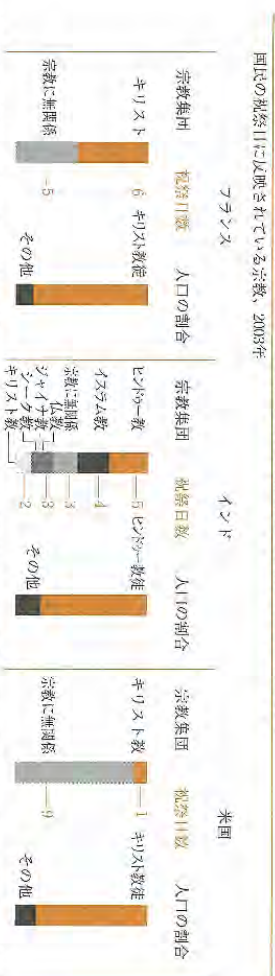
すべてキリスト教にもとづくもので、残りの5日は宗教と無関係なものである。

文化的アイデンティティにもとづく政治的、経済的、社会的排除

アイデンティティの表現が制限されているという問題(生活様式の排除)は、文化的自由に関する課題の一部にすぎない。多数の集団が、その文化的アイデンティティを理山として、人間開発の他の側面において差別や不利益を被っている。7億5000万人以上の人々が、経済的、政治的生活において不利益または差別を受けている集団に所属していると推定されている(特別資料を参照)。

政治参加 選挙体制や一党制の同家で

図2.5 国民の祝祭日は文化的アイデンティティを承認、または無視する手段として重要である



出典：National holidays：France 2004；India, Ministry of Personnel 2004；Office of Personnel Management 2003；Religious populations：India, Office of the Registrar General 2004；France and United States, CIA 2003

表2.1 OECD諸国の一部における、議会内の少数者代表数と割合

国名 (本データに採用した 最新選挙の実施年)	議会における民族的少数者 ^a		議席の割合と 人口に占める 割合の比
	下院議席に いる議席数 (%)	全人口に占 める割合 (%)	
オランダ (2003)	13.150	8.7	1.0
米国 (2002)	69.440	15.7	0.6
ベルギー (1998)	6.150	4.0	1.00
カナダ (2000)	12.301	4.3	0.3
英国 (2001)	12.659	1.8	0.2
ニュージーランド (1999)	2.120	1.7	1.09
デンマーク (2001)	2.179	1.1	0.2
オーストラリア (2001)	1.7150	0.7	0.1
ドイツ (2002)	5.608	0.8	0.1
フランス (2002)	0.577	0.0	0.0
スウェーデン (1999)	0.200	0.0	0.0

a. 各国において少数者として明らかになっている人口は、国勢調査または労働報告書による。(欧州系) 統計上明らかになっていない移民は含まれていない。少数者の割合は、報告された数字よりも少ないとみられる。なお、報告書の数字は市民と非市民の両方を合算しており、また少数者集団の人口構成は(多数派人口と比較して)平均年齢が、全体の平均前に比べ非常に低い傾向があるからである。フランス、ギリシアまたは民族別的に文化的な少数者集団を除く。

出典：Bird 2003

政治参加が制限されているのは明らかである。しかし、政治参加における不平等は、民主主義が確立している国家にも広がっている可能性がある。特定の民族、言語、宗教を持つ集団の構成員を排除するために、政治プロセスがさまざまなやり方で不正操作されたり制限されたりする。

「危機にある少数者」の資料によると、3億人を超える人々が、その他の国民と比較して、昇進に関してそのアイデンティティを理由とした制約を受けている集団に属している。また3億人近くが、公共サービスの利用が制限されている集団に属している。約2億5000万人が、平等な団結権のない集団に属している。約2億8000万人が、平等な表現の自由のない集団に属している。そして8300万人が平等な投票権のない集団に属している。

特定の集団を政治プロセスから排除する最も直接的な方法の1つは、市民権の否定である。タイでは30万人を超えて「山岳少数民族」が、依然として国籍を

与えられず、国民に与えられる権利と恩恵を手に入れている。またミャンマーは、過去に迫害を受け、同国を離れていた25万人を超えてイスラム教徒ロヒンギヤ族の市民権を否定している。クウェートは、議会におけるロビイ活動が頻まっ

ているにもかかわらず、10万人を超えるドブソン人の市民権を否定し続けている。ドブソン人の多くは、数世代にわたり同国に住み続けているのである。ある特定の文化的アイデンティティを持つ集団に対する差別を防ぐには、政治プロセスのあらゆる段階で平等を保障する必要があり。しかし、これを否定するのは難しい。政治プロセスの結果を定義し測定するほうが容易であり、これらを考察したほうが明確な結果を得やすいかもしれない。テータのある高所得OECD諸国のなかで、少数民族の議席数の割合が、全人口に対して彼らが出せる割合にほぼ比例して確保されているのは、オランダ議会だけであり、米国、次にベルギーがこれに続いていて (表2.1)。

もちろん、このほかの地域でも問題は生じている。フランスでは、人口の半分近くがアフリカ系であるにもかかわらず、関係33人のうち、アフリカ系フランス人は2人しかいない⁶。ケニアでは、全関係中にキクユ族の割合が占める比率が、1979年の31%から1998年には3%にまで下落した。キクユ族の全人口に占める比率は20%前後で変化がなかったにもかかわらずである⁷。この状況は2003年の選挙で再び変わった。ナイジェーでは、ナイジェー族の人口は全人口の半分にすぎないが、2001年には、ナイジェー族が関係21人のうちの19人を占めた⁸。トリニダード・トバゴでは、インド系市民 (とくにヒンドゥー教徒) は1961年から1986年

まで、基本的に関係の地位から締め出されていた (その後状況は改善されている⁹)。 「危機にある少数者」の資料によると、

BOX 2.4 人間開発指数：集団間の不平等の実態をとらえる

人間開発指数 (HDI) は、人間開発および各国の開発進捗の概略を1つの数字でとらえるための、非常に貴重なツールとなった。人間開発指数 (HDI) の最も効果的な用途の1つは、近隣諸国あるいは類似した国々の実質的比較により、健全な競争心を生み出すことにある。文化的自由に関する同様の指標を作成したり (BOX 2.3参照)、人間開発指数 (HDI) に文化的自由を含めたりすることはできないが、人間開発指数 (HDI) を民族集団、言語集団、宗教集団といった要素に分けることにより、保健医療や教育、所得における排除に光を当てることが可能である。しかし、これはほとんど実行されていない。

また、人間開発指数 (HDI) が文化的集団ごとに算定された場合、しばしば新たな実態が明らかになる。たとえばルーワンダにおけるローワンダ平均を大幅に下回っている (図参照)。ルーワンダは人間開発指数 (HDI) で72位にランクされているが、ローワンの人間開発指数 (HDI) をランクするとすれば128位になる。

人間開発指数 (HDI) を言語集団ごとに算出している国家はナミビアのみだが、ここでもまた、集団によって圧倒的な差がある。ドイツ語を話す集団は、HDI順位が最上位のグループであり、また英語集団とアフリカ人ونس部集団がそれに続く。カン語を話す集団の順位は174位も下に位置し、ツワナ語 (Tswana)、オツワヘルロ語 (Ojibwerro)、オツワムボ語 (Oshiwambo)、ルカヴランゴ語 (Rukavango)、カブリンゴ語 (Kaprivilozii)、ナマ・ダマラ語 (Nama-Damaru) を話す集団はそれぞれ、その中間に位置している。このような事例から、非常に大きな問題があることがわかる。これらの問題に光を当てることが、問題解決の第一歩である。各国政府は多くの場合、この種の情報を収集し、普及することに消極的である。しかし、テータが入手可能ならば、そのようなデータは、実態を露骨に断罪するものではなく、問題解決に向けての重要な第一歩としてとらえられるべきである。



出典：Sen 2004b； UNDP 2000b

8億人以上の人々が、200以上の異なる文化的アイデンティティを持つ集団のいずれかに属しており、民族的、言語的、宗教的アイデンティティに起因する政治的な不利益や差別に直面している⁴⁵。このうち約1億3000万人は、直接的な差別的公共政策に直面している。また、その他の人々に対する差別は、国の社会習慣や、根深い歴史的差別の影響によるものである（特別資料21参照）。

この状況を改善することが不可欠である。政治は力である。政治参加における不平等があまりにも多いということが、文化的少数派の集団の要求に対し解決策がとられない最大の原因となっている。この件についてはこの後、本報告書で論じていく。

保健医療、教育、および所得 人間開発の水準あるいは進展が、国内各地で均一であることはまれであり、特定の宗教的、民族的、言語的集団が取り残されていることが非常に多い（BOX 2.4）。このように貧困の中に取り残されることは、それ自体が問題であるが、不平等と文化的差別が重なって、社会における緊張関係の主要な要因となることもある。

国勢調査は、それぞれの民族的、言語的、宗教的集団の平均寿命、乳児死亡率、識字率、就学率に関する情報を効率的に集めるうえで有用な手段であるが、こうしたデータを収集している国家はほとんどない。

現在あるデータを見ると、不平等には一定のパターンがある。「危機にある少数者」の資料によると、全世界の約7億5000万人が、文化的アイデンティティを理由とした、社会的経済的な差別または不利益に直面している集団に属している。多くの集団が両方の差別に直面している（特別資料21参照）。このうちの約6800万人にとっでは、これは政府の直接的な

差別政策による結果である。しかし、差別的な社会慣習や無視されて放置されたままの状態が原因であることのほうが多い。

世界中で、さまざまな文化的アイデンティティを持った人々が隣り合っていて、しかし多くの場合、異なる世界で生活している。南アフリカの黒人系住民の収入は、今なお白人系住民の約5分の1である⁴⁶。チェコ共和国やハンガリー、スロバキアで生活するロマ人は、自分たちが職を見つけられないのは、主に民族的な理由によると信じている⁴⁷。ブラジルのサンパウロでは、黒人系住民の給与は男女とも白人系住民の半分である⁴⁸。グアテマラでは、先住民族集団と社会的排除が明らかに重なり合っている（地図2.1）。

保健医療や教育の分野にも同じパターンが見られる。平均寿命は、先住民族のほうが非先住民族よりも常に短い（図2.2参照）。ネパールのドリット（カーズトの最下層で抑圧されてきた人々）の平均寿命は、国民平均より20年近く短い⁴⁹。セルビア・モンテネグロのロマ人の子どものうち30%は一度も小学校に通ったことがなく、さらに通学している子どもの5人に1人は中途で退学することになる⁵⁰。南アフリカでは、黒人系住民の1分の1近くが学校教育を受けたことがない⁵¹。

文化的自由を推進するためにはアイデンティティの違いを認めることが重要である

生活様式の排除と参加の排除の解消には、これまでと異なる政策が必要である。従来の政策によるやり方だけでは、社会的、経済的、政治的・生活における参加の排除を解決することができない。また、社会的、経済的、政治的参加への障壁を取り除いても、生活様式の排除の問題がなくなるわけではない。人間開発戦略に

表2.2 人間開発戦略に多文化主義政策を組み込む

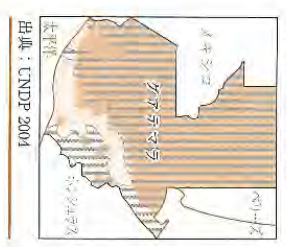
人間開発戦略の3つの柱	文化的自由に必要な点	文化的自由のために不足している点	さらに必要な多文化主義政策	多文化主義のねらいと3つの柱との潜在的矛盾
民主主義	統治の形態として、文化的自由と権利を含むあらゆる人間の自由と人権と両立し得るのは、民主主義のみである。	民主主義は、少数派の利益のための配慮をほとんどしていない。	少数派のアイデンティティの受け入れと多文化主義政策の採用を組み入れる。	文化の承認要求が、非民主主義的集団によって主張されることが多い。これらの要求が民主主義の構築と相対し、「正統性」の名の下で排他的な伝統的慣習の維持が行われ、当集団においても多数の支持を得られない可能性がある。
貧困層重視の成長	文化集団の社会的・経済的な排除（参加の排除）を正すためには、貧困層重視の成長が必要である。	貧困層重視の成長だけでは、差別を克服し、過去の誤りを正すには、不十分である。	排除された集団のための特別支援プログラムの期間。積極的・是正措置プログラムの策定。	積極的・是正措置は、平等の原則とは対立するものである。特別プログラムは積極的・是正措置の代替となるのか？
公平な社会的機会の拡大	文化集団の社会的・経済的な排除を是正するには、公平な社会的機会の拡大が不可欠である。	公平な社会的機会の拡大だけでは、差別を克服し、過去の誤りを正すには、不十分である。	排除された集団のための特別支援プログラムの期間。積極的・是正措置プログラムの策定。	積極的・是正措置は、平等の原則とは対立するものである。特別プログラムは積極的・是正措置の代替となるのか？

出典：人間開発報告書事務局

多文化政策を組み入れた新しいアプローチが必要である（表2.2）。**文化的排除には、独自の政策によるアプローチが必要である**

経済的、政治的な不平等を解消すれば、生活様式の不平等がなくなるといふ訳ではない。東南アジアの中国人のように、経済的には恵まれているが、文化的（そして政治的）には除外されている集団もある⁵²。スベインのカタルーニヤ人やナダのケベック人などの民族主義的少数者は、多数派と同等の生活水準を享受し、中には平均より高い収入を得ている場合もあり、政治プロセスに参加する権利もきちんと守られている。それにもかかわ

らず、彼らは、自らの言語や伝統が中央政府によって除外されたことで、生活様式の排除に苦しんできた⁵³。つまり、生活様式の排除と、政治的、経済的排除が同時に行われることはよくあるものの、両者は別個の問題なのである（第1章参照）。生活様式の排除に対しては、独自の分析と対応が必要である。これらで文化政策では、文化的自由の推進よりも、芸術の振興や文化遺産の保護に関心を置くことがあまりに多かった。今日でも、文化政策に関する主要な議論の多くは、文化遺産の保護に集中している。これらの課題も重要ではあるが、その一方で、文化的自由を推進するという根本的な課題の大部分が忘れられてき



地図2.1 グアテマラでは言語コミュニティと社会的排除が大きく重なり合っている

1998年
先住民民族言語コミュニティ
非先住民民族言語コミュニティ

出典：UNDP 2001

BOX 25 文化政策—文化遺産を保護し、文化的自由を推進する

1969年、ユネスコ（国連教育科学文化機関）は、「文化政策」の概念を導入し、文化的活動を公共政策の重要な目的の一つとして明確に認めるよう各国政府に求めた。国際社会は一歩一歩この呼びかけに対し取り組んできた。文化政策に関する世界会議（1982年、メキシコ）、1988年から1997年までの「文化と開発のための10年」に関する国連宣言、開発のための文化政策に関する政府

間会議（1998年、ストックホルム）に加え、文化者を設立する国が増えつつあることもすべて、文化が開発であり、また開発が文化であることが認識されてきた前掲である。当初、文化関連の政策立案とは、芸術の奨励や文化遺産の保護に関するものと見られていた。しかし文化と開発に関する世界委員会が、1995年の報告書「人類の創造的多様性（Our Creative Diversity）」の

中で提案したように、その概念は今やますます文化的自由に関わるものになっている。文化的自由は、文化的多様性の尊重と承認からも切り離すことのできないものである。四半世紀前に開始された一連の文化政策は、人間と文化に関する政策立案の中心目的である人間の文化的自由とその達成によって、締めくくられなければならない。

出典：Ariape 2004

た（BOX 25）²³⁾。文化的自由を推進するためには、多文化政策をとることで、抑圧された文化的アイデンティティを公式に承認し、受容し、支援することが必要である。そうすれば、不利な状況に置かれた文化的集団は、自らのアイデンティティが国のシンボルや制度に反映されることがわかり、彼らの不満の原因の多くが取り除かれることになる。

人間開発戦略へ多文化主義を組み込む

社会的、経済的、政治的平等に対する従来のアプローチの多くは、同化政策にもとづいたものである。各集団は、自分の言語を犠牲にして支配的な文化の言語を受け入れることを期待され、時には出世するために、宗教など、自分の所属する集団の伝統を拒絶しなくてはならない。支配的な文化と一体感を持つことは何も悪いことではない。しかし、自らのアイデンティティと経済的、政治的發展との間で厳しい選択を迫られるようなことがあってはならない。文化的自由と人間開発を実現するためには、人が自らのアイデンティティを変更する自由と同様に、アイデンティティを維持する自由も

持つていなくてはならない。そのためには、多文化主義政策を人間開発戦略に組み込む必要がある（表22）。

たとえば、（文化的自由を含む）あらゆる自由が成り立ち得る政体は民主主義のみであるが、多文化による統治で、文化の承認と尊重への要求が常に守られるわけではない。第3章で述べるように、多文化による民主主義では不十分な場合は、非対称な連邦制（文化的必要性にもとづき、言語の権利など地域によって異なる権利を与える非画一的な制度）や、比例代表選挙制度による権力分担という選択肢を検討するべきである。そしてまた、社会経済的な排除は、貧困者重視の成長政策と再分配政策だけで対処できるものではない。差別を克服し、過去の過ちを正すためには、特別なプログラムを実施することが適切であり、必要不可欠でさえある。2言語による教育を行うにも均等な機会を与えることができる。要するに、多文化政策を実施するには、公平性を新たな視点で見直す必要がある。各集団が特殊な文化的要求を持っている場合、または過去の過ちによって不利な

を被っている場合、まったく同じ政策アプローチによって公平な機会が生み出されることはない。個々の集団への差別化政策アプローチが必要なのである（表22参照）。

文化的自由と開発をめぐる3つの神話

多文化政策を公式に試みている国はほとんどなく、大半の国がこの政策に抵抗を示している。政治学者や哲学者は、多文化政策が、民主主義や人権と両立するかという点について議論を行ってきた。その理由の1つは、政策は多数派がつくるといふ現実にある。弱者は無視されやすい。為政者側は、多文化政策が国家全体に与える影響について、深刻な懸念を抱いていた。文化的自由を保障することは賛否であるとか、いいことかもしれないがコストがかかりすぎる、という認識が根強い。

の民主主義に対する見解と、ウェーバーによるプロテスタントの労働倫理の理想化までさかのぼる。一方で、文化決定論の新しい波が出現しつつある。それは、成長や民主主義がうまく行かない理由は、文化的特性に内在する欠陥にあるという考え方である。こうした考え方は、極端な政策上の結論につながりかねないため危険である。社会の中で、一部の文化が経済成長や民主主義に適しないと思われた場合、そうした文化を抑圧する、あるいは同化させなくてはならないという主張に行き着くまでにそう時間はかからない。過度に一般化して言うなら、アフリカの発展が滞っているのは文化のせいだと言えるのであれば、なぜ政治的、経済的政策や海外援助を導入してアフリカ諸国を盛ませるのだからか。

文化決定論の支持者は、世界の広い範囲を、単に、「アフリカの」とか「イスラム教の」などと形容することが多い²⁴⁾。しかし、文化は一概ではない。同じ文化「集団」内においても、言語、宗教、文学、芸術、生活様式は非常に多様である²⁵⁾。さらに、私たちの生活やアイデンティティを決定するうえで、文化だけが中枢に位置するわけではなく、階級、ジェンダー、職業、政治も重要な問題となる。このような文化においても自明な特質を理解せずに、文化決定論は、意味ありげな理論として懸命に支持を広げようとしている²⁶⁾。

文化と開発の間には、はっきりとした関係は存在しない²⁷⁾。ある集団の文化がその集団の開発を左右するという考え方には、直感に訴えかける強い力がある。文化に関する固定概念を使って世界情勢の説明ができるからである。この考え方は新しいものではない。少なくとも19世紀初頭の、P・トックヴイールによる米国の

ある文化には非常に高い継続性があるかもしれないが、大衆兵が伝統を持つ文化であっても、一、二世代で急激な変化が起きる場合もある²⁸⁾。たとえば、日本では19世紀半ば、工業化しつつあった両隣との交流によって明治維新が起り、日本の教育の転換が決定されることが考えれば、「日本文化」に日本の発展の理由を求めるのは難しい。ある文化に固有の

ウェーバーによるプロテスタント労働倫理が高い評価を受けようになつた時には、多数のカトリック系国家（フランス、イタリヤ等）のほうがプロテスタント系の英国やドイツよりも急速に成長しつつあった。

ものと見られている側面でさえ、変わることもある。たとえばベンガラデジュは、ジェンダー間の不平等という慣行の是正について、急速な進歩を遂げた。文化は進化するものであるから、ある社会の現時点での文化が、将来の発展を左右することはほとんどないかもしれない。そして、このような変化は、文化決定論者が提唱するような、文化の変革をねらった政策の結果引き起こされるわけではない。他の文化圏との経済的、政治的な交流や、よりよい教育を通して起こるのである。つまり政策的には、開発論の他の領域とほとんど変わらない結論になる⁸⁰。

文化の中で開発に役立っていると考えられているものでさえ、ややもすれば変化する。そして、もはや欧米の経済を世界のモデルであると決めてかかっていることはできない⁸¹。再び日本を例に挙げて考えてみよう。日本は20世紀に驚異的な経済発展を成し遂げるうえで、西欧に比べ、さまざまな文化的価値観を経済運営に利用してきた。企業に対する忠誠や責任、個人間の信頼、黙示の契約などの強調といった価値観は、現在では西欧のあらゆる経営者養成コースで支持されている。しかし、常にそうであったわけではない。したがって、文化的特性的価値を、そして未来を、予測するということは、非常に難しい。

しかし、文化がまったく開発プロセスの手がかりにならないというわけではない。文化の影響により、違いが生じる可能性がある。たとえば、ある分析が明らかにしたところでは、労働倫理、節約、正直さ、よそ者に対する開放性は経済成長に貢献する可能性がある⁸²。文化の影響は多様に変化するものであること、また文化は影響を与える多くの要因の中の1つであるということが理解されれば、文化は人間行動と開発への建設的な手がかりを提供できるだろう。しかしだから

といて、開発に関する決定的な文化的理論があるわけではない。計量経済学上の証拠はこの点を明らかにしている。たとえば成長率を説明する際、経済政策、地理、疾病の発生はいずれも、大きく関連していることがわかっているが、文化的要素、たとえばある社会がインドゥー教であるかイスラム教であるか等は、ほぼ無関係であることがわかっている⁸³。

ある理論の妥当性を評価する際に統計学的分析が助けになることもあるが、おそらく判断材料として最も適切なのは歴史であろう。そしてこれまでの歴史を見ると、文化決定論は、現実の世界よりも一歩遅れた理論であることが明らかになっている。ウェーバーによるプロテスタント労働倫理が高い評価を受けるようになったときには、多数のカトリック系国家（フランス、イタリア等）のほうがプロテスタント系の英国やドイツよりも急速に成長しつつあった。そのため、ウェーバーの理論は、キリスト教、そして西欧へとより一般化されて適用されることになった。しかしその後、日本も含めざるを得なくなった。それから間もなく、東アジアが急速に成長し、儒教の価値観は成長のための条件を促進しないという古い見方は直ちに放棄せざるを得なくな

った。その後、基本的に仏教国であるタイが最速の成長国となったため、理論はまた変更を余儀なくされた⁸⁴。このように、これまでのところ、文化決定論は現実を追い越すことができていない。今日の文化決定論は、より十分な根拠にもとづいているのだろうか。そして、ある文化、たとえばアフリカの文化が開発に与える影響について、あるいは、ある宗教、たとえばイスラム教などと民主主義との共存について、より正確に予測することは可能なのだろうか。

アフリカにおける成長と開発 サハラ以南アフリカにおける開発の問題は、文化が決定しているという説を唱える人がいる。問題の多い「アフリカ文化」は、経済的、政治的、社会的開発に適していないという主張である⁸⁵。「アフリカ文化」という考え方で、アフリカの開発が失敗しているという事実を一般にするのは、文化決定論者にとつての都合のいい同語反復 (tautology) である。しかし、アフリカ諸国は、文化以外にも非常に多くの共通点を持っており、そのような要素の多くが、開発がうまくいかないことにより深く関係しているかもしれない。

【人間開発報告書2003】では、サハラ以南アフリカの38カ国を、開発水準が低く、ミレニアム開発目標 (MDGs) に向けた進展が少ない「優先」国として挙げた (統計特別資料「人間開発の状況」参照)。このうち21カ国は、内陸国か、もしくは国民の大部分が海岸から遠い地域で生活している。また、ほとんどが小国であり、人口が1000万人を超えている国は4カ国にすぎない。これらの国々はまた、一次産品に過度に依存しており、テータのある23カ国のうち16カ国で、一次産品が輸出の3分の2以上を占めている。また、疾病率も非常に高い。38カ国のうち22カ国で、人口の5%以上がHIV/エイズに感染しており、マラリアも依然として抑制されていない。

文化が開発において決定的な役割を果たしている主張するために挙げられた事例の中には、このような現実が隠れていることが多い。よく引き合いに出される例として、1960年代の韓国とタイが挙げられる (詳細は第1章参照)。この2カ国間でその後数年で急激に差が広がった原因は、文化の違いにあるとしばしば考えられてきた。しかし第1章で指摘したように、教育への投資水準など、より重要な相違点が分析により明らかになっている⁸⁶。この例は、経済的、社会的政

策が非常に大きな影響を及ぼし得ることを示している。保健医療や教育に国内外の資源を集約させることが、貧困の翼から抜け出る最初のステップとなる。国内市場が小さかったり国際貿易ルートへのアクセスが限られているといった、地理的に不利な条件があったとしても、地域内の統合や協力を通した対策が可能である。

アフリカでも、成功例が出始めている。カーボベルデ、モリタニア、モザンビーク、ウガンダでは、1990年代の1人当たりのGDP成長率が9%を超えた⁸⁷。ペナン、ベリ、セネガルの初等教育就学率は、15%以上上昇した⁸⁸。アフリカではHIV/エイズが増加しているにもかかわらず、ギニアとニジェールでは乳幼児死亡率が5%以上低下した⁸⁹。

世界はこのような政策課題を乗り越えるための知識と資源を有しており、これにより、アフリカが世界経済における完全なパートナーの地位を占めることができる可能性がある。文化決定論者が主張を訂正しなければならぬのはこれが初めてではない。今回は「アフリカ文化」が仲間入りするのである。

イスラム教と民主主義 すべての宗教は、開発に役立ち得る考え方で、有害になり得る考え方の両方を含んでいる⁹⁰。イスラム教はときどき、民主主義と相容れないと言われるが、これもまた、文化が開発を決定づけるという考え方の一例である (第1章も参照)。しかしイスラムには、ジュマラー (協議)、イジュマ (合意) を含む民主主義の基礎となるイスラム基本原理があり、また宗教に關しては何事も強制するなというコーランの教えもある⁹¹。

イスラム教と民主主義が相容れないという考え方は、イスラムの考えだけである⁹²。この例は、経済的、社会的政

すべての宗教が、開発に役立ち得る考え方で、有害になり得る考え方の両方を含んでいる。

慣行にも反している。おそらく、多くのアラブ諸国がイスラム教であるとともに、非民主体制であるという側面が、この誤解を助長しているのである。しかし、イスラム教徒が多数派を占める国の中でも、アラブ諸国と非アラブ諸国とは非常に大きな違いがある。イスラム教徒が多数派を占めるアラブ諸国のうち、過去四半世紀にある程度、あるいは、しっかりと確立した参政権や選挙権が5年間連続して保障された国は1つもない。

一方、非アラブ系イスラム諸国では、29カ国のうち8カ国がこうした権利を享受している。

イスラム教諸国の中には、民主主義を確立している国もあれば、そうでない国もある。イスラム教はそのどちらにも共通する特質である。そのイスラム教が、民主主義が実践されない唯一の理由であることはあり得ない。イスラム諸国が、非イスラム諸国と同じくらい民主主義を堅実に実践できるという証拠もある。世界最貧諸国（より豊かな国では民主的である可能性が高いため、ここでは収入の低い国に限る）の中で、非アラブ系イスラム諸国と非イスラム諸国が民主主義国家である可能性は同じである⁷⁾。

『アラブ人開発報告書2003』は、世界全体に比してアラブ地域における自由の不足を明らかにした。この不足の理由には、アラブ諸国の人々や反民主主義的な文化にあるのではないと思われる。アラブ諸国において民主主義が権威における最高の形であると信じている人の割合は、欧米を含む世界の他のいかなる地域と比べても、たとえ欧米を超えることはないとしても、同じくらいであることを複数の調査が示している⁸⁾。おそらく、その答えは、権力政治の歴史の中に、そして地域の外での考え方や文化への開放性に欠けていることにあると思われる。1995年にアラビヤ語に翻訳された書籍

は、アラブ世界全体で380冊にすぎない。これは、アラビヤ語に比べ12分の1しか話す人がいないギリシャ語に翻訳された書籍数の5分の1である⁹⁾。

神話：文化的多様性は必然的に価値観をめぐる衝突につながる

この主張を正当化する証拠はほとんどない。1950年代以降、特定の場所に集団で生活している70の民族集団が、武力闘争に関わるようになった¹⁰⁾。この種の紛争は、冷戦終結とともに急増しており、1970年代から1980年代の間に倍増し、1991年にはピークの48件に達した。2003年初頭の時点で、このような紛争のうち22件が続いており、またそのほかには66集団が自治権の拡大を求めているが、その戦術は抗議活動や散発的な暴力行為などで、本格的な戦いには関わっていない¹¹⁾。紛争の要因として、文化の違いや民族の違いに根本的な原因を求めることが多い。異なる文化の人々は、生来の特質として、相容れない価値観の違いをめぐり、互いに支配や自治を求めて戦うとする説明である。この見方はサミュエル・ハンティングトンの有名な「文明の衝突」が提起するという予測に見られる¹²⁾。このように考え方はまた、リベリアや旧ユーゴスラビア等における国内の民族間紛争の説明にも使われてきた。

多くの紛争に文化的側面があることは確かである。対立する集団は、それぞれ自らが一般的な文化（民族、宗教）に属していると考えており、文化的自立（少なくとも部分的には）を求めている。このため、紛争は根源的な民族感情に起因するものとされ、紛争は、不可避で解決困難なものであるかのように思われてきた¹³⁾。

第1章では、この考え方は、アイトン・テイターの形成過程、役割、順応性に関する関連した見方にもとづいたもので、

重大な欠陥があると指摘している。文化や民族が紛争の原因だとする考え方はまた、重要な経済的、政治的要素から注意をそらすものである。アイトン・テイターがどのように形成され、変化するか、また、アイトン・テイターの特徴がなぜ時とともに変わるのかという点に関する多数の証拠が、文化は継承されるものであると同時に、構築され、選択されるものであるということを示している。多くの人が複数のアイトン・テイターを有している¹⁴⁾。文化の違いは紛争の主たる原因ではない。場合によっては、多様化によって集団の動員がより困難になり、その結果、紛争のリスクが低くなる可能性さえある¹⁵⁾。それでは、何がこのような緊張の原因なのであるのか。

民族紛争—あるいは貪欲さと不平等？

確かに、多くの紛争が文化の違うものの間で起きている。なぜなら、このような戦場の当事者のどちらも、自分たちのほうが「一般的 (common) な文化に属している」と考えているからである。しかし、紛争の根本原因が文化そのものまたは、価値観の不一致であることはもつたにない。最近の調査では、貪欲さと、文化的集団間の不平等という2つの原因が示されている。民族紛争の主たる原因が、石油やダイヤモンドなど、高い価値を持つ天然資源の支配権をめぐる争いである場合もある。リベリアやシエラレオネ、スーダンなどにおける紛争がこの例である。一見、民族紛争のように見えるものも、単に民族の忠誠心を利用した、エリート集団による資源の競争であるかもしれない。

経済発展の低下や、貧困レベルの高さも戦争の重要な誘因である。この例として、シエラレオネやリベリアが挙げられる。他の多くの紛争の裏には、民族集団、宗教集団、言語集団間の不平等（文化的集団間の不平等）がある。さまざまな

集団から出された文化的、政治的、または社会経済的な要求が満たされないままの状態が続くと、緊張が高まり、その結果紛争にいたることもあり得る。

最近の調査によれば、多くの紛争は、各集団の経済資産、収入、雇用機会、社会サービス、政治的機会などへのアクセスが不平等なときに勃発してきた(BOX 2.6)。同連関分析計画紛争予防・復興局 (UNDP Bureau of Conflict Prevention and Recovery) の報告によると、インドネシアやネパールの例が示すように、集団間の不平等が増すごとに紛争の可能性も高くなる。ソロモン諸島における紛争の根本には、乏しく、管理の不十分な資源をめぐる争いがあった (BOX 2.7)。ボリビアでは2003年10月、ゴンカロ・サンチェス・デ・ロサダ政権が退陣を余儀なくされたが、その大きな要因は、貧困と政治的疎外が引き金になった多数派先住民とその支持者による、積極的な抗議行動と暴動によるものであった。またエチオピアでも、貧困と不平等の問題をめぐって集結した先住民集団が、ジャヤイル・マワ政権に対する抗議運動で他の集団と結束した結果、同政権は2000年1月に退陣に追い込まれた¹⁶⁾。特定の集団が経済的にも疎外されてきた場合もあるれば (マキソコや南アフリカなど)、ある集団が、政治的には支配的地位にありつつも、経済的には疎外されているということもある (マレーシア、スリランカ、ウガンダなど)。

先進工業国においても、こうした紛争が起きないわけではない。米国の各都市の人種暴動は、収入や公的支出についての激然とした人種格差があることと関係している¹⁷⁾。北アイルランドでは、少数派のカトリック教徒が、経済的、政治的差別を受けている。詳細な調査による統計的証拠によつて、これは裏づけられている。93カ国233集団を対象とした研究は、

BOX 2.6 集団間の不平等が紛争や緊張を引き起こすことがある

暴力紛争の根本原因が単純な問題であることはほとんどない。しかし次の例が示すように、最近の紛争に関する研究からは共通のテーマが浮かび上がっている。それは、緊張や暴力の発症に、集団間の社会的経済的、政治的不平等が果たし得る役割である。言語や宗教的慣行が承認されていないことなど、集団の文化的排除が果たす役割についての研究はあまりなされてこなかったが、今年の報告書が主張するように、これらの文化的排除は人々を動員し、抗議行動を引き起こす可能性があり、また紛争の重要な根本原因あるいは引き金となるかもしれないのである。

- 1960年代の終わりにマレーシアで起きた中国系に対する激しい暴動の主な原因は、政治面では支配権を握っているが、経済的には雇役に近いやられていた多数派のマレー人が、経済面で支配権を握っている少数者の中国系に抱いている敵対心にあったとされている。
- 1980年代初期から続いているスリランカの内戦は、少数派のタミル人と多数派のシンハラ人との不平等によって高まった緊張と関連がある。植民地時代の行政官は少数派のタミル人を経済的に優遇したが、シンハラ人が政権を取ると急激に逆転し、意思はシンハラ人が受け入れることになった。少数派のタミル人は、教育の機会や公務員への採用、言語政策などの領域にお

出典：Stewart 2002；UNDP 2004；Frankel 2003

いてますます疎外されていった。

- ウガンダでは、バントゥー語を話す人々（主に中部部）は、それ以外の言語を話す人々（主に北部）に比べ経済的には優位であるが、政治的には疎外されてきた。このような経済的、政治的不平等が、大規模な紛争の一因となった。イテオピア（1970年代）や第2次オボナ政権（1983-85）が主導した武力紛争もその一部である。
- メキシコのチアパス州に住む先住民は、長い間、政治的、社会的、経済的な不平等に苦しんでいた。彼らはこれまで、より大きな政治的自治権と、社会経済的状況の改善、自分たちの文化遺産の保護を求めてきたが、最終的にはそれがメキシコ政府に抗議して起こった4つの地方自治体での暴動につながった。
- 1994年以前の南アフリカでは、多数派の黒人が政治的、社会経済的に著しく不利な状況にあった。その結果、1976年から、政権移譲が実現した1993年までの間に、多数の暴動が起きた。
- 北アイルランドのカトリック教徒は16世紀以来、経済的、政治的剥奪状況に苦しんでいた。1920年代に北アイルランドが英国の一部とされたことで、プロテスタントが恒久的に政治的、経済的に優位に立つことが保障され、そのため、北アイルランドのカトリック教徒

は、カトリック教徒が大部分を占めるアイルランド共和国との併合の要求を強めた。1960年代後半に始まった武力紛争は、1990年代に、このような不平等を緩和するため組織的な努力を受けて沈黙化に向かい始めた。

●ナイジェーでは、憲法の危機やクーデターが起きており、とくに1987年と1999年には大規模な危機が発生したが、これは、経済的に傍流である先住民のナイジェー人が、経済的に優位に立つインド系ナイジェー人に政治的支配権を奪われるのではと恐れていることであった。

●インドネシア中部スラウェシのボソワでは、1990年代半ばに新たな経済政策により、次第にイスラム教コミュニティのほうが先住民のキリスト教コミュニティよりも優ぐようになるにつれて、イスラム教徒とキリスト教徒間の緊張の高まりが表面化し始めた。

- 植民地時代から、グアテマラの先住民は、政治的、経済的差別に苦しんでいた。このことが、同国で続いている紛争の一因となっている。
- ネパールで1996年に始まった毛沢東主義派による反政府活動は、特定の民族集団、カースト、および女性が組織的に疎外され、排除されたことによる根深い不満が原因と言えらるだろう。

このような集団間の不平等が紛争を引き起こす傾向にあるという仮説を強く支持するものとなっている。

このような紛争に関する調査の大半は、経済的、政治的不平等に焦点を当てているが、文化の承認がなされていない

こともまた重要な点だと見える。「シンハラ語に限る」という言語政策を採用したことが大きなきっかけとなって、スリランカ国内の紛争が劇的に拡大した。モルドバの内戦の一因も言語政策にあった。南アフリカのソウエト暴動は、新たな

BOX 2.7 ソロモン諸島における紛争の原因は民族の違いではない

ソロモン諸島の紛争では、民族間問題によって、抗議活動の原因となっている土地保有権、経済開発、そしてより透明な行を持ったガバナンス（統治）といった核心問題から注意がそらされてしまっている。たえば和合合意では、ソロモン諸島における「民族不和」の犠牲者の問題を取り上げ、「民族調和」の回復の必要性に言及している。しかし、調停者を出題する人たちが、民族間の対立という色眼鏡を通してのみ紛争を見ているのは、認識が浅く、危険ですらある。1000を超える言語が存在する文化的に多様な地域に位置しているソロモン諸島（少なくとも

出典：Rolly 2002を引用したPozzo 2004；Schoof and Friesen 2000

を経済的、政治的剥奪状況が加わったからではなく、黒人学校にテラリカーンス語を強要しようとしたことが引き金となった。グアテマラで30年を超える戦闘を終結させた和平協定には、(全体的な和平合意の一部として) 先住民民族のアイデンティティと権利に関する合意が含まれていたが、これによって、グアテマラの多民族性は公的に承認された。

文化の違いに対し国家がとる典型的な対応は、抑圧と同化、つまり同質的な国家の構築である。しかし、文化的自由の抑圧は、人間開発に対する攻撃である。また、抑圧や同化を試みることににより、社会の緊張が高まる可能性があり、緊張が極度に高まれば、武力紛争へとつながることになる。

複数のアイデンティティが紛争を減らす可能性もある。宗教、言語、民族など一般的な文化的特徴にもとづくアイデンティティは、その他の特徴にもとづくアイデンティティよりも、集団に帰属することになる。

70の異なる言語が話されている）は、弱体化し新しい新興国家であり、税金を徴収したり、基本的なサービスを提供する力がない。数回の部隊集団や、「ワントク（wantoks）」として知られる小規模な氏族からなるソロモン諸島では、より広い民族的忠誠心という発想は、国家の概念と同じくらい彼らにとってはなじみのない人為的なものである。（表面的には民族対立であっても、ソロモン諸島における最近のひどい社会不安は、稀少で管理も十分に成されていない資源（その所有権はかつて、氏族や部族あるいは家系に帰属していた）をめぐる争いに起因す

る人間上の忠誠心を強めると見られる。そのため、指導者らは、単一の文化的な絆にもとづいて集団を結束させるのが、「再隊を集める」のに最良の方法となるであろうことを学んできた。各個人が唯一の堅固なアイデンティティを持つという考え方は、不和や対立を生じさせるものであり、この考え方が多くの紛争で重要な役割を果たしたことは間違いない。

複数のアイデンティティが認められる環境をつくるのは容易ではない。まず、文化的、政治的、社会経済的な機会における、それぞれの集団の文化的自由と集団間の平等を促すところから始めなくてはならない。

70の異なる言語が話されている）は、弱体化し新しい新興国家であり、税金を徴収したり、基本的なサービスを提供する力がない。数回の部隊集団や、「ワントク（wantoks）」として知られる小規模な氏族からなるソロモン諸島では、より広い民族的忠誠心という発想は、国家の概念と同じくらい彼らにとってはなじみのない人為的なものである。（表面的には民族対立であっても、ソロモン諸島における最近のひどい社会不安は、稀少で管理も十分に成されていない資源（その所有権はかつて、氏族や部族あるいは家系に帰属していた）をめぐる争いに起因す

であると、本報告書は主張する。

神話3：文化的多様性は開発の障害である

文化の多様性と開発の間には、良くも悪くも、明確な関係は見られない。文化的集団を抑圧して同化を促進すべきという主張では、文化的多様性が開発の妨げになるとしている。歴史的に、国民国家の思想的枠の1つとして、単一の文化的アイデンティティを有しているれば、国家はより効果的に機能するという考えがある。

今日このような主張が力を得ている背景には、サハラ以南アフリカの存在がある。この地域は多様性に富んでいる一方で、経済成長と開発において困難を抱えており、そのことから、多様性それ自体が問題の原因かもしれないという憶測が生まれている。しかし、調査報告書はそれとは大きく異なる見方を明らかにしている。問題が起きているのは、単に多様な集団が共に生活しているだけでなく、集団間の緊張によって政策決定が非効率的になり、1つまたはそれ以上の集団が不釣り合いなほど多くの物的資源を利用したり、保護を受けたりする場合である⁶⁰。

たとえばケニアでは、1978年に、ジョモ・ケニヤッタから政権交代したダニエル・アラップ・モイが大統領に就任した。1988年までに、ケニヤッタ派の「地元地域」における道路建設は、ケニヤッタ政権末期の3分の1に減少した。その一方で、モイ氏の地元地域における道路建設は2倍近くに増加した。1988年の保健医療費についても同様で、ケニヤッタ派の地元には18%、モイ派の地元には49%が割り当てられた⁶¹。

全体的な経済成長と、高レベルな保健医療と教育を実現するには、利益団体のためだけでなく、国のための政策を策定することが必要である。利益団体による政治は、文化的に多様な国だけでなく、すべ

ての国で問題となっている。実際、民主主義の目的は、透明な政治システムと開かれた対話を通して、互いにぶつかり合う利害を管理することにある。民主主義が確立された豊かな国では、強力な集約の利害と国家の利害とのバランスが常に保たれている。

文化的に多様な国の場合、多様性がどの程度貧困の原因となっているのだからか。最貧国の多くは、HIV/エイズやマラリアの流行、低水準の教育、国際市場から遠く離れた立地条件など、非常に多くの困難を抱えている。集団間の緊張を解消しても、これらの問題を解決することにはならないのは明らかである。たとえばボツワナは、政治情勢の安定した単一民族国家であるが、HIV/エイズの罹患率が世界一である。

繰り返しになるが、文化的多様性が開発に悪影響を与えるという考え方は、多様性を認めている社会の多数の成功例によって否定されている。ボツワナでは、国民の62%が白人系をはじめとする先住民族集団で、30%が中国系、8%がインド系であるが、1970年から1990年にかけてさまざまな積極的な正措置政策を施行し、その間に世界で10番目に高い経済成長を遂げた⁶²。インドは多元主義政策と15の公用語を採用し、多様な文化に対処してきた。そして経済成長や、保健医療、教育の分野でさまざまな進歩を遂げた。

文化的に多様な国家におけるこのような成功例は、多元主義政策の重要性を示している。文化的多様性が集団間の緊張や非効率的な政策決定につながる可能性がある場合には、そのような緊張を弱めることが解決につながる。本報告書が終始一貫して主張しているように、多様な文化的集団を抑圧し、同化しようとする試みは、道義的に間違っているだけでは、文化的に多様な国だけでなく、すべ

緊張を高めることも多い。そうではなく、多様な文化的アイデンティティを持つ人々を社会に受け入れる多元主義政策を採用することが必要なのである。

移民による経済的利益 多様化と開発の関係における特殊な事例として、より発展した国家への移住という問題がある。既存の多様性に対処するのは異なり、経済移住者 (economic migrants) を受け入れる、あるいは仕事を探す不法移民を人目に見るのは、経済的利益のために多様化を促進するという明確な政策決定である。

経済移住に対して寛大な政策をとっているために、西欧では人口が高齢化しつつある人口動態に、移民の肯定的な影響が出ている。さまざまな国で非労働人口に対する労働人口比率を維持するため、多量の移住者の流入が必要とされている。欧州連合は1年に約300万人の移民を必要としているが、これは現在の移民数のおよそ2倍である⁶³。移民が経営技術を持ち込むこともある。たとえば、カリフォルニア州シリコンバレーで1995年から1998年の間に設立された企業の30%は、中国系またはインド系の移民が創業したものである (これらについては5章でさらに展開する)⁶⁴。

開発途上国からの頭脳流出に関する議論は今も続いているが、移住による経済利益は一方向けではない。移民から本国への送金が急増し、2002年には800億ドルにまで達し、一部の貧困国にとって は、海外援助を上回る最大の収入源となっている⁶⁵。

しかし、勝者のみならず敗者も存在する。すでにその国に居住している人々は、賃金と雇用への悪影響を自覚し、新しい移民に脅かされ、不公平に扱われていると感じている。移民にとっての重要な課題も浮上している。必要とされているのは移民の労働力であって文化ではない。

そのため、移民の文化的自らが守られていないことが多い。第5章では、国内における集団間の緊張の高まりとそれに続く負の結果を避ける一方で、移民による利益を確かなものにするという微妙な政策バランスについて考察する。

意見の交換を通じた多様化とダイナミクス 多様化した社会では、異なる文化的集団同士の交流の結果生じる活力と創造性によって、真の利益を享受することができると、真の利益を得るのは容易ではない。この効果は、国際レベルで最も顕著に表れている。貿易による国家間の交流や競争の共有から利益が生じるためである。日本が世界有数の経済大国になれた大きな要因は、銀国政策を撤廃し、閉鎖とした決意を持って「世界中の知識を求めた」ことにある⁶⁶。また、「アラブ人開発報告書2003」では、アラブ諸国の発展を助けている大きな要因として、さまざまな考え方を積極的に受け入れようとする姿勢の欠如があるとしている⁶⁷。

国内でも同様の効果が得られるだろう。米国は、多様性と寛容の上に築かれ、そこに大きな経済的成功が収められた国の代表的な例である。集団同士の交流から、直接、利益が生まれる可能性もある。また、企業や起業家は、文化的自由や多様性が開花している都市や社会に引き寄せられる可能性がある。ブルッキングス研究所の調査によると、米国内において、総合的な多様性が最も高い11の大都市圏は、先端技術を有するトップ15地域に位置していることがわかっている⁶⁸。この事実には、多様で寛容な環境が、先端技術産業に必要な創造性や革新性を育成していることを示唆している。

文化的自由のための今日の課題

本報告書では、多様性への対応として

多様性：分裂から包含へ

1994年4月27日、南アフリカの国民は、すべての人のよりよい生活を築くために、分裂していた過去という遺物を葬ることを誓って、新たな国家を樹立した。

この誓いは軽々しいものではない。

数世代にわたって、何百万もの人々が意図的に貧困を余儀なくされた。そして、人種隔離政策は、それ自体の承継を正当化するために、天が定めたものだと言われたが、実際は野蛮な武力によってのみ支えられていた。人種隔離政策は、私たちの人間性をすべて、被迫害者からも迫害者からも一様に奪った。

数十年前にわたり私たちは、人種差別のない、性差別のない社会のために戦ってきた。そして、1994年の歴史的な選挙で政権を獲得したときには、すでに私たちの民主主義理想はある基本原理によって決定づけられていた。その基本原理とは、何よりも大切なことは、人種、ジェンダー、民族的出身、肌の色、宗教によって、人々や人の集団が抑圧や支配、差別の対象となることがあったらならないということであった。

政権を握ってから、私たちは、かつては私たちを隔離するために利用された肌の色や言語の多様性を、強

さの源泉と考えることを選択した。

私たちは、国の基本となる法律、すなわち憲法と権利章典が保障するところによって、統一を推進し、何よりも社会的、経済的権利を大切にすることを目標とした。すべての人々を包含しようとする私たちのやり方は、新しいものでも、性急に選択されたものでもない。アフリカ民族会議は数十年前にわたって、国家の統一を推進していた。そして私たちは、抑圧が頂点に達したとき、すなわち、人種間の交流と言えば、その先には刑務所や死にがけを受けついでいなくてもついに社会を建設するという目標を決してあきらめなかった。

現在、法律はもはや過去の隔離を強制してはいないが、社会生活や経済生活でも、住居地域や職場でも、また富める者と貧しい者との不平等が拡大しつつあることにも、いまだに過去の隔離の痕跡が残っている。

私たちが社会の変革というプロジェクトに取り組んだときのスローガンの1つに「欠乏からの解放」があった。私たちの目標は、飢えや非識字、住む家のない状態をなくし、誰もが電料、教育、住居を手に入れるようにすることだった。私たちが、自由を、人間としての尊厳と

平等から切り離せないものだと理解してきた。現在、よりよい生活のための十台はすでに築かれ、建設が始まったところである。過去の隔離と不平等を乗り越え、みんなで力を合わせて、すべての人、とくに貧しい人々の生活を向上させることに成功したことに初めて、自由と権利を完全に手に入れることができるのだということ、私たちが十分に承知している。今日私たちは、南アフリカの孤獨の時代に備えた作物の一部を収穫し始めている。

私たちの社会は、不吉な予言をする人々や、紛争は終わらないという彼らの予想を公然とはねのけてきた。国際社会の人々の多くは、それを離れたところから見て、これは奇跡だと言う。しかし、この国の変化の過程に密着に関わった人ならば、それは人間の決断が生み出した成果であるということがわかるだろう。

Mandela

ネルソン・マンデラ

1993年ノーベル平和賞受賞者

奪われてしまうこともある。

の多文化主義的アプローチ (multicultural approach) (表2.2参照) が必ずしも紛争や分裂、不十分な開発という結果に終わるわけではないと主張している。事実、このようなアプローチが緊張を和らげることで、事態が深刻になる前に問題を回避するの役に立つこともあり得る。総体的に見た場合、多様な文化を認める政策の論拠は明確である。しかし政策立案者は、人間開発の他の側面との矛盾やその代償、および不副利に、注意を

たえば仮に、その他の非常に多くの分野で国家の財源を使う必要性があるときに、英国政府は公立校の生徒が話す

300種類の言語を使った指導に支川をすべきであろうか。積極的足正措置は、公平性の原則に反することにならないであろうか。政教分離国家はどのようにすれば各宗教的集団のさまざまなニーズの均衡をとることができのだろうか。これらは難しい問題であるが、無視しても、その

問題がなくなるわけではない。

多様な文化を承認する政策が人間開発を妨げない領域もある。また別の領域ではトリードオアの関係に対処するためには、革新的な政策による解決法が必要とされている。これまでの論考にかかわらずなく、とくにこれまでの論考ではコストがかかることが強調され、利益については触れられてこなかったが、この後の章で述べるように、緊張や政策上の折り合いを見つけることは可能である。

10歳近い人々が何らかの形で文化的

排除を経験している集団に属している世界で、文化的自由を推進するというのは、非常に難しい課題である。また、文化的排除を経験している人の約2倍の人々が社会的、経済的、もしくは政治的な差別や不利益を受けている。本報告書では、以下において、文化的自由に取り組むうえでの政策課題に焦点を当てていく。

多文化民主主義国家の建設

国家はどのようにすればもっと包括的になれるのだろうか。民主主義、公平な開発、国家の団結が不可欠である。しかし、同様に必要なのは文化の相違をはっきりと認める多文化政策である。

第2章では、文化的自由に対する抑圧や、民族、宗教、言語など文化的アイデンティティにもとづく差別が広い範囲で生じてきている現状が、詳しく述べられている。では、国家はどのようにすればもっと包括的になれるのだろうか。民主主義、公平な開発、国家の団結が不可欠である。しかし、同様に必要なのは文化の相違をはっきりと認める多文化政策である。しかし、多文化政策は支配層エリートの抵抗を受ける。なぜなら彼らは権力を維持したいがために、2章で詳述した「神話」という欠陥だらけの仮定を使って対応しようとするからである。また、多文化政策は非民主的で不公平だという批判もある。本章では、多文化政策は望ましいだけでなく、実行可能であり必要であること、そして、人は相互に補完的な複数のアイデンティティをもち得ること、文化は不変なものでは決してなく絶えず進化していること、また、文化の相違を認めることで公平な (equitable) 成果を上げられることを論じている。

本章ではまた、国家は文化を認める政策を、民主主義の強化、有能な国家の建設、より平等な社会経済的機会の促進、といった人間開発のその他の目標や戦略と矛盾しないやり方で策定できると主張する。そのような政策を策定するには、国家が憲法や法律や制度の中で文化の相違を認める必要がある。また、少数者であれ、歴史的に疎外された多数者であれ、特定の集団の利益が、多数派や他の

支配的な集団に無視されたり、憎みにじられたりしないことを保障する政策を策定する必要もある。

文化の相違を認めることで国家のジレンマを解決する

多文化政策の複雑さとトワードオプティムな考えと、この政策を推し進めるのは容易ではない。そのため、多文化政策に反対する者たちは、いくつかの根拠から多文化にもとづく取り組みを批判する。20世紀における一大政治的事業であった、単一の文化的アイデンティティを持つ、統一ある国民国家の建設が、多文化政策によって妨げられる、と信じる者もいる。大半の国家はこの考え方の影響を受け、歴史観、価値観、信仰を共有する単一の国民のアイデンティティを育成することに徹底して取り組んだ。民族文化の多様性、とくに、文化的に異なる集団や少数者が、組織化し、活発に政治活動を行うことを認めることは、歴史の中でさまざまな苦闘の末に獲得することができた政治的、社会的統一を損なうか、国家統一への深い脅威になるか考えられた³¹ (特別資料3.1)。多文化政策に対し批判する人の中には古典的自由主義者が多いが、彼らは、集団を区別することや、³² 民族集団に特別な地位を保障することや、就職時に特別な地位を認めること、あるいは宗教的な象徴を身につけることなどは、個人の平等の原則に矛盾する、と主張している。

この問題は、民主的な内部プロセスを持たない集団が、あるいは、指導者が集団の全日を代表しているわけではない集団が、文化の承認を要求することによって、また、自由の拡大よりむしろ制限を要求する集団が存在することによって、いつそう複雑なものになる。ヒンドゥー教社会のカーヌト制度など伝統的な慣習の存続を求める要求のように、集団全体の利益を反映するというよりは、伝統的な権力と権威の源を維持することに余念がない社会の支配層の利益を反映していることもある³³。このような要求を正当化すれば、「伝統」や「正統性」の名のもとに、非民主的な慣習が固定化されかねない。このような政治的要求にどう応えるかは、現在も引き続き取り進むべき課題である。

世界中のどこであつても、文化の承認を求めると、それに対する批判的な反応との間には、歴史的な不公平と不平等の問題が深く関わっている。ほとんどの開発途上地域において、現在の文化的アイデンティティの複雑さの背景には、長い植民地支配の歴史とその社会的帰結とが絡み合っている。文化的集団を固定的な区分 (カテゴリー) と見なす植民地主義的な考え方は、分権統治 (カリブ諸国の人種ごと、民族ごとの分割や、南アジアの宗教的区分による統治がその例) という植民地政策を通じて形成されたが³⁴、今日でもその影響は根深いものがある。したがって、現代の国家は、人種差別、奴隷制度、植民地支配といった歴史の後遺症をある程度考慮せずには、問題への取り組みを望めない。

の保全を犠牲にすることなく、多様な集団を受け入れ、文化的な自由を拡大している国家は多い。排他的で対立を生むような政治的アイデンティティを無力抑えようとする政策介入が、武力紛争の防止や締結に役立ったことも多々ある。多様な文化を受け入れる政策はまた、複数の相互に補完的なアイデンティティを支持することで、同家の受容能力を高め、社会の調和を促進してきた。

少数者や疎外された集団に対する文化的排除を是正するのに必要なのは、多数派民主主義と平等な社会経済政策により、市民的自由と政治的自由を与えることだけではない³⁵。文化の承認を保障する明確な多文化政策が必要である³⁶。本章では、各国がそれぞれの人間開発戦略に文化的承認をどのように組み入れていくかを、次の5つの分野で検討する。

多くの少数者や歴史的に疎外されてきた集団は、実質的な政治権力から締め出されているため、国家から無視されていると感じている (第2章)。いくつかの事例では、民主主義の欠如、あるいは政治的権利の否定がこのような排除の原因となっている。もしそうであるならば、民主主義に移行することで改善されるだろう。しかし、それだけでは不十分である。なぜなら、このような集団の構成員が民主主義的な国で暮らし、そこで平等な政治的権利を持っている場合でさえ、

- 多様な文化的集団に対し政治参加を保障する政策**
- 多言語の使用に関する政策
 - 社会的経済的排除を是正するための政策
- 多様な文化的集団に対し政治参加を保障する政策**
- 多言語の使用に関する政策
 - 社会的経済的排除を是正するための政策

歴史的に国家は、国家意識の醸成によって自らの政治的正統性を確立し、強化しようとしてきた。国家は領土と国境を確保し、国家意識の行政上の範囲を拡大し、同化政策あるいは統合政策によって国民の忠誠と服従を獲得することを求めた。これらの目的を達成するには容易ではなかった。とくに人々が国に対する帰属意識に加え、民族、宗教、言語などをもとにした白らのコミュニティに強い一体感を感しているおかげで、文化的に多様な状況の中ではなおさらであった。

大半の国はこのような相違を認めることによって、社会的な分裂がもたらされ、開化した社会の創造が妨げられるのではないかと恐れられた。さらに、このようにアイデンティティを重振する政治（アイデンティティ政治）は、国家統一によって脅威を受け入れられるのは政治的に有利な相違である。したがって、多くの国家はこのような多様なアイデンティティを擁護するが、政治的分野ではそれらを重振するという手を用いてきた。

同化政策は、しばしば民族集団、宗教集団や言語集団のアイデンティティを徹底的に抑圧し、集団間の文化の相違をなくそうとする。統合政策は、私的な分野での相違を認めながらも、公共の場や政治の世界から民族・国民的、また文化的相違の排除を認めることで、単一の国民のアイデンティティを主張しようとする。この2つの政策（同化政策と統合政策）では、国民のアイデンティティは単一であることを想定している。

単一のアイデンティティを擁護する建国戦略

同化政策と統合政策は、次のようなさまざまな介入をすることで、単一の国民のアイデンティティを確立しようとする。●政治権力の集中。少数者が居住地域で歴史的地位を享受して来たさまざまな形の統治権や自治を排除して、あらゆる重要な意思決定を、支配集団が多数派を形成する前線の場で行う。

●一元的な法制度と司法制度の構築。支配集団の言語で、支配集団の法的慣習を用いて運用し、昔からある少数者集団の法制度はいかなるものであれ廃止する。●公用語を定める法律の採択。支配集団の言語を、官僚機構、裁判所、公共サービス、軍隊、高等教育、その他の公的機関で使用すべき唯一の公用語として規定する。●国の公的な義務教育制度の構築。標準化したカリキュラムの導入を促進し、

複教的相補的なアイデンティティの支持

オーストラリアやスロバキアのように、憲法が単一民族という概念に固執するのではなく、それ以外の民族は、宗教的、言語的少数者や先住民族にとっでは、彼らの要求を主張できる政治的な場を見出すのは難しくなる。複教の元には、複教的なアイデンティティを認め、南アフリカなどの憲法は、異なる集団の政治的、文化的、社会経済的な承認を可能にしている。

世界をざっと見渡せば、国民のアイデンティティが必ずしも単一で同質的な文化的アイデンティティである必要はないことがわかる。単一の文化的アイデンティティを押し付けようとするのは、社会的緊張を生み、紛争に発展しかねない。多民族、多言語、多宗教の国家は可能である。2つの民族（ベルギー）や多民族（インド）の国家は、明らかに存在し得る。人々は、国民としてのアイデンティティ民族と、独自の文化的（あるいは異なる）アイデンティティの両方の両方に対する真摯な関心を持ち、果たすことができる。適切な政策が、いかに複教的相補的なアイデンティティを醸成し得るかには、ベルギーやスロバキアの例を見ればわかる（図1参照）。たとえば、ベルギーでは1830年代から、スロバキアでは1978年の憲法制定からそれらは実施されている。適切な政策によって、国民の大多数が複教的相補的なアイデンティティを認め、社会に相補的なアイデンティティを維持することができるといえる。

人々が自分たちの集団に対してだけ、忠誠心や愛情を持った場合、国家が分裂するのには目に見えている。それは以前のユーゴスラビアや韓国、ボリビアなどの国々は、文化的に同質な民族によるアイデンティティを見ればわかることである。アイデンティティを維持することによって、時代が変化すれば、同質性を持つことが知られていく国でさえも、オランダやスウェーデンで起こっているように、移民の波という課題に直面する可能性はある。

あらゆる集団の間に、信頼、支持、一体感を醸成し、民主的な「ステート・ナーション」(state-nation)を構築する際、結束力があるとすれば、それぞれの民族集団に帰属意識と誇りをもたらす自治と、共通の制度や教義に愛着を生む共同統治の両立を可能にする制度と政策を創り出すことである。その意味で、「ナショナル・ステート」(1つの民族による「国民国家」)に代わるものは、多様な民族、宗教的、言語的アイデンティティ、または先住民としてアイデンティティ

図1 複教的相補的なアイデンティティの支持

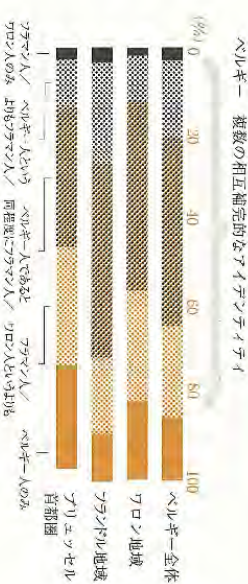
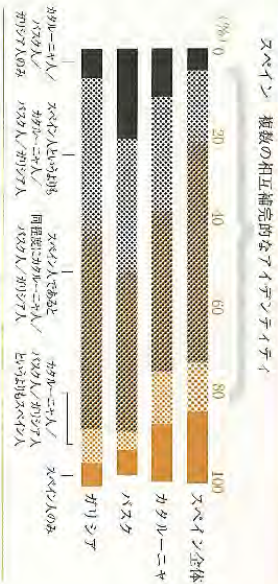


図2 信頼、支持、一体感：質しく多様性に富んだ国々は多文化政策で成功する可能性がある



注：バーセントには「わからない/無回答」は含まれない。a 表示期間中で人手可能な最近年。b データは1992年のもの。c 1990年-93年の間の最近年。

イを持つ、さまざまな「ナショナル・国民」が1つの国家政策の中で、協調して平和に共存できる「ステート・ナーション」(すべたの人々を包含する国民国家)がある。●複教的相補的なアイデンティティを構築する。複教的相補的なアイデンティティを構築する際には、国民の忠誠と服従を獲得することを求めた。これらの目的を達成するには容易ではなかった。とくに人々が国に対する帰属意識に加え、民族、宗教、言語などをもとにした白らのコミュニティに強い一体感を感しているおかげで、文化的に多様な状況の中ではなおさらであった。

同化政策は、しばしば民族集団、宗教集団や言語集団のアイデンティティを徹底的に抑圧し、集団間の文化の相違をなくそうとする。統合政策は、私的な分野での相違を認めながらも、公共の場や政治の世界から民族・国民的、また文化的相違の排除を認めることで、単一の国民のアイデンティティを主張しようとする。この2つの政策（同化政策と統合政策）では、国民のアイデンティティは単一であることを想定している。

同化政策と統合政策は、次のようなさまざまな介入をすることで、単一の国民のアイデンティティを確立しようとする。●政治権力の集中。少数者が居住地域で歴史的地位を享受して来たさまざまな形の統治権や自治を排除して、あらゆる重要な意思決定を、支配集団が多数派を形成する前線の場で行う。

●一元的な法制度と司法制度の構築。支配集団の言語で、支配集団の法的慣習を用いて運用し、昔からある少数者集団の法制度はいかなるものであれ廃止する。●公用語を定める法律の採択。支配集団の言語を、官僚機構、裁判所、公共サービス、軍隊、高等教育、その他の公的機関で使用すべき唯一の公用語として規定する。●国の公的な義務教育制度の構築。標準化したカリキュラムの導入を促進し、

解決に対する取り組みを、改めて強化していくことである。従来の多文化民主主義国家は、従来の国連の過程で何が欠けていたのか、そして、機軸の相違に起因的なアイデンティティの相違を認め、また、人々の間に一体感や信頼を育て、人々を支えることによって、社

会のあるゆるる集団に社会への忠誠心を抱かせるような取り組みが重要である。国家の団結には、単一のアイデンティティを押し付けることも、多様性を捨て去ることも必要ない。「ステート・ネーション」の理念を成功させるための戦略があれば、多様な文化の承認に対応する政策をつくらせることで、多様性を建設的に

受け入れることが可能であり、実際に受け入れてある例はあるのである。そのような戦略は、より長期的な目標である政治的安定と社会的調和を確保するために効果的な解決策となる。

出典：Bharгава 2004；Kymlicka 2004；Stephan, Linz and Yadav 2004

いくつかの模範となる多文化民主主義国家は、文化的に多様な集団の間で権力を分有する効果的な制度を導入してきた。

一貫して議席数は少ないが票数で負ける可能性があるため、彼らは中央政府を自分たちとは異なり、抑圧的だと見なす。当然のことながら、多くの少数者は異質で抑圧的な統治に抵抗し、政治的な権力をより多く得ようとする。だからこそ、民主主義においては、多文化の概念がしばしば必要となる。いくつかの模範となる多文化民主主義国家は、近年、文化的に多様な集団の間で権力を分有する効果的な制度を導入し、発展してきた。その

ような制度は、多様な文化集団の権利を保障し、エリート層の政治支配や多数派主義の押し付けにより、そのような権利が侵害されるのを防ぐために重要である。文化的に多様な集団や少数者であっても、政治過程や国家機関において、権力を分有できる民主的の2つの大まかな形態について、ここで考察しよう。第1の制度は、連邦制度およびそのさまざまな形態によって、領土の権限を分有す

BOX 3.1 連邦制度への簡単な手引き

連邦制度は、憲法で保障された共同統治と自治のバランスにもとづき運営される政治機構の制度である。連邦制度には、少なくとも、中央(連邦)政府と、国を構成する地方(支邦)政府の2つのレベルの政府がある。各州(支邦)政府は、憲法で定められた事項についての自治と権限を享受し、中央政府の政策決定に参加することもできる。自治の程度と範囲は極めて多様である。フランスなど、かなりの権限を地方に付与している国もある。アイルランド、その他の国は、中央政府が最終的な統制力を保持している。その他の大きな違いは次のとおりである。

「自主的な団結 (coming together)」による連邦制度は、複数の地方が、1つの連邦主義国家を形成することを選択したものである。ベルギー、カナダ、スウェーデンなど、「上からの団結 (holding together)」による連邦制度では、中央政府が地方に権限を委譲して、1つの統一国家を維持するものである。

「自主的な団結 (coming together)」による連邦制度は、複数の地方が、1つの連邦主義国家を形成することを選択したものである。ベルギー、カナダ、スウェーデンなど、「上からの団結 (holding together)」による連邦制度では、中央政府が地方に権限を委譲して、1つの統一国家を維持するものである。

「自主的な団結 (coming together)」による連邦制度は、複数の地方が、1つの連邦主義国家を形成することを選択したものである。ベルギー、カナダ、スウェーデンなど、「上からの団結 (holding together)」による連邦制度では、中央政府が地方に権限を委譲して、1つの統一国家を維持するものである。

「自主的な団結 (coming together)」による連邦制度は、複数の地方が、1つの連邦主義国家を形成することを選択したものである。ベルギー、カナダ、スウェーデンなど、「上からの団結 (holding together)」による連邦制度では、中央政府が地方に権限を委譲して、1つの統一国家を維持するものである。

「自主的な団結 (coming together)」による連邦制度は、複数の地方が、1つの連邦主義国家を形成することを選択したものである。ベルギー、カナダ、スウェーデンなど、「上からの団結 (holding together)」による連邦制度では、中央政府が地方に権限を委譲して、1つの統一国家を維持するものである。

「自主的な団結 (coming together)」による連邦制度は、複数の地方が、1つの連邦主義国家を形成することを選択したものである。ベルギー、カナダ、スウェーデンなど、「上からの団結 (holding together)」による連邦制度では、中央政府が地方に権限を委譲して、1つの統一国家を維持するものである。

出典：Stephan 2001

出典：Bharгава 2004；Kymlicka 2004；Stephan, Linz and Yadav 2004

出典：Bharгава 2004；Kymlicka 2004；Stephan, Linz and Yadav 2004

出典：Bharгава 2004；Kymlicka 2004；Stephan, Linz and Yadav 2004

出典：Bharгава 2004；Kymlicka 2004；Stephan, Linz and Yadav 2004

出典：Bharгава 2004；Kymlicka 2004；Stephan, Linz and Yadav 2004

出典：Bharгава 2004；Kymlicka 2004；Stephan, Linz and Yadav 2004

BOX 3.2 連邦制度の課題：ナイジェリアの困難に満ちた政治的軌跡と展望

ナイジェリアでは350を超える民族集団が暮らしているが、1億2100万人の人口の半数以上が3つの主要な集団—イスラム教徒である北部のハウサ・フラニ族、キリスト教とイスラム教の両方を信仰する南西部のヨルバ族、大半がキリスト教徒である南東部のイボ族—に属している。この3つの集団の周りにさらに小さな集団が集まり、民族的に分裂した不安定な政治状況を形成している。

アフリカで最多の人口を誇るこの国の政治は困難に満ちたもので、軍事クーデターや文民政府の失敗に彩られてきた。この国では、44年間の独立の歴史のうち、28年において軍事政権が掌握していた。現在ナイジェリアは、アバチヤ政権下での16年に及ぶ独裁政権の後に復活・実現した民衆統治が、確実に民主主義を強化する良のプロセスとなるように努力を続けている。

1999年の憲法は、不健全な利権の動き、レント・シーキング、州レベルの競争に加え、中央政府への権威を権力の集中と州レベルの不健全な利害の追求という2つの問題にも、取り組んでいる。この憲法により、次のようないくつかの改革が実施されている。

●植民地時代から受け継いだ3つの連邦制度を徐々に解体し、36の州と775の地方政府からなる地方分権制度に切り替える。1963年に3つあった地域は4つになった。この4つの地域は67年には12の州に、76年には19の州に、87年には21の州に、91年には30の州に、99年には36の州に再編された。これによって、民族へのより柔軟な忠誠心と民族間の連帯の促進が期待された。この拡大を統括する連邦制度は、直ちに地域の民族対立を抑制し、3つの主要民族集団の権限を分散させ、350以上もある小規模な少数民族集団への絶対的な支配を防ぐことに貢献した。

●広く国民と多数派の支持を得る政府を樹立するための選挙制度をつくる。1979年から83年まで続いた第2共和制の選挙の際、相対的に多数票を得た大統領候補者は、3分の2の州で25%以上の票を獲得して2といえれば、勝ちとなることであった。1999年に制定された憲法では、最低得票規則が改正された。選挙を争うためには、政党は地方政府の選挙で、36州のうち25州以上で総投票数の5%以上を獲得しなければならなくなった。2003年、政党の結成に関する最低得票規則は廃止されたが、政党の勝利宣言に関する最低得票規則、および、政権の獲得に関する最低得票規則は依然存続しており、そのことが、多民族政党の結成を促進している。殺人、娼婦、法典、州の特権など、1999年の憲法で導入された連邦政府と地方との関係に関する問題の多くは、依然として激しい議論の的になっていて。

●民主政治の復活で、地域的、民族的、宗教的アイデンティティや地元住民としてのアイデンティティが息を吹き返し、地域社会の動員力が高まった。それによって、以前は軍事政権に強制的に押さえ込まれていた社会的勢力が、民衆復権をきっかけに顕在化し、ナイジェリアの国全体が巻き込まれてしまった。ナイジェリアの政治的安定を依然脅かしているのは、北部と南部の間の構造上の大きな社会的、経済的不平等や、連邦政府の石油収入への高い依存度、その分配に関係して生じる激しい競争と公務員の腐敗といった問題である。そのうえ、民族と政策の違いから分けられている6つの地域間の大統領の輪番制をめぐる問題が未解決であり、暴力と民族の分裂を引き起こしている。ナイジェリアの課題は途方もなく大きく、なお進行中である。

ク地方とナバラでは課税権と支出権が明確に認められており、ほかの「自治州」よりも強い権限が移譲されている。それぞれの地域の異なる要求に積極的に応えようとするスベイン政府の姿勢は、紛争

や分離独立運動の沈静化に役立っている。このような前向きな取り組みは、多様なアイデンティティの受容を進め、パヌク人であるとか、ガリジアン人であるとか、カタルーニヤ人、あるいはスベイン

ン人である、といった単なる排他的なアイデンティティの見方を排除することに役立つ(特別資料3.1参照)。

しかし、連邦政府の多くはうまくいかなかった。民族的に「純血」な単一民族の自治州を創設しようと試みた連邦制度は、世界各地で失敗に終わった。ユーゴスラビアはその代表的な例である。ユーゴスラビアの連邦制度は民主的ではなかった。政治権力と経済力がいくつかの主要な集団に著しく不平等に偏在した状況のもとに、連邦を構成する共和国が求められ、支配されていた。この制度は民族対立を助長し、結局のところ地域間競争へと発展し、連邦政府は崩壊した。連邦制の崩壊はしばしば、構造上の欠陥が原因であるとされる。そのため、各民族集団が複数のアイデンティティを明確に持ち、相互補完性を構築できるように、自由で民主的なプロセスと制度を確立することに失敗したのである。また、自由で民主的なプロセスと制度よりも分離独立要求を増大させたため、政治的な分裂を招く結果となったのである。

連邦制度の成功は、制度の民主的な機能を向上させることに留意した計画と政治的意志にかかっている。問題となるのは、連邦制度が重要な相違を受け入れてもなお、国家に対する人々の忠誠心を得られるかどうかである。たとえば、民族集団が求める、「排他的な」あるいは「単一民族だけの」母国としての共和国の地位に対応するだけの連邦制度は、複数の相互に補完的なアイデンティティの理念とは対立するかもしれない。共通の制度への忠誠心を育まない形での政治的計画や共同体への権限の移譲は、政治体制を分裂させる動きを生み出しかねず、ナイジェリアで今も見られるような継続的な問題をもたらす(BOX 3.2)。

また、歴史が示しているように、非対称な連邦制度が十分な時期に導入されれば、暴力による分離独立運動の可能性は減少し得る。分離独立運動の起こる初期段階で、連邦制度維持のためのさまざまな措置を導入して武力紛争を回避することは、そのような措置にかかる行政コストに比べはるかに有利であることが多い。

各地方政府に自治、あるいは「内政自治(home rule)」を認めれば、国家の統一と統合性が損なわれるのではないかと危惧する国家は多い。しかし、地方政府の自治を認めても否定的な結果が生じていない国はたくさんある。各集団からの代表を迎え参加を強化しようとするこのような取り組みによって、政治的な暴力抗争や分離独立運動が回避されることもある。たとえば、数十年に及ぶ闘争の後、カタナ北部の先住民族は連邦政府と政治協定を結び¹⁶、1999年、マナブー州が誕生した¹⁷。アバチヤではいくつかの先住民族—アフリカ族(Bri Bri)、エンベラ族(Bombera)、クナ族(Kuna)、ナソ族(Naso)、ノバ族(Ngobe)、ウオウナ族(Wounaan) —が、地方議会議が統治する半自治的な地域を設立した。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第1条には、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」という世界的な合意が表明されている。この原則を独立国家内の民族や先住民族に適用するかどうかは、依然として論争的である。メキシコ、フイリピンなどの国々では、憲法で先住民族の自決の権利を認め、他の国々はそれを避けている。

このような問題に対処するため先住民族が利用した法律文書の1つに、1989年に採択され、1990年から批准が開始され

出典：Bangura 2004；Lewis 2003；Rotimi 2001

文化的承認を求める
このような開いが世
界的議論へと発展し
たことを示すもう1
つの出来事に、最近
つくられた国連の先
住問題常設フォーラ
ム (Permanent Forum
on Indigenous Issues
at the United Nations)
の会合がある。

た国際労働機関 (ILO) の「独立国における先住民族および部族民に関する169号条約」がある⁸⁰。2003年現在、本条約に調印しているのは次のわずか17カ国である。アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ、エチオピア、フィジー、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、オランダ、ウルグエー、パラグアイ、ペルー、ベネズエラ⁸¹。チリ議会では、このような自治権を求めるために提出された、いくつかのイニシアティブが否決された。アフリカ統一機構 (OAU) は「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」を承認したが、そのどこにも「people」という言葉の定義はなかった。

文化的承認を求めるこのような開いが世界的議論へと発展したことを示すもう1つの出来事に、最近つくられた国連の先住問題常設フォーラム (Permanent Forum on Indigenous Issues at the United Nations) の会合がある。政治的な進展は、結果して排除と闘ってきた先住民族の要求を明確に認められた地域に集中しているようである。そのような先住民族の結集は、先住民族による暴力的行為やそれに対する暴力の応酬によって、政治的な混乱を招くと考える者もいる。しかし、先住民族の結集といった動きは、文化的自由に対する認識が高まってきたことを反映するものでもある。国家はもはやこのような要求を無視、あるいは抑圧することはできないのである。ある集団が国境を越えて広い範囲に居住している場合は、とくに、自治権と自治を認めるためのいくつかの創意に富む取り組みがなされてきた。フィリピン、ソルウェー、ヌエーデンが共同で設立した「サミ問題に関する協力協議会 (Council for Cooperation on Sami Issues)」はその一例である。

多極共存 (consociation) による権力分 担：比例代表選挙制

多極共存型では、行政権の分与、比例代表選挙制、文化的自治に関する法的措置、相互の拒否権という形で保護手段、という4つの主要分野において、比例配分の原則が適用される。これらの方法をとることで、社会を構成する「諸の集団がその意見をその他の集団に押し付けるのを防ぐことができる。多極共存が最も効果的に踏み出された場合、社会の多様な文化構成を同調機関に反映させることができる。多極共存型の制度は非民主的だと批判されることがあるが、それはこれらの制度が、反対勢力や弱き集団を取り込むエリート支配の道具と見なされるからである⁸²。しかし、多極共存型の制度に、政党の「大連立」は必要ではない。必要なのは、行政機関と立法機関における社会の横断的な代表制だけである。問題は、(少数者のための) 自治と (国家全体としての) 共同統治のいずれもが、もう一方より優位に立つことのないようにすることである。また、このような制度には、見識と責任を持つ政治が必要である。

ここでは、多数者の支配を防ぐ多極共存型の2つの仕組み、つまり、行政権の分与と比例代表制、に焦点を当てる⁸³。選挙手続きにおいて少数者を特別に扱う措置には、憲法の観点からすると平等な処遇に反しているのではないかとという疑問が生じる。しかし、支援がなければ、組織化されていない弱小の少数者集団が、多数決民主制の議会に代表を送る見込みはない。行政権を分与することによって少数者の利益を守ることができると。このような政治・行政制度における比例部分は、社会の多様な構成を国の機関に反映することになる。

ペルー、スイス、オランダ、トル

ニダード・トバゴは、長い間、権力分担の仕組みによって人種的対立や民族間の不和に対処してきた。さまざまな意味で成功を収めている⁸⁴。これらの仕組みには、自治 (それぞれの共同体の自治) と統合 (すべての共同体によって構成される政府) が要素として含まれる。政治権力は行政機関、立法機関、そして (原則として) 司法機関の3つによって分与されている⁸⁵。

北アイルランドの事例のように、少数者が適切な数の議席を獲得する可能性が故意に妨害されないよう、注意が必要である。北アイルランドでは、1920年から72年にかけての「内省自治 (home rule)」の時代には、カトリックの民族主義政党などには不利に、そして、多数党のアルスター統一党に有利になるよう、繰り返して選挙区の区割りが変更され、それによりアルスター統一党が連続して政権の座に着き、民族主義的少数者の利益が考慮されることはほとんどなかった。このことが引き金となって、闘争と暴力による長期にわたる抵抗運動が生じた。1998年の「聖金曜日協定」では、このような歴史の繰り返しを回避する道が模索された。この協定では、北アイルランド議会で行われる重要な意思決定は、「各派 (ユニオニスト、ナショナルリスト) の合意を基礎として」行うことが求められている。この仕組みでは、両派それぞれの過半数の賛成があるか、または全体の調整で投票数の60%以上の賛成があり、それに加えて両派それぞれの40%以上の賛成が必要とされる⁸⁶。この考え方では、両派からの相当の支持がなければ重要な決定を行うことはできないとされており、交渉における枠組となっている。

ベルギーでは、下院と上院は言語集団ごとに分けられている。オランダ語を話すグループとフランス語を話すグループが上院、下院とも1つずつあり、ドイツ

語を話すグループはフランス語のグループに入ると決められている。重要議題の可決には、各グループの過半数と、投票数全体の3分の2の賛成が必要である。多数決民主主義では多数者が支配するが、多極共存型の民主主義の権力分担制度では、すべての集団でその中の多数派が支配するのである。

もう1つの多極共存型である比例代表制では、各主要共同体が、一国に占めるそれぞれの割合とはほぼ同じ割合の政治的代表権を得ることができる。とくに各政党が民族を基盤としている場合にはこれに当てはまる。政党が民族を基盤としていない場合でも、比例代表制は、各政党にとって、いかなる地域の選挙区でも多数派を形成せず、分散して居住している集団が票を獲得するためのより大きな奨励策 (インセンティブ) となる。そしてこれはまた、少数者の議席を増やすことにもなる。比例代表制は調和のとれた代表制を保障するものではなく、カナダとインドの例が実証しているように、多民族や多言語からなる連邦政府であっても、勝者がすべてを得る連邦政府であっても、勝者がすべてを得る制度が生まれる可能性もある。しかし、勝者がすべてを得る仕組みでは多数派による専制政治を招く場合もあり得るため、カナダもインドも別の措置をとることで、さまざまな集団の政治的・代表権を確保しようとしている。

比例代表制の選挙規則は多極多様であるが、そのどれをとっても完全な比例配分は実現できてはいない。これは、ニュージーランドにおける最近の改革の効果を見ればわかる。しかし、比例代表制は、勝者がすべてを得る仕組みの問題に対処することができる。少数者、その他の集団の代表権をいっそう拡大することが可能である (BOX 3.3)⁸⁷。比例代表制は、安定した民主主義国において効果を最も発揮し、少数者の有権者の声を高めること

BOX 3.3 比例代表制か、勝者がすべてを得る制度か。ニューゼalandの転換

少数者の政治参加に関して、多数決民主主義は惨憺たる実績しか残していない。少数者はその人口に比して少ない代表しか議会に送ることができず、選挙による少数者の声は無視されてしまう。どのようにすれば多文化社会をより包括的にし、少数者、その他の疎外された文化的集団に十分な参加を保障することができるだろうか。1つの方法は、勝者がすべてを得る制度ではなく、比例代表制を採用することである。勝者がすべてを得る制度（比較多数得票主義）では、得票数の最も多かった政党が、大多数の議席を得る。たとえば、英国では、下院で得票率が50%未満の政党が、それをはるかに上回る割合で議席を得ることがある（実際、そのほうが多い）。

2001年の選挙で、労働党の得票率は41%であったのに、議席は61%も獲得した。同じ選挙で、自由民主党は19.4%の得票を得たが、獲得した議席はわずか7.5%であった。比例代表制では、得票数に応じて、多数定数区から議席が選出される。たとえば、得票数が20%であれば、獲得する議席も20%になる。

勝者がすべてを得る制度では、与党の意見が支持しない人々を排除される可能性がある。文化的に包括的な環境はつくられない。しかし、比例代表制では、相当数の得票を得た政党間では、相当数の意向がある。そのため、比例代表制による投票制度のほうが、一般的に世論をより正確に反映し、(少数者が政治的に組織化している限りは)少数者の意見を促進する可能性が高い。

アンソニー・ボーン・ヘルツェンビナ、ガイアチ、ラトビアなど、いくつかの多文化国家は、比例代表制を採用している。西欧では、28カ

国のうち21カ国が何らかの形で比例代表制を採用している。

細かく分かれた集団が加われば、連立を築く不安定で非効率的な政府ができてしまう。しばしばイタリヤのような問題は、比例代表制に特有のものでもなければ、克服できないものでもない。実際、いくつかの制度（メカニズム）を導入することで、行き詰まった膠着状態に陥るのを避けることができる。たとえば、ドイツで行われていたように、最低限必要な得票数を決定したり、地域別に分かれた川流を反映させるために選挙区の数を変更したりすることで、包括的な立法制度を維持しつつ、このような問題を緩和することができる。それに、勝者がすべてを得る制度のもとで選ばれた政府によくあるような、少数の意思を多数に押し付ける状態よりも、手詰まりや膠着状態のほうがましかもしれない。

他の人々々は、選挙制度の改革はとてつもない大混乱と政治的不安定をもたらすという理由で、これらの政策に抵抗している。たとえば、先住民族が自らの政治的意見を発言する機会と議席の増加への要求をますます強めている多くのラテンアメリカ諸国では、政治エリートが、このような混乱と不安定を恐れている。しかしこの主張によって、特定の集団や階層を継続的に排除することになるような政策を弁護することはできない。他の民主主義国の経験から明らかにするように、参加の拡大を推進し、より効果的な代表制を実現する賢明な政治へと移行することは可能である。

ニューゼalandでは、おもに、先住民族であるマオリ族の代表が少

ないことに対応するために、1993年に、勝者がすべてを得る制度から比例代表制に移行する大規模な選挙改革の着手が投票によって決められた。植民地時代の1867年にできた法律によって、99議席のうち4議席がマオリ族に割り当てられたマオリの人口の15%を占めるマオリの人々には少なすぎる議席であった。有権者が選んだのは小選挙区比例代表併用制であった。この制度では、議席の半数は小選挙区、つまり勝者がすべてを得る形で地区から選ばれ、残りの半数は各党の得票数の割合に応じて割り当てられる。

また、ニューゼalandは「二元的選挙人 (dual constituency)」制度を採用しており、マオリ系の人々は、投票のために登録する選挙人名簿を、マオリのものにするか、一般のものにするかを選べるようになった。マオリの議席はマオリの人口割合と、マオリの選挙人名簿に登録することを選んだマオリの割合にもとづいて配分される。

ニューゼalandの比例代表制による最初の選挙 (1996年) は、すんなりとはいかなかった。9カ月間、過半数の連立政権は形成されなかった。その結果、世論は小選挙区制支持に戻った。しかし、1999年と2002年の選挙はスムーズに実施され、比例代表制に対する世論の支持は回復した。1993年には約3%だったマオリの議員は、2002年には16%近くに達した。今日にいたるまでさまざまな困難があったが、選挙制度の移行が、ニューゼalandにおけるマオリの人々の代表を増加させることに大きな役割を果たしたのは明らかである。

で、多数決による選挙制度が持つおもな欠陥の一部を改善することができる。しかし、比例代表制はあらゆる状況に適用できる唯一の解決策ではない。勝者がすべてを得る仕組みを改革すれば、少数者の声を高めることも可能であるが、ただし、そのような仕組みの改革にはさらにいくつかの困難が伴う。

文化的少数者の代表権を確保するその他のアプローチには、特定の集団に対して議席を確保するやり方がある。ニューゼalandではマオリ族に²⁴、インドでは指定部族および指定カーストに、クロアチアではハンガリー人、イタリア人、ドイツ人などに与えられている。指定議席と相当制は、選挙制度の中で民族のアイデンティティと選別を1つに「固定」してしまうため、批判されることがある。また、指定議席と相当制をめぐる交渉は、対立と不協の火種となりがちな。レバノンでは、1982年の国勢制憲にもとづいて定められた国会の議席の割当比率が、キリスト教徒対イスラム教徒で6対5であることに対し、イスラム教徒は不満を抱いていた。これが緊張の大きな原因となった。両者の人口比率が逆転したのをきっかけに、内戦が起った²⁵。このアプローチは、人々に自らのアイデンティティの選択の余地を残す比例代表制よりも、問題をはらんでいると言える。

第2章で述べたように、世界の多くの宗教的少数者が、さまざまな形の排除を受けている。いくつかの事例では、宗教的少数者に対する別かな差別が排除の原因であり、とくに国家自体が国教を支持し、奨励する宗教国家でよく見られる問題である。しかし別の事例では、宗教的少数者に対する排除はそれほど直接的ではなく、おそらく意図されたもので

はない場合もある。たとえば、国の歴史的少数者の宗教的な祭日が認められなかったり、公的機関の服装規定が彼らの宗教的な服装と相容れなかったり、結婚や相続に関する国の法律が彼らの宗教上の規則と異なっていたり、区画規制が彼らの埋葬制度と相容れなかったりする場合などがそうである。このような類の衝突は、政権分離国家でも起こり得る。民族のアイデンティティに宗教が深く関わっていることを考えると、こうした排除に対してはしばしば宗教的少数者が反発を強めるのも自然である。適切に対処しなければ、このような反発の高まりは暴力的な形をとりがねない。そのため、このような宗教的少数者の要求がいかに対処すべきかを知るには、国家にとって不可欠である。

国家には、個人の選別権を保護する政策と制度（メカニズム）を保障する責任がある。個人の選別権が最大限に保護されるのは、公的機関が異なる宗教の信者の間で差別をしないだけでなく、ある宗教を信する者とそうでない者との差別をしない場合である。このような目標の達成には、政教分離主義が最も効果的と期待することが実証されてきたが、政教分離主義のさまざまな形態のどれ1つをとっても、あらゆる状況でその他の政策より明らかに優れているものはない。国家と宗教的権威のさまざまな結び付きは、時を経て発展してきた。また同じように、政教分離主義を公言する国家でも、国によって原則と現実のどちらも非常に異なっている。そして、このような相違は個人の選別権と宗教の自由を保護する国家の能力に影響をもたらす (BOX 3.4)。

宗教と国家の間にあまりに多くの公的な結び付きがあるため、あるいは国家の問題に対して宗教的権威の影響が強すぎるため、問題が生じることがある。このようなことが起こり得るのは、たとえばカリバン支配下のアンゴラやマダガス

カールでは、排除はそれほど直接的ではなく、おそらく意図されたものではない場合もある。たとえば、国の暦で少数者の宗教的な祭日が認められない場合がそうである。

出典：O'Leary, 2004；Boothroyd, 2004；Sageel, 2004

カールでは、排除はそれほど直接的ではなく、おそらく意図されたものではない場合もある。たとえば、国の歴史的少数者の宗教的な祭日が認められなかったり、公的機関の服装規定が彼らの宗教的な服装と相容れなかったり、結婚や相続に関する国の法律が彼らの宗教上の規則と異なっていたり、区画規制が彼らの埋葬制度と相容れなかったりする場合などがそうである。このような類の衝突は、政権分離国家でも起こり得る。民族のアイデンティティに宗教が深く関わっていることを考えると、こうした排除に対してはしばしば宗教的少数者が反発を強めるのも自然である。適切に対処しなければ、このような反発の高まりは暴力的な形をとりがねない。そのため、このような宗教的少数者の要求がいかに対処すべきかを知るには、国家にとって不可欠である。

国家には、個人の選別権を保護する政策と制度（メカニズム）を保障する責任がある。個人の選別権が最大限に保護されるのは、公的機関が異なる宗教の信者の間で差別をしないだけでなく、ある宗教を信する者とそうでない者との差別をしない場合である。このような目標の達成には、政教分離主義が最も効果的と期待することが実証されてきたが、政教分離主義のさまざまな形態のどれ1つをとっても、あらゆる状況でその他の政策より明らかに優れているものはない。国家と宗教的権威のさまざまな結び付きは、時を経て発展してきた。また同じように、政教分離主義を公言する国家でも、国によって原則と現実のどちらも非常に異なっている。そして、このような相違は個人の選別権と宗教の自由を保護する国家の能力に影響をもたらす (BOX 3.4)。

宗教と国家の間にあまりに多くの公的な結び付きがあるため、あるいは国家の問題に対して宗教的権威の影響が強すぎるため、問題が生じることがある。このようなことが起こり得るのは、たとえばカリバン支配下のアンゴラやマダガス

カールでは、排除はそれほど直接的ではなく、おそらく意図されたものではない場合もある。たとえば、国の暦で少数者の宗教的な祭日が認められない場合がそうである。

BOX 3.4 世俗国家と宗教国家のさまざまな形態とその宗教的自由に及ぼす影響

宗教の扱いは国家によって異なる。

宗教国家
宗教国家は、特定の宗教を公認し、宗教的権威との公式かつ本質的な関係によって、さまざまな形態をとり得る。

●神授の法によって統治される国家
すなわち、神権政治が行われている国で、その例はマヤトラ（高位聖職者）に統治されるイラン、イスラム共和国や、タリバン支配下のアフガニスタンなどである。

●1つの宗教が、政府との公式の結びつきから恩恵を受けている国家
つまり、「国が定めた」宗教がある国家である。パプアニューギニア、リベリア、マレーシアのイスラム教、ネパールのヒンドゥー教、アルゼンチン、ボリビア、コスタリカのカトリック、フランス、ミャンマー、タイの仏教などがその例である。

●国教あるいは国が定めた宗教はあるが、その他の宗教も専断する国家
一1つの宗教をほかの宗教より優遇せずに、すべての宗教を認め、おそろしく扱うとしている国家である。このような国家は、すべての国民に宗教税を課することもあるが、その一方で、国民が自分たちの選んだ宗教団体を指名してその税金を送る自由も認めている。国家は、宗教機関が運営している学校に対して財政援助を行うこともあるが、その他の学校と差をつけない方法で行う。こうした国家の例としては、スウェーデンや英国が挙げられる。両国とも実質的には世俗国家であり、国教とは名ばかりである。このタイプの宗教国家にはそのほかにデンマーク、アイスランド、ノルウェーがある。

反宗教的、世俗国家

国事から宗教を排除しているが、宗教への国家の影響は排除していない国である。このような国家では、宗教の自由はひどく制約されており、しばしば国家が介入して宗教の自由や宗教的慣習に制限を加える。中国の共産党政権や、かつてのソ連や東欧の共産党政権がそうした例である。

中立あるいは不干渉国家

宗教的中立には、2つのやり方がある。国家は「相互排除」の政策か、あるいは「宗教と国家の厳格な分離」の政策をとることになるだろう。これは、宗教的権威が国事に介入することを国家が妨げるだけでなく、国家もまた宗教集団の内部問題に干渉しないということである。この相互排除の結果、「宗教的」と指定された慣行には、それらが個人の権利や民権の価値観を脅かす場合でさえ、国家は介入することができないか、あるいは、介入したくないということがある。あるいは、国家はすべての宗教に対して中立の政策をとることもある。最もわかりやすい例に、1786年、英国国教会を廃止した後の（バーミンガム州や、とくに1791年、憲法修正第1条が制定された後の）米国、（とくに、宗教と国家の分離を定めた法律が1905年に制定された後の）フランスがある。

すべての宗教の平等な尊重と一定の距離を保つ政教分離国家

この種の国家は、国教会を持たず1つの宗教を他の宗教よりも奨励するといったことをしないという意味で政教分離的であるが、むしろすべての宗教（そして信仰を持たない人）に対し平等に敬意を払っている。し

かし、人権や平等な市民権の普遍的な原則を擁護することはいわゆる「一定の原則にもとづく距離」の範囲で宗教集団の内部問題に介入することも可能である。このような関わりは宗教への公平な支援（たとえば、宗教学校に対する公費支出や宗教的個人法（personal law）の国による承認など）の形をとるかもしれないし、あるいは人権に矛盾するような宗教的慣習を監視し改変する介入（たとえば宗教学校の規制やジェンダー平等を保障するための個人法の改革など）の形をとることさえあるかもしれない。一定の距離を保ちつつ、国家が介入するか、介入を控えるかは、どの施策が宗教的自由と市民権の平等を真に強化するかにかかっている。国家は、すべての宗教にまったく同じように関わり、あるいは、同じ程度、あるいは同じ方法で、介入するとは限らない。しかし、宗教機関と政治機関の関係は、一貫して、どの宗派にも偏らない自由と人権の原則によって導かれている。

1つの例として、インド憲法が描く政教分離国家の姿を挙げる事ができる。今、集団間の懸念が拡大している中で、インド人政治家の信頼性が疑われているが、憲法上は、インドは政教分離国家として建国されているのである。一定の距離を保つこの政教分離政策こそが、独立後の早い段階で、インド政府が宗教的少数者社会の慣習法や法典、慣行を認めることを可能にし、宗教的少数者の文化的統合を可能にした。それはまた、かつての「不可触民」に寺院への立ち入りを禁じたような一連の慣行を改革することで、平等と自由の原則を擁護する積極的な介入を可能にした。

うに、少数のエリート聖職者が、神授の法と見なすものによって国家の機関を支配する場合である。政治を支配するこれらの宗教エリートは、人々が政府の方針に異議を唱えることはもとより、国内の差異も容認することは思えない。彼らは、少数の支配層エリート以外の同じ宗派の信者にすら自由を認めず、ほかの宗教集団の信者であればなおさらである。このような国家は、ほかの宗教集団や同教徒以外の人々を受け入れないが、平等に扱わない。

そのほか、国家が中立を公言し、宗教に関連した事項への国家の介入を排除し、国事からは宗教を排除する、「相互排除」の政策をとっている事例もある。しかし、現実には、政治的な都合から、宗教の自由が侵害されているのに放置している政策や、例外的な介入をすることで、このような中立の姿勢は歪んでしまうこともあり得る。

宗教との歴史的な結びつきがいかなるものであれ、国家は人々の選定の権利を保護し、すべての国民に自由を保障し、宗教を理由にして（良くも悪くも）差別をしないという責任がある。同の制度・機関と宗教的権威との関係にとつて、どのような形が最善かを提案するのは容易ではない。しかし、差別のない同家であるためには、宗教の自由と個人の選定に關して次の3つの側面を保障しなければならない。

●国家はあらゆる宗教に対し、宗教間で討論を行い、また節度のある批判を行える場を提供しなければならない。ある1つの宗教の信者には、他の宗教の慣行や信仰を自己の責任のもとに、批判することが認められなければならない。

●人は、自分の生来の宗教を批判する自由のほかに、それを拒み、ほかの宗教を信じる自由、あるいは宗教を信じない自由を認められなければならない。宗教との歴史的な結びつきや、植民地主義時代の影響から、政教分離主義に対する反発が起ることもある。英国が南アフリカで行った分離統治政策は、宗教的、文化的アイデンティティを区別しようとしたもので、国家や社会における人々の相対的地位を固定的なものにし、この地域の領土分割が行われた後もいまだ政治的対立の原因となっている³⁰。このように歴史的に根深く分断されている状況が、とくに地域社会に非常に深い傷を残しているような地域では、依然として政教分離政策を行ううえで深刻な障害となっている。カトリック教会と歴史的に結びつきが深かったスペインの植民地支配者は、旧植民地と同じような国家と教会の結びつきを遺棄として残し、とくにラテンアメリカでは、ジェンダー平等に影響を与えている。

この歴史的な負の要素は、現代のジレンマの中に現れることがある。それは、あらゆる国民は法の前に平等であるとする民権の原則において、それと異なる宗教法を認めるか否か、というものである。民法典の統一をめぐるインドで行われている議論に示されているように、女性の権利や平等の原則に関する議論は、少数者の権利と文化の承認への関心と複雑に絡み合っている（BOX 3.5）。この

女性の権利や平等の原則に関する議論は、少数者の権利と文化の承認への関心と複雑に絡み合っている。

ような問題で意見の一致を図り、人権、ジェンダー平等、そして人間開発の普遍的な原則を前進させることこそ、これらの問題を解決する指針となるはずである⁷⁶。

慣習法および多元的法体制 (legal pluralism) に関する政策

あらゆる法体制は、ジェンダー平等を含めた人権の国際的な基準に適合しなければならない。

め社会全体の法体制が人権規範を尊重すれば、そして、先住民もその法体制の規範を受け入れれば、多元的法体制はまったく必要ではないと主張する人々もいる。しかし、人権規範について意見の一致が図れたとしても、多元的法体制にはまだいくつかの重要な役割があると思える。

特定の宗教的少数者、および民族的少数者、そして先住民は、多くの理由で、同全体の法体制から除外されていると感じている。いくつかの国では、裁判官、その他の裁判所職員が、そうした人々に対して歴史的に偏見を持っていたり、彼らの状況に関して無知であったりすることから、法律の不公正で、偏見のある適用がなされている。多くの国で、先住民の代表は、ほとんどまったく言っていないほど、司法機関にいない。このような偏見と排除の現実に加え、地理的距離、費用、言語などの文化的障壁といった理由から、これらの集団が法体制を利用しにくい状況が事態をさらに悪化させている。

多元的法体制はこのような排除に対抗し得る。多元的法体制に対しては、自由の拡大とは相容れない伝統的な慣習を正当化しかねないという批判の声がある。「伝統的な」慣習には、財産権、相続、家族法などの分野で、女性の平等を否定するものが多い⁷⁷。しかし、多元的法体制であっても、「伝統的」だと主張されるあらゆる慣習をすべてそのまま導入する必要はない。そのような慣習が、いかに「伝統的」あるいは「正統」であると主張しようとも、人権を侵害する慣習が、慣習法の採用によって存続を認められることにはなり得ない⁷⁸。

人間開発の観点から見た場合、あらゆる法体制は、一元的であれ多元的であれ、ジェンダー平等を含めた人権の国際的な基準に適合しなければならない。そのた

め社会全体の法体制が人権規範を尊重すれば、そして、先住民もその法体制の規範を受け入れれば、多元的法体制はまったく必要ではないと主張する人々もいる。しかし、人権規範について意見の一致が図れたとしても、多元的法体制にはまだいくつかの重要な役割があると思える。

多元的法体制は、ほとんどすべての社会で見られ、歴史的に地域の慣習がその他の公式な法体系に合わせて取り入れられることで発展してきた⁷⁹。慣習は時の経過とともに法的効力を持つようになり、導入された法体系と共存することになった。このような多元的法体制は、宗主国の法律を植民地に強制する一方で、彼らの特定の慣習的な制度の存続を認め、植民地支配の論理における少数者の権利保護がもたれていることが多い。

構造は植民地時代のもの、だが、直而して現存しているのは現実。

植民地支配の痕跡を明らかにできるものもある。しかし、実際には、どの法的手続きが本当に「伝統的」なのか、また、どれが植民地時代の施策や支配の影響を受けてつくり出された副産物と見なせるのかを判断するのは難しいことが多い。植民地支配や「教化する使命」という考え方が、つまり、近代的な価値観、信念、制度を植民地に導入する責任があるという一方的な主張が、「正統な」慣習と「押し付けられた」慣習との区別をさらに複雑にしている⁸⁰。

欧州の植民地主義者は、アフリカに本国の法律と裁判制度を持ち込んだ。しかし、現地のほとんどの慣習法と裁判手続きの要素を、彼らの正義感や道徳観念と合致しているかを見なして存続させた。西洋式の裁判所を統括したのは、移住してきた判事や裁判官で、彼らの裁判権は刑

BOX 3.5 ヒントウー教とイスラム教の身分法：一元的な民法典をめぐる進行中の論争

今日インドでは、法的多元主義を選ぶか法の普通主義を選ぶか、熱い議論が交わされている。あらゆる共同体の成員に1つの法システムを適用すべきなのだろうか、この2つの主義の相違は、ヒントウー教とイスラム教の身分法を認めつつ、同時に普通の民法法の制定を謳う憲法の明らかなき矛盾点を引き彫りにしている。多文化の世俗主義国家としてのインドについてのこの論争は、人々の大きな関心事となっている。

身分法はそれぞれの宗教共同体に特有のもので、結婚、離婚、後見、養子縁組、相続、継承を規定している。身分法は共同体によって、あるいは1つの共同体の中でさえも、大きく異なっている。また、身分法が関係する訴訟は、いっそう特殊な問題を提起し、少数者の宗教集団の権利が女性の権利と対する場合もある。

身分法をめぐる論争は、次のような問題にいたることが多い。

- ジェンダー平等—家庭内による慣習や法律は、ヒントウー教であれイスラム教であれ、法的権利という点において男女の扱いがいかに異なるか。
- 文化的自由と少数者の権利—国家は集団が独自の宗教を信奉する権利を保護する一方で、自由と平等

を擁護するために宗教上の慣習に関する事項に介入する権利を留保すべきかどうか。

この論争は歴史的な状況に照らしで理解することが重要である。独立当時のインドの指導者は、単なる多文化のヒントウー教徒のための国家ではなく、政教分離主義のインドの趣旨に尽力した。これは、インド連大憲が不合理に分割された直後、少数者のイスラム教徒が抱いた不安を考えると、政治的に極めて重要なことである。インドの憲法は、多文化化国家の現実として、植民地時代から受け継いだ多元的法体制を認め、採用した。一元的な民法典を制定するという最終目標は憲法に定められており、1951年の特別婚嫁法は、結婚する男女のための身分法に代わる非宗教的な法律となった。

1980年代から90年代にかけて、法律の進展をざっと見渡して気づくのは、一元性を求める議論が、いかに平等への関心を見逃してきたかということであり、また、いかに少数者の文化的権利を特別に認める原則と対立するものとして政教分離政策がつくられてきたか、ということである。今も進行中の論争は、現在の政治状況から見て重要である。一元的な民法典を支持する人々は法の前の平等という原則を主張するが、

彼らは少数者の困難な立場を理解していない。少数者の立場を理解することは、集団間の緊張が高まっていることを考慮すると、とりわけ重要である。多くの場合、少数者のイスラム教徒は、民法典が彼らの文化的自由を知らず知らずに侵害すると考えている。

この社会の身分法も、女性を不利に扱っているとの批判を浴びてきた。そのため、ほぼすべてのインドの伝統的な（そして、多くは家長制の）法律と慣習を改革し、ヒントウー教とイスラム教の身分法や慣習法を、ジェンダー平等および普遍的な人権に即したものにしようという活発な議論がある。しかし、人間開発に関する問題の中心的な目標である、平等の実施は、一元性の実施と同じではない。

必要なのは、すべての慣習法の本質的な改革であり、単一の性差別のもとでコミュニティに強制することではなく、ジェンダー平等を擁護することである。ここで重要なことは、法典について合意を形成するための真摯な努力である。一元性を強要する法律は、多数者と少数者の亀裂を広げるだけで、共同体の調和やジェンダー平等にとって有害である。

出典：Engelner 2003；Mody 2003；Rudolph 2001

争事件および民事事件において、アフリカ人であるなしかかわらず、すべての人々に及んだ。西洋式の裁判所は「一般裁判所」と呼ばれることが多く、欧州の慣習を基礎にした植民地の法律と、欧州の法律の両方を適用した。もう一種類の裁判所として「現地裁判所」「アフリカ裁判所」あるいは「人民裁判所」と呼ば

れるものがあり、伝統的な首長や地元の長老によって構成されていた。このような裁判所はアフリカ人に対してのみ裁判権を行使し、ほとんどの場合、広く浸透していた慣習法を適用した。たとえば、マラウイでは植民地時代の慣習法が適用される訴訟や簡単な民事事件の場合、アフリカ人に対する裁判権は伝統的な裁判

所に委ねられていた。

慣習法を受け入れることで、先住民族の権利保護は促進され、より公平な法の支配の適用が確保される。

植民地時代の終わりごろになると、役人たちは二元的であった裁判制度の統合を始め、慣習法で裁く裁判所の職務を一般裁判所に監督させた。英語圏の植民地では、植民地支配の間につくられた二元的法体制の大半を維持する一方で、慣習法を改革し、英国法の概念に適合させようとした。フランス語圏の植民地とポルトガル語圏の植民地では、慣習法を一般法に吸収しようとした。エチオピアとチュニジアでは、慣習法の一部が廃止された。しかし、アフリカには植民地時代においても、現在においても、慣習法を完全に無視したり、あるいは禁止したりした国は一国もない。

慣習法は司法制度の利点を促進し得る。

慣習法を受け入れることで、先住民族の権利保護は促進され、より公平な法の支配の適用が確保される。実際、慣習法を一般に認めさせる取り組みは、先住民族に、より広く社会全体に包含されているという感覚を醸成するのに役立つ。多くの場合、慣習法が最も実際の理由で適用されるのは、慣習法以外に法律がない場合であり、とくに一部の確證国家において見られる。先住民族の独自の法を採用し、運営する能力を認めることは、歴史的な偏見を断ち切ることに必要となり、先住民族の自治にとって重要な部分ともなり得る。

オーストラリアやカナダ、グアテマラ、南アメリカなどの国々は、多元的法制体制を認めてきた。オーストラリアでは、新たにアボリジニとトレス海峽諸島に住む人々の慣習法の承認に取り組み、先住民族のコミュニティの裁判制度、アボリジニの司法機関、地方自治の拡大、先住民族による統治に道を開いてきた。カナダでは、被告人が同じ文化的規範を持つ同じ民族の陪審員に裁かれるように、とい

う配慮から、地方で起きるほとんどの刑事事件は先住民族のコミュニティによって処理されている。グアテマラでは、1996年の平和協定で、真の改革には、マヤ族の法律を承認する必要があることを認めた (BOX 3.6)。

アパルトヘイト撤廃後の南アフリカでは、改革という大波によって、新たな権威、力、尊敬の概念が、慣習法に流れ込んでいる。この改革の目的は、刑事司法制度への信頼を取り戻し、法の支配を尊重し、慣習法を承認することである。今後の課題は、ジェンダー平等などの原則を正式に謳った新憲法にもとづき、英米の一般法と伝統的な慣習法を統合していくことである。このような2つの法体系の調和を目指すプロセスは、南アフリカが行わなければならない膨大な法改正作業の中でも重要な一歩となる。最初の一歩はアパルトヘイト法の廃止であった。次の一歩は、旧体制の保守的な裁判官に支配されていた法律委員会の再編であった。そして今こそ、南アフリカは、新たな社会秩序を維持するための新たな法律を策定しなければならない。

多くの場合、慣習法は、南アフリカの人々が唯一知っている司法の形態である。人々の約7割が居住する地方部では、80%以上の村で、伝統的な裁判所において慣習法が用いられている。このような裁判所は都市の黒人居住区の中にも見られ、軽微な窃盗罪や資産をめぐる保身、結婚から離婚、相続にいたるまでの家族問題を扱っている。訴訟当事者の自宅に近い管轄区で行われ、審理に1トドルもかからない最小限の手続きで法廷が開かれるため、裁判は迅速かつ安価に行われる。裁判官は地元で日常使われる言葉を話し、一般大衆が言葉を差し込み、証言に異議を唱えることも、証憑に関する規定によって認められている。この制度にも批判はある。とくに女性

BOX 3.6 グアテマラにおける司法アクセスと文化の承認

スペインからコンキスタドール（征服者）がやってきて以来500年以上もの間、グアテマラの先住民族は暴力的な従属と排除を被ってきた。1960年から96年に和平協定が調印されるまで続いた内戦は、とりわけ女性を被害をもたらした。人口の半数以上を占める先住民族は、大規模殺とびおびたしい人権の侵害に耐えてきた。1970年から85年にかけての軍事独裁政権は、地域社会の権力機構の独立性を弱めた。

そのため、司法制度と法の支配が地域社会の信頼を失ったのも当然と言える。犯罪者に判決を下すこともせず、覆敗した依託金の伝統によって犯罪者を釈放することで悪名高い国の司法制度に抵抗するために、公開リベンジが行われた。政治的支配層

は、リベンジが先住民族の伝統的な慣習であるといった、誤った情報を伝えている。

1996年の協定で、マヤ族の伝統的な法律と権限を認める義務が掲げられ、真の改革を行う必要性が認められた。たとえば、「先住民族のアインテンテイと権利に関する協定」では、「国の司法制度の手段を先住民族が利用できないこと、また先住民族の社会生活に規定している慣習的な規範に対する国の立法機関の認識が不足していることが、権利の否定、差別、疎外の原因となっている」と明言されている。

政府と反対勢力は下記の事項に合意した。

- 先住民族社会内の問題は、先住民族独自の司法に関する規範に即して対処することを認める。
- 法を履行するにあたり、文化的な配慮をする。
- 先住民族の文化とアインテンテイを扱う公官庁の職員と裁判官のための、常設プログラムを開発する。
- 貧しい人々に、司法に関する無料相談サービスを提供する
- 訴訟手続きを先住民族の言語に翻訳する無料サービスを提供すること

出典：Bjovollen 2002

が裁判官の職から締め出されており、訴訟当事者として差別を受けることも多いからである。それでも、「[地方女性運動]のもとで、女性グループが先頭に立ち、慣習法を承認させ、それをアパルトヘイト後の社会に適用させようとして整っている。彼女たちは慣習法をいかにして整備し、女性にとってより公平なものとするか」という議論を率先して行っている。

そのため、慣習法がいかに人権の基準を取り入れるのか、あるいは人権を保障するのか、が今後の関心事項となっている。一般法であれ、慣習法であれ、いかなる法体系もそれを策定する際は、批判を受けやすい。法に関する伝統とは、法の本質、社会における法の役割、法制度の適切な構築と運用、そして、法の策定、適用、検討、洗練、継承の方法に関する、歴史的に形成され、深く根づ

いた、連の姿勢であると言える。

多言語の使用に関する政策

ある国が複数の言語から1つ、あるいは2、3の言語を公用語として選択するということは、その公用語を母語とする集団が国を支配する前兆である。言語を選択することで、支配者集団以外の多くの集団の自由は制限され、集団間の緊張が高まる (第2章参照)。言語の選択は、政治、教育、司法制度の利用のほか、市民生活における多くの側面から人々を排除する手段になり、集団間の社会経済的な不平等を固定化しかねない。また、1956年に、シンハラ語とタミール語の両方の承認を望んだ少数民族、タミール族の反対を押し切って、英語に代わりシンハラ語 (多数派の母語) を唯一の公用語と

したスリランカのように、国を分裂させるような政治問題になりかねない。

国家が民族や宗教に対して「中立」の立場をとることは可能であり、望ましいこととさえあるが、言語に関しては非現実的である。国民は相互理解と効果的なコミュニケーションを促進する共通の言語を必要としている。また、どの国家も国内で話されているすべての言語で、サービスと公的文書を提供する余裕はない。しかしながら問題は、多くの国家、とくに開発途上地域や東欧は多言語国家であり、これらの国家が、ここで取り上げる議論のほとんどで焦点になっていることである。これらの国々でも、多文化政策が必要になる。

少数者の言語が自由に使える領域をいくつか定め、その他の言語、とくに国語や公用語を学ぶ動機を与えることで、言語をめぐる紛争が回避される可能性がある。

多言語社会では、多言語政策が異なる言語集団を承認する基礎となる。多言語政策は、2つ以上の言語を并行して使用することを保護するもので、要するに「個人は、学校や大学などの特定の領域では独自の言語を維持しよう、ただし、共同活動、とくに市民生活においては共通語も使用しよう」と主張することである。少数者の言語が自由に使える領域をいくつか定め、その他の言語、とくに国語や公用語を学ぶ動機を与えることで、言語をめぐる紛争が回避される可能性がある。国語の能力を身につけることを専門的な資格取得や昇進の基準にするなど、社会的に利益が得られるような制度を活用することによって、国語や公用語の学習を推進することができる。

い関係にある。これは、法律における言語の重要性を必ずしも顕著な例である。たとえば、トルコでは少数者のクルド族が公的な場で独自の言語を使用することは、1994年まで法律で禁じられていた。

そして、この法律を改正することが、少数者のクルド族の要求に対し政府がとった対応の中でも重要なものであった。2002年にトルコ議会は、かなりの人口規模を持つ少数民族であるクルド族の、母語による教育を民間機関に許可する法律を採択した。その後、最初のクルド語教育センターが2004年3月に南東部のバツトマンに開設された。

すべての国民にその国の主要言語のいくつかを教える取り組みを計画的に行うならば、多言語政策は、多くの点で人々の機会を拡大できることが、世界各地のさまざまな例に示されている (BOX 3.7)。多くの場合、多言語国家にとって必要なのは、3つの言語の使用を公的に認める (エネスコが推奨するような) 3言語方式である。

- 1つの国際語—旧植民地回では、これが行政上の公用語であることが多い。現在のグローバル化の時代においては、すべての国にとって世界経済や国際的ネットワークに参加するために国際語の習熟が必要である。

- 1つの共通語—地域の共通言語は異なる言語集団間でのコミュニケーションを容易にする。たとえばスワヒリ語は、多くの言語が話されている東アフリカ諸国での共通語である。

- 母語—人々は自分の母語が共通語でも国際語でもない場合でも、その言語が使用できることを望みまた必要とする。

各国はこれら3つの言語すべてを公用語として承認するか、または少なくとも、これらの3種の言語を、法廷や学校などのさまざまな状況で使用することの妥当

BOX 3.7 パニアニューギニアの多言語教育

南太平洋と珊瑚海のあいだに位置するパニアニューギニアは、言語的にも文化的にも世界で最も多様な国であり、世界に6000ある言語のうち約6分の1が使用されている。1世紀にわたって植民地支配を受けため、リンフランシカ (共通となる混成語) が割り込まれた。英語、ドイツ語、スバドヤン語、ワレー語と、パニアニューギニア独自の言語から派生した、新メラネシア混成語でトークビジン (tok bisin) と呼ばれるもので、500万人いる人口の半数が話している。

子どもたちに合った基礎教育を求める先住民のニーズに応えるため、1993年、教育省は人権擁護教育改革を実施し、学校教育の最初の3年間には、母語による教育を導入した。4年目以降の教育手段は英語である。2001年までに、3699の先住民の言語が、3600の小学校で導入された。今日では、児童の3分の1は、初等教育を最初は母語で受けている。

教育的な価値はまだ行われていないが、さまざまな個別調査にもとづく事例の多くから、最初に母語で学校教育を受けたほうが、短期間で容易に読み書きを習得し、英語を覚えることが明らかになっている。学校教育が受けやすくなり、中退率 (とくに女子の中退率) は低下した。6学年から7学年に進む児童は、1992年には40%未満であったが、現在では70%を超えている。前期中等教育就学率は1992年以來倍増し、後期中等教育就学率は4倍になった。子どもたちは以前よりも自信を持ち、探求心が強くなっていると教師は報告している。

教育改革は20年間の広範囲に及び、公明意識を経て始まり、徐々に実施されてきた。複数の非政府組織 (NGO) が補助金を得て、これまで父子を持たなかったいくつかの言語の文字表記体系を開発した。学校で使用する言語をその地域の言語に切り替えたいと望む地域社会は、新たな施設を建設し、学校生活を支援し、

子どもたちと文化を共有することに同意しなければならなかった。教師は意図的に単科本ものにはされていない。見本となる教科書には空白の行が印刷されており、その地域の言語で埋めるようになっている。教科書を白黒で印刷し、複製 (ソフトコピー) で出版することで、コストを抑えた。各コミュニティは、10学年以上の教育を受けた地元民を教師として採用する。彼らの給与は、国が採用する資格のある教師の給与よりも少ないが、多くの人が安定した収入を得ながら、やりがいのある仕事をすることを喜んでいる。

大規模な支援を探索していたパニアニューギニアは、オーストラリアから巨額の援助を受けて教育改革を実施したが、パニアニューギニアの制度には、高い費用対効果と長期にわたる持続性が期待できる。その成果を評価する調査研究が、現在進行中である。

出典：Khanz 2003; SIL International 2004a; CRIP 2004

性を認める必要がある。3言語方式の実施方法は国によってさまざまである。言語政策で国家が直面する問題の中心は、学校教育で用いる言語と政府機関で使用される言語に関連している。

学校における言語政策

低い教育達成度が、引き続き、移民、民族集団、先住民民族に対する排除の主要な原因となっている。そのような場合、2言語を併用した教育の実施は、彼らの文化的伝統を認めるだけでなく、学習効果を高め、教育の格差を縮め、人々の選択を拡大させることにつながる

(BOX 3.7)。子どもたちの学習効果は母語で教えられたときに最も高くなり、とくに幼少期にそれが一番顕著に表れる。多くの国での実例が示すように、母語での教育と広く使われている国語での教育を組み合わせた2言語併用教育によって、教育、その他の機会が開かれる。フイリピンでは、2言語教育政策の対象になった2言語 (タガログ語と英語) のどちらも堪能な生徒は、家庭でタガログ語を話さない生徒よりも、成績がよい。カナダでは、英語を話す多数派の学生のうち、2言語の集中訓練プログラムを受けた者は、従来

表3.1
ツルキナフアンにおける従来型の学校と2言語併用の学校の実績と費用に関する指標

指標	2言語併用の学校	従来型の単一言語学校
初等教育を修了する児童の比率	72%	11%
卒業までにかかる平均年数	67歳	57歳
初等教育修了率（学年と中退を考慮に入れた割合）	68%	16%
生徒1人当たりの年間経常経費（教師、備品、維持管理）（経常経費総額÷生徒数）	77,447 CFW/マン	104,912 CFW/マン

出典: Ndoye 2003 注：1）在籍年=生徒がある学年に在籍する1年

型の第2言語（フランス語）教育プログラムを受けた者よりも、よい成績を収めている。米国では、ナバホ族の子どもが、小学校で一貫して第2言語（英語）だけでなく、自分の第1言語（ナバホ語）でも教育を受けた場合、英語だけで教育を受けた生徒よりも成績が良かった²⁶。

ラテンアメリカでは、2言語政策は教育指標も低い先住民族の子どもたちが、教育から排除されないようにするための戦略として確立している。ボリビア、ブラジル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルーでの調査から、少数民族の集団に対し、彼らの母語で教育を行い、同じ集団出身の教師に教育を任せることが、非常に効果的であることがわかっている。2言語併用教育によって留年する生徒は減少し、中退率は低下し、また先住民族の子どもたちの学業成績は向上する。グアテマラでは、ケクチ族は調査対象となったほかの3つの先住民族よりも2言語併用教育の機会が少なかったことから、中退率と留年率はるかに高かった²⁸。

アンリカを対象とした研究でも同様の結果が得られており、ツルキナフアンの例のように、2言語併用の学校は、従来の単一言語で教育する学校よりも良い成果を上げている（表3.1）。マリ、ニジェール、ナイジェリア、ガンビアの調査から、2言語併用教育は、家族、社会、学校間の密接な関係を確立し、相互の影響を強め合うことがわかっている。2言語併用教育は、第2言語による学校教材や文化に関する教材の製作を促し、知識の基礎を築き、学習者の社会的、文化的生活への関心を容易にする。そのうえ、2言語併用教育は、教育で使われる言語とそれにより伝えられる文化の地位も高めるため、文化の融合の促進にもなる。単一言語の学校は、それが既成の言語であり、アンリカの言語であり、成果はかなり劣っている²⁹。

インドもまた、多言語教育に関する広範囲の経験を有している。40年間にわたってインドは3言語方式を実施しており、すべての子どもは、州の公用語（たとえば、西ベンガル州ではベンガル語）に加え、第2、第3言語として2つの公用語（英語とヒンディー語）を教育されている。1956年以来、インドの州級は言語の分佈に合わせて引かれているため、各州には有力な州の言語が1つあり、それぞれには独自の書体、豊富な語彙、数千年とはいかなくても数百年の歴史を持つ文学がある。

2言語併用教育を行うと、とくに国家の経済活動や政治活動の面で質的に低下すると非難されることが多い。また、2言語併用教育により、機会が制限されることも考えられている。アメリカ南東部のヒスパニックを対象にした調査では、ほとんどの人が英語だけの授業のほうが好ましいとして、2言語併用教育により、子どもたちが幼児期に英語学習を「制限される」ことは剥奪だと見なしている

とが明らかになっている。2言語併用政策の導入は、それが望まれているところだけにすべきである。しかしながら、とくに優勢な言語の教育について見た場合、2言語併用教育と高水準の教育という2つの目標にはトレードオフの関係はないことが、実証されている。

費用も真の問題ではない。グアテマラの先住民に対する2言語併用教育の費用と便益を検討した結果、留年が減るために、500万ドルの費用が節約できるという試算が出された。これは、年間約10万人の生徒に初等教育を提供するための費用が節約されたことになる³⁰。

その土地の言語による教材作成にかかると単原価は、数が少ないため、多数派の言語による教材よりも高くつくことが多いのは確かである。しかし、同じ現地語を使用する複数の国家が分担し合えば、単価を低く抑えることができる。費用としては、現地語の書き方を標準化、現代化するためにかかるものと、教材を開発、配布し、教師に使い方を教えるためにかかるものとの2つがある。このような設備費用を、不平等と不公平を引き起こす社会的コストや、政治的コストと比較検討する必要がある。また、現地語の教材はわずかな教員しか作らないため、すべての言語の教材作成費の平均単価にほとんど影響を与えない。セネガルでは、ウォロフ語、その他の現地語で教材を作成しても、すべての言語の教材作成費の平均単価はほとんど上がらなかった。というのも、フランス語で出版される書籍の数のほうが、ウォロフ語やフラニ語の書籍に比べずっと多いからである。

2言語併用教育は長期的な投資であるが、その費用が格段に高くなっている同はない。グアテマラでは、2言語併用教育に充てられるのは初等教育の経常予算の0.13%で、1人当たりの初等教育に必要な費用を（従来）スペイン語のみの教育制度に対し）年間9%増加させている³¹。インドでは現地語による教材作成で、経常経費全体が5%から10%増大している³²。しかし、前述のように、中途退学や留年が減るため、相当大きな利益が生じるはずである。

サハラ以南アンリカはほとんどの国では、学校教育の最初の3年間は現地語で教育を行うが、その後はほぼすべての国でフランス語、英語、あるいはポルトガル語を使用している。これらの国々では、多くの言語が話されているため、現地語教育の導入はとくに難しいかも知れない。しかし、大半の言語は互いにつながり合っており、サハラ以南アンリカの15カ国で話されている中心的な言語集団は15しかない（BOX 3.8）。現地語による教育を奨励させるには、それらの言語の標準化と発展のために、これまでよりも多額の投資と地域の協力が必要となるだろう。標準化するには教材を現地語に翻訳し、高学年の教育に導入することも必要だろう。これらの費用は援助国からの何らかの追加支援により賄うことも考えられよう。

教科書の標準化と、教員国にまたがる地域で共有される15の中心的言語への翻訳は、規模の経済という点から、コストを低く抑えることができるだろう。この取り組みを軌道に乗せるには、当該地域の国家間の協力が必須である。中期的にはこのような標準化によって、これらの15の中心的言語が果たず共通語としての役割、ならびに、教育および行政（立法・司法）制度で使われる言語としての役割が強化されることになるだろう。

2言語併用教育は、批判的な理解、第1言語から第2言語への移行に伴う問題、そして、不十分なフローアツツと評価、支援制度といった問題に直面している。しかし、このような問題の多くには、十分に計画が練られていないことに

アフリカにはいくつの言語があるのだろうか。アフリカ人の85%は15の主要な言語を話している

アフリカには無数の言語があるため、果てしなく細分化されているような印象を受けるが、表面上は異なる文化や氏族、言語に、類点と構造上の相似があることがより詳細な調査で明らかになっている。植民地時代の行政官や宣教師は、あるときは行政上の便宜のため、またあるときはキリスト教への改宗に必要のため（とくに聖書の翻訳）、狭い地域で話されている方言に言語の地位を、そして、小さな地域集団に部族の地位を与えた。植民地時代の民族学者は、新しい部族を自分が「発見」することに熱心であったが、実際にはもっと大きな集団の一部と考えるほうが適切な場合が多かったのと同じように、アフリカの言語の

場合も、一般に考えられているよりも相互の類似点が多く多い。アフリカで異なる言語として数えられているもの大半は、実は主要な言語の方言である。ほとんどのアフリカ人はツルチリンガルであるが、75%を超えるアフリカ人は第1、第2、第3言語話者として、12の主要な言語—スワヒリ語 (Nguni)、ソト・ツワナ語 (Soth-Tswana)、スワヒリ語 (Swahili)、アムハラ語 (Amharic)、フルフル語 (Fulfula)、マンデカン語 (Mandekan)、イボ語 (Igbo)、ハウサ語 (Hausa)、ヨルバ語 (Yoruba)、ルオ語 (Luo)、東大湖地方語 (Eastern Inter-lacustrine)、西大湖地方語 (Western Inter-lacustrine—キタラ)

出典：Prah 2001

—を話している。また、アフリカ大陸の人口の約85%は、15の主要な言語を話している（上記以外の3言語は、ソマリ・サムブール・レンディール語 (Somali-Samburu-Rendille)、オロモ・ボラナ語 (Oromo-Borana)、クル語 (Kur) である）。諸民族的な相違はあっても、これらの言語は形態構造上、統語論上、音韻体系上は類似している。

仮に、サブハラ以南アフリカの諸言語に通じた人々が国境を超えて、諸島の標準化のために協力し合えば、初等教育の最初の3学年だけでもなく、ゆくゆくは高学年でも、そのような言語で教育を行うことが可能になるかもしれない。

政府機関における言語政策

加え、実際のカリキュラム、教育、訓練と、当該言語の公的機関や公共の場での利用推進という目標との間の調整が失敗したことに関係している⁴³。これらの条件がうまく合えば、2言語を使用する戦略は学習効果を高め、多文化的なアフリカ人の確立を促進し、社会を変革させるような効果をもたらす。

欧米の言語を知っていることが、しばしば社会的地位の向上への手段になるため、2言語併用教育の目標は欧米の言語を排除することではない。欧米の言語を排除すれば、選択肢が狭まり、国際的な知識を学ぶ機会が減少してしまうだろう。3言語併用教育の目標は、現地語に平等か、またはより優位な地位を与えることである。それによって、幼年と中途という重い負担が軽減され、人間の能力の構築が図れるのである。

多言語社会では、多言語政策こそが完全な民主的参加を確保する唯一の手段である。多言語政策が実施されなければ、国民の大半はその国の公用語を話さないという理由で、除外されることにもなりかねない。アフリカの議会では英語が唯一の言語として使用されており、1994年に制定された憲法は、「議会の進行に積極的に参加することができるレベルの英語を話し、読む」ことをすべての立候補者に求めている（第5節参照）⁴⁴。国会の議事録も英語で公開される。英語を話さない国民が議事録を知るには、全国放送のラジオで放送されるごく簡単なチャート語の要約を聞くしかない。

英語だけを排他的に使用することによって、政治的エリートと一般大衆の間に壁が生じるとともに、潜在的に国会議員になり得る人の数を減少させている。

英語だけを使用することは、あまり英語の強みを生かすことができないか、堪能ではない女性にとりわけ不利に働く。タンザニアではこの国の共通語であるキスワヒリ語を意図的に使うことで、大多数の人々に立法機関における政治参加の道を開いた。

司法機関に対する言語政策は、司法を否定するものであってはならない。法律的な思考を行う第1言語として英語を使用することは、司法制度が英国の法制度をもとにしてしている英語圏のアフリカ諸国では一般的である。それによって、英語の能力がほとんどないかまったくない大半の国民は、しばしば法律から除外される。

南アフリカでは、英語もアフリカーンス語も話さない国民に機会を拡大しようとして、11の言語（先住民族の言語9つと英語、アフリカーンス語）を憲法上認められた公用語にすることを、1994年以来提唱している。その他のほとんどの国よりはるかに優れた断片的な法廷通訳プログラムを持っているにもかかわらず、英語偏重の傾向がいまだに見られる。おもにセント語 (Sesotho)、ソト語の方言の1つ) が話されているオレンジ自由州のクワクワ (黒人居住区) での法廷に関するある調査によると、判事、検察官、被告人が全員南部ソト語を母語として話すアフリカ人であった場合でさえも、訴訟は「被告のためにつけられた英語からセント語、セント語から英語への法廷通訳の支援のもとに、あまりレベルの高くない英語」で行われていることが明らかになった⁴⁵。

これに対し、タンザニアではキスワヒリ語が下級裁判所で使用されている。議会に提出される法案は英語で書かれているが、キスワヒリ語で討論が行われてから英語で文化化される。下級裁判所では審理は英語とキスワヒリ語が使用される

が、判決文は英語で書かれる。1980年時点で、下級裁判所で使用されていた言語の80%はキスワヒリ語であった。上級裁判所では英語だけが使用されている⁴⁶。

先住民族であるアフリカ人の14%を占めるニュージャーランドでは、1987年、アフリカ語が公用語として宣言され、いかなる法的手続きにおいてもあらゆる個人（被告人だけでなく）に対し、英語の能力に関係なく、アフリカ語を話す権利が認められた⁴⁷。有能な通訳を確保するのは裁判官の責任である。その他のほとんどの国が言語を障害と見なしているのとは違い、ほとんどのアフリカ人が英語を第1言語として話すこともあり、この規定では言語を権利と見なしている。

新たな言語政策を検討したり、実施したりする場合には、ケベック州、カタール、ニヤ地方、バルト諸語国で行われたように、言語に関する政府の特別委員会を設置すべきである。委員会には、社会言語学的な状況の分析を行い、政策提案を起草し、言語学習プログラムを作成するために専門家を参加させるべきである。とくに新たな言語政策において、公務員職に就いたり、認可を受けたり、市民権を取得する際の言語要件を定める場合は、そのようにすべきである。ある特定言語能力が行政サービスを利用するのに必要であると、国家が公に認めるのであれば、国にはその言語の習得を支援し、実施状況を監視する義務がある。そうでなければ、恵まれない人々と支配層の間での対立は避けられない。この言語委員会には、委員に委嘱された専門家と、常任の職員が参加することになるが、当然、言語学習プログラムと同様、多額の資金が必要となるのは言うまでもない。

新しい国家の場合、各集団がリーダーシップを受け入れるような協定を取り決めることで、民族紛争を解決する新たな機会が生じるかもしれない。たとえば、各

多言語社会では、多言語政策こそが完全な民主的参加を確保する唯一の手段である。

アフリカにおける言語的多様性の認識

2004年1月4日、アフリカニスタンの新憲法は、アフリカニスタン全土から集まった502人の代表で構成されたロヤ・ジルガ（国民会議）によって採択された。採択された憲法は、憲法草案がけつて達成された、意義ある一里塚ではあるが、新憲法のいくつかの側面はとくに注目すべきものである。たとえば、憲法がアフリカニスタンの言語的多様性を認めているという点で、アフリカニスタンのみならずこの地域全体の歴史上、例のない一歩を踏み出している。

アフリカニスタンには2つの主要な公用語がある。われわれが何世紀にもわたり誇りを持って話してきたバシウト語とアフリカ語である。憲法は、この2つの言語をあらゆる国家機関における公式の伝達媒体として平等に適用することを規定している。多くの国家機関で、この実施に向けた取り組みが必要となるだろう。しかし、私自身の経験も含めいくつもの機関ではすでに実施している。アフリカニスタン人として、また大統領として、公的な発言の際に、場合に応じてアフリカ語とバシウト語の間で行き来できるのは、私にとっても喜ばしいことである。

2つの主要公用語に加え、ロヤ・ジルガの代表員は、すべての少数民族の言語に対して、その公用語の語を認める地域において公用語の地位を

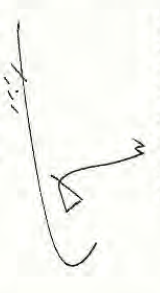
与えることに合意した。これは、私が見るに、力の強い強固な社会でのみ前例のある貴重な一歩である。そのことは、われわれがたとえ競争と混乱からやつと抜け出したばかりの社会であっても、包括的で多様なことを認めようとする姿勢を持っていることを強く示している。今日、わがアフリカン同胞であるバクルー族、ヌーリ族、バミール族、バシウト族、トルクマン族、ウズベク族の人々が、自らの言語を使用し、それが公用語として認知されるという権利を享受していることをわれわれは誇りに思う。この1歩が、アフリカニスタンとして、この地域の規範と持てる回として、この地域の規範とすることを確信している。

最初の第一歩を踏み出したことで、今アフリカニスタンには憲法の文言を現実のものとするための取り組みが求められている。地域の言語をそれぞれ地域の公用語とすることを認めるが、この目的に向けた差違の整備は決して容易な仕事ではない。人々に母語で読み書きを教えるには、その言語を学校のカリキュラムに組み入れる必要がある。これにはわれわれの教育制度の中心的部分の委ねが求められる。より多くの教師を訓練し、より多くの教科書を印刷する必要があるだろう。

しかしながら、地域の言語を公式のものとするのが、それぞれの地域共同体の孤立を深めるのではなく、確実に国家統合に貢献するよう、十分に注意深く進める必要がある。21世紀になって、世界中の人々がますます共通性を求めている。そしてその中には言語の共通性も含まれる。地域の言語を学ぶことがこの流れに逆らうものとなってはならない。そしてわれわれの子どもたちの教育の質を落とすことにはならない。

ロヤ・ジルガの代表者たちは、新憲法が国家の大きな贈り物だけでなく、アフリカニスタンの人々の多様な選択を保障するものであることを確信した。人々の理想を現実のものとするのは本当に難しい課題であるかもしれない。しかしその課題に私たちは応えることができる。確信している。独立国家としての地位を擁護しつつ多様性を認めることで、民主的なアフリカニスタンの基盤はさらに強固なものとなるだろう。

ハミド・カルガイ
アフリカニスタン・イスラム移行政権大統領



人住民を多数派として国内に抱えているが、民族主義者は非公用語であるロシア語の新聞や放送を制限することで、自らの支配下にある情報空間から「外国」の影響、つまり、ロシアのメディアの影響を絶とうと試みている。パラボラ・アブデナによってもたらされるロシア語のテレビ番組を活用すれば、人々は選択版を拡大することができるにもかかわらず、こうした制限が人々の選択版を狭めている。

社会経済的な排除は正のための政策

世界のほとんどの地域では、少数民族と先住民が貧乏層を形成していることが多い。第2章で述べたように、彼らの平均寿命は他の集団よりも短く、教育達成度（学力）、その他の社会指標も低い。また、社会経済的な排除を最も受けやすい。こうした排除を正するには、次のような政策を組み合わせて実施することが必要である。

- 不平等な社会投資を改善し、機会均等を実現する。
- 土地と生計手段に対する集団の正当な要求を認める。
- 社会的に恵まれない集団（社会的弱者の集団）に対し積極的な是正措置を行う。

しかし少数者がいつも社会的な機会の利用において不利な立場にあるというわけではない。事実、おそらく最も政治的に危険な排除は、民族的な少数者が

富（農地、主要産業、サービス）の大部分を所有している場合に生じる。たとえば、ミャンマー、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの中国人は、これらの国の産業の大部分を所有している。たとえば、インドネシアでスマルトが取権を明け渡すきっかけとなったように、中国人の経済的地位は国内対立の要因の1つとなってきた。同様に、南部

政府機関で使用する言語の問題のほかに、政府の広報メディアが、1つ（あるいは2つ）の支配的な言語を話す人々に独占される危険性もある。

地域の自治権を縮小する代わりに、より自由な言語の使用を認める取り決めをすることは可能であろう。アフリカニスタンのアフリカニスタンは、最近のオマリド合意で、アフリカニスタンの自治州設立の要求を放棄し、その見返りとして、アフリカニスタンはアフリカニスタン国内で公用語としての地位を得た。1956年に、当時新興独立国家であったマレーシアでは、中国人がマレー語を公用語として受け入れる代わりに、彼らに寛容な同化政策を得た。中国からの移住者たちは母語を存続させようとして、書籍を輸入し、文化団体を支援し、学生を海外の中華大学に留学させた。それに加え、教育手段として、中国人コミュニティの出身者が母語で学習できる中国語学校が現在でも複数ある。これらの学校に入学するには、国語であるマレーシア語の試験を受けさせなければならない。

ソ連時代のラトビアではロシア語が支配的な言語であり、ラトビア語は公務でほとんど使われなかった。1991年の独立以来、ラトビア語は、政府その他の公務で使用される言語になった。大半がバイリンガルであるラトビア人が、1言語しか話せないロシア人に合わせなければならぬ状態に終止符を打とうと、ロシア系住民もラトビア語を学べるように国家が出資して大規模な言語プログラムを開始された。ロシア人は公立のロシア語学校で学校教育を続けることも可能である。

ラトビアにおいて緊張が完全になくなったわけではない。権威や選挙ボスターでは、ロシア語が制限されており、ラジオやテレビのロシア語放送には時間制限が当てられている。

政府機関で使用する言語の問題のほかに、政府の広報メディアが、1つ（あるいは2つ）の支配的な言語を話す人々に独占される危険性もある。ソ連崩壊後に独立を獲得したほとんどの国は、ロシア

開発政策が集団間の緊張の原因になることは非常に多い。言い換えれば、開発そのものが、集団や個人の間で不平等を生み出し、それを維持し、また、悪化させることもしばしばある。

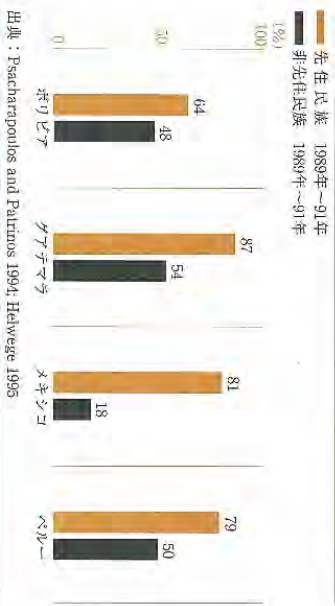
ほとんどのアフリカ諸国では、国家が中心になつて行つた鉱物資源の管理と分配が、民族的あるいは地域的な層の格差のおもな原因になつた。たとえば、スーダンでは政府が埋蔵石油のある南部地域を併合したことによって、石油の発見と開発が独立後の紛争の大きな原因になつた。また、ナイジェリアでは南東部の石油資源とその収益の使い方をめぐって民族間の緊張が高まり、ピアフラで内戦が勃発した。それは対照的に、ボツワナでは鉱物資源を利用して、社会基盤整備と人間開発に投資しているが、それが可能なのは、おそらくボツワナがほぼ完全に単一の民族集団（ボツワナ人）によって構成されているからにはかならないであろう⁹⁵。

すでに述べたように、植民地政府はアフリカの民族的アイデンティティを固定化した。また、いくつかの民族的アイデンティティに優位な立場を与え、そのほかには与えないという国家権力の構造に

よつて、民族支配も助長した⁹⁶。今日でも外部要因が深刻な影響を与えている。通常、外部から加わる圧力は、コンゴ民主共和国やリベリア、モザンビーク、ナイジェリアなどで見られるように、国境を越えた地域間のものか、近隣諸国から受ける干渉という形態をとる。しかし、アフリカでは、先進国（ないはいはかつての宗主国）の政府や多国籍企業からの干渉のほうがより一般的で、鉱物資源の豊富な国々（アンゴラ、コンゴ民主共和国、リベリア、シエラレオネ）では、それがいつそう顕著に見られる。

通常、国際企業がほとんどの開発途上国の探採産業に関わっていることから、国際企業は、「支払い内容公開（Publish what you pay）」キャンペーン、つまり、税金、使用料、その他の手数料の形で、途上国政府に支払つた内容を公開する行動を起すべきである。そのような情報があれば、途上国政府が、鉱物資源から得る税収入や使用料を、特定の民族集団や個人の利益となるように使うことは難しくなるだろう。そして、このような情報に公に人手でなければ、影響を受ける地域社会は、資金の流れと利用法を追跡することができると言える。その資金が地元

図3.1 ラテンアメリカでは、先住民族はそれ以外の人々よりも貧困である可能性が高い



となつているのか、あるいは国家のエリートだけを潤しているのか、を測ることもできる。また、このような資金を地元地域への投資に利用するよう要求することもできる。

先住民族はそれ以外の住民よりも貧困である傾向がある（図3.1）。ボリビア、グアテマラ、メキシコ、ペルーで行われた世界銀行の調査は、人的資本に関する指標（保健医療、教育サービス、およびそれらの利用に関する指標）が均等化されれば、先住民族の労働者その他の労働者の所得格差はほぼ解消されることを示している⁹⁷。サービスを提供しない理由を距離のせいにするにはできない。アマゾン川流域の最奥地にも、木材の採採や鉱物探採のインフラが整備できるのであれば、社会インフラの整備もできるはずである⁹⁸。

多くの国において、基本的社会サービスへの公共支出で、少数者や先住民族に対する制度的な差別がある。サービスの提供が少ないのは、彼らに対する財政支出の配分が少なかったり、彼らの居住地が地理的に離れていたたり、孤立していることが原因である。多くの場合、先住民族への保健医療には、平均よりも少ない支出が割り当てられ、そのため、彼らの健康水準も低くなつていく。ブラジル政府は、先住民族の保健医療に1人当たり7ドルを費やしたが、全国平均では33ドルを使つていた⁹⁹。また、保健医療イン

フラと医療関係者は都市部に集中しているため、先住民族は十分なサービスを受けていないと言える。南アフリカでは、人種によって乳児死亡率に大きな格差があり、保健医療に充てられる1人当たりの財源に著しい不平等がある（図3.2）。メキシコでは、全国レベルでは、10万人当たり病床数は79あり、医師は96人いるが、先住民族の割合が人口の5分の2を超える地域では、病床数は8に、医師は14人に減少してしまう¹⁰⁰。

ボリビアとペルーでは、その他の人口に比べ先住民族のほうが若くして病気になる傾向があるにもかかわらず、医師の診察を受けずにいることが多いことが調査から明らかになつていく¹⁰¹。保健医療サービスに対する先住民族の理解が乏しいのは、そのような医療サービスは彼らの文化に合わないといえる。彼らの文化を反映しているのかもしれない。というのも、そのようなサービスは健康の精神的側面を考慮しておらず、ハーブなどの植物を基本とする彼らの伝統的な薬を取り入れていないからである。先住民族の健康状態を改善するのであれば、このような問題に取り組む必要があり、追加的財源がなくてもそれは可能である。

また、教育を受ける権利も、先住民族に十分保障されているとは言いがたい。2言語併用教育は非常に効果的であり得るにもかかわらず、十分な財源が確保されていないことが多く、多くの場合教育

図3.2 南アフリカでは、非白人は白人ほど、保健医療公共支出の恩恵を受けていない



多くの国において、基本的社会サービスへの公共支出で、少数者や先住民族に対する制度的な差別がある。

の質もよくない。先住民族の子どもは学校教育はまた、居住地域での学校設備や資格のある教師の不足に直面しており、その一因に、先住民族の教育に低い優先順位しか与えられていないことが挙げられる。また多くの場合、教育内容が適当でないことが問題となっているが、それは、教師が先住民族のコミュニティから採用されたのではない場合にとくに言える。

民族的に細分化されていたり、民族的アイデンティティが政治的な問題として扱われている地域では、基本的サービスの利用を全員に普及するのは容易ではない。ケニアでの調査からは、民族的に多様な地域ほど、初等教育に充てられる資金が少ないことがわかっていく⁵⁵。ある研究では、米国の都市を実例に挙げ、民族的な多様性が増すと、提供される公共財の水準は悪化し、種類も減少することを明らかにしている⁵⁶。米国の別の研究では、自らの居住地域の生活保護受給者の多くが自分と同じ人種集団に属している場合、公共福祉に対する1人当たりの支出額は増えることがわかっていく⁵⁷。このようなことから、他の住民と比較して社会的弱者である少数者や集団向けに、剝奪状況から脱出できるように適切な公共政策を実施することは必要である。しかし、そのような政策に国民的合意が得られず、財源となる税基もなれば、早急な実行は期待できないであろう。

土地および生計手段に対する正当な要求を認める

伝統的な土地に対する権利 過去10年間に起きた大きな政治的動きに、ボリビアからカンボジア、カタラ、エクアドルにいたる世界各地での先住民族の強力な運動がある。このような運動の中心にあるのは、土地と鉱物資源に対する先住民

族の歴史的な権利の保護を求める要求である。彼らの要求とは、彼らがその土地の所有者であり、また、その土地や資源（水、鉱物、植物、森林）の使用権の所有者であることの承認を求めるものである。本来、これらは、彼らの主張とおり認められるべきである。そして、この要求に適切に対処できるのは、政策手段だけである。先住民族は土地と特別な関係を持っていることが多い。現在でも、多くの人々にとって土地は生計手段や食糧などの生活必需品を得るための源であり、共同体としての彼らの存在の基盤でもある。土地を集団的に所有、占有、使用する権利は、先住民族の自己概念の中に受け継がれているもので、この権利は通常、一般的には個人ではなく地域社会、部族、あるいは先住民族の集団に付与されている。

1989年に採択された国際労働機関（ILO）の第169号条約は、先住民族の土地と領土を尊重することを国家に求め、先住民にその天然資源を管理する権利があると宣言している。しかし、この条約を批准したのは17か国だけである（その大半はラテンアメリカ諸国）。土地や領地をめぐる現代の紛争の大半は、天然資源の所有権、管理権、開発権、利用権に関するものである。政府がこのような資源を管理する権利を主張する国は多い。また、多くの場合、多国隣企業が経済的利益を主張し、紛争に火をつける。チリでは、ある法律では土地に対する先住民族の権利を認めているが、その他のいくつかの法律では、いかなる私的団体も土地の下にある地下資源や水資源の所有を主張できると認めているため、先住民族の社会は、先祖伝来の権利を主張しにくくなっている。

そのような要求を法律で保護している国もいくつかがあるが、多くの地域では、先住民族は私的所有者を持っていない。

効力が経済的利益によって、地域社会の共有物が私的財産になってしまうことがしばしばある。チリ南部からアマゾン川流域、カナダ北部の森林、東南アジアの熱帯雨林、アマリカ南部の低木林地にいたるまで、国際企業が欲しがらない土地はない。なぜ企業は手に入れたがるのだろうか。これらが、鉱物資源、埋蔵石油、牧草地、森林、薬用植物、商業農園に適した風土、水資源、潜在的な観光資源として有用だからである。政府が意思決定に先住民族を参加させないままに、彼らの居住する土地の資源（木材、鉱物）に関して多国隣企業との協定に調印すれば、先住民族はグローバル化した開発の犠牲になってしまう（この問題のさらに詳細な議論については第5章参照）。

土地と天然資源に関する先住民族の要求は、集団的であるがゆえに複雑である。集団の権利という概念は、個人の権利に矛盾しているように思われるため、民主主義においては意見の対立を生みやすい。しかし、集団の権利が法的に認められなければ、個人の権利は侵害されることになる。ボリビア、コロンビア、エクアドル、メキシコなどの国々は、憲法で多様性を認める方向を模索し始めた。ボリビア、エクアドル、メキシコなどの国々は、徐々に地域自治も認めてきた。ボリビア、アラゾル、グアテマラなどは、不完全で矛盾した土地の所有権をどうするかという難問と土地改革の課題に取り組みするための機関を設立した。ナイリピンなどのように、先住民族の土地の権利を認めている国もある（BOX 3.9）。

アマリカにも類似した問題があるが、その原因は異なっている。過去10年間の民主化への動きがあるにもかかわらず、アマリカでは多くの場合、独裁政権が治安部隊、経済資源、先進国や国際機関からの資金に対する支配権を広く保持したままである。支配層エリートが利益を得

るために、緊縮経済計画を利用することも多い。また市場指向型の改革が通常求められるように、公共部門の主要部分を解体しても、市場経済にまでする必要のない市場が創出されていないため、権力が再集中化される事例が多い。その意味で、1980年代から90年代にかけて行われた構造調整は、1960年代から70年代の同定化と同じような結果に終わったと言えるかもしれない。

植民地主義に対する解放闘争もまた、土地を利用する権利を求める闘争であった。

不平等な土地所有権 ナミビアとジンバエの独立政策や和解政策、および南アフリカのアパルトヘイトの終焉によって、人種間紛争は沈静化するだろうと多くの人が信じた。植民地主義に対する解放闘争もまた、植民地時代に不法に取り上げられた土地を利用する権利を求める闘争であった。しかし、植民地からの独立後、中央政府と国際的な援助機関や援助国が市場での土地取得に資金を動員しようとしてきたが失敗し、それによって、白人の土地所有者は保護されているという認識が広まった。人種的に不平等な土地支配の名残は、ナミビア、南アフリカ、ジンバエだけでなく、ボツワナ、マラウイ、スワジランドのおもな農人植民地に、現在も深刻な影響を及ぼしている。そのうえ、市場主義への移行によって、白人の農業移民が新たにモザンビークとアンゴラに流入してきている。

入植者による農業の大半は大規模農場で行われており、黒人の農民による小規模な自給農場よりも効率的であると言われている。大規模農場が輸出と都市消費向けに余剰農産物の大半を供給しているという事実も、農業経済学で十分確立した「小規模農家は人権農家よりも効率的である」という理論と合致していない。このような地域では、そのため、国家は土地改革をこれまで以上に重要視し、課題に相応する必要がある。

しかし、植民地時代に見られたような

BOX 3.9 フアリピンにおける土地に関する権利

フアリピンでは数十年に及ぶ闘争の末、1997年に「先住民民族権利法 (Indigenous Peoples' Rights Act)」が可決された。この地域は、先住民民族の権利を明確に認め、固有の所有権が、先住民の土地に対する先住民の権利の主たる根拠である、と明言している。また、そうした権利を公式に認める「先住民の土地所有権証明書 (Certificate of Ancestral Domain Title)」を申請する白紙も認められている。

6000人で、先住民の全人口が800万人であることを考えると、まだ非常に少ない。

先住民民族権利法では、「先住民の土地」とは、先住民の文化的集団と先住民個人に属するすべての地域であると定義している。それは、はるか昔から先住民が居住し、所有してきた土地、湖沼、河川、沿岸地域が含まれる。ここで言う所有とは、戦争や天災、詐欺行為や政府のプロジェクトによって無効にされる権利ではない。先住民がもはや排他的に所有も使用もしていないとしても、生存や伝統的な活動のために利用してきた森林、牧草地、埋葬地、信仰の場所、鉱物などの資源も、先住民の土地に含まれる。

この規定が重要なのは、先住民の文化と伝統が土地と完全に結び付いていることを、明確に認めているからである。この法律は、言語的、文化的、宗教的な権利を保護して

おり、先住民のために土地や資源、生存や参加に關する権利を保護する自由権規約「市民的及び政治的権利に關する国際規約」の第27条と合致している。

先住民民族権利法は、土地を奪われた人々に、文化的な権利を認めている。また、そのような人々が生まれながらにして持つ自治、自治の権利も認め、価値観、慣行、制度の保全を尊重している。このように、先住民が経済的、社会的、文化的発展を自由に進求する権利を、政府は保障している。

しかし、先住民民族権利法の実施には難しい点があることがわかった。そのおもな原因は、官僚制度の不透明と、政治家や公務員の差別的な態度である。先住民と彼らを支援する人々は、法律に記された文言が実際の行動に移されるよう、注意深く監視する必要がある。また国際社会はそれを助けることができる。

出典：National Commission on Indigenous Peoples 2004a, 2004b；UN 1994

土地の収用が、外国の投資家に新たな土地地権 (所有権) を与えたことについて進んでいる。南アフリカ農人の土地所有者の中には、牛の放牧場と採鉱権を持つ多国籍企業が数社ある。現在、これらの企業はエコツアーリズムの名のもと、野生生物とサファリパークを管理している。このような活動は、マザンベーク、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエで成長を続けているが、地元住民には、その利益はほとんど還元されていない。これに対して、これらの国々の中には、大企業に支配されない、より小規模な自然動物保護区を設置するなどして、このような状況を変えるための手段をとり始めた国もある。

これまでのところ南アフリカの土地改革の動きは緩慢であり、改革を加速するには、援助国の支援が必要である。土地改革は、貧しい先住民に公平で生産的な土地利用を可能にするよう、透明性の高い方法で実施することが好ましい。土地は重要な経済資産であるだけでなく、重要な政治的象徴でもある。

ラテンアメリカでも、土地問題は依然として人種間の関係に関連している。20世紀半ば、協調組合主義的国家モデル (corporatist state model) の一環として、先住民は地域における支配の対象とされる者として、法律によって認められた。協調組合主義国家は、先住民のコミュニ

ティイに対し土地所有権を認め、社会サービスを提供することで、先住民に基本的な生活水準を確保する手段を与えた。また、農民連盟は、インディオに同家と接触し、協議するための手段を制度的に保障した。

しかし、1980年代から90年代になると、協調組合主義国家の市民権は徐々に衰退し、同時に、ボリビア、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、ペルーなどのアンデス山脈や中米に位置する国々では、民族的分裂が政治問題化した。地域開発計画 (土地改革や貸付事業など) が凍止され、インディオの農民たちは、所有権制度に対して不安を募らせた。自由化に取り組みる国々では、インディオの農民向け特別な形態の所有権、貸付、補助金は維持されなかったり (ボリビア、エクアドル、メキシコ)、再開されなかった。そのため、現在、貧しい先住民は、国家へのアクセス (access to the state) や資源の利用が奪かされている。

このように物質的な不安に対し、農民は負債を背負い、収入の減少や土地の喪失を恐れて、農村地域の組織化と抗議行動を行っている。このような問題に取り組まなければ、先住民はその地域において民主的な恩恵を受ける見通しはない。土地を失ってしまうかもしれない状況では、地元先住民による政治的機関の実行可能性や自治にも悪影響が出てしまう⁹⁰。

社会的に思えない集団 (社会的弱者の集団) のために積極的是正措置を実施する

積極的是正措置政策とは、社会的に思えない集団に属する人の数をもとに、職業、昇進、公的な契約、事業融資、高等教育への入学許可、議席などの割り当てを行うものである。このような政策は、

文化的排除により不利益が生じる場合に必要である。そのような集団の不平等を是正するのに、公平な経済成長を促進させるという一般的な政策だけに依存すれば、耐え切れないほどの長い時間がかかり、人々の憤りが蓄積され、ときには内戦さえ起こる可能性がある。

積極的是正措置政策には、数の割り当てをするものと、より柔軟な目標を設定するものがある。積極的是正措置には、自発的なものも、法的に定められたものもある。ペルーシリアなど数カ国では、積極的是正措置が参加の排除に対処する政策として用いられてきた。つまり、一定の人種的、民族的、言語的集団へ偏属することが、常に低い社会経済的地位を意味することがないよう、集団間の区別をなくすための措置である。南アフリカなどその他の国では、積極的是正措置は過去の不当な待遇を是正し、集団間の不平等を縮小する政策の一部である (BOX 3.10)。

積極的是正措置が、効果的に実施されているところでは、集団間の不平等が是正されてきた。しかし、詳細に記載されたデータと積極的是正措置の長い歴史のある国々、たとえば、インド、ペルー、米、国、そしてより実施期間の短い南アフリカ、を研究したところ、人間の不平等 (垂直的不平等) は、集団間の不平等 (水平的不平等) とは対照的に、増加するか、現状維持のままであった。1カ月の平均家計所得の格差は、フミナトラ (ペルー人などの先住民) を1としたとき、中国人の所得は1970年に2.3であったものが、2000年には1.8へと減少し、また、インド人の所得は1.75から1.3へと減少した (図3.3)。米国では、数十年にわたり積極的是正措置政策を実施した結果、弁護士、裁判官、医師、エンジニア、早稲大学や総合大学の教授などの専門職に占めるアフリカ系アメリカ人の割合が

そのような集団の不平等を是正するのには、公平な経済成長を促進させるという一般的な政策だけに依存すれば、耐え切れないほどの長い時間がかかり、人々の憤りが蓄積され、ときには内戦さえ起こる可能性がある。

BOX 3.10 ヲレーシアと南アフリカにおける積極的是正措置の実践例

積極的是正措置（アファーマティブ・アクション）とは集団間の不平等を是正するための公共政策を意味するが、それには、さまざまな形態がある。南アフリカでは過去10年にわたり、また、ヲレーシアでは過去30年にわたり、積極的是正措置のおかげで、エリート階級や中流階級の中に措置の対象となった集団の占める割合が増加してきた。しかし、社会全般でも、またかつては広まらなかったこれらの集団内においても、このような進歩によっても貧富の差の拡大を防ぐことはできなかった。

独立後の1950年代後期、ヲレーシアなどの先住民族（ブミナトラ）は、数の上では多数者であったが、経済的には少数者の中国人にはるかに遅れをとっていた。ヲレーシアが所有する法人のうち登記されたのはわずか15%を占めるにすぎなかった。憲法は、中国人とインド人の居住者に市民権を与え、同時に、ヲレーシアに土地所有権と政府機関の職、教育、事業認可において、特別な権利を認め

た。1969年5月に起こった民族間対立による暴動を受け、政府はすべてのヲレーシア人の貧困を撲滅し、ヲレーシア社会を再構築するため、「新経済政策」を採用した。経済の急速な拡大によって、人種と、経済的役割や居住地が固定化されている米社を是正し、最終的にはこのように関係を完全に取り除くことを目指した。政府は、ヲレーシア人に対する商取引、営業許可、株所有権の割り当てを法律で制定し、信用貸付、研修、事業用地などの便宜を図ることで特別な支援を行った。政府はまた企業所有権の30%をヲレーシア人が獲得する

ことを目標として、ブミナトラのために民間企業の株を取得した。1969年以來、あらゆる集団の所得が増加し、集団間の所得格差は縮小した。すばらしい成果である。しかし、各集団内での所得格差は1980年代後半から拡大し始め、とくにブミナトラの間で、貧富の差が相当拡大している。とりわけ政治と密接なつながりのある民族的集団による特権の乱用が進み、ここ数十年にわたり、それが原因でヲレーシア人の間で文化的除外が生まれ、意見の対立が年々増えているようである。1980年代半ばから、民営化の時期が政府がほぼ単独で決定したため、政府関係者の利益誘導政策に対し非難が巻き起こっている。そのため、新経済政策で定められた社会経済的目標は、ほぼ達成されたにもかかわらず、国家統一は依然として明らかでない。民族間の関係の改善を、もっぱら経済界や中流階級への参加という観点から評価してきたために、民族間の権威と疑念を生み出してしまっている。

南アフリカ

1995年、白人は人口の13%を占め、個人所得全体の59%を得ていた。その一方、ブミナトラ人は人口の76%を占め、個人所得全体の29%を得ていた。全体で56万人の従業員を抱える161の大企業を対象に、2000年に行われた調査では、依然として白人の従業員が管理職の80%を占めていた。人種による賃金格差も、以前に比べればかなり減少したものの、依然として相当大きかった。1990年代の末に、(格差の半分は、教育や居住地域の違いによって説明できるとしても)白人労働者は平均でブミナトラ労働者の5倍の賃金を

得ていた。アパルトヘイト撤廃後、民主政府はさまざまなプログラムを導入し、このような格差の是正を図った。1998年の雇用均等法 (Employment Equity Act) では、各職種の給与や手当に関するデータを、人種ごとに、およびジェンダーごとに提出するように雇用者に求め、不均等な所得格差がある場合には、是正手段を講じるよう要求している。一定規模以上の企業には、政府に年次報告書を提出し、より人口構成に近しい形で、あらゆる階層について、どのような従業員の配置をする予定なのか、その概要を示すことを義務づけている。また、保護対象の集団の構成員を雇用する際は、「業務遂行力を要する期間内に習得する能力」のある応募者であれば、業務に必要な「経験」がないことは、雇用しないこととして十分な理由とはならない。と雇用均等法に記されている。さらに、それぞれの職業を対象に「黒人エンプワーマント憲章」は、黒人(先住民のブミナトラ人、白人と有色人種の混血、アジア人を含む)に移転されるべき株式の割合の目標値を定めている。すでに石油、鉱業、金融部門のエンプワーマント憲章が発表されている。その主旨は、今後10年程度で、南アフリカの株式の約4分の1を、黒人が取得することである。このような取り組みは、どのような成果を上げているのだろうか？ 今日、南アフリカの中間管理職の約半数と、経営トップの4分の1は黒人が占めているが、10年前にはほとんどいなかった。とくに公共部門では黒人の昇進は早い。それは、政府には競争相手がいないためである。しかし、必要な能力が十分にない人々が多く昇進したため、政府は、そうした人々を補助するために多数のコツカルツントを雇用しなければ

ならなかった。だが状況は変わりつつある。課題は効率化である。調達に関する規定では、黒人が所有する会社のほうが、費用が高くても、政府からの受注を獲得できるため、道路、橋梁、住宅などの公共財に充て

る資金の逼迫を引き起こしている。エンプワーマント憲章に関しては、株の移転に充てる資金をいかにして提出するかについて、依然として明確にされていない。著名なコマンチーターのモエリチ・ムベキ氏は

(Moeletsi Mbeki) は、現在、実施されている黒人エンプワーマントは「白人所有の大企業からの支援なしには、何の新製品も新企業も生み出してはいない」と述べている。

増加した (図3.4)。このように、ブミナトラ系アメリカ人のエリート層は増加したため、現在では、そのようなエリート第2世代にも、積極的是正措置の恩恵を与え続けるべきかどうかということが、米国の悩みの種になっている。実際、大学入学に関しては、積極的是正措置から、1996年以來テキサス州とカリフォルニア州で実施されているような皮膚の色での区別を排除したカラー・ブライインド政策へ移行したことによって、少数者の「流大学入学率は著しく減少している。

インドは、積極的是正措置政策を実行している中でも、最も長い歴史を持っている国の1つである。積極的是正措置に関する規定 (留保制度) として知られている (1) は、3つの集団、つまり、指定カースト (ヒンドゥー教の最下層である不可触民と、宗教的少数者の刹奪された階層)、指定部族、その他の後進階級 (不可触民と、上位3カーストの再生族トビジャの間にあるカースト集団) に適用されている。植民地統治では、これらの3つの集団は権力構造から排除されていた。その結果、数世紀にわたって、貧困は特定の社会集団に、制度的に集中した。留保制度は、人口の約65%を対象にしており、このような集団に力を与えることを目的にしている。

すべての政府レベル (地方、州、国家) の立法機関、行政機関、教育機関におい

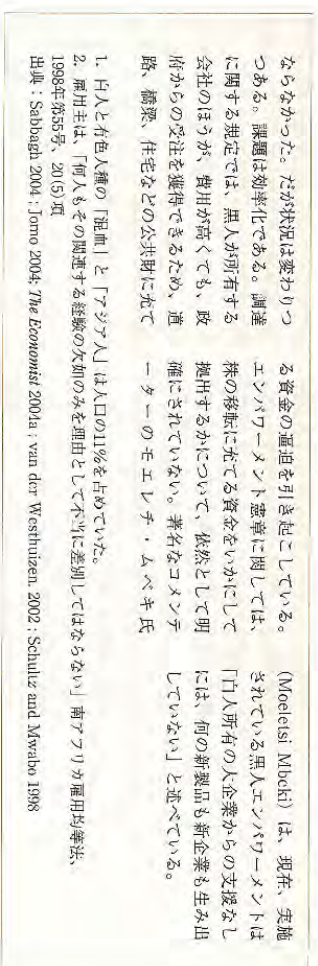


図3.3 ヲレーシアでは集団間の不平等は減少したが、個人間の不平等は減少していない

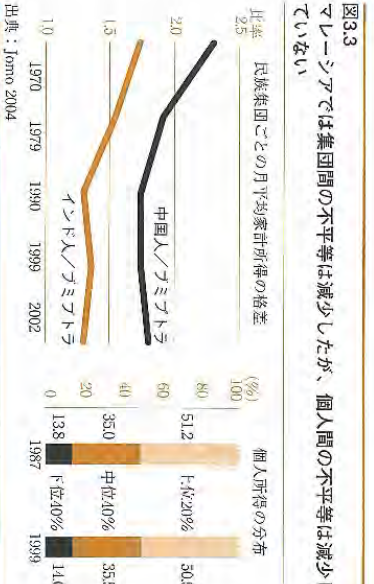


図3.4 米国における積極的是正措置の結果はさまざまである

平等に関する成績表

	1980年頃		2000年頃	
	白人	黒人	白人	黒人
平均寿命(歳)	74.4	68.1	77.7	72.2
妊産婦死亡率(出生10万件当たり)	6.7	21.5	5.1	17.1
乳児死亡率(出生1000人当たり)	10.9	22.2	5.2	14
貧困ライン以下で生活する人々(%)	10.2	32.5	9.5	22.5
失業率(16歳以上)	6.3	14.3	3.9	7.6
失業率(16歳~19歳)	15.5	38.5	11.4	24.5

専門職に占める黒人の割合

	1978年	2003年
弁護士および裁判官	1.2	5.1
医師	2.0	5.6
エンジニア	1.1	5.5
大学教授	2.6	6.1

出典: U.S. Census Bureau 2001b; U.S. Department of Labor 2004

が行われている⁹⁰。その他さまざまな貧困層が集まって最大の集団を形成しているが、彼らに対して、1991年以來、行政機関の職や高等教育機関での割り当て（この層の人口の半分をやや超える程度である、国家と州レベルで27%の人々を対象）が実施されているが、彼らは多くの州で多数派を形成していて、通常の競争的な政治過程（選挙）で議会での議席数を大幅に伸ばしているため、立法機関での割り当ては行われていない。

留保制度は、インドの中流階級の性格と構成に、変化をもたらした。今日、留保制度で恩恵を受けた第2、第3世代が、中流階級のかなりの割合を占めている。独立当時、指定カースト、指定部族、その他の貧困層が望めたのは、限られた範囲での地位の向上でしかなかったが、留保制度は、彼らの機会を拡大した。教育は社会的・文化的価値を持つようになり、彼らがかより上の階級を形成するのを助けた。この階級に属する人々は、彼らの仲間が、経済的、政治的な主流層に加わるうえで役割モデルや「非毒的立場」を担っている⁹¹。その結果の1つとして、中流階級のアインテンテイネには、もはや儀式的な地位を表すものという認識は失われている。

教育と職業に関する留保制度はまた、インドの政治制度にも継続的な影響を与えてきた。南部諸州を皮切りに、独立以來、政治権力の全体的な構造は変化し続けてきている。新たな政治的リダーシップが、指定カースト、指定部族、その他の下層階級から誕生している。ほとんどすべての州で、留保制度によって恩恵を受けた人々が、政府の重要な地位をはじめ下級官僚にいたるまで、それらの職に就いている。このような新たな政治階級の出現によって、国民会議派による権力の独占に終止符が打たれた。

めている一方で、個人間の所得の不平等は、積極的是正措置の導入によって集団間の不平等の縮小を試みてきた社会（インド、ペルー、南アフリカ、米国）でさえも、拡大し続けている。確かに、積極的是正措置政策がなければ、このような不平等は、現在よりも悪化していたかもしれない。しかし、個人間の不平等を縮小し、真に包括的で公平な社会を構築するためには、ほかの政策も必要である。すなわち、公平な経済開発を促進する政策など、これまでの「人間開発報告書」で論じたような政策である。

積極的是正措置の根拠は、本来、人種にもとづく過去の不当な待遇を是正することであった。米国の黒人は、まずは奴隷制度に苦しめられ、次いで19世紀に及ぶ法律的差別や、頻りに暴力を伴った差別に苦しめられた。積極的是正措置は一時的な手段として意図されたものであった。ところが、米国の生活では一般的な事象になってしまった。今では、その根拠は、「多様性」の追求に求められており、それは、一流大学だけでなく、ほとんどの大企業、あるいは軍隊からさえも支持されている。米国は、公式にはカラークォータインの政策モデルへと徐々に移行している。この政策の最も際立った特徴は、法律的な区分として、人種を基本的に考慮しないことである。たとえば、是正措置を人種にもとづくものから、経済的な階級にもとづくものに変えることが、政治的手段として提案されている。しかし入学入試で、成績上位の貧しい白人の学生数が、成績上位の貧しいヒスパニックや黒人の学生数の6倍もいることを考えると、階級にもとづく特恵措置は、人種的な平等を促進しないであろう⁹²。

インドでは、社会的に低い地位にあった集団が平均的な水準に達すれば、留保制度を廃止することになっていた。しかし、廃止されず、この特権は自己目的化

している。留保選挙区は、1950年の憲法制定から10年後には廃止される予定であったが、10年ごとに拡大されてきた。「私たちはあなたたちよりも社会的に選んでいる」という戦略によって、人々は特権を受ける資格のある是正措置の対象カーストのメンバーに区分されることを望んでいる。今では何らかの形で留保を受けている人が人口の65%に及んでいる。

留保制度をめぐるこのような駆け引きがはびこる中で、「上位」のカーストや階級の間では、「下位」の階級に対する敵意に近い憎悪が広がっている。数回の衝突で、財産が破壊されたり、人命が失われていることから、「分極化のために特恵的措施を適用する価値があるのか」という疑問が生じている。その理由は次の4点である。

- 公衆に対する留保制度の適用範囲が、採用から昇進にまで拡大してしまっただ。
- 留保制度の拡大で、上位カーストの機会が阻害されている。
- 政府は票を獲得するための大衆向けの政策として、留保制度を利用している。
- 留保制度の結果、この制度が適用されるカーストの人々が専門学校に入学す

る場合は悪い基準が適用されるようになってしまった。

このような懸念にもかかわらず、積極的是正措置政策は目標の達成という点ではかなりの好成績を収めており、適切な政治的配慮を行うことで、積極的是正措置の廃止は回避できるであろう。また、積極的是正措置がなければ、集団間の不平等と社会経済的な排除は今日よりも悪化していたであろう。こうしたことから、本章で検討したさまざまな国において、積極的是正措置が必要であったことに疑いの余地はない。

懸念すべきことももう1つある。積極的是正措置政策を採用してきた大半の国では、その一方で、全体的な個人所得の不平等も拡大している（社会的に恵まれない集団の内部でさえも同様に不平等が拡大している）。このことは、より広い分野でさまざまな方面からの行動が必要とされていることを強く示唆している。取り組みが必要な分野には、不公平な土地と資源の所有権、基本的社会サービス提供における不平等、先住民族を搾取するか排除する開発の形態などがあるが、これらは、まさに文化的な原因により助長された社会経済的な排除の根底にある要因であると言える。

本章で検討したさまざまな国において、積極的是正措置が必要であったことに疑いの余地はないが、積極的是正措置政策を採用してきた大半の国では、その一方で、全体的な個人所得の不平等も拡大している。

文化的支配の動きに立ち向かう

本章は、民族のあるいは宗教的に「純粋な」国家の樹立を目指し、「他者」と見なせばいかなる者をも追放し、強制的に同化させ、あるいは殺害さえする動きに焦点を当ててる。

本報告書は、人はいののままの自分であり続ける自由、アイデンティティを選択する自由、そして、それに応じて生きる自由がなくはないと主張する。さらに、個人が自らをある国の国民としてだけでなく、民族的集団や宗教的集団、その他の文化的集団の一員としても認識できるように、複数の互いに補完的なアイデンティティを認めることが、文化的自山の基礎であるとも主張する。しかし、このような原則に對立する動きもあって、文化的優越性の名のもとに、多様性が排除されようとしている。そのような動きと、それを根拠で支えているものに、立ち向かわなければならぬ。問題となるのは、どのようにして立ち向かうのかということである。

本章では、文化的支配を求める強圧的な運動 (coercive movements)、つまり、文化的優越性と文化的支配のイデオロギ一に動機づけられ、強圧的な力によって他者の文化的アイデンティティを抑制しようとする動きについて述べる。これらの運動は、多くの国の政治状況において珍しいものではない。むしろ、いくつかの国にありつつあるようである。

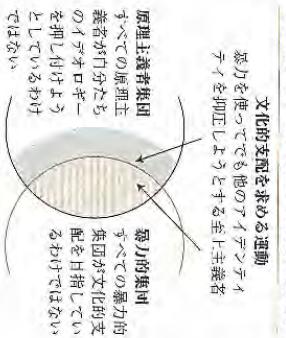
このような運動が、どのような特徴を持っているかを明らかにすることが重要である。暴力や脅迫という強引な手段は、さまざまなタイプの運動が用いているものであるが、そのように強圧的な運動がすべて文化的支配を求める運動であるわけではない。歴史的に恵まれなかったり、従

属させられたりしてきた多くの集団は、強引な手段をとらざるを得ないと感じており、とくに、通常の政治過程から排除されていたり、あるいはその中で除外されていったりする集団の場合は、そうした思いが強い。彼らの手段は強引になることもあるが、その目的は、平等な権利、権力分担、自治、より包摂的な社会の追求である (メキシコのサブエタニスタ民族解放軍は、その例である)。第3章と第5章で提示したことが実施されれば、そのような集団は強引な手段に訴える必要はなくなるだろうし、強引な手段は正当化されないであろう。

本章は、そのような取り組みと対比させて、もっぱら民族的あるいは宗教的に「純粋な」国家の樹立を目指し、「他者」と見なせばいかなる者をも追放し、強制的に同化させ、あるいは殺害させようとする動きに焦点を当てて、このような動きは、本報告書で正統性があるとした多文化主義政策のどれもが、忌み嫌うものである。これは、不寛容や憎悪が別の形をとって現れたもので、自らのアイデンティティを選択する人々の自由を否定している。そのような不寛容を組織的に拡大しようとするところこそが、この動きを強圧的なものにしていく (図4.1)。そして、その場合の攻撃対象は、自由と多様性である。

このような動きは、宗教的「原理主義者」の運動である。誤って理解されることが多い。しかし、本章は、宗教的原理主義という現象よりも、より広い範囲

図4.1 文化的支配を求める動き—すべての原理主義者またはすべての暴力的集団が文化的支配を求めているというわけではない



出典：人間開発報告書事務局

と、より狭い範囲の側方に焦点を当てて、いることを強調しておきたい。一方で、宗教的原理主義の多くは、暴力的な手段を用いて目的を達成することを認めてはいない。また、自分たちのイデオロギ一を必ずしも他者に強引に押し付けようとはしない。彼らは、完全に民主的体制の中で、活動を行っていると言える。サブエタニスタの僧侶やトラピスト会修道士は、強い宗教的信念を持っているが、他者の信仰の自由を侵害することはない。他方、本来宗教にもとづくことなく、むしろ人種や民族の純粋性に訴えることを目的とした、文化的支配を求める強圧的な運動の例もある。したがって、宗教的原理主義は、文化的支配を求める強圧的な運動の必要条件でも、十分条件でもないのである。

どのようにすれば国家は、民主主義の原則を損なうことなく、このような動きに対応できるだろうか。国家には2つの選択肢がある。1つはそのような動きを抑制すること、もう1つは、その根底にある問題や不満に対して民主的な手段で調整を行い、そのような動きを支持している基盤を崩すことである。国家には、犯罪行為を弾圧するために、正当な権利

と責任がある。場合によっては、武力行使が必要になることもある。しかし、国家は、文化的支配を求める運動を規制する手段が、基本的権利や自由を抑制することのないよう、保障しなければならぬ。本章では、これらの運動を抑制しても、ほとんど効果はないと、論じている。民主主義の欠如で、そのような運動が起る条件が作り出されることは多々あるが、政治的な調整によって、対立の原因を緩和し、自由主義的民主制を強化することも可能である。

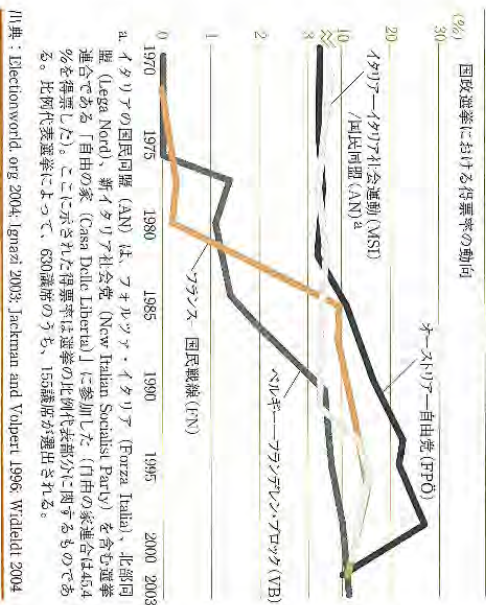
文化的支配を求める動き—今日の課題

強圧的で不寛容な動きは日新しいものではないが、ますます拡大を続けている。文化的支配を求める運動が、多くの国で国内政治の中で突出した勢力になりつつあり、次のような気配がかりな兆候がある。

- 欧州では、極右政党が選挙で大躍進した国が数カ国あり、オーストリアでは、1999年に26.9%の票を獲得した (図4.2)。
- 北米と欧州では、人種的、民族的、宗教的偏見によって引き起こされる憎悪犯罪や外国人に対する暴力が、いまだにはびこっている。2002年には、そのような犯罪が、ドイツで1万2933件、スウェーデンで2391件、米国で7314件発生しており、英国では3577件が起訴された。これらの国々は、極端に不寛容になっているためにこうした犯罪が発生している例外的な国ではなく、このようなデータを収集している数少ない国なのである。
- 2003年にテロ活動を行った65の集団のうち13集団 (5分の1) が、宗教的支配や民族浄化を目指している集団と見なすことができる。
- テrrorカでは、「十戒」にもとづく政府の樹立を目指す「神の抵抗軍

民主主義の欠如で、そのような運動が起る条件が作り出されることは多々あるが、政治的な調整によって、対立の原因を緩和し、自由主義的民主制を強化することも可能である。

図4.2 欧州には選挙で着実に得票率を伸ばしている極右政党がある



川典: Electionworld.org 2004; Ignazi 2003; Jackman and Volpert 1996; Wildfield 2004

表4.1 バキスタンでの宗派対立による死傷者数、1989～2003年

年	死者数	負傷者数
1989	18	102
1990	32	328
1991	47	263
1992	58	261
1993	30	247
1994	73	336
1995	59	328
1996	86	168
1997	193	219
1998	157	231
1999	86	189
2000	149	...
2001	261	465
2002	121	257
2003	102	108

…資料なし
注: 2000年のデータは、爆発物のみを用いたテロ攻撃に関するデータである。その他のテロ活動による死傷者と事件に関するデータはなし。
出典: SAITP 2004

「Lord's Resistance Army」が、1988年以來、ウガンダ北部で、誘拐、拷問、性的暴行などの残忍な暴力行為を行っている。1994年の集団殺害（民族浄化を口指す大衆虐殺）の実行犯であるフツ族反政府軍、インテラハムウエは、依然としてルワンダに脅威を与えている。

●南アジアでは、キリスト教教会や布教団体への組織的な襲撃が増加している。

政教分離主義の長い伝統があるにもかかわらず、インドでは地域社会の間で暴力を伴う対立があり、激しさを増している。1954年以降、地域社会間の暴力を伴った対立で、多くの死傷者が出たが、そのうちの36.2%は1990年から2002年の間に発生した。バキスタンでは、特定の組織——シバーハ・サハバ（Sipah-e-Sahaba）、レジュカー・エ・ジャヤンダグイ（Lashkar-e-Jhangvi）、テヘリク・イ・ジャフリア（Tehreek-i-Jalaviya）——によって、1989年以來、スンニ派とシーア派

の間で、暴力を伴う激しい宗派対立が続いている（表4.1）。

●東南アジアでは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールにネットワークを持つ戦闘的集団、ジエマ・イスラミヤが、アジア・イスラム国の建国をもくろんでいる。マレーシアには、2002年10月のバリ島爆破事件で有罪判決を受けた者がいる。

●このような運動が見られるのは、地方の閣僚部が多いが、政党の派閥や、政府の一部が活動を担っていることさえある。他の文化的アイデンティティを押し止し、特定の民族主義的アイデンティティとイデオロギーを押し付けようとする強圧的ないくつかの回帰は、現代史上、最悪の残虐行為を行ってきた。

クメール・ルージュによる非生産主義者の大量虐殺や、コンボルのセルビア軍が行ったイスラム教徒に対する民族浄化などがその例である。文化的支配を進めるために政治活動を活性化しようとする動きは、あらゆる上

要な宗教に存在する。米国では、キリスト教の過激派が、好脈中絶を行う診療所を爆発している。インドでは、グジャラートでヒンドゥー教の過激派がイスラム教徒に対する暴力を扇動し、同時に、イスラム教の過激派も、ヒンドゥー教徒を暴力の対象にしてきた。エダヤ教徒によるグーシェ・エムニームは、入植を推進する過激派組織で、聖者に告げられているとおりのイスラエルの再建をもくろみ、暴力的な手段でパレスチナ人を追放しようとしている。アルジェリアの武装イスラム勢力は、折りを待たない者や、ヘッブスカーフを被らないことを選んだ女性を殺害すると脅している。日本では、1995年、仏教の流れを汲んでいると主張していたオウム真理教が、東京の地下鉄で通勤客らをサリンで毒殺した。

過激主義を生むのは、宗教だけではなない。民族や人種を理由にした残虐行為には、ドイツのナチスによるユダヤ人絶滅計画や、ルワンダのツツ族によるツツ族の大虐殺も含まれる。

文化的支配を求める運動の特徴

文化的支配を求める動きには、共通する主要な要素がいくつかある。このような運動を行う人々は、民族的であれ、人種的であれ、宗教的であれ、自らの文化的アイデンティティをもとに他の人々と自分を区別し、また、自らのイデオロギーを他者に強制的な手段で押し付けようとし、皆殺しさえも辞さない。彼らは、自分たちの文化の優位性を信じ、他のあらゆる文化を拒絶する。

●自分たちのイデオロギーを他者に強要し、「純粋な」社会をつくるという信念にもとづいて行動する。

●常時ではないが、多くの場合、暴力に訴えて、目的を達成しようとする。

文化的支配を求める運動は、至上主義的で、強制的であることが多い。彼らは

ほかのアイデンティティを「悪魔」にたとえ、同じ民族からなる神聖で「純粋な」母国の建国を正当化するイデオロギーを支持している。彼らは、社会の中核に属していない者なら誰でも、劣っている、不要で尊敬するに値しない者だと見なす。ジェマ・イスラミヤは、インドネシアの問題は「異教徒である中国人とキリスト教徒」のせいだと主張し、インドネシアの政教分離を犠牲にして、イスラム国家の樹立を模索する行為を正当化している。米国最大のネオナチ組織、ナショナル・アラリアンズは、「白人至上主義におさわしい」新政府を樹立しようとしている。

文化的支配を求める動きは、排他的で、自分たちのイデオロギーを他者に強要しようとする。彼らは、彼らの価値観やアイデンティティが脅威にさらされているという恐怖感をつくり出すことで、支持を獲得する（第1章）。欧州の極右政党に関する研究から、共通の特徴が明らかになった。彼らは、外国人に対する憎悪をおおひ、単一の文化による社会を形成し、福祉政策から「外国人」を排除し、「邪悪な力」から国民を守ることで、

「邪悪な力」から国民を守ることで、強い国家を建国したいという要求を生み出すのである。文化的支配を求める動きでは、同じ集団に属する人々さえも対象にして、異なる意見を誹謗し、抑圧し、集団への誠実さや忠誠心（信仰の純粋さや愛国心）を問題にする。

その他の要因も働いているかもしれない。多くの民族紛争は、政治的権力あるいは経済的権力にも関係しており（第2章）、民族的アイデンティティは、そのための支持者を集める手段である。たとえば、ルワンダでの集団殺害は、ツツ族が支配する政府によって排除されていたツツ族との間の、政治的権力や経済的権力を求める争いが表面化したもので

文化的支配を求める動きは、排他的で、自分たちのイデオロギーを他者に強要しようとする。

あった。これらの動きに見られる特徴は、当局者がアデンテイテイの名のもとに、文化的支配をしようとする点である。フツ族の過激派はフツ族に対する憎悪をもち、フツ族のアデンテイテイを人種的観点から界定し、フツ族こそが先住民族であると主張し、フツ族はエチオピアから来た「外国人」だとあざけつた。

国家が弱体化すると、威圧的な運動が、教育や社会保障、または法と秩序を提供すべく介入する可能性はある。

文化的支配を求める動きのすべてが、明らかに暴力的であるわけではない。脅迫、権がらせ、選挙戦の駆け引きもよく使われる手段である。さらに、同じ組織が、プロパガンダ、選挙戦の駆け引き、

が力を拡大し続けている。開発やガバナンスの失敗による空白が生まれる可能性があるが、強圧的な運動だけが活発になりすぎる点がある。このような運動に一貫する特徴は、世の中の失敗について、単純な（そして多くの場合、歪められた）説明を行い、失敗の真正に短絡的な手段（移民を追放し、ほかのコミュニティーの構成員を教育するなど）を提示することである。

外部的な支持要請、地元的支持の強制的な要求、反テロラや反テロリストキャンペーンなど、幅広い戦略を用いることもある。選挙戦の駆け引きは、必ずしも強圧政治に代わるものではない。強圧政治では、多くの政党が、人々に恐怖と不安を植え付けることで票を獲得し、他の共同体のメンバーに脅威を与えようとする。

アデンテイテイ政治には、不満や欲望といった経済的に説明がつくものが多い。西欧では、腐敗からグローバルゼーションにいたるさまざまな問題で主流政党が大規模に信頼を失った際に、極右政党が選挙で票を得てきた。宗教運動は、民主化も経済開発もうまくいっていない状況にあって、近代化は外国からもたらされた抑圧的なものと思える人々に対して、教義上の救済をもたらす。そのため、強圧的な運動では、脅威にさらされられている中流階級や、職業に不満を抱いている知識階級でさえも、経済的、社会的に疎外された者の範疇に入るであろう。

暴力は、強圧的な運動の普遍的な特徴ではないが、よく見られることである。強圧的なアデンテイテイは、不寛容を広め、秩序のない暴力行為を引き起こしかねない。米国では、1998年、キリスト教徒アデンテイテイ運動 (Christian Identity movement) に所属されたアフリカ人 (非ユダヤ系白人) 兵士 (the Aryan Nations) が、人権主義者的な動機から襲撃や殺害を行った。

それは、1970年代までのイスラム教徒による数多くの強圧的な運動の台頭において、「聖戦者ではない反対派の知識階級」が果たした役割を見れば、明らかである。近年は、聖戦者が支配的な役割を果たしてきている。

このような動きはなぜ存在するのか—そして、その影響はなぜ拡大しているのか？

アデンテイテイ、差別、貧困と不平等、恣意的に操作されたリーダーシップ、脆弱なまたは無力な国家、外部からの政治的介入、疎外されている海外の移住者集団とのつながり、これらすべてが原因となり、文化的支配を求める強圧的な動き

国家が弱体化すると、強圧的な運動が、教育や社会保障、または法と秩序を提供すべく介入する可能性がある。当初、タリバンは通商ルートの確保を助けた。グーシュ・エムニームは、ユダヤ教徒がヨルダン川西岸とガザ地区に入植するに際し、即座に安全の確保を行った。ウズベキスタンで組織されたアラブ・ラター (Aldal) 旅団は、法の支配を自らの手で作り、犯罪を減らし、食料品価格を下げて、国民の支持を得た。子どもたちを（公立あるいは私立の）

BOX 4.1 リーダーシップ、アデンテイテイ操作、支持者集め

文化的支配を求める運動の指導者は、集団のアデンテイテイを擁護させ、支持者を動員し、その他の集団に対して強引な手段をとらせる。指導者は、組織力を用いて支持者を獲得し、自分たちに都合よくアデンテイテイを修正し、国内外で資金を調達し、活動メンバーに武器を与え、訓練を行う。これらの指導者が追求するのは、2つの主要な目的、つまり、不寛容なアデンテイテイの形成と、政治権力のバランスの変更である。

不寛容を生み出すのに最も簡単な方法は、自分に都合よく歴史した歴史を利用し、その他の集団を描き、中傷することである。そうすることで、指導者は、正義の追求であることを強調し、彼らの集団が被ったとされている被害に注目を集めるのである。現実の不満を解決することに

ではなく、危機感をおおるスロークラフとして表面的な不満を利用することに力を注ぐ。ヒンドゥー教の過激派グループ、バジヤラン・ダール (Bajrang Dal) は、ウエフサイト上で、インド政府が「反国家分子 (イスラム教徒)」に襲撃していることと批判し、政府に対し、インドに住むイスラム教徒が、ヒンドゥー教の寺院を破壊した過去の侵略者の「流れをくむ者でも、信者でもないこと」の証拠を示すよう要求している。米国では、1993年に連邦捜査局 (FBI) の捜査員とカルト集団、プログレス・パーティ (Progress Party) のカリスマ指導者、カール・ヘーゲン (カール主として知られている) が、難民を煽動させ、連邦政府は不当行為を行ったと激しく非難し、支持を集めようとした。指導者たちはまた、政教分離の法

を典にもとづく法律に変える、選挙制度を否定する、憲法で認められている他の人々の権利を制限するなどと、ガバナンスの構造を変えようとする。これらの手段のすべてが、集団の支配力と優位性を他の集団に押し付けられるに役立つか。スリランカでは、タミル・タイガー (LTTE) が自治を求め暴力的な行動に訴えているにもかかわらず、仏教徒の僧侶たちは、これまで北東部のタミル人に自治を認めるいかなる動きも、再三にわたって反対してきた。そしてノルウェーでは、進歩党 (the Progress Party) のカリスマ指導者、カール・ヘーゲン (カール主として知られている) が、難民を煽動させ、移民を厳しく制限し、先住民族であるサーミ (Sami) 人の権利を制限することを主張している。

出典：ADL 2003；The Economist 2000；Grove and Carter 1999；Hindulintyorg 2004；HR 2003；Stern 2003

普通学校で学ばせる手段がないことが、無償教育を提供する宗教学校に人々が依存する原因の1つとなっている。原則として、このことに異論はない。たとえば、イスラム学校は、このような学校

が存在する。タイでは、550校あるイスラム学校のうちの300校は、普通教育を行っていない (政府は、これらの学校が過激派のメンバーの勧誘や訓練に関与していないか調査している)。

がなければ教育を受けられなかったであろう生徒に気づいて、文化的および経済的な利益をもたらすことができる。しかし、場所によっては、このような学校が強制的な文化的アデンテイテイをも推奨し、子どもたちが強制的な活動に従事するのを促してきた。パキスタンのイスラム学校の2%から3%は、子どもたちを募って強圧的な運動へと参加させていると言われているが、1万5000校から2万校あると推定される宗教学校のうち、公的に登録されているのはわずか半数である。

このような未登録の学校を監督し、規制するのは、政府にとって難しい問題となり、運動のイデオロギーを定義するのは、運動の指導者である。指導者のおもな役割の1つは、宗教の教義を解釈し、彼らの行動が「神から与えられた」正しい行いであることをメンバーに説くことであ

威圧的な運動は、非常に大きな不安定要因になりかねない。

る。民兵は脅信する可能性が高いので、指導者は、彼らが何年もかけて宗教教本を学んだり、破壊活動に従事したりすること、忠誠心を証明するよう要求することもある。また、指導者は状況に応じて、組織のイデオロギーや目標を都合よく変え、協力して、残忍な活動を行うよう強要する。また、中核となる活動家（子どもたちの場合もある）の勧誘や教化や訓練を行う。テロ行為を計画し、それを宣伝するような媒体を準備する。また、テロ行為で死出し、英雄に祭り上げられた幹部の家族への、補償資金を確保する (BOX 4.1)。

種差別主義者は自治地域を求めることはない。その代わり、彼らは「他者」あるいは「劣等者」と見なしたあらゆる者を攻撃の対象にする。文化的支配を求める動きは、人々の真の不満を利用して支持を得るのに長けている。文化的支配を求める動きは、文化的優越性と、多様性および寛容性の排除を特徴としているのである。

民主主義のジレンマ—規制措置が適応措置か?

強圧的な運動は、非常に大きな不安定要因になりかねない。それは、民主的國家にある種のジレンマをもたらすという意味で、すべての国にとっての課題である。文化的支配を求める動きが暴力的な手段に訴え、法と秩序を脅かし、国民の人権を否定するのであれば、政府にはそのような運動に対して、強硬措置をとるためのあらゆる権利が認められている。しかし、問題は、犯罪に対する刑罰で対処できるほど単純ではない。言論の自由に対する権利を尊重する國家では、文化的支配を求める動きは、民主的社會の自由を逆手にとって、國家を弱体化させようとする。法を破らせずに、排除、差別、市民的および政治的自由の否定を正当化することは可能であり、実際、一般的に行われている。

文化的支配を求める動きの台頭につながった根本的な要因の多くは、民族主義運動を引き起こす要因でもある。これらの要因の多くが、差別された集団が政治的権利を求めて闘う理由になっている。自治を求める運動の多くは、自由主義的な活動であり得るし、自治地域内で多様性を受容することの重要性を認識している。文化的支配を求める運動は、それとは対照的に、多数派や政治的な支配集団の内部でさえも起こり得る。そして、人

自由を尊重する民主的國家では、言論の自由と集會の自由を不当に制限しているという批判を受けたくないということ、が、ジレンマとなっている。しかし、こうした因は、社會の平和に対する脅威や、少数者に対する脅迫を見逃すことも望まない。もし、いくつかの集団の権利だけが規制され、その他の社會はそのような権利を享受している場合、過剰な反応を引き起こし、暴力さえも誘発する危険性がある。取り組むべきことは、威圧的

BOX 4.2 中央アジア—政治的・文化的自由の規制に潜む危険性

ソ連による統治が終わるころには、中央アジアのイスラム教は分裂し、新たなイスラム主義運動が台頭していた。そこには、ソ連によって規制されていた（また、抑圧されていた）公認イスラム教、非公認の聖職者が中心となった組織した従来からのイスラム教、そして「純粋なイスラム世界」の確立を望み、シヤリヤの厳守を信条とするコーランに忠実な信者である「聖典の民」が信奉する改革派のイスラム教、が存在していた。一般大衆の期望を代弁するいくつかの運動が抑圧を受け、それぞれの流れを継いだ宗教運動は、イデオロギー的にいつそう過激で強圧的なものになった。

抑圧にはほとんど効果がない……

1990年代の初頭、汎中央アジアイスラム復興党 (IRP) は、イスラム教の純化を目指したが、細断としての結束力に欠けていた。党全体としては穏健であったにもかかわらず、1991年、IRPはウズベキスタンで禁止された。同じころ、アフガニスト (正義) 運動が大勢力になり、ウズベキスタンがイスラム國家になることを要求した。アフガニストの義勇兵はフェルガナ渓谷を巡回して犯罪の減少に寄与し、食料品価格の引

き下げを要求したことから、大衆の支持を得た。アフガニスト義勇兵がIRPと関係があるといううわさには危機感を抱いた政府関係者は、義勇団の指導者らを弾圧した。この政府の対応は、アフガニストの人気を押し上げた。彼らの運動を地下に遷らせただけであった。1999年から2000年にかけて、アフガニストのかつての指導者たちに率いられたイスラム運動ウズベキスタン (IMU) は、ウズベク族の政府を退け、イスラム國家を樹立しようとした。

もう1つのイスラム主義グループ、ヒズブ・タハリール (HT) は、キルギスタンの、タジキスタン、ウズベキスタンにまたがるフェルガナ渓谷一帯で、支持者を獲得してきた。HTは、中央アジアにおいてカリフ (イスラム教の統治者) が統治する國家の建国を望んでいる。HTはIMUの暴力行為を激しく非難し、暴力の代わりに草の根運動や、小冊子を配布するなどの手段をとって支持者を集めている。しかし、HTもまた、民主主義を否定し、イスラム法のシャリヤを強制し、将来の武力行使をも辞さないとするなど、急進的な考えを支持している。HTは、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタンのいずれの国でも禁止さ

れているが、その人気は衰えていない。しかし、民主的な対応では可能である。

タジキスタンの内戦 (1992年から1997年) は、おもに、異なる民族集団間の権力をめぐる闘争であった。タジキスタン統一反政府勢力の拠点が一掃されると、宗教活動家が引き継いでその指揮を執り、「タジキスタン・イスラム復興運動 (MIRT)」と名前を変えて、宗教学へと再編成しようとした。MIRTの支配下にある地域では、MIRTは祈りを行わない者を処罰すると脅し、女性にベールを被るよう要求した。穏健派野党の指導者の多くは、MIRTを去った。1997年の和平合意の後、かつて野党のメンバーだった人々 (再び合法化されたタジキスタン・イスラム復興党 (IRPT)) に所属している者も含む) が、政府の役職に就いた。より多くの穏健派指導者たちがタジキスタン・イスラム復興党 (IRPT) に加わった。IRPTは、武器を持って、憲法を擁護し、政教分離の民主主義國家を支持するという公約を守ってきた。IRPTはその政治的影響力は限られているものの、一貫して法律制度に宗教的価値観を含めるべきだと主張し続けている。

出典：Cornell and Spector 2002；The Economist 2003b；Kovar 2002；Rubin 2004；Zakaria 1999

な運動を阻止しつつ、自由を擁護することである。

強圧的な運動は、非民主的國家におけるほうが、強力で脅威的になる傾向がある。彼らは、暴力と過激な手段を用いて主張を通そうとするが、それは、それ以外に公的な場で発言する機会がないからである。非民主的國家は、その名が示すとおり、言論の自由や、政治的に固結す

る権利などに対し、ほとんど、あるいはまったく価値を認めていない。民主的でない体制においては、自由と抑圧との間の矛盾はそれほどない。なぜなら、最初から自由というものがほとんどないからである。

非民主的な政府にとっては、より自由主義的な政治に移行することが、効果的な戦略になるだろう (BOX 4.2)。民主

的な社会のほうが、文化的支配を求める動きに対処しやすく、多くの選民股を持っている。

規制措置

強圧的な活動を規制することが、第一歩である。強圧的な運動がほかの集団を脅かし、威圧し、暴力の対象にする場合、たとえ武力行使を行ってでも、国家はそのような活動を規制する必要がある。強圧的な運動の活動を規制する（最終的には排除する）一般的な手段としては、次のようなものが挙げられる。

- 強圧的な政党に対する制度的な障壁を設定する
- 法律の制定と司法介入を実施する
- 武力を行使する

強圧的な政党に対する制度的な障壁を設定する 制度的な障壁を設定し、特定の集団が選挙政治や市民社会に自由に参加するのを阻む措置は、文化的な過激主義が社会に拡大するのを防ぐために、民主主義社会によって一般的に行われている。そのような障壁として、憲法の条項にのっとって、立法機關で議席を得るための最低限必要な得票率を制定したり、選挙資金を規制したり、放送サービスの利用を制限したり、特定の種類の政党を禁止したりすることなどが挙げられる。非民主的な政府も、同様の手段を用いて反対派を抑制しているが、コミュニケーション手段がないため、ある特定の脅威が生じた場合、ある種の強圧的な運動への対応は弱いものになる。

ドイツでは、政党が議席を得ようとする場合、国民による投票の5%を獲得しなければならぬ。この最低得票率による規制が、第二次世界大戦以後、あらゆる主要な極右政党—ドイツ国家民主党 (NPD)、共和党 (REP)、およびドイツ人民連合 (DVU) —を権力から締め出

してきた。それとは対照的に、イスラエルの最低得票規制は1.5%で、それほど高くなかったため、人種差別主義政党、カハ党のラビ・カハネが1984年にクネセツト (国会) の議席を得るのを阻止できなかった。それを受けて、ケネセツトは基本法の7A項を採択し、党の目的に「国家の民権性の否定」や「人種差別をおおるもの」が含まれている場合、その党の候補者の選挙参加を阻止することを決定した。1988年、政府は、人種主義を扇動したとしてカハ党の活動を禁止し、1994年にはテロ組織であると断言した。ドイツでもイスラエルでも、強圧的な集団は、たとえ選挙で争うことが認められていても、政府が憲法規定に抵触すると見なせば、彼らの自由は制限された。

そのような政治参加の禁止は、政党が犯罪行為を行っていることが疑われた場合、合法と見なされるだろう。しかし、特定のイデオロギーに固執しているという理由だけで政党を規制することは、次の2つの理山から効果的ではなくなる可能性がある。第1の理山は、国民の真の関心に訴えるものであれば、そのような運動はめつたに衰退しない、ということである。第2の理山は、国民が政府の禁止措置を正当でないと思なった場合、政府に対する反対運動が拡大し、より過激な形態をとることもあり得る、ということである。モロッコの実例を見ると、政治参加の拡大によって、極端化が進むことがわかる。モロッコでは、憲法改正後、選挙で争う機会が拡大し、2002年には、イスラム正義開発党 (Islamist Justice and Development Party) が最大野党になった。1年もしないうちに、同党の指導者たちは、イスラム法の強制を議題にすることは少なくとも、代わりには開発の促進についてより活発に議論がなされるようになった。

法律の制定と司法介入を実施する 強

強圧的な集団に対し法律で規制する場合、その程度も手段もさまざまである。スウェーデンには、強力な反人種差別法があるにもかかわらず、議会は極右集団に対する禁止令を認めなかった。しかし、ときには、テロに対する厳しい法律も必要になる。英国では、「2001年テロ対策・犯罪・治安法 (Anti-Terrorism, Crime and Security Act of 2001)」の適用範囲を拡大し、人種的や宗教的に関する悪質な犯罪も対象に含めた。同法とインドの「2002年テロリズム防止法 (Prevention of Terrorism Act of 2002)」は、裁判なしで容疑者を拘留できる期間の延長を認めている。マレーシアとシンガポールも、同様の予防法を数十年前にわたって適用している。

しかし、ドイツ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、ロシア、英国、米同等、多くの国で、テロ対策に関する法律に関して活発な議論がなされている。それは、危機に対処するためにテロ対策法が施行された場合、乱用される危険や、法律が永遠に失効しない危険性があるからである。このような法律を引き続き適用することが正当か否かを判断するために、国家の必要性にかんづいて定期的に検証することが重要である。インドでは、1995年に、それまでのテロ対策法は人権を侵害しているとの非難を受け、その失効を認めた。1974年、英国は (北アイルランドに関連したテロ行為を受けて) テロ対策法を「強制的な法律」として導入し、1976年、1984年、1989年、および1996年に改正している。このような法律が永続的なものとして固定されると、民主的社会における市民的自由への保障が犠牲になる。英国では、テロ対策法に、失効期日が定められていない。

文化的支配を求める動きを事前に抑制しようとする法律が効果的に機能するか

どうかは、市民の自由をどの程度制限するかではなく、どれだけ市民の自由を保護するかによって決まる。父民の手による機能的な司法制度が果たす役割は、強圧的な運動やそれらの活動に携わる個人を赤追するうえで重要であるが、政府の措置の監視機関としての機能も果たすことになるだろう。

自由を擁護することと、憎悪の拡大をどこまで清すかということとの間の妥当なバランスについて、裁判所はさまざまな判決を下している。1996年、スウェーデンの最高裁判所は、他の民族集団に対する扇動行為を禁じた1948年の法律 (hells mot folkgrupp) が、人種的憎悪に結びつくような印や象徴の表示、衣服の着用を禁止していると解釈をした。オランダでも、そのような複雑な問題に取り組んでいる。2001年前半、ケルラーネ市の市長は「公的行事に関する法律 (Law on Public Events)」を発動し、人種差別的なイデオロギーを持つ極右政党、オランダ人民連合 (Netherlands Peoples Union) の行進を禁止した。オーストリアの裁判所はその命令を覆し、行進は実施された。行為の正当性は、国際的に認められている法や規範で承認されているかどうかにかかっている。強圧的な運動は、しばしば国際的なネットワークを構築する。ある国の政府が、正当な法の手続きにのっとって運動への対処を行っていない場合、運動への同情と支持が、海外からも集まることもあり得る。

武力を行使する 暴力的な運動に直面した場合、民主的国家であれ、非民主的国家であれ、あらゆる国家は武力を行使する権利を持つ。問題は、武力をどのように行使するかということである。国家が政治的権利を規制したり、文民による統治を選けたり、拷問を行った場合、武力行使の正当性はほとんど、あるいはす

武力行使を第1の選択肢にすることに對しては、現実的な立場からの反対論がある。なぜなら、武力行使では、ほとんど成果が上からないからである。

BOX 4.3 エジプト—穏健派と過激派との識別

イスラム主義の集団が、みな同じというわけではない。すべての集団を同一視する姿勢は、政治的に未熟であるうえに、イスラム主義者を運動に駆り立てている問題に対処するうえでも、効果をもたらさない。しかし、それぞれが異なるイデオロギーを識別することは、必ずしも容易ではない。それはエジプトの例によく表れている。

ほぼ1世紀にわたり、エジプトはイスラム主義運動と闘ってきた。イスラム主義集団で、もっとも突出しているのは、ムスリム同胞団(1928年設立)、アルジャマア・アムスラミーヤ、フールジャハーブである。1940年代から1960年代まで、ムスリム同胞団には暴力的な分子が存在し、注目を集める目的で意図的に暗殺を行い、武力で政府を打倒することをもちろんでいた。しかし、この20年間、指導者のうち何人かは、革命的手段や暴力的手段を拒絶している(彼らはきつぱりと拒絶している)。暴力はイスラム法のシャリーアに矛盾するとも主張してきた。

現在、ムスリム同胞団が目指す目標は、自由にもとづくイスラム教による民衆の国家的樹立と、社会正義と安全がすべての市民に保障される社会の創造である。彼らは、国家の統治をシャリーア法にもとじて行

うことを要求しているが、民衆の制度の中でその実現を目指すことが必要であることも強調している。

1984年と1987年に、エジプト政府は、ムスリム同胞団が、ほかの政党と連携して選挙に参加することを容認したが、正式な承認はしなかった。ムスリム同胞団はほかの政党(1984年はワフド党、1987年は社会主義労働党)と連携して選挙を争い、

最初は8議席、次は30議席を獲得し、周囲を驚かせた。しかし、ムスリム同胞団は、内部抗争もあって、1990年代初頭に他の集団が引き起こした暴力行為を非難する明確な態度を示さなかった。このようにイデオロギーがあまり曖昧であったため、ムスリム同胞団が自らを穏健で政権を担える政党として位置づけようという試みは、成功しなかった。

1990年代には、テロ活動を支援しているという理由で、ムスリム同胞団のメンバー数百人が逮捕された。ムスリム同胞団をどのように扱うべきかを決めるのは難しい。しかし、人権侵害を行わないように行動すれば、エジプト政府は強い立場に立てるのである。エジプトの中でも有名な政治団体の1つを政界から排除することは、長期的には支持されない。アルジャマア・フールジャハーブは、ともに1970年

代に組織され、シャリーア法の強要という目標を達成するために、暴力的な手段をとってきた。彼らの最も残虐なテロ行為は、1997年、ルクソールの神楽で68人の外国人とエジプト人を殺害した事件であった(ムスリム同胞団はこれのテロ行為を公然と非難した)。それ以来、この2つの集団は、イデオロギー的な分裂に悩まされている。現在は、暴力を否定する指導者がいる一方で、暴力の正当性を主張する指導者もいる

1998年、ケニアとタンザニアで起こった米国大使館へのテロ攻撃(アルジャマア・フールジャマア・アムスラミーヤとフールジャハーブの両方の集団が関与していたと言われている)は、過激派分子の脅威を浮き彫りにした。フールジャマアとの関連性も伝えられており、政治参加を求める同集団の要求を通すことは、いっそう難しい状況になっっている。両集団の選挙参加は認められていない。

国際的なテロ行為の脅威に対する解決策を世界が模索する中で、穏健派と過激派を識別することがいかに難しいかをエジプトの実例は示している。しかし、穏健派に政治参加への道を開くことで、過激派の声を弱めていくことは可能である。

代に組織され、シャリーア法の強要という目標を達成するために、暴力的な手段をとってきた。彼らの最も残虐なテロ行為は、1997年、ルクソールの神楽で68人の外国人とエジプト人を殺害した事件であった(ムスリム同胞団はこれのテロ行為を公然と非難した)。それ以来、この2つの集団は、イデオロギー的な分裂に悩まされている。現在は、暴力を否定する指導者がいる一方で、暴力の正当性を主張する指導者もいる

べて失われてしまう。

武力行使を第1の選択肢にすることに對しては、現実的な立場からの反対論がある。なぜなら、武力行使では、ほとんど効果が上がらないからである。1990年代初頭、ウズベキスタンでは、全体としては穏健だったイスラム復興党に弾圧を加えた結果、アラートの運動のような

過激派集団が台頭し、1999年には、ウズベキスタンのイスラム運動が政府の打倒をもくろみ、テロ行為に走るようになった(BOX 4.2参照)。

武力行使を正当に行うのは、必ずしも容易なことではない。武力行使は強圧的な集団に対してのみ行うべきで、政治参加に対する権利を求めた集団に対して行

ってはならない。しかし、そのように集団を区別するのは、難しいことがある。同じ運動に加わっているメンバーでも、支持しているイデオロギーや目的が異なるかもしれない。強圧的なイデオロギーや目的を支持する者もいれば、そうではない者もいる。国家は、強圧的な運動に自由を認めることで、不寛容が現れられるのではないかと懸念する。強圧的な運動を識別することが、どれほど難しいか、それに加え、正しい政策対応を選択することがいかに重要であるかは、エジプトの例を見るとわかる (BOX 4.3)。

民主的対応

国家は、不寛容なイデオロギーや強圧的な運動を抑えるのに、規制措置だけに頼ることは避けるべきである。なぜだろうか。それは、規制措置は民衆主義の原則を損ないかねず、そのため効果的でないことが多いからである。たとえば、人種差別を基本理念とする政党や活動を禁止することで、人種差別がなくなるという証拠はない。文化的支配を求める動きは、現実に存在する不満につけ込んで広がる。もし禁止されれば、地下に潜るだけである。規制、とくに抑圧を加えらる、その運動からの抵抗を受けるだけではない。政府は世論をも敵に回すことになりかねない。

強圧的な運動は、人々の関心事や意見を代弁するものであり、少なくともその一部はなくなることはない。そのような関心事は、表明され、理解されて初めて、対処が可能となる。

強圧的なイデオロギーを支持する政党の選挙参加を認めることは、権力を表すための民衆的な手段となり、それによって暴力が減る可能性もある。その場合の危険性は、そのような政党が権力を拡大すると、文化的自由を抑圧する可能性があることである。国家は、イスラム法のシャリーア法の適用を強制することを望んでいる政党を禁止すべきだろうか。スウェーデンの白人至上主義の集団に対し、自由な活動を認めるべきだろうか。

本報告書ですでに主張してきたことだが、人権や個人の自由という普遍的な価値を、伝統や慣習法を求める要求の犠牲にしてはならない。しかし、イデオロギーを理由に政党を規制すると、民衆的なプロセスが損なわれ、そのようにして排除された政党が暴力に訴えるようになる

国家は、不寛容なイデオロギーや強圧的な運動を抑えるのに、規制措置だけに頼ることは避けるべきである。

危険性もある。数カ国の事例から、民主的国家的行動のガイドラインとして、次の4つの方策が提されている。非民主的國家もこれらの方策から教訓を得ることが出来るだろう。

- 通常の民主的プロセスを機能させる。
- 憎悪犯罪を訴追する。
- 学校のカリキュラムに配慮する。
- 地域社会を支援して、過去の憎悪と暴力を清算させる。

民主的な適応をする
ことで、過激派の極
端な訴えに、現実のこ
とができる。

通常の民主的プロセスを機能させる

イデオロギーを理由に政治的権利を抑圧しても、うまくいくことはほとんどない。アルジェリアでは、1982年に軍部が介入し、イスラム救国戦線 (FIS) の当選を無効にしたが、これにより、いつそう過激な武装集団、武装イスラム集団 (GIA) が台頭した。その結果、破壊的な暴力が10年以上も続き、10万人近くの人命が失われた⁵⁾。政治的に対応を図ることで、強圧的な運動を行っている集団のうち、選挙や政府に参加する準備が整っているものと、そうではないものとを区別することが出来る (BOX 4.4)。

欧州の主流政党は、人種差別や移民排斥を謳う政党との連携を避ける傾向にあるが、ときには異なる政治状況から、極右政党を連立に加えるようになってきている。オーストリアの極右政党、自由党 (FPÖ) は、1970年代から州議会まで連立政権に加わっている。1999年、26.9%の票を獲得し、中央政府の連立内閣に加わった。しかし、これには、自山党の党首、ヨルグ・ハイナー氏は入閣しないという条件が付いていた。2000年、ハイナー氏は党委員長を辞任した。政府は引き続き穏健な政策をとっており、危機されたような、オーストリアの移民政策の急激な厳格化は起こらなかった。そして、2002年、FPÖは、党内分裂の影響で10%しか票を獲得できなかった (図4.2参照)。

民主的に対応することで、過激派の極端な訴えに、現実の厳しい光を当てることが出来る。極右政党は、当初は大衆主義 (ポピュリズム) に後押しされて、選挙で成功を取めるかもしれないが、その勢いを維持し続けることは必ずしも容易ではない。デンマークの進歩党 (FRP) やドイツの共和党 (REP) などのように、欧州の多くの極右政党は、公の選挙で争ったが、獲得した票が極めて少なかったため、まったく影響力を持てなかった。イタリヤの社会運動・三色の炎 (MS-FI) のような政党は、ほとんど支持を得ることはなかった (図4.3)。

非民主的な国々では、その名に示されたとおり、政治的に争える公的な場が限られている。そのため、強圧的な運動の拡大が助長される可能性があるが、同時に国民が正当だと考えるやり方でそのような強圧的な運動に対処できる国家の力も制限されている。

憎悪犯罪を訴追する 憎悪犯罪を訴追

しなれば、脅迫や暴力を用いた強圧的な運動の進行を助長するだけである。明白に憎悪犯罪を対象とする法律をめぐっては、賛否両論がある。そのような法律に批判的な人々は、なぜ、信念に固執することが、強欲さなどよりも非難されるべきと見なされるのかと問い、そのような法律は、行為ではなく思想を訴追することになるに等しく (come close to prosecuting thoughts)、民主主義が足を踏み入れてはならない領域だと主張する。

憎悪犯罪に関する法律を制定するには、2つの前提となる状況がある。第1の前提は、憎悪犯罪は問題が象徴的に表れたものとして、社会全体にメッセージを送るうとして、ということであり、そのため、ある意味では、社会の構成員に対する脅威になるということである。身体的な暴行や言葉による暴力も含

BOX 4.4 アルジェリア一不満、民主化、暴力

アルジェリアの内戦は、イスラム原理主義と国家の間の紛争としてとらえられることが多い。しかし、不寛容で暴力的な集団が台頭した原因は、民主化の失敗にある。まだ問題は残っているものの、近年の懲罰的な政策のおかげで、ようやくいくつかの前進的な成果もたらされつつある。

1980年代の経済的崩壊の後、いっそうの民主化を求める圧力が高まった。独立以来、アルジェリアを統治してきた民族解放戦線 (FLN) 政権は、1989年に憲法を改正し、政党の組織を合法化し、軍部の役割を縮小した。政府はまた、1982年から1987年にかけて、宗教関連支出を大幅に増額し、イスラム主義運動を促進させた。ところが、1988年からは、アルジェリア初の複数政党選挙に向けて準備を始め、政府は宗教関連支出を大幅に減らし、拡大しつつあったイスラム主義運動の勢いを削ごうとした。1991年12月の選挙では、イスラム国家の建設を掲げるイスラム救国戦線 (FIS) が、第1回目の投票で47%の票を獲得した。選挙の勝敗がほぼ確実になると、政府は1992年初頭に、選挙の続行を中断した。アルジェリアの民主主義は、失敗に終わったのである。

かつて、彼らは、アルジェリアの危機のおもな要因となった。1990年、アルジェリアでは武装イスラム主義運動が組織された。そのほとんどは、民主主義はイスラム国家の建国のためにならないと考え、FISとは距離を置いた。民主的なプロセスを主張するFISは、当初は武装集団を軽視していた。しかし、1992年のクーデターの結果、FISは威信を失い始めた。「僧教者の政権」に対する武装集団が、武装イスラム集団 (GIA) として結束した1994年までには、FISも独自の軍事組織、イスラム救国軍 (AIS) を組織していた。

GIAとFISのイデオロギーの違いは相当大きなものであった。GIAは市民を攻撃対象にしていたが、AISはそのような行為はイスラム教の教えに反していると主張し、対象を軍部に限った。GIAは、武力を用いた聖戦 (ジャハド) はイスラムの絶対的使命と考えられていたが、AISにとっては、それはイスラム国家を樹立するうえで数ある手段の一つにすぎなかった。GIAは、不信心者や背教徒に対する徹底的な闘争を掲げていたが、AISとFISは大統領に対して、民主主義の再建と、政治的権利の回復を訴えた。イスラム教とその役割の解釈はこのように多様であることから、アルジェリアのイスラム

教とイスラム主義運動を一般化して考えることが無意味であることがわかる。AISが大敗を見返りに軍部と停戦交渉を行った1997年以来、アルジェリアでは相対的な民主主義に向かつて、ある程度の前進を見せている。1999年、政府は政治犯を釈放し、国民和解法 (Civil Reconciliation Law) を可決して、市民の被害や婦女暴行を行わなかった反乱者や、公共の場に暴弾を仕掛けなかった反乱者を中心に選挙では、イスラム教徒を中心とする2つの政党が、国民議会で議席を獲得した。

アルジェリアがこれから進むべき道のりは長い。FISは選挙に参加する資格を剥奪されたままである。GIAに加え、最近組織された、布教と聖戦のためのサラフイスト集団 (Salafist Group for Preaching and Combat) は、依然として暴力行為も辞さないとしている。文化的な承認を求めるベルベル人からの強い要求も、もう1つの緊張要因である。アルジェリアの歴史を見ると、本報告書を通して述べている議論を基例をもって示していることがわかる。つまり、宗教と民族性は、紛争の本質的な原因ではない、そして、民主主義は文化的自由を保障するための必要条件ではあるが、十分条件ではない、ということである。

出典: Hafez 2000; Middle East Institute 2003; Testas 2002; Tremblat 2002

まれるが、憎悪犯罪はより深刻な犯罪である。第2の前提は、潜在的な犠牲者に、攻撃を防ぐ手立てがほとんどない、ということである。憎悪犯罪の助長は、宗教的アイデンティティや民族的アイデンティティといった、ほとんど変えることのできなない性質であるため、その脅威

がなくなることはない。文化的自由が個人に選択の自由を与えることだとすれば、憎悪犯罪は、人々を他人が作った類型に無理やりはめ込むことである。憎悪犯罪への対策を法として制定するだけでは不十分である。潜在的な脅威を把握するため、各国で憎悪犯罪や外国人

国家はまた、不寛容
に対し断固とした態
度をとるための、政
治的意思を持たなけ
ればならない。

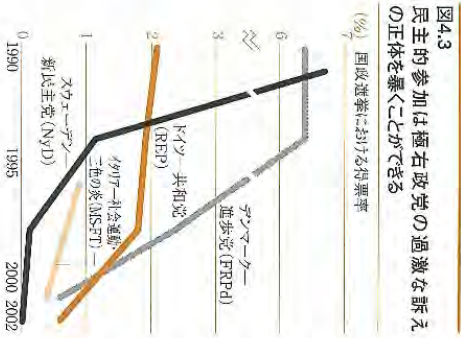


図4.3
民主的参加は極右政党の過激な訴え
の正体を暴くことができる
(%) 国政選挙における得票率

1億ドルのプログラムを認可した⁹。ワ
シントンでは、政府は、OAFプログラム
を導入し、包括的なイスラム教習の時
間割を、国家の教育制度に組み入れよう
としている。それにより、生徒は宗教教
育も普通教育も受けることができるよう
になる。インドネシアでは、20世紀の始
めごろから、ムハドダイヤとナワタラ
ル・ワラヤという2つの運動組織が、宗
教教育のカリキュラムに加え、公立学校
と同じ時間割を採用した学校を運営して
きた。国立イスラム教大学も、イスラム
教の教育制度の中で、人文科学と社会科
学の教育の充実を図っている。

公立学校のカリキュラムにも、注目に
値するものがある。エネスコ（国連教育
科学文化機関）は中米、アフリカ西部お
よび南部、欧州の南東部において、教師
養成プログラムの中で、人権を促進する
プロジェクトを実施してきた。韓国にあ
る国際理解のためのアジア太平洋教育セ
ンターは、アジア太平洋地域の多様な文
化への理解を促進するため、教育カリキ
ュラムを開発している。カメルーンの教
師養成プログラムには、寛容さと国際理
解に関するいくつかのコースがある。倫
理や公民などは、初等教育と中等教育で
必修科目になっている。クロアチアでは、
公立教育プログラム（保育園、初等学校、
中等学校）および非公式教育プログラム
において、人権教育を取り入れた教科書
の作成を始めている。

地域社会を支援して、過去の憎悪と暴
力を清算させる。強圧的な運動は、歴史
的に根深い敵対心の産物であることがし
ばしばであるため、そのような敵対心に
対処しなければ、これらの運動が解消す
ることはあり得ない。南アフリカの真実
和解委員会は、この方向で、効果的な取
り組みを始めた。地域社会の組織（ルワ
ンダのカカカ裁判所など）を利用するこ
とで、社会の癒をいくらか癒す効果が生

BOX 4.5 米国—不寛容と憎悪に照準を合わせる

米国はいくつかの戦略を組み合わ
せて、文化的過激主義に対処してき
た。これらの戦略では不寛容を対象
にしているが、それによって、基本
的人権や自由が犠牲にされたことは
なかった。

言論と表現の自由を擁護する
米国では、1920年代はクー・ク
ラックス、クラング、1930年代は
アメリカ・ナチが規制の対象であっ
た。しかし、それ以降、米国の法体
制は、言論の自由と平和的に集会を
行う権利を保障する憲法修正第1条
を強く擁護する傾向を強めていっ
た。1970年代の有名な事例に、ネ
オナチ国家社会主義党 (NSP) が、
多くのユダヤ人が居住する村、イリ
ノイ州のスキューキで行進する権利を
要求したものがある。1978年、イ
リノイ州最高裁判所はNSPの行進を
許可し、「他者の合法的な活動を
物理的に妨げる場合のみ、言論の
自由を制限できる」との判断を下し
た (Peltzdar 2001, p. 349)。

憎悪犯罪を記録する
しかし、米国には、これまでほか
どの国よりも長期にわたる憎悪犯
罪についての記録がある。1990年、
議会は憎悪犯罪統計法を施行し、
1994年に修正を加えた。憎悪犯罪
は、犯罪行為にいたる原因となった
偏見、人種、宗教、民族性、障害、
性的指向—などもすべて分類され
る。法執行機関にはいくつものガイ
ドラインがあり、犯罪が偏見によっ
て引き起こされたものであるのかど
うかを客観的に判断する。偏見には、
衣服、イラスントやシンボル、ク
ラスされたコモンや書かれた評、宗
教上の祝祭日にもとづく行動などに
関するものがある。最近では、憎悪
犯罪と見なされる、偏見の範囲を拡
人することについての議論が起こつ
ている。オレゴン州上院では、環境
テロリストや反資本主義者の活動に
まで、法律の適用範囲を拡大しよう
とする法案が提出された。

過激派を野営する
米国は、暴力的な人種差別集団に
対し、刑事訴訟と民事訴訟を積極的
に行い、指導者には長期の実刑判
決を下してきた。その結果、集団の
中には、近年崩壊や分裂状態に陥つ
たところもある。アフリカ民族軍、
クワイエティストやイスラムマン
ト、グレート・ミニストリアーズ、
ソングァナショナルなどがその例で
ある。ハンブラスキン、ネーション
などの集団も影響を受けたが、依然
として脅威を及ぼしている。

地域社会を支援する
最後になるが、司法省は、地域社
会レベルでの憎悪犯罪の解決に取り
組んできた。司法省は、1964年、
地域関係サービス局を創設し、憎悪
犯罪を減らすことを目的としたサー
ビスを提供している。たとえば、地
域社会全体の緊張緩和のために調停
を行ったり、憎悪犯罪を特定し、情
報を共有するための技術的な支援や
訓練を自治体の職員や警察官、住民
に提供したり、行進やデモによって
緊張が高まった場合など不測の事態
への対応策や、住民の意識を高める
プログラムを提供したりしている。

一での国民に配慮した包摂的な憲法、公正
な立法手順、独立した司法機関）と、国
家の再統合に向けての健全な戦略が必要
とされている。米国政府は、人種差別集
団と人種差別主義者を効果的に規制する
ために、数十年にわたって、それらの戦
略を組み合わせてきた。犯罪行為には力
によって対処するが、基本的権利は擁護
されている (BOX 4.5)。

アフリカニスタンなどの国は武力紛争の
末に誕生したため、強圧的な運動を抑え
る取り組みには、強い国家機関（すべ
文化的支配の動きに立ち向かう

文化的支持を求める
強圧的な運動を阻止
するには、国家は、
そのような運動の源
因となり、建設的に、閉
鎖された態度で、正当
に必要があ
る。

文化的支持を求める
強圧的な運動を阻止
するには、国家は、
そのような運動の源
因となり、建設的に、閉
鎖された態度で、正当
に必要があ
る。

相違は脅威ではなく力の源である

今日、世界中のほとんどの社会の中には、2つ以上の文化、地域社会、民族が存在している。そのような状況下では、往々にして1つの集団が社会全体をまとめて統治しようとすることがある。そのような姿勢は、緊張と対立をもたらしかねない。全員にとって有益な社会を構築するために、丸となって取り組むことは、すべての人々の利益になる。

北アイルランドや欧州連合 (EU) の例は、紛争解決のプロセスを経ることで、いかにして2つ以上の文化の存在が、社会の建設と発展にプラスの働きをすることができ示している。

北アイルランドで市民権運動が始まってから、すでに40年近くが経過している。この運動では、北アイルランドに住むすべての人々が、経歴や宗教に関係なく、平利的な手段によって、権利と機会を等しく享受できるようになることを目指してきた。この間、私が主張してきたことは、国内の人々が分断された状態にある場合、そのような問題の解消や解決に果力はまったく何の役割も果たせず、ただ勝を採るだけであるという点である。和平、安定、合意、同意、パートナーシップによってのみ、この問題を解決できる。どちらか一方だけの勝利などはあり得ない。

北アイルランドにおけるそれぞれが、地域社会の法的権利のすべてが、社会全体の神得を得られるような新たな政治的枠組みのもとに調整されない限り、紛争や不安定な状況は生まれ続けるだろうと思われた。必要なのは合意であった。

そのような状況に対処することを目的としたのが、1998年のベルファスト和平合意であった。この合意では、あらゆる政治的伝統、集団、および個人の権利とアイデンティティを擁護し、促進しようという対応が示されている。誰であつても、自らが大切にしている信念や信仰を指でるよう求められることはない。そして、すべての人に、他者の価値観と権利を、自分のものと同じくらい尊重することが求められている。

また、欧州連合 (EU) は、国際関係における、紛争防止と紛争解決の最も優れた例だと私は考えている。私たちは、この歴史的経験を維持し、その上に立って前進していくことが大期である。それが人種や宗教によるものでも、国籍によるものでも、相違は脅威ではない。相違があるのは自然であり、それがプラスの働きをし、力の源になることは、欧州の先見性によって実証されている。相違は憎悪や紛争の原因にならない。平和の基本理念は、多様性の尊重である。

支配を求める運動がなくなることを望み、それらが存在していないかのように振る舞ったり、単純に非法化したりすれば、運動のさらなる拡大を正当化させるだけである。文化的支配を求める強圧

選挙が行われ、私は議員に当選した。当時は加盟国9カ国による投票であった。私は別もなく、こうして選ばれたこの公職を去るが、在職の25年間で、加盟国が25カ国に拡大するまでに欧州連合 (EU) が成長したことを喜ばしく思う。EUの拡大により、第二次世界大戦後、人為的に作り出された欧州大陸の分割に終止符が打たれ、欧州という私たちの家族は再び1つになるだろう。

欧州議会は、フランスとドイツの国境のライン川沿いに位置するストラスブールにある。初めてストラスブールを訪れたとき、私はフランスのストラスブールから、ドイツのケールにかかる橋を歩いて渡り、領土の支配をめぐって行われた幾多の戦争で、命を奪われた数万人の人々に思いを馳せた。欧州連合 (EU) は、これらの紛争を人々の協力へと変えてきた。欧州の多様な伝統を、紛争の原因から、統合をもたらす力の源へと変質させたのである。



ジョン・ヒューム
アイルランド下院議員
1998年ノーベル平和賞受賞者
欧州議会議員

向な運動を阻止するには、国家は、そのような運動の源となっている要因に対し、建設的に、開かれた態度で、正当に対処する必要がある。



第5章

グローバリゼーションと文化的選択

自分の家の四方が壁で囲まれたり、窓がふさがれるのは嫌だ。私の家の辺りには、あらゆる土地の文化ができるだけ自由に吹き込んでほしい。でも、それによって足元をすくわれるようなことはお断りだ。

—マハトマ・ガンジー

歴史学者が世界の最近の出来事について書くとしたら、グローバリゼーションの進展と、民主主義の拡大という2つの傾向に関して触れるであろう。グローバリゼーションをめぐっては、良い影響も悪い影響もあることから、より活発な議論が展開されてきた。また、民主主義は、グローバリゼーションの悪影響に抗議するための開かれた場を提供してきた。そのため、グローバリゼーションがもたらす環境的、経済的、社会的影響の重大性について激しい意見の対立が起こっている。しかし、グローバリゼーションが影響を与えている領域がもう1つある。それは、文化とアイデンティティである。この領域でも、まさに他の領域と同じように論争が巻き起こっているが、それは経済学者、官僚、政治家のみならず一般の人々も巻き込んだものであるため、いっそう多様な意見が出されている。

この新しい多様性は、多くの人々にとっては、活気に満ち、力を与えてくれるものでさえあるが、その一方で、不安や無力感を感じている人々もいる。ますます増え続ける移民が新しい習慣を持ち込み、また国際貿易や近代的な通信媒体が世界の隅々まで入り込み、地元文化に取って代わるにつれて、彼らは、自分たちの価値が失われ、国がばらばらになってしまうのではないかと恐れている。中には、多様な自国の文化が、西洋の価値観やその象徴に支配される世界に向けての悪夢のような働きを予測する人さえいる。さらに踏み込んだ議論もある。たとえば、経済成長と社会的進歩とは、支配的な欧米の価値観を採用することを意味せざるを得ないのだろうか。また、経済政策、政治制度、社会的価値観のモデルは1つしかないのだろうか。

経済的グローバリゼーションの進展を管理する政策とは、文化的自由を抑圧するのではなく、促進するものでなく、促進するものではない。

グローバリゼーションは、これまでになかったような方法で、人々と、それぞれの価値観、思想、生活様式が融れ合う機会を増やしてきた (特別資料5.1)。人々は、より頻繁に、またより広く移動している。また今では、中国の一番奥地

投資、貿易、移民政策をめぐる不安は頂点に達している。インド人活動家は、外国の医薬品会社が (投出作用のある) インドセンダンの特許を取得したことに對して抗議している。反グローバリゼー

万人以上の政治的庇護申請者の受け入れを行った⁸⁾。
●女性移民の増加 これまで女性も家族として、外回で働くために単身で移住

出典：ATSIA 2003；CSD and ITC 2002；Moody 2000；WIPO 2003d；World Bank 2004；Cohen 2001；Kapur and Mehtale 2003；IOM 2003b, 2003c, 2004；UN 2002a, 2002b, 2003a

シジョン運動は、国際貿易や投資協定で、文化財を他の商品と同じように取り扱うことに対して抗議している。西欧の諸団体は、外国人労働者とその家族の入国に反対している。反対する人々に共通するのは、自分たちの文化的アイデンティティを喪失することに対する不安感である。そして、意見が対立する個々の問題が、広範囲に政治的活動に参加する人々を増やしている。

政府はどのように対応すべきなのだろうか。本書では、人、資本、財、思想の移動を意味する経済的グローバル化の自由を擁護するのではなく、促進するものでなく、抑圧するのではなく、主張する。そして、今日人々が議論する際、最も意見が分かれる政策課題のうちの3つについて考察する。

●先住民、採取産業および伝統的知識 同様の成長にとつての採取産業の重要性と、採掘活動にしばしば従事している先住民の社会的・経済的・文化的排除や強制退去をめぐり激しい議論が起きている。先住民の伝統的知識は、生物多様性条約によって認知されているが、世界的所有権機関（WIPO）および貿易関連知的所有権に関する協定の中に盛り込まれているグローバルな知的所有権制度では、認知されていない。

●文化財の貿易 国際貿易や投資交渉では、映画や視聴覚財と他の財との間に異なる取り扱いを認める「文化的例外」の問題をめぐり、意見が対立してきた。

している。フィリピンでは、2000年の海外への移住労働者の70%が女性であった⁹⁾。

●移民 海外からの移民の流入と彼らの社会への融合に取り組みするためには、同文化が脅かされると訴える反移民集団と、自分たちの生活様式の尊重を求める移民集団の両方への対応策が求められる。

このような論争が極端になると、多くの場合、民族主義的、排外主義的、保守主義的で時代に逆行した反応、すなわち、外部のあらゆる影響から国を遮断し、伝統を維持しようとする反応が起る。そのような国の文化を守るようとする動きは、開発や人間の選択にとつて大きな障害となる。本報告書は、これらの極端な立場は、国内文化とアイデンティティを保護する手段ではないと主張する。しかし、その国のアイデンティティを保護する政策をとるか、あるいは、移民や外国映画、そして知識や資本の国際的な流れに對する開放的な政策をとるかについて、どちらか一方を選択する必要はない。世界各国の課題は、国境を開放したまま、自国のアイデンティティを支援し保護することにより、選択の幅を狭めるのではなく、むしろ、拡大できるように、各国独自の政策を立案することにある。

グローバル化と多文化主義

グローバル化が文化的自由に及ぼす影響は、とくに注目すべき問題である。既刊の「人間開発報告書」は、貧困国からの輸出品に対し市場を閉鎖し続ける貿易障壁などの、経済的排除や、貿易交渉における開発途上国の弱い発言権

などといった政治的排除の原因を考察してきた。しかし、このような障壁を取り除くこと自体は、文化的排除という、第3の排除を取り除くことにはならない。第3の排除を取り除くためには、多文化主義政策にもとづく新しい取り組みが必要なのである。

財、思想、人、資本のグローバルな流れは、さまざまな点で同一の文化に對する脅威のように思われている。また、伝統的価値観や慣行の放棄や、先住民の文化の存続を左右する彼らの経済的悲劇の崩壊につながることもある。そのようなグローバルな流れが文化的排除をもたらす場合、文化的祖述と文化的アイデンティティを認めるやり方で、貿易、移民、投資を管理していくには、多文化主義政策が必要である。また、映画などの文化財の文化的影響や、移民の文化的アイデンティティの問題を認識する必要があると同様に、国際的知的所有権制度から伝統的知識が除外されている事実もはつきりと認識する必要がある。

しかし、多文化主義政策の目的は、伝統を維持することではなく、文化的自由を保護すること、そして人々がどのように生活を営み自己を認識するかについて選択の幅を拡大することであり、これらの選択を犠牲にすることではない。伝統的保護は、選択の幅を狭くし、時にはなり得るが、人々は「文化」という変化のない箱の中に拘束されるべきでない。残念なことには、外国からの人々、映画、音楽、その他の財の流入の増大を前に、今日のグローバル化と文化的アイデンティティの喪失に関する議論は、たいていの場合、国家主権の支持、先住民の古い伝統の保存、国の文化の保護という視点から論じられてきた。しかし、文化的アイデンティティは、異なる部分の混ざり合って進化するものであり、内部の矛盾や衝突によって変容が促進される

イナミックなプロセスである (BOX 5.1)。グローバル化における多文化主義の観点は、次の4つの原則に立つたものでなければならぬ。

- 伝統的知識は人間開発を阻害することがある。
- 差異と多様性の尊重は不可欠である。
- 互いに依存し合うグローバルな世界において、人々が複数の補完し合うアイデンティティをもち、地域社会と国家だけでなく、人類社会全体の一員となることで、多様性が強化される。
- 経済力と政治力の不均衡に取り組むことは、より貧しく脆弱な地域社会の文化に對する脅威を未然に防ぐことに役立つ。

多文化主義政策の目的は、文化的自由を保護すること、そして人々がどのように生活を営み自己を認識するかについての選択の幅を拡大することであり、これらの選択を犠牲にすることではない。

BOX 5.1 文化—人類学におけるパラダイムシフト (認識の変化)

長年におわたって、文化・社会人類学を入々の文化的側面の研究として定義づけることに對し異論が呈されることはほとんどなかった。「文化(culture)」は、かつて「民族(jpeople)」と呼ばれていたものと同義であると理解されていた。

しかしここ20年の間に、「文化」そのものの概念、ひいては「文化的差異」という考え方や、その根底にある均質性、全体性、一貫性という前提が見直されてきた。文化的差異は、もはや不変の珍しい異質なものであるとは見なされはてはいない。自分と他者の関係は、本質の問題ではなく、力とシロツクの問題であると徐々に考えられるようになってきている。そして文化はますます、変化の過程であり、内部的な矛盾や対立を映し出すものであると認識され

つつある。

しかし人類学者が、一貫した、不変な、他に一律を測する文化的「全体性」という概念に對する確信を失ってきたときには、世界中の幅広い分野の文化の担い手たちは、この概念を信奉していた。人類学者が今では疑念を持っている一般化された文化的アイデンティティなるものを各集団に於てはめようとする人々は、ますます人類学的研究をその論議に利用しようとしているのである。今日、政治家や経済学者も、また一般の人々も、人類学者が最近では捨て去ってしまった文化の概念、つまり、明確に定義でき、他に一律を画し、具体的で本質的な、時代によって変化することのない文化、を必要としている。

文化および文化の多様性は、政治

出典：Frois 2004 citing Bonnmann 1999；Clifford 1988；Rosaldo 1989；Olwig, Fog and Hastrup 1997；UNESCO 2002

的にも司法上も現実的な意味を持つようになつてきている。これは、ユネスコ総会で採択された、文化の多様性に関する世界宣言(2001年)の第1条で、「生物の多様性が自然

にとって不可欠であると同様に、文化の多様性は人類にとつて不可欠なものである。この意味において、文化の多様性は人類共通の遺産であり、現在および未来の世代のために、その意義が認識され、確認されなければならない。」と記されているとおりでである。多くの人々が、少なくとも次のような人類学的なメッセージの一部を理解するようになってきている。「文化は身近かにあり、学ばれ、日々の生活に浸透している重要なものであり、人間の集団間の差異を形作るうえで、道徳よりもはるかに大きな意味を持つ。」

しかねない。一部の先住民族は、採取産業に海外投資が流入したことによって、彼らの古来の文化的慣行が危うくなるのではないが、あるいは、伝統的知識を共有することが必然的にその濫用につながるのではないかと恐れている。中には、すべての新しい思想や変化を遮断し、どんな犠牲を払ってでも伝統を保護しようと試みることで、文化的アイデンティティの侵害に對抗してきた人々もいる。そのような反応は、先住民族の文化的選別

のみにならず、社会的な選別や経済的な選別も狭めることになる。同様に、反移民集団は、伝統の名のもとに国家のアイデンティティを擁護することがしばしばある。この場合も、経済に新しい技能や労働力をもたらす移民の社会的経済的利益に對して固を閉ざすことによつて、選別股を狭めることになる。さらに、保

護主義により国内の文化産業を保護することは、消費者の選別股を減少させることになる。

生活スタイルあるいは価値観が変化しない社会はない。人類学者は、文化を具体化して考えることへの関心を失い、現在では、文化が内部の衝突や矛盾に絶えず影響を受けて、どのように変化するかを重要視するようになってきている (BOX 5.1参照)。

多様性を尊重する

第2の原則は、多様性は、それ自体は目的ではないが、第1章で指摘するようには、文化的自由を促進し、人々の生活を豊かにするということである。多様性は、人々が持つ自由と、人々が実践する選択の結果である。また、これらの選択を行う際に、さまざまな選別股を評価できる

BOX 5.2 グローバル倫理のもとになるもの

グローバル倫理のもとになる基本的な価値観は、あらゆる文化が共有している。個人が複数の相互に補完的なアイデンティティを有することができるといふことは、これらの価値観の共通点を見いだすこともできるということを意味している。

これらの教えを基盤としてのことである。欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章など、地域ごとに結ばれた条約も同様の動機にもとづいてきている。最近では、2000年の同連合会において全会一致で採択された同連ミレニアム宣言によつて、人権、基本的自由、そして、すべての人に対する差別のない平等の権利の尊重に国連が引き続き取り組んでいくことが改めて確認されている。

グローバル倫理の核となる5つの要素は次のとおりである。

- 公平性 あらゆる個人が、階級や人種、性別、出身社会(コミュニティ)や世代の別なく平等であることを認識することは、普遍的価値観の基本理念である。また、公平性には、次世代が利用する環境と天然資源の保全ということも含まれる。
- 人権と責任 人権はあらゆる国際的な行動に関する不可欠な基盤である。基本となるのは、自由と平等を尊ぶものからすべての人の尊厳を守ることである。個人の権利に重きを置くことは、個々の人間同士の公平性の表明を認めることとであり、それは、集団あるいは集团的価値観のためになされた、いかなる要求よりも重覆されなければならない。しかし、権利には義務が伴う。つまり、選別の余地

もない東洋は抑圧であるが、東洋のない選別は無秩序となる。

●民主主義 民主主義にはさまざまな効力がある。行政自治権を与え、基本的人権を守り、経済発展に市民が完全に参加し得る状況を生み出す。地球全体で見れば、貧困国、疎外された地域社会、および被差別少数民族の参加を確保し、発言権を与えらるううえで、民主的な基準は不可欠である。

●少数者の保護 少数者に対する差別には、無視、政治的権利の否定、社会経済的な排除、そして暴力など、さまざまな段階がある。より広く国全体や世界全体で少数者が認知され、平等な権利を与えられない限り、グローバル倫理は、完全とは言えない。寛容を促すことがこのプロセスの核となる。

●平和的な紛争解決と公正な交渉 先人觀に譲り固まった道徳理念を押し付けず、公明正人性は得られなければならない。すべての当事者に発言の機会が与えられるべきである。グローバル倫理は、平和、開発、あるいは近代化への道筋が1つしかないということを意味するわけではない。グローバル倫理は、社会がさまざまな問題に對し平和的な解決策を見いだすための枠組みなのである。

出典：World Commission on Culture and Development 1995；UN 2000a

機会があることも意味している。もし国内文化が消滅し、国々が均一化するならば、選別の幅は縮小する。

国家のアイデンティティと文化の喪失に對し人々が持つ不安の多くは、文化的多様性は必然的に競争または開発の失敗を招くという考えに起因している。第2章で説明しているように、これは物語で

ある。すなわち、競争を必然的に引き起こすのは多様性ではなく、むしろ文化的アイデンティティの抑圧と、文化の違いにもとづく社会的、政治的、経済的排除が、暴力行為と緊張関係を誘発するのである。人々は多様性とその結果に不安を感じているだけかもしれないが、この態度は、社会を「極化しかねず、社会的緊

派を擁護するもので、反移民集団の立場と同様に、多様性に逆行するものである。

複数の補完し合うアイデンティティを育むローカルな視点とグローバルな視点を併せ持つて生きる

国内に、相互に補完的なアイデンティティが複数存在することは多くの国々における現実である。

第3の原則は、すべての人々が、市民として、文化的集団の構成員として、また世界市民として、複数の相互に補完的なアイデンティティを認識するようになったときに初めて、グローバルゼーションは、文化的自由を拡大することができるといえる。文化的に多様な国家が、複数の補完し合うアイデンティティにもとづいて統一されるのと同様に(第3章)、文化的に多様な世界でも同じような取り組みが必要である。このことは、グローバルゼーションの進展に伴い、地域や国家のアイデンティティを認識することだけでなく、世界市民としての意識を強化することも意味する。

今日一段と密接になってきているグローバルな相互作用は、価値観、情熱、責任のみ、有効に機能することが可能である。利害の異なる人々や国家間の協力関係は、すべての関係者が価値観と責任を共有することによって結実し、動機づけられているときに実現する可能性が高い。グローバルな文化とは、英語や有名ブランドのスーパーカーのことではない。むしろ、普遍的な権やすべての人の自由、平等、尊敬の尊重にもとづく普遍的な倫理に関わるものである (BOX 5.2)。

今日の相互作用ではまた、相違の尊重、つまり世界中に散らばる文化的集団の文化遺産を尊重することが求められている。文化的伝統の中には、その価値観が開発や民主主義の進展とは相容れないものがあると信じている人がいる。だが、第2章で示したように、人間の進歩と人間の自由の拡大にとって、ある文化が

「劣っている」または「優れている」と主張するための裏づけとなる客観的な証拠はない。

国家は、国民を統一するためだけでなく、他国とは違ったアイデンティティを描き出すために国家としてのアイデンティティをつくり上げる。しかし、アイデンティティの概念を変えないと、他国の人々と物に対する病的な不信感を生み出しかねない。つまり、移住して行く人々が受入国やその価値観に対して忠誠心を持たないのではないかと懸念して移民の禁止を求めたり、均一化の力が自国の芸術や伝統を破壊するのではないかと恐れ文化財や思想の流れの阻止を求めたりしかねない。しかし、アイデンティティが単一であることはほとんどない。国内に、相互に補完的なアイデンティティが複数存在することは多くの国々における現実であり、人々は、集団、あるいは、その中にある小集団への帰属意識を持つのと同時に、国家への帰属意識も持っている。

非対称な力に取り組み

第4の原則は、特定の文化が、その経済力ゆえにその他の文化を支配することがないように、思想や財の流れにおける非対称性を取り組む必要があるということである。経済力と政治力が国、産業、企業によって違ってくるが、強い文化が広まり、その他の文化が衰退する原因となっている。莫大な資源を利用できるハリウッドの強力な映画産業は、メキシコの映画産業、その他の小規模な競争相手を締め出すことができる。有力企業は、先住民族より大きな資金力を駆使して、資源が豊富な土地の利用を勝ち取ることができる。大国は、世界貿易機関 (WTO) 協定における伝統的知識の認知に関する交渉で、弱小国に勝つことができる。力の強い排他的な雇用者は、無防備な移民

特別寄稿 先住民族と開発

人間的、文化的背景を持たない開発は、魂のない成長である。経済開発が本当に花開いたとき、それは人々の文化の一部となる。—1995年文化と開発に関する世界委員会

先住民族は人類の文化的多様性の大切さを強調し、またそれを身をもって示す人々である。しかし歴史的に見ると、先住民族は主流社会から除外され、同化政策や文化の抹殺に直面することもしばしばであった。先住民族は、自分たちの周りで成長を遂げつつある多文化社会において、これまでのような除外や周辺に追いやられた生活に終止符を打つための道を探している。彼らは社会に

貢献できるものを数多く有しており、この新たなミレニアムに人類が直面している大きな問題に関して、国内はもとより国際的な議論においても価値ある助言を行ってきた。2003年5月、先住民問題常設フォーラムはその第2回会議で、開発の過程において文化的多様性を認める重要性、そして、あらゆる開発が持続可能であることの必要性を強調した。第2回会議の第8号勧告では、「文化、環境、および社会に対する影響評価調査を義務付ける法的枠組みの制定」を求めている (P/2003/43)。さらに同フォーラムは、開発が先住民コミュニティの集団としての特徴に配慮せず、それによって意

義ある参加型開発の手法を大きく開きしている実態に対して懸念も表明した。

先住民族はダイナミックで生き生きした文化を持ち、現代社会における自らの立場を模索している。彼らは開発に反対しているのではなく、しかし、彼らはこれまであまりにも長い間、開発の犠牲となってきた。彼らは今こそ、持続可能な開発に参加し、そして、そこから恩恵を得ることを求めているのである。

Carla Santiago
オーストラリア、ペンリック・ワッツガ
国連先住民問題常設フォーラム議長

を不当に差別することができるのである。

投資と知識の流れ—先住民族をグローバルな世界に包含する

先住民族にとってグローバルゼーションは、自分たちの文化的アイデンティティ、土地に対する支配権、何世紀にも及ぶ知識と芸術的表現に対する脅威と映る (特別資料5.1参照)。彼らは、自分たちにとって先祖伝来の土地と知識が持つ文化的重要性が認知されることがないのではないが、あるいは、文化的遺産に対して十分な補償が支払われないのではないかと不安を感じている。このような状況下では、多くの場合、グローバルゼーションが非難的になる。

反応の1つは、グローバル経済に意図的に加わらず、財と思想の流れに抵抗するということである。もう1つの反応は、個人の選択または民主的な意思決定を考慮

感に入れることなく、伝統を伝統自体のために保護するというものである。しかし、この2つに代わる方法もある。文化的アイデンティティを保護するために、グローバル経済から遠ざかる必要はない。文化的伝統への尊重と、資源を利用する際の経済的利益の分配にもとづいて、先住民族を文化的にも社会経済的にも社会に組み入れる方法はさまざまある。

なぜ、一部の先住民族は脅威を感じるのか

先住民族をグローバルな世界へ包含することを確かなものとするうえで中核となるのは、中央政府と国際機関が、先住民族の先祖伝来の土地に対しての投資をどのように行い、伝統的知識をどのように保護するかということである。歴史的に先住民族が年功してきた土地は、鉱物や石油、ガスを豊富に埋蔵している場合が多い (地図5.1、表5.1、特別資料5.1)。そのため、採取産業を通じて国の経済

国	先住民人口 の割合
ボリビア	71.0
グアテマラ	66.0
ペルー	47.0
エクアドル	38.0
ホンジュラス	15.0
メキシコ	14.0
パナマ	10.0
チリ	8.0
エルサルバドル	7.0
ニカラグア	5.0
コロンビア	1.8
パラグアイ	1.5
アルゼンチン	1.0
ベネズエラ	0.9
コスタリカ	0.8
ブラジル	0.4
ウルグアイ	0.4

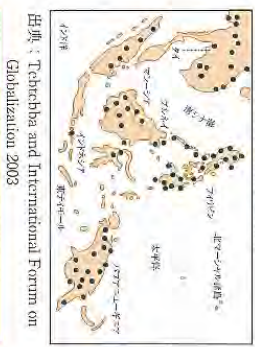
成長の推進と、先住民の文化的アイデンティティおよび経済的生活手段の保護との間に対立を生む可能性を持つ。また、地域社会が何世代にもわたって発展させ、地域社会が共同所有してきた先住民の伝統的知識、創意工夫、慣行は、農業や林業、保健医療分野で実用化できる可能性がある。この場合も、集団の所有権を認知すること、個人の権利を重視する現代の知的財産権制度を遵守することの間で、対立が起こる可能性がある。

採取産業 採取産業の活動もやり方によって、先住民の文化的アイデンティティと社会経済的公平性を脅かす場合がある。第1に、先住民が居住する彼らの先祖伝来の土地の文化的重要性に対し認識が十分な場合がある。先住民は、土地に対する精神的つながりが強く、このため彼らの中には、先祖伝来の土地の中での採取活動への投資に対して、いかなる場合も反対する人々がいる。たとえば、ボツワナのサン族の一部は、政府がカラハリ・ダイヤモンド社に付与した採掘許可に反対している。

第2に、採取産業が地元的生活手段に与える影響に対する、当然とも思われる懸念が挙げられる。鉱物の採掘の結果、地域社会の人里離れた強制退去と、農地の喪失が起こる場合、文化的アイデンティティの意識と持続可能な生活手段の両方が影響を受ける。パプアニューギニアのリヒル金鉱山は、リヒル島の人々の聖地を破壊し、また、彼らの狩猟によって生計を立てる能力を著しく低下させてしまった。

第3に、先住民は、意思決定のプロセスでも不平等な排除を受けている。そして、地域社会との協議が実現したとしても、それは満足のものからほど遠いことが多い。世界銀行は、そうした懸念を考慮して、チャート=カムルン間プロジェクトのプロジェクトの支援のため

地図5.1
開発途上国における採取およびインフラ関連活動の多くは先住民居住地域で行われている



出典: Teichgraber and International Forum on Globalization 2003

に新しい手法を用いた。それは、必ず監査を毎年公表し、腐敗行為を減らすために、純益を除外の口座に預けることを法律で定め、さらに、収益の10%は、未来の世代基金 (Future Generations Fund) に割り当てるといったものである。市民社会の代表や多数の野党が、監視委員会に参加することか決められた。プロジェクトは、世界銀行の環境評価と再定住に関する保障政策を遵守することが義務づけられた。また、小規模の森林地区が喪失したことへの賠償として、新たに2つの国立公園が計画された。同プロジェクトを見ると、国際機関が、当事者の

能力を育成し、透明性を確立させ、目標に定めた利益の分配を実現するために実施している革新的な取り組みがよくわかる。その一方で、一部の先住民の集団は、この取り組みが不利であったと考えている。バイラインの影響を受けたバズリ (Bazvili) 族 (カムルンのドグミー族) のうち、プロジェクトで雇われた人の割合は5%に満たなかった。補償もほとんど支給されず、約束どおりに供給された医療施設はごくわずかだった。国の制度や組織が非常に脆弱な場合は、プロジェクトの参加者は、十分に計画されたプロジェクトであっても効果的に実施するには大きな困難に直面する。だからといって、投資を停止しなればならないというわけでもない。むしろ、これは、いっそう大きな努力が求められることを意味している。

第4に、十分な補償を受けることなく、自分たちの物理的資源が不正に利用される場合、先住民はだまされたと感じる。ペルーのカハマルカ地方にあるヤナコチヤ金鉱山 (ペルーと米国の鉱山会社と国際金融公社 (IFC) の合弁事業) で、地元住民の間では極めて限定されていた。税金の一部が先住民居住者に振り分けられることになっていったが、受け取った金額は約束額よりも少なかった。エンプトルは、ラテンアメリカで確認されている限りで最大級の石油埋蔵量を有する。企業は、アペマン開発のための特別基金に約3000万ドルの税金を納めるが、そのうち先住民のコミュニティに回す金額はごくわずかである。

これらの問題は、資源に対する同家の主権と、先住民の先祖伝来の土地と、そこに埋蔵される鉱物資源に対する彼らの特別な権利とが衝突していることを明らかにしている。たとえば、エンプトルの憲法は、先住民のインディオに対し、彼らの先祖伝来の土地の石油とガスに対する

する権利を一切付与していない。そのような権利が、憲法で保障される必要は必ずしもないが、その一方で、先住民が自分たちの先祖伝来の土地における資源の利用に関して発言権を持つことは必要である。

伝統的知識 先住民集団の伝統的知識は、共有財産であるとともに、時として精神的重要性を持つ。知的財産権制度では、伝統的知識の共有財産と精神的重要性のいずれも認知していない法律は、識別可能な作者もしくは発明者個人の著作物を保護し、他人がどのようにして著作物を利用することができるかを詳細に定める。ペルーのインディオ、ケチュア族は、伝統的知識の商業的な採取に反対しているが、彼らにできることは極めて少ない。ニューゼーランドのマオリ人は、自分たちの知識が公開されるとしても、それを利用する権利は自動的に生じるものではないと考える。つまり、その権利は、集団の権利として確立されなければならないと考えるのである。

また、知的所有権の付与が適切に行われていない場合、数世代にわたって伝統的知識を創り出し、保護し、発展させてきた地域社会が、その利用に対する補償を受けられないという危険性もある。特許保護の資格を得るためには、発明は、新規であり、まだ知られていないものであり、産業に有用である、という3つの厳格な要件を満たさなければならない。伝統的知識が常にこれらの要件を満たすとは限らないことから、国際知的財産権制度は、明らかに伝統的知識を保護するものではない。研究者が新しい製品を開発したとき、明らかに、伝統的知識を盗用して、特許を申請することは可能である。著作権保護もまた、盗用されたものに不当に付与される可能性がある。

伝統的知識の不正な利用は、故意であるとは限らない。時として、伝統的知識

国内に、相互に補完的なアイデンティティが複数存在することは多くの国々における現実である。

知的所有権の保護が適用されない公有に属するものとして取り扱ったために、不正利用が生じることがある。伝統的知識は、地域社会の中では（時にはその外側でも）公に知られていることから、その他の種類の知的財産に比べて、それを発展させてきた地域社会への補償なしに盗用されやすい。北欧カーミテッド社は、たとえ自分たちの知識が周知されているとしても、公有の原則を適用することは、地域社会への（補償金支払いの）義務を無視するのだと主張している。世界的知的所有権機関（WIPO）と貿易関連知的所有権に関する協定（TRIPS）で管理される国際知的所有権制度とは異なり、生物多様性条約では、伝統的知識を認めている。第8条（i）項は、締約国が、先住民社会や地域社会の知識と創意工夫を守り、維持しなければならぬことを明記している。このほか、「そのような知識を有する者の承認および参加を得」たうえで、伝統的知識のより広い範囲への適用を促進するとともに、「利益の公平な分配」を奨励している。同条約の第10条（c）項は、「伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行」を奨励している。今後取り組むべきことは、先住民社会の利益のために伝統的知識を保護し、社会のより広い範囲で適切な利用を促進するために、複数の異なる国際的知的所有権制度の規定を調整するための方法を見つけることである。

権利の保護と利益の分配のための政策の選択と課題

国内に、相互に補完的なアイデンティティが複数存在することは多くの国々における現実である。先住民の問題に取り組むには、人間開発という目標に向かって前進させるための世界的な、そして国家レベル、企業レベルの政策が求められている（BOX 5.3）。

国際機関はすでに、いくつかの問題を軽減するための方法を模索している。世界銀行は2001年に、どのようにしたら探鉱プロジェクトが貧困削減や持続可能な開発に資するかを特定するために、採取産業の再調査を委託した。政府、非政府組織、先住民組織、産業界、労働組合、学界との協議にもとづき、2004年の世界銀行の報告書は、貧困層重視の公的ガバナンス（統治）と企業ガバナンス（統治）、効果的な社会政策と環境政策、人権の尊重を提言している。世界知的所有権機関（WIPO）総会は2004年10月に、「知的所有権、遺伝資源、伝統的知識および民間伝承に関する政府間委員会」を設立した。同委員会は現在、先住民の参加を拡大しながら、伝統的知識を保護する仕組みの見直しを行っている。

先住民が投資や思想や知識の流れから本当の意味で利益を得られ、彼らの関心事がより効果的に考慮されるような方法で、国際規則および国内法を継続的に調整していくためには、国と国際機関の協力が必要である。それには、3つの措置が不可欠である。

- 先住民の物的財産および知的財産に対する権利をはっきりと認知する。
- あらゆる資源の利用に際し、先住民社会との協議と彼らの参加を義務づける。それによって、十分な情報にもとづく合意を確保する。
- 利益を共有する機会を開発することで地域社会に力を与える。

企業あるいは国家のプロジェクトが、先住民の土地などの資産を不当に利用しようとする場合、それらのプロジェクトへの融資は取りやめるべきである。また、伝統的知識を盗用した者に与えられた特許は無効とされるべきである。

権利を認知する 先住民の資源に対する権利を明示的に承認する法律を有している国はたくさんある。知的所有権に関

BOX 5.3 民間企業と先住民は開発のために力を合わせるができる

民間企業が先住民と協力して事業を行い、その過程で利益を得ることは可能だろうか。もちろん可能である。次の事例を考察してみよう。

ポリジニの男性たちは機械操作の訓練を受け、事業は地元コミュニティとの契約で進めることになる。ハバースレイ社は、このために6000万ポンド以上を投資することになった。

米国、レッド・ブックス鉱山 1970年代、北西アラスカのイヌビヤットの人々は、コミンコ社が川をつけたレッド・ブックス地区の垂糸・銅鉱床の開発を阻止することに成功した。北西アラスカ・ネイコ社は、数年前にわたる交渉の後、1982年に採掘を認める協定を結んだ。コミンコ社はイヌビヤットに対し、鉱区使用料の形で補償金を支払い、NANAの代表者を諮問委員会に加え、先住民を雇用し、環境を保護することに同意した。レッド・ブックス鉱山はノーエスエス・アークティックに、税金の代わりに24年間で7000万ポンドを支払うことになっている。コミンコ社は、事業で雇用されたNANAの株主はほぼ全員を対象にした技術訓練費用として、1998年までに880万ポンドを出資した。またNANAは、この事業が自給自足活動に与える影響を監視し、浸透に流れ込む降水量を削減するよう働きかけを行った。コミンコ社では、イヌビヤットの従業員が伝統的な生活様式を維持できるように、労働時間を柔軟に設定している。

ハバースレイ・アイアック社は、1960年代半ば以来、天然資源の豊富なピルバハ地域から採掘した鉱石を輸出している。当時ポリジニは福祉に依存し、いくつかの町にのみまっけて居住していたが、同社が熟練した労働力を必要としたことから、多くの先住民がこの地域に押し寄せた。ポリジニの集団は新たな鉱山開発への反対を開始し、彼らの伝統的居住地域で行う同社の事業活動について話し合いを求めた。1992年、ハバースレイ社はポリジニ訓練連綿部（Aboriginal Training and Liaison Unit）を設けた。それによって同地域で彼らに職業訓練を行い、事業開発を進め、インフラ整備や生活改善を行った。その一方でポリジニの先祖からの遺産や文化を保護した。1997年には、グララ・アポリジナル・コーポレーションが新規鉱山を開発するため、ハバースレイ社と合併事業契約を結んだ。ア

出典：International Council on Metals and the Environment 1999

する英国委員会（the UK Commission on Intellectual Property Rights）は、2002年報告書の中で、特定の状況に対応するために国内法が必要であることを論じた。フレイピンは、先祖代々の土地と先住民の知識の利用、および利益の公平な分配のために、十分な情報にもとづく合意を義務づける法律を有している。グアテマラの法律は、国が保護することを通じて、伝統的知識と文化的表現のより広い範囲での利用を促進している。パ

ンガラデジシム、フレイピン、アフリカ連合は、地域社会の慣行や、生物資源とそれに関連する伝統的知識に対する地域社会単位の権利を認めている。

参加と協議を義務づける 地域社会を意思決定に参加させることは、民主的というだけでなく、将来、プロジェクトが失敗するのを予防するのにも役立つ。ペルーのアソクミナ亜鉛・銅鉱山では、ヤナコチャ鉱山の経験を教訓に、2001年の操業開始にあたり、先住民社会

伝統的知識の保護には、多くの場合、知識の文書化が不可欠である。

を意思決定に関与させた。だが、国議は有意義でなければならぬ。そのためには、影響を受ける集団を慎重に特定し、プロジェクトの子想される代償と利益に関する完全な情報を提供することが求められる。

このほか、国議を通じて、遺伝子資源と伝統的知識の不正利用を防ぐことも可能である。各回で、特許を付与するに先立ち、植物、その他の遺伝物質の原産地を明らかにすることを要求するようになっている。アンデス共同体、コスタリカ、インドなどでは、この条項を法合に盛り込んでいる。

インドの伝統知識デジタルライブラリー (the Traditional Knowledge Digital Library) や中国における類似の取り組みが示すように、伝統的知識の保護には、多くの場合、知識の文書化が不可欠である。ラオス人民民主共和国は、伝統医療資料センター (Traditional Medicines Resource Centre) を持っている。伝統的知識の多くが口伝されているアンゴラでは、文書化することにより、価値も受けられずに知識が喪失されてしまう可能性が減少するだろう。しかし、ラテンアメリカの先住民族の中には、文書に記録することにより、彼らの知識の利用が容易になるため、採収が助長されるのではないかと心配する人々もいる。

文書化によって、権利が侵害されることはない。それは、知識を書面で保存することともに、他人がそれを自分のものとして主張するのを防ぐ。世界的所有権機関 (WIPO) には、伝統的資源および遺伝子資源データベースおよび登録用リソースサイト (Online Portal of Databases and Registers of Traditional and Genetic Resources) があり、特許審査官はそれを利用して、国際農業研究協議グループは、このサイトに独自の情報をリンクし、またインドは、保健

医療遺伝子データベース (Health Heritage Test Database) を提供している。

利益を分配する 採取産業で利益を分配するには、教育、訓練、地元住民の優遇雇用、金融的補償、事業機会を提供、環境に對する取り組みなど、さまざまな機会がある。先住社会が土地の97%を所有するパプアニューギニアでは、いくつかの小規模な農業プロジェクトによって貧困削減を支援してきた。アロク山では、鉱山会社が、十分に計画を練ったうえで閉鎖を行ったことで、鉱山のインフラ設備を材木の植林事業の開発に利用することができた。植林事業は、鉱山閉鎖から35年間経過後も依然として財政的に成り立っている¹⁾。その他の例でも、企業が、意思決定と利益分配に地元地域社会を参加させることによって、成功してきた。

知的所有権制度の枠組みの中で伝統的知識の保護に関する多国間交渉が継続する一方で、各国は、既存の制度を利用する方法を見いだしつつある (BOX 5.4)。カナダンでは、工業デザインによって製造と装飾性を保護している。ベネズエラとペトナムでは、産地表示によって酒類と茶類を保護している。オーストラリアとカナダの伝統芸術には、著作権と商標が用いられている。これらの措置は、多くの場合、地域社会に金融的利益をもたらしてきた。

WIPOの議論の中心は、どのようにして各国独自の取り組みが知的所有権条項を補完できるかということである。提案の1つに、補償責任アプローチ (compensatory liability approach) がある。これは、特許権者と伝統的知識保有者の両者に権利を認めるものである。特許権者は、伝統的知識の資源を利用するために義務的認可を得なければならぬ一方、伝統的知識保有者は、特許保有者

BOX 5.4

伝統的知識を保護するための知的所有権を行使する

伝統的知識を尊重するということは、伝統的知識を世界から隔離することを意味するのではない。そのような知識の源であるコミュニティに恩恵をもたらすような形で、知識を利用することを指すのである。

オーストラリアの知的所有権法は、伝統的知識には適用されないが、先住民族が提供した製品やサービスには、それを特定し、認定する認証マークが与えられる。1995年のミルブルル (Milpurrurru) 裁判では、アボリジニのデザインが事前の承認なしにカーペットの柄として使われていたことが争われた。裁判は、商標権の侵害による「文化的損害」があったとして、7万豪ドルの損害賠償の支払いを命じた (WIPO 2003c による)。

光サービズなどが含まれる。著作権法によって、本影り製品、歌、彫刻といった伝統にもとつた作品が複製されているのである。1999年にはスヌーニーミュージックシュー (Sunnymuxx) ・フアースト・ネーションが、商標権法を盾に10の宗教的な岩面彫刻 (岩に施された古代画) の不法複製を阻止し、その絵を使っている製品の販売を中止に追い込んだ。

バルムバム (Balum Bulum) 裁判では、先住民族は、自分のコミュニティに對する信託義務 (fiduciary obligations) を負っており、コミュニティの慣習法に反して先住民芸術を私的に利用してはならないという判決が言い渡された。

このほかにも、伝統的知識と慣習法体系を明確に認めている国がある。グリーランドでは、イヌイットの伝統法を自治政府の法制度に取り入れていた。過去150年以内にわたって記録されてきたイヌイットの文獻には、文化遺産が記録されている。文化遺産は、ダイナミックな生き生きとしたものとしてとらえられており、必ずしも伝統的なものだけに限られているわけではない。伝統的な文化表現と、現代的な表現とが共に尊重され、平等な法の庇護を受けている。

より広く知られているのが、アンリカ南部のサン・フアンバプティスタである。1937年、ある文化人類学者が、サンバは肌と髪を染めるためにホーダイアサボランを食

カチカチでは、伝統的なシンボルを守るために商標登録を行っている。商標登録には、食品や衣料、またフアースト・ネーションが提供する製

より前の時代にコロンビア地域に居住していた先住民族の名前で、国家の貴重な遺産と見なされたのである。

出典：Commission on Intellectual Property Rights 2002; WIPO 2003c

に特許使用料を支払って、特許取得済みの発明を商業化する権利を得る。この仕組みは、科学の進歩を制限することなく、経済的に意味のある利益の分配を実現する。

投資と知識の流れを促進することによって、グローバル・セッションは、何世紀にもわたる独自の資源を発展させてきた先住民族を認知することができる。しかし、国際貿易と投資に関する国内法と国

際法は、また、先住民族の文化に敏感に対応し、慣習上の所有権に配慮しなればならない。国家や、企業や、国際機関が、そしてまた先住民族が、民主的な決定を行う限り、参加と利益の分配を通じて、文化的アイデンティティを尊重し、社会経済的な公平性を促進していくことは可能である。

文化財の流れ—創造性と多様性を通じて選択肢を拡大する

グローバルゼーションは、何世紀にもわたり独自の資源を発展させてきた先住民族を認知することができる。

多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドが1994年に妥結にいたる土壇場で、フランス映画の製作者、俳優、監督からなる集団は、貿易規則の条項から映画およびその他の娯楽商品を除外する、「文化的例外」条項を盛り込むことに成功した。同条項は、貿易商品としての文化財の特別な性質を認めている。ウルグアイ・ラウンドの条文は、各国が貿易協定から文化財を除外するともに、自国の文化産業を保護する政策を採用することを、その他の貿易協定で承認するうえでの前例となった。貿易における文化財の一部適用除外は、1994年の北米自由貿易協定 (NAFTA) にも書き加えられた。1988年のOECDにおける多国間投資協定の交渉をめぐる激論の中でも、文化的例外は、最も激しく意見が対立した問題の一つであり、交渉決裂の原因でもあった (BOX 5.5)。

2003年にカンヌで開かれたドーハ・ラウンドに向けた準備合会で、貿易促進、政府調達における透明性、貿易と投資、貿易と競争といった、いわゆるシンガポール問題をめぐり、交渉は失敗に終わったと伝えられている。米国は、インターネット関連の娯楽活動が交渉に持ち込まれるのを避けるために、文化的例外の延長に際して凍結を求めている。2003年11月にマニラで開催された米州自由貿易圏大臣会合も、同じような文化財の問題に直面し、明確な合意には至らなかった。

このように、文化財をその他の商品と同様に扱うべきか、それとも例外とすべきかという問題は、国際貿易交渉において激しい議論を呼んできた。いまだに立場は、極に分かれている。一方は、文化商品はリンゴや車と同じ商品であ

り、したがって、国際貿易のあらゆる規則の対象となると考える人々である。他方は、文化商品は、価値観、思想、意識を伝えるものであり、したがって特別な取り扱いを受けるに値する資産であると考える人々である。

なぜ文化的例外措置に大衆の支持が集まったのか

文化的例外措置は、政治家が無視することのできない一般大衆の支持を得てきた。文化的例外という考え方は、自国の文化がグローバル市場の経済的勢力に押し流されるかもしれない、自分たちの文化的アイデンティティが脅かされるのではないかと、恐れる人々の懸念にตอบสนองしている。最も極端な文化的例外の擁護者にいたっては、外国の映画やテレビ番組が外国文化を広め、やがてその国の文化と伝統的価値観を消し去ってしまうのではないかと危惧している。

外国製品の禁止を擁護する大勢の人々の動機が、民族主義、伝統主義、ならびに経済的利益であることは疑いない。しかし、文化的選択が求められると予測する人々の不安は、正しいのだろうか。実際は、外国製品の自由な流れは、文化的選択肢を拡大するものであり、国の文化へのかわり方を弱めるとは限らない。世界中の若者がラップを聴くが、だからといって、フランス音楽や各地の民俗音楽の伝統の萎縮を意味するわけではない。外国の影響を遮断する試みは、限られた効果しか及ぼしてこなかった。韓国は1998年によくやく半世紀に及ぶ日本の音楽と映画の禁止の漸次撤廃に踏み切った。しかし、韓国の人々は、禁止が緩和されるずっと前から、日本の大衆文化、特にアニメと漫画に接することができていた可能性は極めて大きい。外国からの影響を制限すれば、文化的自由は促進されない。しかし、だからといって文化財

BOX 5.5 文化財をめぐる議論と多国間投資協定の惨憺たる結末

1994年にウルグアイラウンド貿易交渉が終わった後、一部の国々から国際的な投資の流れを自由化した、規制したり、強化したりするための体制づくりを望む声が上がった。それが1998年の多国間投資協定 (MAI) のきっかけとなった。この協定の目的は、約1600もある二国間投資協定に代わって単一の多国間規制枠組みを設けることにある。協定では、数ある条項の中でも、特に投資規則と海外の投資家に対し、無差別に「内国民待遇」の原則を盛り込む条項を導入することに重点を置いていた。それによって、海外からの投資に対する差別的措置を撤廃し、投資の流れをスムーズにするために、投資とサービスの取引に規則を適用する際に、原産国が問題とされないようにしようという意図があった。

しかし、この協定 (MAI) がOECDで交渉される過程で、多くの国が例外や留保を追加し、その構想は弱められてしまった。フランスは、MAIが文化産業に与える影響を懸念し、国内産業の助成あるいは保護のために行動する余地を失うことを恐れ、文化産業に関する特別条項を提案した。文化財をその他の商品

と同様に扱うことを含め、交渉に付して異議を唱える声が高まったことが動機になって、オーストラリア、カナダ、インド、ニュージーランド、英米、米国の非政府組織が、フランス政府の協定反対運動に加わった。MAIの取り組みは失敗に終わったのである。この経緯を見ると、この問題がいかに大きな問題であるかということ、そして、各国の文化的多様性に影響を与えるサービス取引と投資に関する今後の交渉はさらに複雑になるであろうということがわかる。

図5.1 国際映画市場 (米国以外) において、総興行収入で歴代上位を占めたのはアメリカ映画だった 2004年4月

順位	アメリカ映画	年	原産国	総興行収入(百万ドル)
1	タイタニック	1997	米国	1,256
2	ロスト・オア・シンダ/王の帰還	2003	米国	696
3	パイレーツ・オブ・カリビアン/黄金の海	2001	米国	651
4	パイレーツ・オブ・カリビアン/呪われた船	2002	米国	604
5	ロスト・オア・シンダ/二つの塔	2002	米国	581
6	ジュマンジ/ジャングル	1995	米国	563
7	ロスト・オア・シンダ/熊の仲間	2001	米国	547
8	パイレーツ・オブ・カリビアン/ゴースト・オブ・シー	2003	米国	513
9	パイレーツ・オブ・カリビアン/ゴースト・オブ・シー	1996	米国	505
10	タイタニック/エンディング・オブ・ゲームズ	1999	米国	491

アメリカ映画以外

44	千と千尋の神隠し	2001	日本	254
69	ワイルド・シング	1997	英国	211
86	タイタニック	1994	英国	191
96	パイレーツ・オブ・カリビアン/呪われた船	2001	英国	183

出典：The Internet Movie Database 2004

文化財をその他の商品と同様に扱うべきかという問題は、国際貿易交渉において激しい議論を呼んできた。

にその他の商業財と異なる部分がないという点について、意見の対立はほとんどない。

なぜ文化財は違うのか。文化財は、思想、象徴、生活スタイルを伝え、また、それらを生み出す地域社会の固有な部分である。文化財が開花するためには、ある程度の公的支援が必要であるという点について、意見の対立はほとんどない。博物館、パレウ、図書館やその他の文化商品やサービスへの助成金は、すべての自由市場経済で広く見られ、受け入れられている。

意見の不一致が見られるのは、映画と視聴覚製品は文化財か、それとも単なる娯楽かという点においてである。映画とテレビ番組が、固有な芸術的価値を備えているかどうかには議論の余地があるが、生活様式の象徴という意味で文化財であることは明白である。映画および視聴覚製品は、生活スタイルの強力な伝達者であり、社会的メッセージを運ぶ（特別資料5.1参照）。そして、強い文化的影響を及ぼす可能性を持っている。事実、映画および視聴覚製品は、アイデンティティにかかわる選択に影響を与えるという、まさにその理山のために、争論的になるのである³³。

なぜ文化財には公的支援が必要なのか。文化財に対する公的介入に賛成する議論の背後にある理由は、文化財が消費され、制作される方法に関係がある。いずれも、大きな資金を利用でき、映画とテレビ番組の非対称な流れを生み出している大型経済と大型産業に有利である（図5.1）³⁴。

• **文化財は体験財（experience goods）である** 文化商品は、体験を通じて消費される。それらの財が持つ主観的な性質ゆえに、消費者は、それを使い終るまで、々に人るかどうかわからない。したがって、価格は、商品の質、あるいは、消費者に与えることが予想される満足感を反映しない。販売促進活動、宣伝、商業的評論が、消費者の主たる情報源であり、口コミによって増幅される。このような販売促進と配給のための資金を自由に使えば使えるほど、制作者が非常に有利になる。各国の細かな制作者の多く、特に途上国から発信しようとしている制作者は、市場への参入に苦心することだろう。

• **大規模制作者は、規模の経済の恩恵を受けることができる** 相対的に規模が小さく、資金に恵まれていない制作者は、多くの文化産業の中でも、とくに映画、その他の視聴覚製品の特徵である「規模の経済」を享受することができないため、これらの市場では不利である³⁵。映画の制作費は、それが一度上映されようとも、100万回上映されようとも同じである。上映回数が多い

れば多いほど、収益は高くなる。国内需要も大きく、映画の中で流されている言葉を理解する人も多く、宣伝活動も強力なおかげで、映画が大市場に進出できれば、国際的な成功を収める可能性は格段と高くなる。その他の文化財についても同じことが言える。より大きな財力を持つ国や企業は、大市場を支配し、他に大きな制作者がほとんどいない市場で独占的な優位を享受することによって、規模の経済の恩恵を受けることができる。（表5.2）。

政策の選択肢と課題—保護かそれとも促進か？

これらの理由から、文化財や創作活動を市場の手に任すならば、それらは衰退し、多様性が低下する可能性がある。では何が解決策になるだろうか。文化的保護主義と割当制度だろうか。それとも、制作助成金だろうか。

保護 過去の「人間開発報告書」が論じてきたように、輸送品の流れを減少させるために障壁を高くすることは、問題を生む恐れがある。これは、文化財の貿易にもあてはまる。輸送品を減らす、または阻止するための貿易障壁は、多様性と選択の幅の拡大を妨げる。それにもかかわらず、数多くの国々が、国内で制作されるラジオ番組やテレビ番組、映画の制作および放送に対し、最低限の市場占有率を保障するために、割当制度を設定してきた。ハンガリー³⁶は、公営チャンネルの15%を同番組に割り当てている³⁷。また、毎年定められる国内での最低上映回数をもとにした韓国の映画割当制度は、国内での韓国映画の市場占有率とその輸出の増加に貢献したと思われる。しかし、割当制度にもとづく強引な政策が、常に作品の種類と選択の幅の増大をもたらしてきたとは言えない。一部の批評家は、割当量が多いと、国内の制作者は制作費用を低く抑える努力をせず、割当制度に依存する傾向を強めると指摘する。このほか、保護は、作品の質を低下させかねないと主張する人もいる³⁸。

促進 一部の国は、貿易については開放政策をとったまま、健全な文化産業を維持することに成功してきた。フランスとイタリアは、規制上の優遇措置をはじめ、国内産業を支援するための財政的奨励策を行っている。ハンガリー³⁹では、テレビ収入の6%をハンガリー映画の制作費に充当している。フランスは、映画産業支援のために年間およそ4億ドルを支出している。同国の映画産業は、欧州の映画産業の中では良好な業績をあげている数少ない例の一つであり、毎年180を超える作品を制作している（BOX 5.6、特別資料5.1）⁴⁰。世界的な成功を収めた仏銀合作映画「アメリ」は、同境を超える共同制作の可能性を示すものである⁴¹。

撮影所と設備に対する支援を提供することも可能である。エジプト映画協会は1996年以来、市民協力で調達した資金を用いて映画撮影所を建設してきた。その他の開発途上国も、同様の試みを行っている。すべての助成金に言えることだが、うまく機能させるためには課題がある。助成金を付与する基準は誰が決定すべきだろうか。また、そのような決定はどのように行われるべきだろうか。これらの施策は、おもに国内市場の大きさに左右される（表5.2参照）。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）の2001年に採択された「文化の多様性に関する世界宣言」は、持続可能な開発のための文化的および生物的多様性に関する円卓会議、フランス語圏首脳会議、国際文化政策ネットワークの年次会合、5月21日を「対話と開発のための文化的多様性世界デー」と宣言した国連決議など、文化的多様性の基準設定への取り組みを

表5.2 国内映画および視聴覚産業の促進に向けた政策選択—市場と産業の規模は重要

	長所	短所	解決のための政策
大規模な制作国 (200作品以上)	大きな国内市場と幅広い視聴者によって、高収益が得られる。	市場競争や文化的、芸術的な映画作品を減少させる。	独立系の映画制作者とその専門配給業者を奨励するための特別な規制誘因措置をとり、映画制作数を増やす。
中規模な制作国 (20作品から199作品)	行政や法的な財政支援が、国内のインフラや市場を保護し、公的部門が役割を果たして、質の高い映画の制作を可能にする。	国内法の法的裏づけを持つ保護主義が、映画の国際自由貿易を妨げる可能性がある。	新たな国際法の法的枠組みにより、より優れた均衡のとれた取引を可能とし、それによって国内の映画制作能力を強化させる。
小規模な制作国 (20作品未満)	創造性は、技術力の高さや組織力の数年または財政的制約に左右されることはない。資金は非常に限られているが、即時に収益が求められることはない。	小さな国内市場は、映画業界への投資が、構造的に欠如していることを反映したものであり、それが、国の制作作品数を抑制している。不平等で非対称な国際取引上の権行も、国内における制作を減少させる原因となっている。	通信技術やコンピュータ技術と同様、デジタル技術を使うことで、新しい、低費用の映画制作ができる機会が創出でき、よって映画の配給と制作面での障壁の克服を可能にする。

出典：人間開発報告書事務局がUNESCO 200aにもとづき作成
人間開発報告書 2004

BOX 5.6 国内の文化産業支援におけるフランスの成功

「文化的例外 (Cultural exception)」(文化に対する例外措置) は、ウルグワイランド貿易交渉の際に導入され、1990年代半ばには、フランス政府が顧問として主張したものである。この措置にもとづいて、フランスは日本文化財の制作の促進と、そのための資金を提供してきた。これは文化産業への公的支援が成功した例である。

フランス政府は、公共放送の番組として人気を集めている、フランスの小説のテレビ版制作を助成している。

出典: Financial Times 2004

またラジオ放送では、最低40%はフランス語放送にするという割り当てを課している(カナダも同様の制度を設けている)。これらの措置は、それがなければ国内市場へ参入できなかったかもしれないフランスを欧州最大の映画制作大国へと押し上げ、ハリウッドとの競争でも十分渡り合うことを可能にした。フランスはこの文化に対する例外措置を堅持し続けているが、今後どうなるか、新たな脅威となるのは、ハリウッドやWTOといった容易に予想できる敵ではなく、実はブリエッセル(欧州議会の所在地)なのである。欧州委員会は、各国の国内製品の制作に対する助成額を制限することを検討しているのである。もし新しい規定が承認されれば、外国映画の処置によって国家のアイデンティティが失われることを恐れる各種団体から、強力な反対の波が押し寄せることだろう。

表5.3 外国で生まれた人の割合、上位10都市 2000/2001年 (%)

マイアミ	59
トロント	44
ロサンゼルス	41
バンクーバー	37
ニューヨーク	36
シカゴ	33
シドニー	31
ロンドン	30
パリ	28
出典: UN HABITAT 2004; U.S. Census Bureau 2004b; World Cities Project 2002; Australian Bureau of Statistics 2001; Statistics Canada 2004	23

促進するための、数多くの国際的な取り組みの発端となった。文化的表現の多様性を確保するための、法的拘束力を持った条約をつくる準備作業は始まっている。

また、文化産業の振興や強化も支援すべきである。随分によって、国内市場を創出するために必要なインフラ整備や技能開発を支援したり、地元の商品が国際市場に参入する手助けをすることができ。中小企業のための新規事業開発を支援する機関があれば、音楽、ファッション、デザイン分野の中小企業の振興を進めることができる。書物の翻訳、および地元映画に国際語の字幕や吹き替えを入れるための資金には、国際的な資金を動員することができる。これらの分野の技能は、ビジネススクールのほか、文化産業の経済交流を通じて、正式な育成が可能となるだろう。

異文化に親しむための観光や世界観光機関とのパートナーシップによって、受け入れ社会への助言を広めることができる。さらに、議会、文化省、全国統計局との協力によって、文化的交流、データ

収集、政策立案に関する、最善の方法について情報を集めることもできる。

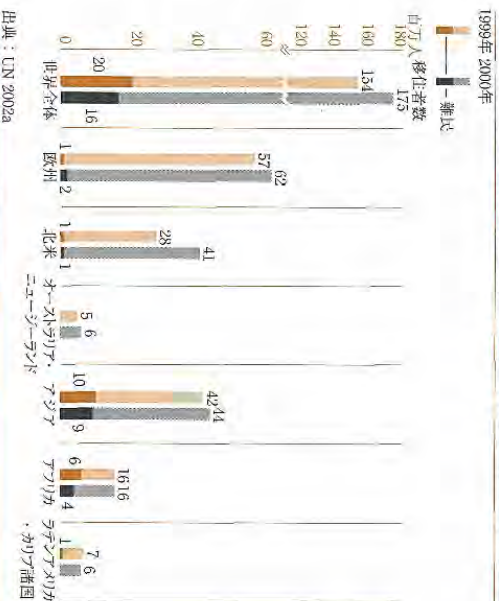
人の流れ—世界市民のための複数のアイデンティティ

トロントとロサンゼルスに住民のうち、海外で生まれた人の割合は約半数に上り、アビジャーン、ロンドン、シカゴ(表5.3)、その割合は4分の1を超える(表5.3)。グローバルゼーションが原動力となり、過去10年間に移住者の数は、とくに西欧諸国、北米諸国、オーストラリアといった高所得諸国において急増した(図5.2)。また、インターネットの利用の増大と、飛行機の低コストに伴い、出身国との緊密なつながりを保つ移住者が増えている(特別資料5.1参照)。さらに、グローバルゼーションは、文化的集団を結び付けているだけでなく、異なる人々の行動も変化させている。民主化と人権尊重の高まりは、政治的自由の拡大と、平等な処遇を受けすることに關する権利意識や、抗議は正当であるという意識を生んでいる。

移民問題は、送出国、受入国の双方に数多くの問題を生む。受入国は、文化的自由の諸問題に苦慮する。イスラム教の女性徒は、フランスの公立学校においてスカートを着用することを認められるべきだろうか(BOX5.7)。同様に、米国の学校ではスペイン語で教育が行われるべきだろうか、あるいは、カナダのシーク教徒は、通常のヘルメットの代わりにターバンを巻いて二輪自動車に乗ることを認められるべきだろうか、といった問題をめぐっても、様に激しい議論が展開されている。移民は、自らの文化的アイデンティティへの認識の不足に対してと同様に、雇用、住宅、教育における差別に對しても抗議する。多くの国で、彼らのこのような問題意識は、自国のアイデンティティと価値観まで脅かされるのではないかと不安に思っている受入国の住民の抵抗に遭う。移民に反対する人々は、「彼らはわれわれの生活様式と価値観を取り入れない」と言う。それに対し、移民社会とその支持者は、「われわれの生活様式と文化、そして人権を尊重するべきだ」と反駁を加える。

対応策の1つは、移民が被る社会的、経済的、政治的排除と、生活様式の排除の両方に取り組み、彼らのアイデンティティを認めることを通じて、多様性を認知するとともに、移民を社会へ包含することを促進することだろう。もう一方の反移民集団が提唱する対応策は、人の流れに對して国を閉ざし、多様性の増大傾向を後退させることであろう(図5.3)。たとえば、フランスの国民戦線党の政治路線は、家族や会プログラムの廃止、不法滞在在外国人の追放、出身国への移民送還プログラムの開発、雇用と社会扶助、その他の分野における市民優遇措置などによって、移民の流れを阻止することを提案している¹⁶。イタリヤの北部同盟と国民同盟(ともに連立政権の構成政党)

図5.2 欧州、北米、オーストラリア、ニュージーランドへの移住者はかつてないほど増加したが、難民の割合は依然として少ない。1999~2000年



は、イタリヤにおける雇用契約のある人々だけに移住を認め、不法移民をなくすことを目的に諸国に援助供与するという法律を導入しつつある¹⁷。

しかし、もし実際には多様性が国の文化を脅かしていないとするならば、多様性の認知が、移民に對して国を閉鎖するかという選択は、間違っているかもしれない。

文化的多様性は、一国の文化にとって脅威なのだろうか

移民は国の価値観を脅かすという不安を抱いている人々の論点は、以下の3つである。すなわち、移民は「同化」せず、その国の核となる価値観を拒否する。移民文化と地元文化は衝突し、必ず社会的対立と分裂をもたらす。移民文化は劣っており、もしそれが容認されれば、それによって、進歩の停滞や、経済的、社会的発展が減退する原因となる。このような主

図5.3 ますます多くの政府(實名を問わず)が、移民を抑制している。1976~2001年



BOX 5.7 イスラム教スカーフ問題に揺れるフランス

フランスの公立学校で、イスラム教の女子生徒はスカーフの着用を許可されるべきだろうか。スカーフ着用が許されれば、政教分離 (laïcité) と信教の自由の尊重という原則に矛盾することになるのだろうか。信教の自由は、公共の場に一切の宗教色を持ち込まないことを意味するのだろうか。それともこの問題は、イスラム教徒の移民社会に対する差別意識から派生しているのだろうか。あるいは、スカーフは、男性に対する女性の服従を反映したものであろうか。賛成、反対双方の立場がこれほどまでに激しく対立し、また文化的多様性の受容をめぐる深い問題提起がなされたのは、近年まれに見るケースである。

問題の発端は1989年にさかのぼる。ある中学校が、イスラム教のスカーフを着用していた3人の女子生徒を、フランスの政教分離の原則に反するとして退学処分にした。このことが人々の間で極めて大きな議論を巻き起こした。最高行政裁判所は、宗教的なシンボルを身に着けることそれ自体は「著しく目立つか、攻撃的な」性質のものでない限り政教分離の原則に反しないとの判決を下した。教育省は、以後同様の問題が起こった場合に対応するため、特別調停官1人を任命した。

それからしばらくは沈静化していたが、2002年12月、リヨンの移民が多く居住している地区で女子生徒が学校にスカーフを着用して登校したことはより問題は再燃した。その当時は、ヘッドスカーフの代わり

に、おでこや耳を隠さないヘッドバンドに切り替えていた生徒が多かった。校長が問題を呼んで、スカーフを着用しての登校を差し控えるよう求めた。両親は、ヘッドスカーフをヘッドバンドに改めたことですでにフランスのじまに耐えてきたと抗議した。調停官が招致されたが、納得が得られる解決にはいたらなかった。一部の教師は、もし生徒のスカーフ着用が許可されれば、ストに踏み切るという姿勢を示した。

問題は間もなく政治的な議論へと発展した。左派、右派双方の国民議會議員が、学校および公共の場所でのスカーフ着用を明確に禁止する法案を提出した。左派の学識者はすぐに賛成か反対のどちらかの立場をとった。つまり、表現の自由を守り、イスラム教徒に対する差別に反対するべきという意見、あるいは、政教分離と男女平等の重要性を堅持すべきという意見のどちらかであった。ここで男女平等という面が取り沙汰されたのは、女子生徒たちの多くがスカーフの着用を推奨されていると信じている宗教を明示するシンボルや衣服を禁止する法律に賛成ですか、反対ですか。(2004年1月21日調査)

集団	賛成 (%)	反対 (%)
フランス全国民	69	29
左派	66	33
右派	75	24
イスラム教徒	42	53
イスラム教徒の女性	49	43

えられていたからである。2003年、教育者と国民議会は諮問委員会を設立した。同年7月、「共和国内の政教分離の適用に関する独立委員会」は、ヘッドスカーフを含めたあらゆる宗教的シンボルを学校内で身に着けることを禁止する法律の制定を提案した。

結局この法律は可決されたが、それによって意見がまとまったわけではなかった。それぞれの立場は、典型的な立場の相違に促った枠組みには収まらなかった。すなわち、左派が右派か、イスラム教徒であるかどうか、女性か男性か、という違いを反映したもののだけにとどまらなかつたのである。法案の採決直前に行われた世論調査では、イスラム教徒の女性たちの間で賛成か反対が同じように示された(表参照)。

この問題は、各国が移民社会の宗教的差異をはじめとする、文化的差異を受け入れようとする際に直面するジレンマを浮き彫りにしている。このスカーフ問題にも見られるとおり、選択が非常に困難な2つの選択肢と複雑な議論が存在している。スカーフ禁止の支持者は、これは自由、すなわち信教の自由や女性の屈従からの自由を擁護するものだと主張している。しかし、禁止の反対者も同様に自由の擁護、つまり、差別と機会不均等からの自由を訴えているのである。このように複数の原則の間から1つを選択することは、国家の価値が反映されるべき公立教育の場ではとくに困難を極める。

張をする人々が示す解決策とは、移民の流入を減らし、移民社会の文化を容認させることによって、多様性を管理するというものである。

単一または複数のアイデンティティの文化を失うことに知する不安の根柢には、アイデンティティは1つであるという潜在的な信念がある。だが、人々は、単一で固定されたアイデンティティを持っているわけではない。人々は複数のアイデンティティと忠誠心を持っており、それはしばしば変化する。欧州評議会の多様性と結束に関する会議の起草グループのロンク・リットーウー議長は次のように言っている。「(ルルウェー)何年住んでいるのかとよく聞かれるので、『20年』と言う。すると、たいてい『おや、じゃあもうルルウェー人も同然だね』という言葉が返ってくる。ここで前提とされているのは、アイデンティティはゼロサムゲームであるということだ。つまり、1つのアイデンティティが増えるのと考えるのが一般的なので、私がバレーシア人らしくなくなると言うことだ。アイデンティティは、どういおうわけか決まった大きさの四角い箱のようなものと思われている」¹⁸。

移民集団によっては、自分の文化的アイデンティティの保持を望むかもしれない。しかし、だからといって、新しい国に對する忠誠心を育まないというわけではない。ドイツに住むトルコ人を祖先とする人々は、2世の代になっても家ではトルコ語を話すかもしれないが、同時にドイツ語も話す。米国に住むメキシコ人は、メキシコのサッカーチームを応援する一方で、米国防軍で兵役に就いているかもしれない。

移民の忠誠心に疑いを抱くことはよくあることである。しかし、それは、見当

違いである。米国政府とカナダ政府は、第二次世界大戦中に、相反する忠誠心を疑って、日系市民を強制収容した。しかし、米国およびカナダ陸軍に従軍した日系兵士は、いいなる勇敢さと忠誠心を示し、英雄として勲章を授けられた者も多かった。1960年の米国には、ローマカトリック教徒の大統領は、米国よりもローマ法王への忠誠心を強く持っているかもしれないという不安があり、ジョン・F・ケネディ大統領は1960年の大統領候補として、この世間の不信心と果敢に闘わなければならなかった。

国家アイデンティティに関する関心は、移民の繁栄を認めれば国の進歩と開発に遅れが生じるという主張とともに、移民文化は「低級」だという非難によって表明されることもある。しかし、本報告書は、文化的決定論の議論の忠告がかに心もたないものであるかを示してきた。確かに、すべての集団やすべての国々においてそうだとはいわなければならないが、移民集団の多くは、失業率が高く、教育達成度が平均より低い。しかし、その原因は、文化によって決定される集団の特性ではなく、それらの人々が受けている複数の不利な条件と関係があることは間違いない。第3章で提案しているように、この不利な条件は、適切な包含政策により是正することが可能である。

ほとんどの社会にとって、複数のアイデンティティの受容が、一夜のうちに起こることはない。受け入れられるということは、かつて「異質」と考えられていたものが、見慣れた差異として映るようになることを意味する。社会科学者は、これを「自分たち」と「自分たちでないもの」を分離する境界線の移行と不明瞭化と呼ぶ。フランスの学校におけるイスラム教女生徒のスカーフ着用をめぐる対立、あるいは米国の小学校におけるスペイン語での指導をめぐる対立は、人々が、自分

出典：Zolberg 2003; Gutmann 1995; The Economist 2004b

たちが引いたとおりの境界線を維持するために闘っているということである。これらの場合は、イスラム教とスベイン語は「自分たちでないもの」の象徴である。それらを「自分たち」に属するものとして認めることは、前述に待ち受けていると思われる危険、つまり、共同体間の紛争と文化的アイデンティティの喪失との闘いをやめることを示唆する。

移民に門戸を閉ざすことは、現実的でもなければ、自国の開発の利益にもならない。

複数のアイデンティティを受容するにあたり、社会では2つの問題をめぐり議論が生じる。第1に、われわれは、どの程度まで違っているにもかかわらず、第2に、われわれは、どれだけ似通っていないなければならないのだろうか、という問題である。複数のアイデンティティを受け入れることは、大きな社会的変革である。しかし、歴史は、それが実際に起こり得るのだということを示している。ほとんど例外なく、すべての欧州諸国がそのような変革を経ってきた。今日、「逆っている」というのは、アルゼンチンであることと、ウルトン人であることと、スリランカ人であることとスコットランド人であることの違いであり、「自分たち」の範疇がより拡大しているのである。

移民は経済成長と開発を支える 移民に門戸を閉ざすことは、現実的でもなければ、自国の開発の利益にもならない。移民は、開発を停滞させる原因どころか、技能、労働力、思想、ノウハウの源泉である。経済学者は長年におたり、移民の自由化から得られる利益は、国際貿易の障壁撤廃によって得られる利益が小さく感じられるほど大きいと論じてきた。米国のシリコンバレーのイノベーション企業家から、欧州全域の西アフリカ地域出身の看護師、オーストラリアの中国人投資家、サウジアラビアのフイリピン人家庭内労働者まで、移民が担う革新、事業、技能への貢献は、社会にとっての移民の

人々の価値を、毎日思い起こさせてくれる。今日の知識経済では、各国は、最高レベルの人材を輩出し、誘致することによって競争する。たとえば、1990年に、米国で工学博士号を取得した者のうち、外国で生まれた学生は62%を占め、米国で博士号を取得した外国生まれの学生うち、米国に定住した人は70%を超えた²⁸⁾。社会の中でも比較的起業家精神に富んでいることの多い移民は、小規模事業に投資をし、都市部を活性化させる。欧州では、移民が、見捨てられた地域に商業地区をつくり出し、数多くの雇用を創出している²⁹⁾。

今日、西欧諸国と日本は、高齢化と人口減少の前途に直面しており、人々の新たな流入を緊急に必要としている。西欧諸国の生産年齢人口は、1995年の2億2500万人から2025年には2億2300万人へ減少すると予想されている³⁰⁾。国連人口部の試算によると、欧州は、現在の人口の規模を維持するためだけでも、2050年までに移民の受け入れを増加しなければならぬ³¹⁾。

人に対する参入障壁は、財と資本に対する参入障壁ほど、撤廃が進まなかった。それでも、1990年代に急増した不法移民を含め、移民人口は1990年代に急増し、世界中でおおよそ3000万人に達している(特別資料5.1参照)。人々の流れを押し戻そうとする努力は、グロバライゼーションの潮流に逆らうものである³²⁾。移民を大幅に減少させるには、民主主義国家では実施することが難しいような措置が必要だろう。

政策の選択と課題—文化的認識および社会経済的・政治的包含

歴史的に多くの移民を受け入れてきた国々は、差異主義と同化という、2つの統合の手法をとってきた。差異主義とは、諸集団との間に明確な境界線を保ち、そ

れらの集団を別の地域社会として尊重することを意味する。通常、差異主義政策は、ある国が、時の劣勢を埋めるために移民を受け入れを計画するもので、移民に地元地域社会の完全な成員になることを期待しない場合に用いられてきた。例としては、1960〜70年代のドイツにおける川籍き外国人労働者や、今日のサウジアラビアにおける家政婦が挙げられる。

もう1つの手法である同化は、移民が「自分たちのように」なることを目指すものである。政府、その他の機関は、移民がその国で最も優勢な言語を学習し、受け入れられた社会的慣行や文化的慣行を取り入れるように奨励する。移民の子どもたちが新しい社会の小学校、特に公立学校を修了したところには、地元地域社会の他の人々とほとんど見分けがつかないことになる。米国の「人種をつぼ」のイメーヅが、この手法を最も端的に表している。

これらの2つの手法は、過去には効果を上げてきたが、差異の尊重と統一への責任ある取り組みを必要とする多様な社会においては適切ではない。文化的に多様な社会では、自らの民族文化やアイデンティティを崩壊させられたり、喪失したりする恐れはない。しかし、多様性を受容するには、移民政策と、移民の社会への統合を管理するうえでの結果を築く努力が求められる。多民族国家において、少数民族が、自らの地域社会に対する誇りとともに、国に対する強い忠誠心を持つための方法は数多くあるが、移民もまた、移住した国の完全な構成員となりながら、それでもなお出身国との結び付きを維持し続けることができる。課題は、統一という目的と、差異と多様性を尊重するということとを統合させるような政策を編み出すことである。差異主義は、移民の間に国に対する責任を築くことも、

適正な社会的保護を提供することもない。さらに、「労働者が欲しかったのに、人が来た」というのが、一部の人の反応だったように、川籍き外国人労働者制度は、搾取と衝突の原因にもなりかねない。(BOX5.8)。同化政策では、差異を受容することも、多様性を尊重することもなければ、非対称な状況に対し明確な取り組みをすることもない。

以前に比べて、今日の移民は、出生国の家族や地域社会との密接な結び付きを維持したいと考えており、また維持することが可能である。そのような結び付きは新しいものではないが、現代の通信技術や移動が楽になったおかげで、社会的、経済的、政治的行動に及ぼす影響は異なっている。移民は、出生国と受入国の、両方の世界に片方ずつ足を入れていることを望んでいる。

近年、多様性の価値を認識し、複数のアイデンティティを支持する多文化主義が、移民を社会に統合するための3つ目の手法となっている。これは、1960年代初めのカナダにおいて、ビートル・トルドー首相が、先住民族、フランス系および英同系定住者、最近の移住者から構成される多様な住民と、それらの人々の間に存在する大きな分断や不平等という課題への対応策として、構想を表明したのが最初だった。オーストラリアも1990年代に、多様性の中に結束をつくり出す唯一の方法であるという結論に達し、同様の政策を導入した。

多文化主義とは、社会の中の異なる価値体系や文化的慣行を認知することにとどまらず、人権、法の支配、ジェンダー平等、多様性、そして寛容といった、譲ることのできない倫理的な価値観への共通の責任を築き上げることでもある³³⁾。オーストラリアでは、これを「多様性の国の結束 (United in Diversity)」と表現する。そのような政策は、個人が自身

多文化主義とは、譲ることのできない中核的な価値観への共通の責任を築き上げることもある。

BOX 5.8 臨時契約労働者歓迎、ただし働かない人はお断り

グローバル化された労働市場における労働者の出入国管理に各国が頭を痛める中、一時的な移住プログラムを実験的に採用する国が増えてきた。この移住プログラムで入国する移住者に対しては、市民権が与えられない。つまり一定期間働いたら、母国に帰ることが前提となっているのである。これによって、受入国の文化やアイデンティティに与える影響を極力小さくするのがねらいである。しかし、めつたにそれほどうまくは行かないものである。

ほとんどの地域が、経済的な必要性に迫られ、一定期間の臨時労働者を採用している。19世紀には、何十万人という南部インドの人々が、マレーシアのゴム、プランテーション、トリニダード、パナマのサトウキビ、フランスのワインに雇用された。米国では、第二次世界大戦中の人手不足を補うため暫定労働者として採用された農業労働者プログラムが、その後、数十年間続く労働

出典：Baoh 2004

者雇用プログラムへと変化した。ドイツやオランダをはじめ欧州の多くの国々が、1960年代から70年代初期にかけて「山稼ぎ労働者」プログラムを実験的に導入した。最近では、中東の産油国が、建設、その他の事業のため臨時労働者を採用している。南アフリカにおける天然資源の採掘は、一時的移住者の労働力に引き続き依存しているし、メキシコではここ数年間に、コーヒー豆の収穫にグアテマラからの臨時労働者3万9000人を雇い入れるプログラムを計画してきた。

このようなプログラムによって、多くの人々が働いて給与の支払いを受けられる機会を得て、母国に何「億ドル」という額が送金されるようになった。しかしこれらのプログラムは、除外されたコミュニティを生み出す原因にもなっている。欧州の山稼ぎ労働者プログラムを表現する今や有名な言い回しがある。「労働者が欲しかったのに、人が来た」というものである。

このような状況から、移民たちは母国からも、受入国からも保護を受けられないでいる。合法ではあるが市民権を持たない滞在者は、雇用主から駆逐される可能性があり、受入国の司法上のサービスや社会的サポートを頼るだけの資金もないのである。

のである。

臨時労働者は、政府が阻止しようとしても、在留を決定することが多い。そして家族を呼び寄せ、不法滞在者のコミュニティを作る。しかしそこに暮らす人々は一般社会から除外されているため、スラム街となる。そして、そのことが人々の反移民感情をおおることになるのである。また、明確な法的制約に加え、居住施設が物理的に隔離されるなど、非公式ながら強力な社会的障壁があり、それが移民の移住先社会への十分な参加を阻害している。

このように状況から、移民たちは母国からも、受入国からも保護を受けられないでいる。合法ではあるが市民権を持たない滞在者は、雇用主から駆逐される可能性があり、受入国の司法上のサービスや社会的サポートを頼るだけの資金もないのである。

BOX 5.9 ベルリンはいかにして文化的差異の尊重を推進してきたか

ベルリンはドイツ国内で、移民の統合を推進する先進的な州として知られている。連邦州の中で、移民統合の障害に対処するための部署を設けたのはベルリンが最初だった。1981年「他者との共生 (Aufeinanderleben)」というスローガンの下、移民とその統合のためのベルリン議会委員会議務局 (Commissioner's Office of the Berlin Senate for Migration and Integration) が、寛容・他者への敬意と理解を促す運動を定着させた。同事務局は、移民が多く居住する地域で密着した活動を組織し、政策の基本理念を知らせる

ための広報活動を行っている。また事務局では、12カ国語によるカウンセリングや法律相談の場を提供し、移民の職業しや、差別に対処するための手助けを行っている。事務局長はいくつかの非政府組織と協力し、警察官を対象にした移民との接し方について定期的に訓練を開催したり、移民に対する地元民の意識を年に一度調査したりしている。

この委員会議務局は、移民組織の能力の育成を行い、移民たちが自助組織を結成するのを支援するとともに、社会に受け込むための助言を求め、移民のための最初の情報窓口となつてきた。その他の多くの連邦州が、ベルリンの例にならった政策を行っている。

出典：IOM 2003c; European Union 2004; Independent Commission on Migration to Germany 2001

なっている。年度予算65万ユーロのうち、半分は移民組織や団体への資金提供に充てられている。

事務局の活動によって、メディアも、一般市民も、移民の統合問題に関心を持つようになった。移民と政府の直接対話の道を開いたのもこの事務局である。移民とドイツ人の同化を対象とした活動に重点を置き、移民の統合は双方向のプロセスであることを示してきた。その他の多くの連邦州が、ベルリンの例にならった政策を行っている。

「自分たち」と「自分たちでないもの」に関するさまざまな問題のうち、最も意見が対立する問題に、国の価値観や人権と相容れないと考えられる伝統的慣行や宗教的慣行にかかわるものがある。

の文化的価値観を表現し、分ち合う自由を強調するのみならず、相互の市民的義務を守る責任も強調する。

これらの移民統合の型には、歴史的な経緯があるものの、各国は、いつの時点においても、3つの手法のすべてを用いている。多くの国は、多文化主義を明確な国家政策として採用してはいないが、ますます拡大する多様性の管理に取り組み中で、この手法のいくつかの要素を取り入れつつある。統一の形成と差異の尊重という共通のテーマを持って、3つの側面について文化的排除に取り組みが必要である。

文化的アイデンティティを認めること

により文化的排除に取り組み (生活様式の排除)。

社会的経済的排除に取り組み (参加の排除)。

市民としての参加および市民の権利からの排除に取り組み (参加の排除)。

文化的アイデンティティを認めることにより文化的排除に取り組み 生活様式によって、移民社会があらかじめ差別を受けたり、抑圧されることはないからされない。しかし、移民社会の大部分は、自分たちの生活様式を実践するうえで支障が得られないことに苦慮している。おそらくより重要なのは、多くの場合、彼

なっている。年度予算65万ユーロのうち、半分は移民組織や団体への資金提供に充てられている。

事務局の活動によって、メディアも、一般市民も、移民の統合問題に関心を持つようになった。移民と政府の直接対話の道を開いたのもこの事務局である。移民とドイツ人の同化を対象とした活動に重点を置き、移民の統合は双方向のプロセスであることを示してきた。その他の多くの連邦州が、ベルリンの例にならった政策を行っている。

「自分たち」と「自分たちでないもの」に関するさまざまな問題のうち、最も意見が対立する問題に、国の価値観や人権と相容れないと考えられる伝統的慣行や宗教的慣行にかかわるものがある。

の文化的価値観を表現し、分ち合う自由を強調するのみならず、相互の市民的義務を守る責任も強調する。

これらの移民統合の型には、歴史的な経緯があるものの、各国は、いつの時点においても、3つの手法のすべてを用いている。多くの国は、多文化主義を明確な国家政策として採用してはいないが、ますます拡大する多様性の管理に取り組み中で、この手法のいくつかの要素を取り入れつつある。統一の形成と差異の尊重という共通のテーマを持って、3つの側面について文化的排除に取り組みが必要である。

文化的アイデンティティを認めること

も、国の中心的価値観や人権と対立する「伝統的価値観」の正当性を自ら問う必要がある。

社会経済的包含に取り組み 出生国以外の国で生活する1億7500万人の中には、非常に多様な人々がいる。高度な技能を持った専門職から、労働者を搾取するような工場で働く密入国の若い男女まで、そして、その国の居住年数が数十年間におたる人々も含まれている。さらには、政治的に動員される「移民社会」の間には、移住者の親戚、さらには友人までも含めると、1億7500万人を超えた広がりがある。

すべての移民が、社会経済的排除を受けるわけではない。そして、排除される移民の場合も、その排除の形態は多岐にわたる。最大の問題は、多くの国において、移民集団の貧困が社会を分断しているということである。それは、移民には社会の生産的な一員となる意思または能力がなく、受入国の社会に溶け込むという関心もなく、スラム街にかたまっている、という非難と移民排斥運動の両頭を引き起こすこととなる。したがって、国が移民集団に対する社会経済的排除をなくすための取り組みを支援するのは、社会的調和を築くうえで不可欠なことである。

最初の一歩は、教育と言語である。多くの国が、国語を教える積極的な移民統合プログラムを持っている。より議論になるのは、学校や公的な場でのコミュニケーションにおける移民の母語の使用である。すべての状況に適した単一の処方はない。しかし、母語の使用に対する反対は、実務的ではなく、観念的であることのほうが多い。人は、よりよく理解できれば、もっと良く学べ、法を尊重し、通帯、地域社会の活動により積極的に参加するようになるものである。その国の

言葉を学ぶことは不可欠だが、技能になるには時間がかかるだろう。

もう1つの議論の的となる問題に、不法住民を含む、外国人に対する社会保障の問題がある。この場合の懸念は、立証も反証も難しいのだが、社会保護は人の流入をいっそう助長することになり、それらの人々が国に依存するようになるのではないか、というものである。しかし、現実には、福祉の保護がなければ、より広い範囲で社会的状況がいっそう悪化するであろう。さらに、国家は、すべての住民の人権を保護し、促進する義務を負っている。

市民としての参加および市民の権利からの排除に取り組む 移民の多くは（市民権を持った）市民ではない。そのため、国と市民が相互に持つ数多くの義務と権利から除外されている。そのような権利がない場合、移民は、社会に対して十分に貢献できる一員となるために必要を職を得たり、サービスを受けたりすることができない。投営に対する保護もない。雇化をするのが1つの障壁だと考えられるが、ほとんどの国は、改めて政策を検討し、移住の流れの増大や、一時的な移住や循環型の移住、そして、国境を超えた複数のアイデンティティに対応しようとし始めている。

伝統的に市民権と関連ある公民権を市民権のない住民にまで拡大することは、二重国籍の認知と同様に、極めて重要な一歩である。デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデンをはじめ、多くの国が、地方選挙の投票権を外国人にまで拡大してきた。ベルギー、その他の国々でも、そのような権利の適用が間もなく拡大される見込みである。二重国籍を認めている国は、今や約30カ国による。その一方で、それとは矛盾する動きもあり、長期居住許可、雇化の承認と市民権の取得、社会的サービスの利用を制限し

ようとしている。たとえば、カリフォルニア州では最近、滞在許可のない非合法移民の運転免許の取得を不可能にしたことにより、彼らは、多くの仕事、その他の日常生活で欠かせない活動から事実上締め出されることになった。

相互依存するグローバルな世界では、その土地で生まれた居住者や移民のための新しい市民権への取り組みが必要である。それは、人間開進を前進させるための多文化戦略に、人権の基本原則を組み合わせ、あらゆる人々に恩恵をもたらす新しい取り組みである。

● ● ● ●
国家、地域社会、組織、個人のすべてが、次のような選択を迫られている。

- 国家は、均一で不変な国家のアイデンティティを押し付けるべきだろうか。それとも、異質なものが混ざり合い、進化し続ける社会の育成を助けて、多様性を大切にすべきだろうか。
- 地域社会は、選択と自由が制限されても、伝統を保護するべきだろうか。それとも、共有する知識や資源を交換し、相互に利益をもたらすために利用するべきだろうか。
- 国際機関は、特定の文化的伝統や法的伝統を支持する規則に固執すべきだろうか。それとも、各制度・機関の正統

性を強化して、他の諸文化が作り出す製品や資源を認め、尊重し、促進すべきだろうか。

● 個人は、自らを単一のアイデンティティのみに限定すべきだろうか。それとも、自らを互いに間違し合う人類の一部として認識すべきだろうか。

文化的包含を促進するには、民主主義と公平な成長が重要である。しかしそれだけでは十分でない。差異を認め、多様性を支持し、能力の非対称を軽減する、という文化的包含のための多文化政策も必要である。もし多様性ある社会の一員となるのなら、個人は、硬直したアイデンティティを捨て去らねばならない。国際機関は、他の文化的伝統を尊重し、各地域の文化的資源の開発を可能にするような条件をつくり出さなければならぬ。貧困層や取り残された地域社会に対しては、文化と権利に関わる交渉でより大きな発言権を与え、彼らの資源の利用に対しては公正な補償を与えなければならぬ。これらの状況が變って初めて、複数の互いに補完し合うアイデンティティが同境を超えて進化することだろう。そして、そのときに初めて、文化的に多様な世界においてアイデンティティと自由が花開くことだろう。

- 第1章
1. Smith 1976.
 2. Kymlicka and Norman 2000; Benhabib 2002; Kymlicka 1990; Stepan 2001; Taylor 1992.
 3. Fraser and Honneth 2003.
 4. Iort 1995, pp. 173-91.
 5. Sen 2004c.
 6. Sen 2004c.
 7. Sandel 1998.
 8. Sandel 1998.
 9. Crowley 1987.
 10. Sen 1999, 2001.
 11. Alghath 1986, p. 84.
 12. This section is drawn from Sen 2002.
 13. As quoted in Moksé 1983, p. 291.
 14. This section is drawn from Sen 2004b.
 15. Harrison and Huntington 2000, p. xiii.
 16. Kymlicka and Norman 2000; Stepan 2001; Young 2000.
 17. Sen 2003.
 18. Aston 1972.
 19. Masella 1994, n. 21.
 20. Orlin 1999.
- 第2章
1. Kymlicka 1996.
 2. HDRO calculations based on CIA 2003.
 3. Statistics Canada 2001.
 4. Kymlicka 2004.
 5. UNDP 2003c.
 6. Drengjoh 2000.
 7. Gur 2000.
 8. While there is no internationally agreed on definition of indigenous people, a widely accepted understanding of indigenous people may be found in UNDP 2004a.
 9. UNDP 2004c.
 10. Sawadchen 2004.
 11. Minority Rights Group International 2003.
 12. Bell Finkel 1993, pp. 110-21; Korman 1999, *The Bangkok Post* 2000-2001. The vast majority of this reduction in numbers was from introduced diseases. The extent of forest is unclear, and it appears to be more of a case of non prevention.
 13. Indigenous Australia 2003.
 14. Dudge 1992.
 15. UN 2002a.
 16. HDRO calculations based on Warner 2002. Total refers to 15 European countries with data: Austria, Belgium, Denmark, Finland, France, Germany, Iceland, Italy, Liechtenstein, Luxembourg, Netherlands, Norway, Spain, Sweden and Switzerland.
 17. *The Guardian* 2001.
 18. Migration Information Source 2003.
 19. UN 2002a.
 20. UN 2002a.
 21. Kato and Vagstad 2002.
 22. Statistical Feature 1, *The state of human development*, in this volume.
 23. Statistical Feature 1, *The state of human development*, in this volume.
 24. Statistical Feature 1, *The state of human development*, in this volume.
 25. Statistical Feature 1, *The state of human development*, in this volume.
 26. Calculations based on the Policy IV Project 2003.
 27. Kymlicka 2004.
 28. Wilspeeta 2004.
 29. Zolberg 2004.
 30. Human Rights Watch 2002.
 31. Human Rights Watch 2002.
 32. International Federation of Human Rights 2003.
 33. Zolberg 2004.
 34. UNESCO 2003b.
 35. UNESCO 2003b.
 36. Calculations based on UNESCO 2000c.
 37. SIL International 2004b.
 38. The Minorities at Risk (MAR) Project 2003.
 39. Calculations based on the Minorities at Risk (MAR) Project 2003.
 40. Human Rights Watch 2003.
 41. Djasano 2004.
 42. Kamunga 2003.
 43. Franck 2003.
 44. Prentiss 2003.
 45. Calculations based on the Minorities at Risk (MAR) Project 2003.
 46. UNDP 2000c.
 47. Drengjoh 2000.
 48. Alvin 2002.
 49. Bird and others 2003.
 50. UNDP 2003c.
 51. UNDP 2000c.
 52. Kymlicka 2004.
 53. Kymlicka 2004.
 54. Arque 2004.
 55. Sen 2004b.
 56. Huntington 1986.
 57. Sen 2004b.
 58. Sen 2004b.
 59. See, for example, Ingelhart 1997.
 60. Sen 2004b.
 61. Ingelhart and Baker 2000; Sen 2004b.
 62. Barro and McCleay 2003.
 63. Sen 2004b.
 64. Sen 2004b.
 65. See, for example, Feagin-Margulies 2000.
 66. Sen 2004b.
 67. Indicators table 13.
 68. UNDP 2003b.
 69. Sen 2004b.
 70. Stepan and Edelerson 2003, pp. 30-44.
 71. Sen 2004b.
 72. Skarup and Kjekshus 2003. Countries with average GDP per capita under \$1,500.
 73. UNDP 2003a.
 74. UNDP 2003a.
 75. Not counting the peoples of former European colonies.
 76. Marshall and Gur 2003.
 77. Harrington 1996.
 78. Stewart 2003.
 79. Cohen 1974; Alexander and McGrew 2000; Rensler 1983; Tanton 1997, pp. 77-94.
 80. Collier and Hoeller 2001.
 81. Jusimino 2004.
 82. Stewart 2003.
 83. Stewart 2002.
 84. See, for example, Easterly and Levine 1997, pp. 1203-50.
 85. See, for example, Easterly and Levine 1997, pp. 1203-50.
 86. Stodgers 1992.
 87. *The Economist* 2002a.
 88. Kapur and Michale 2003, pp. 48-57.
 89. Kapur and Michale 2003, pp. 48-57.
 90. "Chatter one," as cited in Sen 2004b.
 91. Sen 2004b.
 92. UNDP 2003a.
 93. Florida and Caros 2002, pp. 32-53.
- 第3章
1. Beahm and Norman 2000.
 2. Kymlicka and Norman 2000.
 3. Monerille 2004, pp. 32-33, has an interesting discussion of the founding ideology of the revolutionary movement in Cuba, which argues that the racial problem was subsumed within the general battle against social injustice in all is multi-racialities.
 4. Sheeh 2004.
 5. Orlin 1999.
 6. Monerille 2004.
 7. Pashad 2001.
 8. Kymlicka 1996.
 9. Young 2000.
 10. Requero 2001.
 11. Young 1999.
 12. Snyder 2003, p. 327.
 13. Martinez-Herran 2002, pp. 1-22.
 14. Alford 1995.
 15. Wans 1998.
 16. ILO 2003.
 17. ILO 2003.
 18. Lutz and Yoder 1999.
 19. Elster 2003.
 20. Monerille 2004.
 21. O'Leary 2004.
 22. O'Leary 2004.
 23. Bak 1999, pp. 609-24.
 24. Nagel 2004.
 25. O'Leary 2004.
 26. Cohn 1986; Kotov 1992; Hansen 2007; *Cambridge and Harris* 2000; Dits 2004.
 27. Phillips 2001.
 28. Carr 1999.
 29. Schacter 2001.
 30. Taylor 1999.
 31. Dits 2004.
 32. Krunk 2002.
 33. Thompson 2001.
 34. Hultajer 1999.
 35. Zolberg 2002.
 36. This was unsuccessfully shown by the European Court of Human Rights in the Belgian linguistic case (De Vriemans 1996, pp. 291-300).
 37. Dichter 1982.
 38. Cummings and Hango 1994.
 39. Naege 2003.
 40. Parris and Velez 1996.
 41. Parris and Velez 1996.
 42. India 2004.
 43. Naege 2003.
 44. Maltz 2003.
 45. Muckas 1999.
 46. Team 2000.
 47. Hales 2004, pp. 23 and 113-33.
 48. De Vriemans 1996, pp. 291-300.
 49. Chu 2003.
 50. Dunan, Jalders and Molins 2000.
 51. Mayo 2004.
 52. Psacharopoulos and Parris 1994.
 53. UNICEF 2004.
 54. United Nations Association of Great Britain and Northern Ireland 2004.
 55. UNICEF 2004.
 56. Psacharopoulos and Parris 1994.
 57. Miguel 1999.
 58. Alston, Baier and Easterly 1997.
 59. Lutzner 1997.
 60. Yashir 2004.
 61. Sheeh 2004.
 62. For instance, in the State District of Gujarat in the 1980s about 80% of primary school teachers were members of tribal groups. This enabled members of the tribal groups in the district to access political power in Gujarat. They have become members of the legislative assembly and members of Parliament (which was overwhelmingly possible through unions) and also ministers and chief minister of the state. This political power was then used to acquire other leaders.
 63. Shihgh 2004.
- 特別資料3.1
1. Kymlicka 2004.
 2. Kymlicka 2004.
 3. Stepan, Janz and Yoder 2004.
 4. Beyenlebach 2000.
 5. Keamy 2002.
 6. Lutz and Stepan 1996.
 7. Stepan 2001.
 8. Bhargava 2004.
 9. Stepan, Lutz and Yoder 2004.
- 第4章
1. CPS 2002; DLMC 2002; IUNAC 2002; FBI 2002; SSS 2002. The number for the United States does not include hate crimes motivated by sexual orientation or disability.
 2. RAND Corporation 2004.
 3. Jignner 2004. Cases that include numbers killed and injured. For 1994-99 the data are from Home Ministry records. For 1995-2002 the data are from newspaper accounts.
 4. Noting the threat posed by extremist organizations, in August 2001 Pakistan banned the Lashkar-e-Tahrik, in January 2002 it banned the Sipah-e-Sahaba and Tebeek-i-Jalangi (*South Asia Monitor* 2003).
 5. Symonds 2003.

6. ADI 2003.
7. Madsen 2000.
8. Linnestad 2000.
9. Agyemang 1999, cited in De Kadt 2004, p. 23.
10. Sinha 2003. Estimates are those of Piletain's Minister of Education, Zibechi Jidli.
11. Mckenzie 2004.
12. Emzinger 2003; Meyer 2001.
13. Kaldor and Muro 2003, p. 179.
14. *The Economist* 2003a, p. 19.
15. Tesau 2002.
16. AIP 2004.
17. Wolfchild 2001.
18. Council of Europe 2000.
19. Bhagwati 2003, pp. 78–104.
20. IOM 2003c.
21. Nansen 2000.
22. Giddels 2002.
23. UN 2000b.
24. *The Economist* 2002a.
25. IOM 2003a.
- 特別資料5-1
1. IOM 2003b.
2. AISA 2003.
3. World Bank 2004.
4. CSJ and ICC 2002.
5. Moody 2000.
6. WIPAC 2004d.
7. UNESCO 2000a.
8. UNESCO 2000b.
9. Mishra 2003.
10. UNESCO 2000c.
11. Richtig 2003.
12. UNESCO 2000d.
13. UNISCO 2000e.
14. Cohen 2004.
15. Cohen 2004.
16. World Bank 2003.
17. UN 2003a.
18. IOM 2003b.
19. UN 2002a.
20. UN 2002a.
21. IOM 2004.
22. Warner 2002.
23. IOM 2003c.
24. Kahn and McHale 2003, pp. 48–57.
25. UN 2002b.
26. UN 2002b.
27. IOM 2003c.

15. Cross-subsidization initiatives like this are already raising concerns in some groups, who often remark from on nationalistic grounds (Block 2004).

文献注

- 第1章は以下の文献による：Akarwal 1994; Ambarter 2002; Appadurai 1986; Appiah 1996; Appiah and Gunes 1995; Arzpe 2000; Aston 1972; Avrami, Mason, and De La Torre 2000; Basi 1992; Benhabib 1996, 2002; Bhan 1993, 2001; Cronley 1987; Fasser 1995, 1997; Fraser and Housh 2003; Goshw 1996; Gramscener 1985; Graf 1996; Gutmann 1994, 1995; Gutmann and Thompson 1996; Habermas 1975, 1996; Hartman and Huntington 2000; Hart 1995; Huntington 1996; Korten 1990; Korten and Norman 2000; Lantier 1989; Linz and Stepan 1996; Mandel 1994; Mandel 1998; Malyr 1983; Nussbaum 1995; Nussbaum and Cioara 1995; Olin 1999; Ostrom 1990, 1998; Parnak 1998; Patena 2000; Patten 1993; Pannan, Leonard, and Nancet 1993; Rodgers, Gore, and Figueiredo 1995; Ruchman 1986; Sando 1998; Sen 1984, 1999, 2001, 2002, 2004a, 2003, 2004c; Fodderking; Silver 1995; Smith 1976; Sagan 2001; Taylor 1992; Thobys 1999; Townsend 1979; UN 2000a; UNESCO 1998, 2000c; Weber 1976; and Young 2000.
- 第2章は以下の文献による：Ahtisaari 2004; Alexander and McGregor 2000; Alvin 2002; Anst 2002; *The Arizona Republic* 2003; Arzpe 2004; *The Associated Press* 2003; Australian Bureau of Statistics 2004; *The Bangkok Post* 2000, 2001; Barro and McCleary 2003; Bell Finkel 1993; Benayoun 2003; Bird 2003; Bindis and others 2002; Brontley 1974; CIA 2003; Cohen 1974; Collier and Hoeller 2001; Davestoni 2004; Diawer France 2000; Douglas 1986; Drogobit 2000; Duluga 1992, 1993; Easerby and Levine 1997; Etwanga-Munyuli 2000; France, Ministère de la Justice, Education et Recherche 2004; HJI 2004; Florida and Ganes 2002; Fuchs 2003; Fukuda-Parr 2001; Gaid stone 1998; *The Guardian* 2001; Guir 1993, 2000; Human Rights Watch 2002, 2003; Huntington 1996; IOE 2003; IOM 2003c; Janda, Ministry of Personnel 2002; India, Office of the Registrar General 2004; Indigenous Australia 2003; Inghart 1997; Inghart and Wayne 2000; International Federation of Human Rights 2003; Jacobs 2003; Jauriano 2004; Justice and Litchfield 2003; Kanyoga 2003; Kapur and McHale 2003; Kato and Yatsug 2003; Keruan 1999; Kiyulka 2004; Lavery 2004; Libanio 2004; Linz and Stepan 1996; Marshall 2000; Marshall and Guir 2003; Mlesso, Ministry of Health 2004; Migration Information Source 2003; The Minorities at Risk Project 2003; Minority Rights Group International 2003; NAKAI, Pro Choke 2004; *The New York Times* 2003; Nauranga Network 2004; Osondu 2004; The Pew Research Center 2003; The Policy IV Project 2003; Ponsa 2004; Prensas 2003; Rappor 1983; Rappor 1998; Scharwenka 2003; Sen 2002, 2004b; SIL International 2004b; Smith 1986, 1991; Strudgans 1995; Stenatorpion 2002; Statistics Canada 2004; Statistics Sweden 2004; Stenatorpion 2004; Stepan and Robertsen 2003; Stepanov 2004; Stevan 2002, 2003; Third World Network 2003; Tironi 1997; UN 2002a, 2003b, 2004; UNDP 2000a, 2000b, 2000c, 2002b, 2003a, 2003b, 2003c, 2004a, 2004b, 2004c; UNHCR 2000c; 2003b, 2004a; Valds 2002; WHO 2001; Walden 2000; Warner
- 2002; Wikipedia 2004; World Values Survey 2004; World Bank 2004; and Zolberg 2004.
- 第3章は以下の文献による：Addison and Rahmoum 2001; Albers, Baurer, and Tasey 1997; Austin and O'Neill 2000; Awahani and Mko 2000; Banyan 2004; Baur and Parsely 1997; Barkham 1997; Barton and Diermeier 2001; Barry 2001; Baudock 2001; Baubick and Ruedel 1998; Benhabib 1996; Borge and others 1997; Buarera 2004; Bird 2003; Bizi 1999; Bodinoy 2004; Boule 1984; Bowen and Dyck 1998; Brysonhech 2000; Butte and Rocco 2001; Borch-Dine 2002; Brown and Gungy 1997; Byrd and others 2003; Burnley 2001; Brendler 2002; Cahill 2003; Carr 1999; Carens 2000; Chin 2003; Cohn 1996; Congleton 2000; Congleton, Khatoun and Bucara 1999; Conway 2002; Cothrine and Harris 2000; CUP 2004; Cummings and Tempo 1994; De Vreemst 1996; Dajardo, Morera 2000; D'Heerick and Salvin 2003; Ditis 2004; Douglas 2003; Doornik 2001; Duncan and McAlister 2000; Dunleavy and O'Leary 1987; Dunder 1982; Eades 2004; *The Economist* 2004a; Edgerston 1996; Elzner 1998; Fingner 2003; Fatima 1996; Feldman 2002; Flenet 2003; Fossas 1999; Fraser 1989; Fuzke 2001; Gill 2003; Ginoereth and Almarosa 2002; Goodman 2004; Griffiths and Nevenberg 2003; Grillo 1998; Grim 2003; Hadlin 2002; Hammer and Schulz 2003; Hassan 2001; Harding and Neaveen 2000; Haris and Kelly 1998; Husary 2001; Hebejer 1995; Hecker and Pata 2003; HIO 2001, 2003; Janda and Northern Affairs Canada 2004; Janda, Ministry of Education 2004; Jasko and Smith 2001; Jeffris and Mabus 2000; Jono 2000; Jorndin 2001; Kambur 2001; Karim 1992; Kearns and Sam 1997, 1999; Keating 2002; Kersey and Ad 2002; Klaus 2003; Knop 2002; Kozovics and Anu-Cuda 1996; Kurat 2002; Kozulick 1990, 1996, 1998, 2001, 2004; Kuyulka and Norman 2000; Lefebried and Rege 2003; Lewis 1998, 2003; Lewis and Miller 2003; Licha 2002; Linz and Stepan 1978; Linz and Yadav 2004; Lippart 1984; Lot 1998; Long 2001; Lukes and Popple 1999; Luttre and Deschoner 1999; Lutter 1997; Macedo 2000; Malhotra 2002; Maritzes 1999; Marti 2002; Marti 2003; Marzi 1996; McKee 1974; Michano 2002; Melsiora and Dalmatica Fortkoning; Miguel 1999; Morshead and Wehner 1997; Moly 2003; Moneker 1999; Mopladam 2004; Moutreffe 2004; Moya 2002; Moya 2004; Myerson 1991; Nagel 2004; National Commission on Indigenous Peoples 2004a, 2004b; Ndage 2003; Neville 2001; Oestropo 2001; Office of Personnel Management 2003; Olin 1999; O'Leary 2004; Forchard and Sussor 2001; Parrinos and Velez 1996; Patterson and Sussor 2001; Phillips 2001; Pini 2000, 2004; Panshad 2001; Pesi 2004; Prachtopoulos and Prutinos 1991; Reiss 2002; Roshon 2001; Resque 2001; Reing 2003; Rohm 2001; Rubin 2004; Rueddel 2001; Russell 2002; Schabeh 2004; Siani and Siani 2003; Schacher 2001; Schultz and Miron 1998; Scholze 1999; Sepelveda 2003; Sheh 2004; SIL International 2004a; South Africa, Ministry of Labour 2004; Sunde 2000; Stepan 2001; Subriats 2003; Taniaka 1999; <http://www.cornex.com>; Tranu 2000; Tenley 1999; Thompson 2001; Tran 2000; UN

文献一覧

1994; UNDP 2003d; UNCTAD 2001, 2004; United Nations Association of Great Britain and Northern Ireland 2004; U.S. Census Bureau 2004b; U.S. Department of Labor 2004; Van der Wehruzen 2002; Vachalen 2003; Watts 1998, 1999, 2002; Willet 1988; World Bank 2003; Wright 2001; Yashar 2004; Young 1999, 2000, and Zetzi 2002.

第4章は以下の文献による: Abed-Korob 1995; Abuza 2002; AID 2003; AFP 2004; Ajmanat 1989; Bamdough 1988; Barman 2003; Bhavnani and Becker 2000; Burnings 2002; Byman and others 2001; Campora 1986; Caplan 1987; Chavreue 1997; CNN 2003; Conner 1986; Cornell and Spector 2002; CPS 2002; De Kadt 2004; DUUMC 2002; Eswell 2000; The Economist 2000, 2003a, 2003b; Jilcottworld.org 2004; Jingerer 2004; Jurets 2002; Ertzinger 2003; Esmam 1986; EUMC 2002; Falay 1998; FBI 1999, 2002; Geiges 2000; Gardner and Kessel 2001; Gore and Carter 1999; Carr 1993; Hafiz 2000; Halabich 2003; Handludryog 2004; Hoffman 1998-99; Horwata 1999; Iwasaki 2002; Iwata 2003; IRR 2003; Jaldeman and Vohbert 1996; James 2002; Kaldor and Mino 2003; Kageyogh 2003; Koh 2002; L'ecore and Angere 2003; Levin 2001; Levin and McDowell 1999; Mabry 1998; Malum-Makha 2004; Mandani 2001; Martinez-Herren 2002; Marty and Appleby 1991; 1993, 1995; Mayer 2001; Meyer 2001; Middle East Institute 2003; The Minorities at Risk Project 2003; Moreau Yusufzai and Lussan 2003; Muckle 2000; Paldauer 2001; Prah 2004; RAYD Corporation 2004; Roberts 2002; Reaz 2002; Rubin 2004; Sands 2003; SAI P 2004; Scott 2003; Soti 2004a; Soti 1994-95; Soti and Barth 2003; Steller 1986, 1993; Siron 2003; South Asia Monitor 2003; SSS 2002; Stern 2000, 2003; Susungun 2004; Swedish Election Authority 2002; Somods 2003; Tetas 2002; Tsehat 2002; UNISCO 2001; U.S. Department of Justice 2001; Van Holsen 2003; Wahlbeck 2002; Wamanit 2002; Wedgwood 2002; Winfield 2001, 2004; Mureau, Yusufzai and Hussain 2003; Zelman 1999; and Zhao 1998.

第5章は以下の文献による: Aleindefil and Kusmeyer 2000; ATSLA 2003; Australian Bureau of Statistics 2001; Bach 2004; Bhargwat 2003; Brudler and others 2001; Brumann 1999; Buck 2004; CED 2002; Clifford 1988; Cohen 2004; Commission on Intellectual Property Rights 2002; Coombe 1998; Council of Europe 2000; Consey 2000; CED and ICG 2002; De Terrenti and others 2003; Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs 2003; Doornik 2001; Doroce and Soce 2001; The Economist 2002a, 2002b, 2004b; European Union 2003; European Union 2004; Ferrin 2003; Financial Times 2004; Terezo 2003; Front National 2004; Ganson and Laidlaw 2003; Giddes 2002; Ghosh 2003; Geanes 2003; Independent Commission on Migration to Germany 2001; Hagis 2004; International Council on Metals and the Environment 1999; The Inter-ner Mente Danase 2004; KOM 2003a, 2003b, 2004; Kunglo 2001; Koopmans 2002; Kowida 2003; Lega Nord 2004; McPhail 2000; Mgeboi 2001; Mison 2003; Moore 2000; Nessen Jan 2000; North 2000; OECD 2003; Ojag and Hactrup 1997; Ostergard and Alrnan 2001; Paphnertor 2003; Piva 2004; Public Citizen 2004; Rilling 2003; Rodica 2002; Rossado 1989; Solomon and Seegrist 2003; Sen 2004a; Shiva 2001; Solter 2002; Statistics Canada 2004; Stuehlinger 2004; Tebeaba and Forest Peoples Programme 2003; Tebeaba and International Forum on Globalization 2003; UIS 2001; UN 2000b, 2002a, 2002b, 2003a; UNCTAD 1999; UNDP 1999; UNISSCO 2000a, 2000b, 2000c, 2002, 2003a, 2003b, 2004b; UNINHARVAT/informing; U.S. Census Bureau 2004a; WTO 2003b, 2003c, 2003d, 2004; World Bank 2002, 2004; World Commission on Culture and Development 1995; Yashar 2004; and Zableng 2001, 2004.

● 基本論文 ●

概念研究
 Arzge, Lourdes 2004. "Notes on Cultural Policies and Best Practices in Cultural Diversity."

Bach, Robert 2004. "Migration."

Calvin, Iida 2004. "Economic de-]ception Culturelle."

De Kadt, Emanuel 2004. "Building Greater Identities."

Devar, Carolyn 2003. "Building Inclusive Societies: Managing Diversity."

Jhks, Nicholas 2004. "Colonial and Postcolonial Histories: Comparative Reflections on the Legacies of Empire."

Kymlicka, Will 2004. "Culturally-Responsive Policies."

O'Leary, Brian 2004. "Building Inclusive States."

Schibgh, Daniel 2004. "Affirmative Action Policies: An Inter-national Perspective."

Sri Amarya 2004a. "Cultural Freedom and Human Development."

Sri Amarya, Rodolfo 2004. "Indigenous Peoples in Comparative Perspective."

Stegun, Alfred, Joon J. Lutz, and Yogenula Yadav 2004. "'Nation State' or 'State Nation'? Conceptual Reflections and Some Spanish, Belgian and Indian Dilemmas and Some Spanish, Belgian and Indian Dilemmas" (UNDP United Nations Development Programme) 2004. "BCPR Bureau for Crisis Prevention and Recovery) Geneva: Contribution to HDR2004."

● 比較研究 ●

Hingray, Rauey 2004. "Inclusion and Exclusion in South Asia: The Role of Religion."

Jomo, K. S., with Wac Chong Hui 2004. "Affirmative Action and Inclusion in Malaysia: Ethnic and Regional Issues in a Multicultural Society."

Majumdar, Valentine 2004. "Cultural Traditions and Gender Equality in the And Region."

Monterfite, Jay 2004. "Ethnic Diversity and State Response in the Caribbean."

More, Sam 2004. "Dominance of Ethnic and Racial Groups: The African Experience."

Prah, Kwesi Kwaa 2004. "African Wars and Ethnic Conflict—Reconciling Failed States."

Rubin, Barnett R. 2004. "Central Asia: Wars and Ethnic Conflict—Reconciling Failed States."

Siebu, D. L. 2004a. "Case, Ethnicity and Exclusion in South Asia: The Role of Affirmative Action Policies in Building Inclusive Societies."

Yahner, Deborah 2004. "Citizenship and Ethnic Politics in Latin America: Building Inclusive Societies."

Zolberg, Ashlie 2004. "The Democratic Management of Cultural Differences: Building Inclusive Societies in Western Europe and North America."

● 参考文献 ●

Abed-Korob, Sama 1995. "The Accommodationist Speak: Goals and Strategies of the Muslim Brotherhood of

Egypt." *International Journal of Middle East Studies* 27(1): 321-39.

Abuza, Zachary 2002. "Templates of Terror: Al Qaeda's Southeast Asian Network." *Contemporary Southeast Asia* 24(3): 427-65.

Adelson, T., and A. Rahman 2001. "Why is So Little Spent on Feeding the Poor?" Discussion Paper 2001/29. World Institute for Development Economics Research, Helsinki.

AID (Aid-Defamation League) 2003. "Islamism in America: <http://www.aid.org/leat/lec/usc/12/december/2003>.

AIP (Agence France Presse) 2004. "Pakistan Approves 100 Million Dollars to Rebuild Religious Schools." 7 January.

Africanews.org 2004. "Small and Endangered Languages of Africa: A Bibliographical Survey." Stockholm. <http://www.africanews.org/ressen/afidhba.html>, February 2004.

Ayres, Bina 1984. *A Field Of One's Own: Gender and Land Rights in South Asia*. Cambridge: Cambridge University Press.

Axelsoff, T. Alexander, and Donglei Kumngay 2000. *From Migrants to Citizens: Membership in a Changing World*. Washington, DC: Brookings Institution Press.

Austin, Alberto, Reza Baqir, and William Easterly 1997. *Plague Cows and Ethnic Divisions*. NBER Working Paper 6009. Washington, DC: National Bureau of Economic Research.

Axander, J., and J. McGregor 2000. "Ethnicity and the Politics of Conflict: The Case of Macedonia." In S. I. Shapiro and R. Veyryen, eds. *War, Migration and Displacement: The Origin of Human Emergencies*. Oxford: Oxford University Press.

Alfred, Franke 1995. *Feeding the Voices of Our Ancestors: Maboak Politics and the Rise of Native Nationalism*. Toronto: Oxford University Press.

Alum, Wana 2002. "Mixed Race, Mixed Feeling." Los Angeles. <http://www.banal.com/smart2/0201>, February 2004.

Amichler, B. R. 2002. "Basic Features of the Indian Constitution." In Vaidyan (ed.), *The Essential Writings of B. R. Amichler*. New Delhi: Oxford University Press.

Ansari, Irfanqun 2002. "Muslims in Britain." Minority Rights Group International. London. <http://www.minorityrights.org/data/Download/Pdf/writingsbrotin.pdf>, February 2004.

Appadurai, Arjun 1996. *Modernity at Large: Cultural Dimensions of Globalization*. Minneapolis: University of Minnesota Press.

Appiah, K. Anthony, 1996. "Race, Culture, Identity: Misrecognized Connections." In K. Anthony Appiah and Amy Gutmann, eds. *Civil Consciousness: The Political Morality of Race*. Princeton: Princeton University Press.

Appiah, K. Anthony, and Henry Gates 1995. *Identities: Chicago University Chicago Press*.

Arup, Lourdes 2000. "Cultural Heritage and Globalization." In Eric Arveni, Harold Mern, and Maria De La Torre, eds. *Values and Heritage Conservation*. Los Angeles:

- 6 April. Grenoble, France. <http://www.essex.ac.uk/ecepr/events/missions/peaceanddevelopment/section14/>, February 2004.
- Gulhaire, Leo. 1998. "Cultural Statistics." In Ruth Towse, ed. *A Handbook of Cultural Economics*. Cheltenham, UK: Edward Elgar. [https://doi.org/10.1016/B978-0-08-031317-1\(10\)0001-1](https://doi.org/10.1016/B978-0-08-031317-1(10)0001-1)
- TOWSE, EBOOK. [https://doi.org/10.1016/B978-0-08-031317-1\(10\)0001-1](https://doi.org/10.1016/B978-0-08-031317-1(10)0001-1), February 2004.
- Grookman, Diane J. 2004. *Promoting Diversity and Social Justice: Educating People From Privileged Groups*. Thousand Oaks, Calif. and London: Sage.
- Goody, Jack. 1996. *The East in the West*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Graener, Hugo. 2003. "Cultural Migration: Keeping Development Realistic." Migration Policy Institute, Washington, DC. <http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm?ID=1291>, February 2004.
- Grunewald, Mark. 1985. "Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness." *American Journal of Sociology* 91:481-510.
- Grell, Avner. 1994. "Cultural Beliefs and Organization of Society: A Historical and Theoretical Reflection on Collectivism and Individualistic Societies." *Journal of Public Economics* 103:912-50.
- Guthrie, Ann L., and Karl Neuenberg, eds. 2002. *Handbook of Federal Courts*. 2002. Montreal and Kingston: McGill-Queen's University Press.
- Gulds, B. D. 1998. *Pluralism and the Politics of Difference: State, Culture and Ethnicity in Comparative Perspective*. Oxford: Clarendon Press.
- Guy, Francis. 2003. *Language Policy Evolution and the Empirical Center for Regional or Minority Languages*. Berkeley, Calif.: University of California Press.
- Greve, A. K., and N. A. Carter. 1999. "Not All Blame Is Cast in Stone: International Cultural Conflict in North-south Inland." *Political Psychology* 20(4): 725-65.
- The *Guardian*. 2001. "The Truth of Multicultural Britain." 25 November.
- Gurr, Ted Robert. 1993. *Minorities At Risk: A Global View of Ethnopolitical Conflict*. Washington, DC: United States Institute for Peace Press.
- . 2000. *People Versus States*. Washington, DC: United States Institute for Peace Press.
- Gutmann, Amy, and Dennis Thompson. 1996. *Democratic Education*. Princeton: Princeton University Press.
- Gutmann, Amy. 1993. "Challenges of Multiculturalism in Democratic Education." Princeton. http://www.education/EPS/EP5-Yearbook/95_files/gutmann.html, 1 February 2004.
- Habermas, Jürgen. 1973. *Legitimation Crisis*. Boston: Beacon Press.
- . 1996. *Between Facts and Norms: Contributions to a Discourse Theory of Law and Democracy*. Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Idrissi, Mohammed M. 2000. "Armed Islamist Movements and Political Violence in Algeria." *The Middle East Journal* 54(4): 572-91.
- Halliday, Kristi. 1999. "South Africa: Blending Tradition and Change." UNESCO Courier, November. http://www.unesco.org/courier/1999_11/af/afcourier/1923.html.
- Hallin, Judd, ed. 2002. *Language and Revolution: Making Modern Political Identities*. London and Portland: Frank Cass.
- Hammers, Jofano, and Tielens, Janhoben-Schulz. 2003. *The*

- Redemption Diaspora: Formation of Identities and Politics of Homeland*. London: Routledge.
- Hansen, Thomas Blom. 2001. *The Saffron Wave: Democracy and Hindu Nationalism in Modern India*. Oxford: Oxford University Press.
- Hunting, Sandra, and Uma Narayan, eds. 2000. *Decentering the Center: Philosophy for a Multicultural, Postcolonial, and Postimperial World*. Bloomington: Indiana University Press.
- Harris, Peter, and Ben Kelly. 1998. "Democracy and Deep-Riveted Conflict: Options for Negotiators." Institute of Institute for Democracy and Electoral Assistance, Stockholm.
- Harrison, Lawrence E., and Samuel P. Huntington, eds. 2000. *Culture Matters: How Values Shape Human Progress*. New York: Basic Books.
- Hart, H. L. A. 1955. "Are There Any Natural Rights?" *The Philosophical Review* 64: 175-201.
- Harsanyi, Kirszt, ed. 2001. *Legal Cultures and Human Rights: The Challenge of Diversity*. The Hague and London: Kluwer Law International.
- Harbrack, Dik. 2003. "September 11, Anti-Terror Laws and Civil Liberties: Britain, France and Germany Compared." *Government and Opposition* 38(1): 1-28.
- Heilbrunn, Ann. 1995. "Terrorism in Latin America: Back to the Abyss?" *Journal of Interamerican Studies and World Affairs* 37(3): 99-123.
- Hindudhury.org. 2004. "Hindudhury.org: Promoting and Supporting the Goals of the Bharang Dal—VHP." Youth Wing Bharat. <http://hindudhury.org/aboutus.html>, April 2004.
- Hoffman, Bruce. 1998-99. "Revival of Religious Terrorism: Risks for Broad U.S. Policy." *Rand Review* 22(2). <http://www.rand.org/publications/randreview/iss98/rrwv98/98methods.html>, December 2003.
- Honwana, Alcinda. 1999. "You're Welcome: Concepts of Mental Health." <http://redbird.gh.uva.ac.uk/ficwp/eng/ student/rennes/rect.html>, March 2004.
- Hoodfar, Homa, and Nadia Pataki. 2003. "Building Civil Societies: A Guide for Social and Political Activists." Santa Cruz, Calif. <http://www2.usc.edu/alphabeta/mw/capere/hoodfar.pdf>, February 2004.
- Human Rights Watch. 2002. "Human Rights Watch Statement: Freedom of Religion—On the Occasion of the OSCE Human Dimension Implementation." New York. <http://www.hrw.org/press/2002/09/osce-religion0912.html>, February 2004.
- . 2003. "Majority and Minorities." New York. <http://www.hrw.org/campaigns/race/rationality.html>, February 2004.
- Huntington, Samuel P. 1996. *The Clash of Civilizations and the Remaking of the World Order*. New York: Simon and Schuster.
- Ispas, Paul. 2002. "I see Gurus: How More, but Should They Be More Hardly Punished." In Paul Ispas, ed. *The Hate Debate: Should Hate Be Punished as a Crime?* London: Profile Books.
- Iqbal, Perva. 2003. *Extreme Right Parties in Western Europe*. New York: Oxford University Press.
- ILO (International Labour Organization). 2001. "Vietnam Desk Review." Project to Promote ILO Policy on Indigenous and Tribal Peoples (Convention 169). Geneva.
- . 2003. *ILO Convention on Indigenous and Tribal Peoples: A Manual*. Geneva.
- Independent Commission on Migration to Germany. 2001. "Structuring Immigration, Fostering Integration." Berlin.

- http://www.ongjournl.org/Amec/cm_1426/DownLoadSummary.pdf, February 2004.
- Indian and Northern Affairs Canada. 2004. "Aboriginal Citizenship Law." Ottawa. http://www.aic-aince.ca/pdf/pdf/materiel_e.html, February 2004.
- India. Ministry of Education. 2004. Personal communication on human resource development. March, New Delhi.
- India. Ministry of Personnel. 2002. "Holidays to be Observed in Government Office During the Year 2002." Department of Personnel and Training, New Delhi. <http://person.mca.gov/central/gen/holidays/>, February 2004.
- India. Office of the Registrar General. 2004. "Census of India." New Delhi. <http://www.censusindia.net/>, March 2004.
- Indigenous Australia. 2003. "What is Cultural Heritage?" <http://www.deculture.net.au/indigenous/culture.html>, February 2004.
- Inglehart, Ronald. 1997. *Modernization and Postmodernization: Cultural, Economic and Political Change in 43 Societies*. Princeton: Princeton University Press.
- Inglehart, Ronald, and Wayne Baker. 2000. "Modernization, Cultural Change and the Persistence of Traditional Values." *American Sociological Review* 65: 19-51.
- Inglis, Christine. 2004. "Multiculturalism: New Policy Responses to Diversity." Policy Paper No. 4. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Paris.
- International Council on Migration and the Environment. 1999. "Migrant and Indigenous Peoples: Case Studies." Ottawa.
- International Federation of Human Rights. 2003. "Discrimination Against Religious Minorities in Iran." Paris. <http://www.fidh.org/ste/crppor/2003/4/0108k.pdf>, 1 February 2004.
- The Internet Movie Database. 2004. "International All-Time Box Office Chart." <http://us.imdb.com/Chart/alltime-movies>, March 2004.
- IOE (International Organization of Employment). 2003. "Migration in Europe: Political, Social and Economic Dimensions." Background Document. London. http://www.foe-camp.org/foe_camp/pdf/migration/IOE_Microsoft.pdf, February 2004.
- IOE (International Organization for Migration). 2003a. "Integration of Migrants: The IOE Approach." Geneva. <http://www.iom.int/immigration%20manager.pdf>, February 2004.
- . 2003b. "Migration in a World of Global Change: New Strategies and Policies for New Realities." IOE Migration Policy and Research, Geneva.
- . 2003c. "World Migration Report 2003: Managing Migration Challenges and Responses for People on the Move." Geneva.
- . 2004. "Assisted Returns Service." <http://www.iom.int/ef/whof/naun%5Fservice%5Fareas%5Fassisted.shtml>, March 2004.
- IRK (Institute of Race Relations). 2003. "Norway: Progress Party (H.P.)." <http://www.irk.or.ke/europe/norway.html>, December 2003.
- Johnson, Robert W., and Karin Volpert. 1996. "Conditions Favoring Parties of the Extreme Right in Western Europe." *British Journal of Political Science* 26(1): 301-21.
- Jones, Dirk. 2003. "The Arab European League: The Report Growth of a Radical Immigrant Movement." Paper presented at the European Consortium for Political Research Conference, 15 September, Marburg, Germany. <http://www.essex.ac.uk/ecepr/events/genrelconf/eceprhbr/papers/215/jacobs.pdf>, February 2004.
- Jackson, Lars, and Tom W. Smith. 2001. "Minority Parks in

- Cross-National Perspective." National Opinion Research Center, University of Chicago, Chicago. <http://www.norc.uchicago.edu/courses/pajuelo.html>, February 2004.
- Jones, Valerie. 2002. "Comments of Late Crime Policies and Law in the United States." In Paul Ispas, ed. *The Hate Debate: Should Hate Be Punished as a Crime?* London: Profile Books.
- Jurekian, Jay. 2001. "Migrant Workers and Xenophobia in the Middle East." Keynote address at the United Nations Research Institute for Social Development, Conference on Racism and Public Policy, 3 September, Durban. [http://www.unhcr.org/unpublished/_special_events/9/9.html](http://www.unhcr.org/8026b94c00050c93/8mp/Net/Theme/Read/Item.aspx?uid=48178897C19181C6348025048630058762&query=desp=insp=exp=kon=act=pat=th=plg//www.unhcr.org/unpublished/_special_events/9/9.html), February 2004.
- Jussani, Faez. 2004. "Correspondence on the Political Situation in Bolivia and Ecuador." United Nations Development Programme, Regional Bureau for Latin America and the Caribbean, New York, March 2004.
- Jussani, Patricia, and Julie Lucifora. 2003. "Economic Exclusion and Discrimination: The Experience of Minorities and Indigenous Peoples." Minority Rights Group International, London. http://www.minorityrights.org/admin/Download/pdf/1P_EconomicExclusion_Turkey_Lucifora.pdf, February 2004.
- Kalder, Marc, and Diego Vitor. 2003. "Religious and National Militant Groups." In H. Ahlberg, M. Glasius, and M. Kaldor, eds. *Global Civil Society 2003*. Oxford: Oxford University Press.
- Kalibar, Paul. 2001. "Economic Policy, Corruption and Poverty: Nature of Disorganism." Cornell University, Ithaca, New York. <http://people.cornell.edu/pages/s6145/papers/Disorganism.pdf>, February 2004.
- Kanjana, Karun. 2003. "Ethnic Structure, Inequality and Governance of the Public Sector in Kenya." Ethnic Structure, Inequality and Public Sector Governance (Contract Studies). United Nations Research Institute for Social Development, Geneva.
- Kaplan, Deborah, and John McHale. 2003. "Migration's New Payoff." *Foreign Policy* 139: 48-57.
- Kawira, Sulpicio. 1992. "The Imaginary Institution of India." In Partha Chatterjee and Gyanindra Prasad, eds. *Subaltern Studies VII*. New Delhi: Oxford University Press.
- Kennan, Thomas R., and Austin Sora. 1997. *Identities, Rights and Rights: Abo Abore*. University of Michigan Press.
- . 1999. *Cultural Pluralism, Identity Politics and the Law*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Keatinge, Michael. 2002. "Primitivized Democracies in a Post-Sovereign Order." Queen's Papers on Internationalism, Institute of European Studies, Queen's University of Belfast. Belfast. <http://www.queens.ac.uk/ies/olthpapa/pers/poe/02.pdf>, February 2004.
- Kello, Paul, and Jean Vassart. 2002. "Muslims Reject Image of Separate Society." *The Guardian*, 17 June.
- Kerzer, David L., and Dominique Adia, eds. 2002. *Census and Identity: The Politics of Race, Ethnicity and Language in National Contexts*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kirman, Sam. 1999. "Sur La Nation de Genozide." *Le Débat*, 1 March.
- Klans, David. 2003. "The Use of Indigenous Languages in Early Basic Education in Papua: New Guinea: A Model for Development? Language and Education: An International Journal 17(2).
- Knop, Karen. 2002. *Diversity and Self-Determination in*

- 1991. "The Nation: Invented, Imaged, Reconstructed." *Millennium Journal of International Studies* 20: 353-68.
- Snodgrass, Donald R. 1995. "Successful Economic Development in a Multicultural Society: The Malaysian Case." *The Harvard Institute for International Development*, Cambridge, Mass. <http://www.hid.harvard.edu/pubs/pdfs/303.pdf>, February 2004.
- Smoler, Jack. 2004. *From Voting to Violence: Democratization and Nationalist Conflict*. New York: W.W. Norton.
- South Africa, Ministry of Labour. 2004. "South African Employment Equity Act," No. 55, Section 2(93). Pretoria. <http://www.labour.gov.za/despatch/legislation/eeaa/February2004>.
- South Asia Monitor. 2003. "Musharraf Bans Resurgence Militant Groups." *Oleas Chandlers*. <http://www.south-asiamonitor.org/pak/2003/now/16stada.html>, April 2004.
- SSS (Swedish Security Service). 2002. "Offences Related to National Internal Security." Stockholm. http://www.ssekerhetspolisen.se/Publikationer/Drott_2002.pdf, January 2004.
- Snider, Peter. 2002. "Migration Trends and Migration Policy in Europe." *International Migration* 40(5): 151-79.
- Srinivasan, Eha. 2002. "Cultural Politics or Cultural Rights: UN Human Rights Responses." Office of the High Commissioner on Human Rights, New York.
- Statistics Canada. 2004. "Proportion of Foreign-Born Population, Census Metropolitan Areas, Ottawa." <http://www.statcan.ca/english/Pubb/lenofsk.html>, February 2004.
- Statistik Sweden. 2004. "Population Statistics." Stockholm. http://www.scb.se/stat/statistik/Product_35799.aspx, February 2004.
- Szeged, Albert. 2001. *Arguing Comparative Politics*. Oxford: Oxford University Press.
- Sujan, Ahsan, and Gernert Iobenson. 2003. "In 'Arab' Meets a Muslim: Theoretical Gap." *Journal of Democracy* 14(3): 30-44.
- Suzman, Volody. 2004. "Russian Experience in the North: Indigenous Statistics." PH/2004/W/S/15, Department of Social and Economic Affairs, United Nations, New York.
- Szem, Lesca. 2003. "Pakistan's Jihad Culture." *Foreign Affairs* 79(6): 115-26.
- 2003. "The Prostate Enemy." *Foreign Affairs* 82(4): 27-40.
- Szwarc, Francis. 2002. "Horizontal Inequalities: A Neglected Dimension of Development." Queen Elizabeth House Working Paper 581, Oxford. <http://www2.queens.ox.ac.uk/research/research.html?loc=la-2391>, February 2004.
- 2003. "Conflict and the Millennium Development Goals." Background Paper for *Human Development Report 2003* (United Nations Development Programme, New York).
- Szielak, Luana, Amy J. Ben-Schwartz, and Dylan Gogger. 2003. "Language Proficiency and Home Languages of Students in New York City Elementary and Middle Schools." New York: University-Tank Urban Research Center, New York. <http://urban-nyu.edu/education/cycle/language.pdf>, February 2004.
- Suhraiva, Jean. 2003. "Nations Without States in Europe." Paper presented at the King Juan Carlos I of Spain Center at New York University, 8 April. New York. <http://www.nyu.edu/pages/kjc/lehman/suhraiva.htm>, without a stated date, February 2004.
- Sussumu, T. 2004. "Ny demokrati." <http://sussumu.nyu.edu/demokrat/>, March 2004.
- Swedish Election Authority. 2002. "Resultat Övriga Rites." [http://www.val.se/rules/pdf/legval_ovriga.pdf](http://www.val.se/rules/legval-on-kompaktsterning/), March 2004.
- Symons, Peter. 2003. "The Political Origins and Outlook of Jamaat Islamiyah, Part 1." <http://www.wsws.org/articles/2003/nov2003/jis-1a2.html>, March 2004.
- Tadi, Copius. Victoria. 2004. "Land Rights in the Philippines." Indigenous Peoples' International Centre for Policy Research and Education (Icprehbi), Baguio City, Philippines.
- Taylor, Charles. 1992. "The Politics of Recognition." In *Multiculturalism and the Politics of Recognition*, Princeton: Princeton University Press.
- Telchela and Forest Peoples Programme. 2003. *Extracting Promises: Indigenous Peoples, Extractive Industries & the World Bank*. Baguio City, Philippines.
- Tebesha and International Forum on Globalization. 2003. "Globalization: Effects on Indigenous Peoples." <http://www.telchela.org/>, March 2004.
- Terni, A. 2000. "The Development of National Language: A Survey of Kiswahili in Tanzania." In *Quest for a Unified Babel: Distinction and Extinction: The Homogenization and Standardization of African Languages*, Cape Town: SAKSA.
- Tessas, Anastasia. 2002. "The Roots of Algeria's Religious and Ethnic Violence." *Studies in Conflict and Terrorism* 25(3): 161-83.
- Tidley, William Q. C. 1999. "Mixed Jurisdictions: Common Law Versus Civil Law (Codified and Uncodified)." International Institute for the Unification of Private Law, Rome. <http://www.unileid.org/english/publications/review/articles/1999-3.html>, February 2004.
- Tind World Network. 2003. "More than 200 Organizations from 35 Nations Challenge US Patent on Neom." <http://www.watnetwork.org/telchela-d.html>, February 2004.
- Thompson, Charles D. 2001. *Muslim Identities and the Violence of Place: Borders, Blood, and the Islamic Mission*. Detroit: Wayne State University.
- Thorsen, David. 1999. "Cultural Capital." *Journal of Cultural Economics* 23: 3-12.
- Tovness, Peter. 1979. *Power in the United Kingdom*. London: Penguin Books.
- Tom, Lun-Yu. N. 2000. *Human Rights and Federalism: A Comparative Study on Freedom, Democracy and Cultural Diversity*. The Hague and London: Martinus Nijhoff.
- Tranfield, Clive. 2002. "Death and Desert as Algeria Goes to the Polls." *The Guardian*: 31 May.
- Uhrman, D. 1997. "War and Ethnicity: Global Connections and Local Violence in North West Africa and Former Yugoslavia." *Oxford Development Studies* 25: 77-94.
- UN (United Nations). 1994. "General Comment No. 23 (80) (Article 27)." United Nations Document (CCPR/C/21/Rev.1/Add.5). Adopted at the 30th Session of the Human Rights Committee, 6 April, New York.
- 2000a. "Millennium Declaration." A/RES/57.2, 18 September. New York. <http://www.un.org/millennium/declaration/ares572e.pdf>, March 2003.
- 2000b. "Replacement Migration: Is it a Solution to Declining and Ageing Populations?" Department of Economic and Social Affairs, Population Division, New York. <http://www.un.org/esw/population/publications/migration.html>, March 2004.
- 2002a. "International Migration Report 2002." Department of Economic and Social Affairs, Population Division, New York. <http://www.un.org/esw/population/publications/migration.html>, 2002/IT/MICT/EX/22-11.pdf, February 2004.
- 2002b. "International Migration Report: Website." <http://www.un.org/esw/population/publications/migration.html>, 2002/IT/MICT/EX/22-11.pdf, March 2004.
- 2003a. "Trends in Total Migrant Stock by Sex, 1960-2000." 2003 Revision to the International Migration Report 2002. Department of Economic and Social Affairs, Population Division, New York.
- 2003b. *World Population Prospects 1970-2050: The 2002 Revision*. Department of Economic and Social Affairs, Population Division, New York.
- 2004. "Data Collection Pertaining to Indigenous Peoples: Issues and Challenges." E/19/2000/WA.1/13, Department of Economic and Social Affairs, New York.
- UNICAF (United Nations Conference on Trade and Development). 1998. *World Investment Report*. Geneva.
- UNDP (United Nations Development Programme). 1999. *Human Development Report 1999: Globalization with a Human Face*. New York: Oxford University Press.
- 2000a. *Human Development Report 2000: Human Rights and Human Development*. New York: Oxford University Press.
- 2000b. "Nambui, Human Development Report 2000/2001: Gender and Violence in Northern Windhoek." 2000. "South Africa Human Development Report 2000: Transformation for Human Development." Pretoria. <http://www.undp.org.za/sahd2000/sahd20002.html>, February 2004.
- 2002a. *Human Development Report 2002: Deepening Democracy in a Fragmented World*. New York: Oxford University Press.
- 2002b. "Stratagem Del Desarrollo Humano En Las Comarcas Indígenas." Panama City.
- 2003a. *State of Human Development Report 2003: Building a Knowledge Society*. Amman.
- 2003b. *Human Development Report 2003: Millennium Development Goals: A Compact Among Nations to End Human Poverty*. New York: Oxford University Press.
- 2003c. "Indonesia." Crisis Prevention and Recovery Unit, Jakarta.
- 2003d. "Report of the United Nations Development Programme to the 39th Session of the United Nations Commission on Human Rights." E/CN.4/2003/128, New York. <http://www.unhcr.de/hutdoc/d/1urthce.html>, February 2004.
- 2003e. "Roma Human Development Report: The Roma in Central and Eastern Europe: Avoiding the Dependency Trap." Bratislava. <http://www.roma.unhcr.org/>, 11 February 2004.
- 2004a. "About Indigenous Peoples: A Definition." New York. <http://www.undp.org/scsp/ser/NewE/ESF/pubsocd.html>, February 2004.
- 2004b. "UNDP and Indigenous Peoples: A Policy of Engagement." Civil Society Organization, Bureau for Resources and Strategic Partnerships, New York. <http://www.undp.org/scsp/pubsocd.html>, February 2004.
- UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization). 1998. *World Culture Report: Culture Creativity and Markets*. Paris: UNESCO Publishing.
- 2000a. "A Survey on National Cartography." Culture Sector: Division of Creativity, Cultural Industries and Copyright, Paris.
- 2000b. "Study of International Flows of Cultural Goods between 1980 and 1998." Paris.
- 2000c. *World Culture Report: Cultural Diversity*. Paris: UNESCO Publishing.
- 2001. "Synthesis of Reports by Member States in the Context of the Permanent System of Reporting on Indicators for Peace, Human Rights, Democracy, International Understanding and Dialogue." General Conference 31st Session, 31 C/INF.5, Paris.
- 2002. "Universal Declaration on Cultural Diversity." Cultural Diversity Series No. 1, Paris.
- 2003a. "Sustainability of Diversity: Up an International Standard-Setting Instrument on Cultural Diversity." Central Conference 35th Session, 32 C/22, Paris.
- 2003b. "Language Vitality and Endangerment." Paper presented at the "International Expert Meeting on the UNESCO Programme: Strengthening Languages," 10 March, Paris. http://portal.unesco.org/culture/en/file.php?URL_ID=9108&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201, March 2004.
- 2003c. "Pedimentary Diet: International Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage." General Conference 32nd Session, 32 C/26, Paris.
- 2004a. "Culture, Trade and Globalization." Paris. <http://www.unesco.org/culture/industrie/leader/index.html>, March 2004.
- 2004b. "What Was the Darf? Multilateral Agreement on Investment (MAI)." <http://www.unesco.org/culture/industrie/real.html>, Employment2004.html, 20 March 2004.
- UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)—UIS (Institute of Statistics). 2001. "Language: Did You Know? International Treaty in Cultural Goods." Paris. <http://www.unesco.org/>, February 2004.
- UN HABITAT (United Nations Human Settlements Programme). Forthcoming. *State of the World's Cities Report 2004*. Draft chapter on transnational migration, Nairobi.
- UNICEF (United Nations Children's Fund). 2001. *State of the World's Children 2001*. New York.
- 2004. "Ensuring the Rights of Indigenous Children." Innocent Digest 11. Innocent Research Center, Rome. <http://www.innocent.org/>, February 2004.
- United Nations Association of Great Britain and Northern Ireland. 2004. "Help for Brazil's Indians." London and New York. <http://www.una-uk.org/invivomem/brazil2.html>, February 2004.
- U.S. Census Bureau. 2004a. "Adding Diversity." From *Above: The Foreign-Born Population 2000*. Washington, DC. <http://www.census.gov/population/pop-pot/mic/2000/dp417.pdf>, February 2004.
- 2004b. "United States Census 2000." <http://www.census.gov/>, March 2004.
- U.S. Department of Justice. 2001. "Hate Crime: The Violence of Intolerance." <http://www.usdoj.gov/pubs/hic/comb.html>, April 2004.
- U.S. Department of Labor. 2004. "Largest Numbers' Brest of Labor Statistics." <http://www.bls.gov/>, March 2004.
- Vallas, Julio Carrera. 2002. "Cultural Development Indicators: Towards a New Dimension of Human Well-Being." Paper presented at the International Symposium for Cultural Statistics, 21 October, Montreal. <http://www.cultural2002.symphoniegouv.qc.ca/PDF/Carrazaa.pape.pdf>, February 2004.
- Van Kester, Frank. 2000. "The Legal Instruments Required in the Strategy for a Successful Integration Policy in the Netherlands." Paper presented at the Strategies for Implementing Integration Policies Conference, 4 May.



人間開発指標表 HUMAN DEVELOPMENT INDICATOR TABLES

- Prague.
- Van der Westhuizen Janis. 2002. *Adapting to Globalization: Malaysia, South Africa, and the Challenge of Ethnic Redistribution with Growth*. Westport: Praeger.
- Van Holsten, Joop J. M. 2003. "Beating a Dead Horse? The Dutch State and the Defense of Democracy Against Right-Wing Extremism." Paper presented at the European Consortium for Political Research Conference, 28 March, Edinburgh. [http://www.socsci.arts.ac.uk/eprints/journals/iss/paperarchive/edinburgh.asp?section=4]. February 2004.
- Vogel, H. L. 2001. *Entertainment Industry Economics: A Guide for Financial Analysts*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Vuchelen, Jef. 2003. "Electoral Systems and the Effects of Political Events on the Stock Market: The Belgian Case." *Economics and Politics* 15(1): 85-102.
- Wallbeck, Oskar. 2002. "The Concept of Diaspora as an Analytical Tool in the Study of Religious Communities." *Journal of Ethnic and Migration Studies* 28(2): 221-38.
- Walden, Bello. 2000. "2000: A Year of Global Protest Against Globalization." New York. [http://www.globalpolicy.org]. February 2004.
- Wismendy, Just. 2002. "Islam in Indonesia: Its History, Development and Future Challenges." *Asia Pacific Review* 9(2): 104-12.
- Wimmer, Philippe. 2002. "Migration Trends in Europe." European Population Papers Series No. 7. European Population Committee, Council of Europe, Strasbourg. [http://www.coe.int/t/CSocial_cohesion/population/No_7_Migration_trends_in_Europe.pdf]. February 2004.
- Wiss, Ronald I. 1998. "Federal Systems and Accommodation of Distinct Groups: A Comparative Survey of International Arrangements for Aboriginal Peoples." Institute of Intergovernmental Relations, Queen's University, Kingston, Ontario. [http://www.igir.ca/pdf/publications/146_Federal_Systems_and_Accom.pdf]. February 2004.
- . 1999. *Comparing Federal Systems*. Montreal and Kingston: McGill-Queen's University Press.
- . 2002. "The Relevance Today of the Federal Idea." Paper presented at the International Conference on Federalism, 27 August, St. Gallen. [http://www.fornfed.org/fedforum/Wiss.asp?lang=en]. February 2004.
- Wolberall, Kimberley. 2001. "Culture, Autonomy and Dialectic: Individual and Community in the Construction of Rights to Traditional Designs." *Modern Law Review* 64(2): 215-42.
- Wolber, Max. 1976 [1970]. *The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism*, republished with a new introduction by Anthony Giddens. London: Allen and Unwin.
- Woodswood, Ruth. 2002. "Al Qaeda, Terrorism, and Military Commissions." *The American Journal of International Law* 96(2): 328-37.
- WHO (World Health Organization). 2001. "International Decade of the World's Indigenous People." Report by the Secretariat, Geneva. [http://www.who.int/wh/wh10/PA/PDF/WH10A4_e0343.pdf]. February 2004.
- Widfeldt, Anders. 2001. "Responses to the Extreme: Right in Sweden: The Diversified Approach." Working Paper 10. Kæde European Politics Research Unit, Kæde. [http://www.kæde.ac.uk/deps/spire/Working%20Papers/KEPRU/KEPRU%20Working%20papers.html]. February 2004.
- . 2004. Correspondence on the vote shares of European extreme right parties between 1990 and 2005. February.
- Arendszen.
- Wikipedia. 2004. "Religious Persecution." Tampa. [http://en.wikipedia.org/wiki/Religious_persecution]. Library 2004.
- Willia, Cynthia, ed. 1998. *Theorizing Multiculturalism: A Guide to the Current Debate*. Cambridge: Mass and Oxford: Blackwell.
- WIPO (World Intellectual Property Organization). 2003a. "Composite Study on the Protection of Traditional Knowledge." WIPO/GTRK/IC/5/8. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, Geneva.
- . 2003b. "Consolidated Analysis of the Legal Protection of Traditional Cultural Expressions." WIPO/GTRK/IC/5/5. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, Geneva.
- . 2003c. "Information on National Experiences with the Intellectual Property Protection of Traditional Knowledge." WIPO/GTRK/IC/5/INP/2. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, Geneva.
- . 2003d. "Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore Fifth Session Report." WIPO/GTRK/IC/5/15. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, Geneva.
- . 2004. "Revised Version of Traditional Knowledge Policy and Legal Options." WIPO/GTRK/IC/6/4. Re: Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, Geneva.
- World Bank. 2002. *World Development Report 2003: Sustainable Development in a Dynamic World*. New York: Oxford University Press.
- . 2003. *World Development Indicators 2003*. Washington, DC.
- . 2004. "Striking a Better Balance: Interim Indicators Review Final Report." Washington, DC.
- World Commission on Culture and Development. 1995. "Our Creative Diversity: Report of the World Commission on Culture and Development." Paris.
- World Values Survey. 2004. "World Values Survey." [http://www.worldvaluessurvey.org]. February 2004.
- Wright, Sue. 2001. "Language and Power: Background to the Debate on Linguistic Rights." International Journal on Multicultural Societies 3(1). [http://www.ijmsoc.org/most/Bn/wright]. February 2004.
- Young, Crawford, ed. 1999. *The Accommodation of Cultural Diversity: Case Studies*. Basingstoke: MacMillan Press.
- Young, Iris Marion. 2000. *Inclusion and Democracy*. Oxford: Oxford University Press.
- Zakaria, Anna. 1999. "Islam and Security in the New States of Central Asia: How Genuine is the Islamic Threat?" *Religion, State & Society* 27(3/4): 355-72.
- Zhao, Shuhong. 1998. "A State-Led Nationism: The Patriotic Education Campaign in Post-Tiananmen China." *Communist and Post-Communist Studies* 31(3): 287-302.
- Zolberg, Arvid. 2001. "Introduction." In Arvid: Zolberg and Peter Bender, eds. *Global Migrants, Global Refugees*. New York: Berghahn Books.
- Zora, Christine. 2002. "The 'Irrecognition' of Aboriginal Customary Law." Lawyers Information Network. Melbourne. [http://www.linn.can.au/downloads/papers/indigenous/P_in_09.pdf]. February 2004.



人間開発指標表目次

統計特別資料 1：人間開発の状況 166

統計特別資料 2：人間開発指標表 1 の注釈：今年の人間開発指数 (HDI)

について 178

指標表

I 人間開発をモニタリングする一人々の選択肢の拡大

- 1 人間開発指数 (HDI) 181
- 2 人間開発指数 (HDI) の動向 185
- 3 人間貧困と所得貧困：開発途上国 189
- 4 人間貧困と所得貧困：OECD、中東欧・CIS諸国 192

II 健康で長生きするために

- 5 人口動態 194
- 6 保健医療の状況：資金、アクセス、サービス 198
- 7 水、衛生設備、栄養状況 202
- 8 地球規模の保健医療における主な危機と課題 206
- 9 生存状況：前進と後退 210

III 知識を得るために

- 10 教育への取り組み：公的支出 214
- 11 識字と就学 218
- 12 技術の普及と創造 222

IV 人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

- 13 経済実績 226
- 14 所得または消費の不平等 230
- 15 貿易構造 234
- 16 富裕国の責任：援助 238
- 17 富裕国の責任：債務救済と貿易 239
- 18 援助、民間資本、債務の流れ 240
- 19 公的支出の優先分野 244
- 20 OECD諸国の失業 248

V 次世代のために

21 エネルギーと環境 249

VI 人間の安全保障を図る

- 22 難民と兵器 253
- 23 犯罪被害者 257

VII そしてすべての女性と男性の平等を達成する

- 24 ジェンダー開発指数 (GDI) 259
- 25 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) 263
- 26 教育のジェンダー不平等 267
- 27 経済活動のジェンダー不平等 271
- 28 ジェンダー、労働量と時間配分 275
- 29 女性の政治参加 276

VIII 人権と労働に関する国際協定

- 30 主要な国際人権協定の現状 280
- 31 基本的労働条約の現状 284

- 32 人間開発に関する指数：地域別状況 288
- 33 その他の国連加盟国の基本指標 292

「人間開発報告書」の統計資料について 293
テクニカルノート 1：人間開発に関する指数を計算する 303
テクニカルノート 2：ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に向けて最優先国と上位優先国を定める 310

統計項目の定義 313
統計資料 321
各国の分類 323
指標項目一覧 327
各国の人間開発順位 330

国家にとつて国民は真の富である。すなわち、開発の基本目的は人間の自由を拡大することにある。開発のプロセスは、人々が満足していく創造的な生活を送るための選択肢を拡大することによって、人間の潜在能力を拡げることができると同時に、人々は開発の受益者であると同時に、そうした開発をもたらし進歩と変革を担う主体でもある。この場合進歩とは、すべての人々に公平に恩恵を与え、また各人の参加のうえに築かれるものでなくてはならない。この開発アプローチは、1990年の創刊以来あらゆる「人間開発報告書」で提唱されてきた。

個人が持つことのできるさまざまな潜在能力 (capabilities) の範囲と、それらの拡大を助ける選択肢は、潜在的には無限であり個人によって異なる。しかしながら、公共政策では優先課題を設定しなければならない。その場合、本報告書目的である「人間の福祉 (human well-being)」の達成に向かつて、世界的な進歩がなされているかを判断するうえで最

も重要な潜在能力は何か、を特定するの基準は、こうした潜在能力は普遍的価値を持つていなければならないということである。第2は、もしそうした能力がなければその他の多くの選択肢が閉ざされてしまうような、生活にとつて基本的な潜在能力でなくてはならないということである。これらの理由により、「人間開発報告書」は4つの重要な潜在能力に焦点を当てていている。すなわち、長命で健康な生活を送ること、知識を持つていこと、人間らしい生活水準に必要な資源 (経済的資源) が使えること、そして地域社会の生活に参加できること、である。

この開発パラダイムの背景にある考え方は新しいものではない。少なくともアリストテレスの時代には存在していた。アリストテレスは「富」はわれわれが探している財ではないのは明らかである。なぜなら富は単に有用なだけであり、その他の何かのために役立つものだからである」と論じている。エマヌエール・カントは同様に、人間は、

別の目的のための「手段」というより、白らのために存在する血脈がある究極の目的として見るべきであると主張している。またこれと類似した考え方がアダム・スミス、ロバート・バルラス、ジョン・スチュアートのミルをはじめとする多くの著作にも見とれる。

しかし、長期にわたる開発政策議論では、この簡単な、しかし深淵な真理を忘れてしまっているように見える。国民所得の増減に拘泥し、経済学者的な見方、この真の目的を達成するための重要な手段にすぎない。

人間開発を測定する

国民所得を測定するほうが人間開発を測定するより簡単である。また「富」はわれわれが探している財で富は単に有用なだけであり、その他の何かのために役立つものだからである」と論じている。エマヌエール・カントは同様に、人間は、

表1 HDI、HPI-1、HPI-2、GDI一同じ構成要素だが測り方は違う

指標	長寿	知識	人間らしい生活水準	参加あるいは除外
人間開発指数 (HDI)	出生時平均余命	成人識字率・初・中・高等教育の総統学率	1人当たりGDP (PPP US\$)	—
地上国向け人間開発指数 (HPI-1)	40歳まで生きられる出生時確率	成人識字率	経済的供給における制限: 次を用いて測定する ・改善された水源を継続して利用でき ・きれいな水の割合 ・年齢のわりに低体重の5歳未満児の割合	—
高所得のBCID向け人間開発指数 (HPI-2)	60歳まで生きられる出生時確率	機能性識字能力のない成人の割合	貧困ライン以下 (調整済可処分世帯所得中間値の50%) で生活している人の割合	長喪失業率 (12カ月以上)
ジェンダー開発指数 (GDI)	女性と男性の平均寿命	女性と男性の成人識字率 ・女性と男性の初・中・高等教育の総統学率	女性と男性の推定勤勞所得	—

関するさまざまな現象は経済成長や国民所得水準だけによって決まるものではない。これらの現象は、資源の使い方、つまり武器の開発のために使われるのか、それとも食糧の生産のためのなのか、宮殿の建設のために使われるのかそれともきれいな水を供給するためのなのか、によっても変わる。そして、意思決定における市民的参加、あるいは男女の平等の権利などは、所得によって決まらな。これらの理由から、本報告書は、各国の、そして世界の重要な人間開発の成果について広範にわたる指標をまとめて掲載している (33の表に200近くの指標が掲載されている)。それらの中には、生存能力を反映する出生時平均余命あるいは5歳未満の死亡率や、学習する能力を反映する識字率が含まれている。また、きれいな水を利用するなどの能力を得るうえで大切な手段や、就学や政治参加における男女格差など、達成度の平等についての指標も掲載されている。

こうした一連の豊富な指標は、人間開発の多くの側面における進歩を評価するうえでその尺度を提供するが、政策立案者は、とりわけ所得より人間の福祉に焦点を当てて進歩の全体像を簡潔に測るための尺度を必要としている。この用途に応え、「人間開発報告書」は、創刊以来人間開発指数(HDI)を発表してきた。人間開発指数(HDI)では、その後、ジェンダーに注目した指標 (ジェンダー開発指数: GDとジェンダー・エンパワーメント指数: GEM)、および貧困に注目した指標 (人間貧困指数: HPI) が加わった (表1参照)。これらの指標は、人間開発のいくつかの基本的側面についての概観を提供するが、これらの指標はそのもとになっているデータのその他の指標と合わせて見る必要がある。

人間開発指数

人間開発指数(HDI)は、人間開発の3つの側面 (長命で健康に生活すること、教育を受けること、人間らしい生活水準を得ること) に注目したものである (「チカニカルノート1」を参照)。つまりこの指数は、平均寿命、識字率、識字率、そして所得を合わせたものであり、これによって一国の開発状況について所得だけでなくも広い視野を得ることができるとHDIは出発点としては有用であるが人間開発の概念は大きく複雑で、その他の指数によって補ったとしても、いかなる尺度によってもとらえられるものではないことに留意する必要がある。HDIは包括的尺度ではない。HDIには、特に自らの生活に影響を与える意思決定に参加する能力や、社会の中で自らの存在を尊重してもらえろ力といった人間開発にとつて重要な側面が含まれていない。人は、福祉で健康で教育のある人になることはできるが、上述の力がなければ、人間開発はそれ以上に

は進歩しないのである。

人間開発のこの側面がHDIから除外されていることは、「人間開発報告書」創刊当時から指摘されており、これが1991年の人間自由指数 (human freedom index) や、92年の政治自由指数 (political freedom index) につながった。どちらの指数も発表された年限りものものになってしまったが、そのこと自体が、こうした複合側面を適切に数量化することがの難しさを示している。数量化が難しいからといって、政治的自由や社会における平等の尊重など参加に関する多くの側面が、HDIに含まれている側面と比較して、人間開発にとつて重要度が低いということには決してならない。事実、この問題は既刊の「人間開発報告書」で詳しく検討されてきた。「人間開発報告書2002」では、民主主義と人間開発にとつての民主主義の重要性を扱っている。今年の報告書は、このテーマにも関連する人間開発にとつて重要な不可欠な「文化的

図1 HDIは同水準でも異なる所得

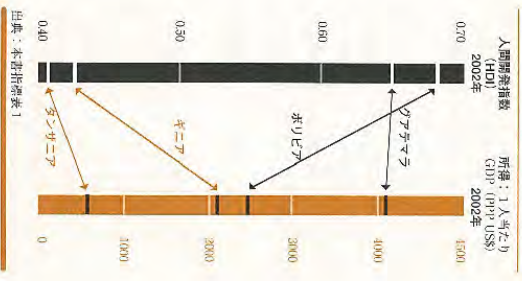
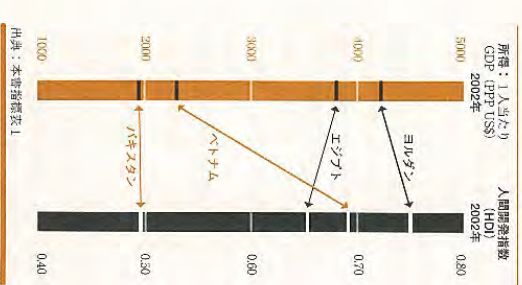


図2 所得は同水準でも異なるHDI



白田の問題を取り上げている。満

足りく生活を営むことの中には、差別されることなく、あるいは政治的、経済的、社会的参加をすることで、利益を被ることなく、異なる文化的慣行や伝統を实践できる自由があることが含まれる。

IIDIIは所得と人間の福祉とは異なることを明確に示している。IIDIIは、健康、教育、所得の平均達成度を測定することで、所得単独よりは、一國の開発状況の姿をより完全に近い形で示すことができる。ポリピアはグアテマラより1人当たりGDPははるかに低いが、より高いHDIを達成している。なぜなら、ポリピアは、所得を人間開発に使うからであり、組みにより力を入れていくからである(図1)。タンザニアは、世界で最も貧しい国の1つだが、経済的には4倍近く裕福なギニアとIIDIIは同等である。逆に、同じような所得水準にある国々があるHDI水準にあることもある。ベトナムはパキスタンとほぼ同等の所得であるが、平均寿命と識字率が高いため、HDIははるかに高水準である(図2)。指標表1では、これらの差異に、HDI順位を1人当たりGDP順位と比較するという方法で光を当てている(最後の列参照)。HDIでスリランカは177カ国中96位であるが、GDP順位が112位であるのと比較して相当高い。これらの事例は、常に人間開発へと振り向ける政策が重要であることを示している。とくに、立案の優れた公共政策と、政府、地域社会、市民社会によるサービスの供給によって、高水準の所得あるいは経済成長がなくても、人間開発を進めさせることはできる。

これは、しかしながら、経済成長が重要でないということではない。経済成長は人間開発にとって重要な手段であり、成長が長期にわたって停滞する場合、人間開発の進展を維持することは難しくなる。

ジェンダー開発指数(GDI)

HDIは一國の平均的達成を測定するが、こうした達成におけるジェンダー不均衡の度合いを示すものではない。同じ水準の成人識字率(たとえ30%)を持つ2つの国が、男女比率では格差が異なる可能性がある(たとえば、一方の国が女性識字率は98%、男性識字率は32%であるのに対し、もう一方は、女性識字率は20%、男性識字率は40%)。このような格差の違いは、この2つの国のHDIに反映されることはないであろう。[人間開発報告書1995]で導入されたジェンダー開発指数(GDI)は、HDIと同じ指数を使い、同じ側面における達成度における不平等をとりあてている。GDIは単に、HDIをジェンダー平等に対し下方調整したものである。人間開発の基本的な部分でジェンダー格差が大きければ大きいほど、その国のGDIはHDIと比較してより低くなる。GDIのIIDII格差が最も大きい国は、サウジアラビア、オーストラリア、パキスタン、イエメン、インドで、これらの国ではよりジェンダー平等に注意する必要があることを示している。スウェーデン、デンマーク、オーストラリア、ラトビア、ブルガリアはHDIとGDIが最も接近している国々である。すべての国の結果と順位が指標表2に掲載されている。

人間開発指数(HPI)

HDIは、人間開発における平均的な達成を測定する。「人間開発報告書1997」は、人間開発指数(HPI)を導入した。貧困比率が、所得がしきい値以下の人々の割合を測定するようには、この指数は、人間開発の基本的側面においてしきい値(必要最低値)以下にいる人々の割合に注目したものである。表1で示したように、開発途上国向けの人間開発指数(HPI1)は、高所得OECD諸国向けの人間開発指数(HPI2)とは異なる変数を使っている。指標表3と指標表4にそれぞれのすべての国と結果と順位を掲載している。HDIと同様、この2つのHPIは、貧困のより完全な姿を単なる所得支出の測定を超えて示す。開発途上国では、パ

ルババヌ、ウルグァイン、チリ、コスタリカ、キューバの順位が高く、これらの国の人間開発のレベルは5%以下である。ブルキナファソ、ニジェール、マリ、エチオピア、ジンバブエは、HPI1の算出されている国の中で人間開発が最も高く、これらの国すべてでHPI値は50%を超えている。

高所得OECD諸国を対象にしたHPI2はHDIが示すとは異なる格差を示している。これらの国々では、開発の水準全体が高いことから、HDIは非常に似通った値になる傾向にある。しかし、これらの国の状況とそこでとくに意味する貧困(たとえば社会的排外)に特化した測度状況を示す変数と側面を使うと、重大な差がみられる。チーターの揃った17カ国を対象にした場合、HPI2で測定した人間開発はスウェーデンの65%から米国の58%までと差がある。また、HDI順位とHPI2順位とは大きく異なる。オーストラリアは、HDIは3位だがHPI2は14位になる。ルディは3位だがHPI2は15位だがHPI2は7位となるが、これはルタセソルルカのような国が人間開発の全体的な成果をいかにうまく分配しているかを反映している。

人間開発の動向

20世紀における人間開発の進展は、これまでになく劇的なものであった。1960年から2000年にかけて、開発途上国の平均寿命は46歳から63歳へと伸びた。5歳未満の死亡率は半分以下になった。成人2人に1人は読み書きができるようになった。1975年から、2000年には識字能力のない人の割合はほぼ半減した。1人当たりの実質所得は、2000ドルから200ドルへと倍以上増えた。しかし、こうした素晴らしい進展にもかかわらず、多くの人々にとっての顕著状況が依然存在している。8

表2 貧困を取り除く：大きな制約状況がまだ残っている 2000年 (百万人)

地域	1日1ドル (PPP US\$) の識字人口未満の若者	初等教育の入学率(5歳未満)	初等教育の入学率(5歳未満)	改善された木炭を燃やすことができる人	重要な衛生設備を利用できない人
サハラ以南	323	185	44	23	273
アフリカ	8	31	7	4	42
アラブ諸国	261	212	14	7	453
東アジア・太平洋諸国	432	312	32	21	225
南アジア	56	53	2	1	72
ラテンアメリカ・カリブ諸国	21	33	3	1	0
中東欧・CIS諸国	104	59	11	1197	2,742
世界	1,100	831	104	59	1,197

出典：World Bank 2003a, 2004; UNESCO 2003; UN 2003

億人以上が栄養不足の状態に苦しんでいる(表2)。約1億の学齢期児童が学校に通っておらず、そのうち6000万人は女児である。10億人以上が1日1ドル未満で何とか生き延びている。約18億人が民主的な政治的自由と市民的自由を完全に認められていない。数億の国で残っている。そしてほぼ9億人が、差別を受けている民族的、宗教的、あるいは言語的集団に属している。

ミレニアム開発目標(MDGs)

これらの問題を認識した世界の指導者たちは、2000年9月の国連ミレニアムサミットで、世界の貧困に終止符を打つという、前例のない決意を表明した。彼らは、自ら取り組むべき課題を、中国の国民だけでなく世界中の人々に対して宣言した。サミットに参加した189カ国は、ミレニアム宣言を採択し、各国とも21世紀の人類にとって最も重要な目標を達成するために最善を尽くすことを約束した。それらの目標には、貧困の撲滅、人間の尊厳の促進と平和、民主主義、環境の持続性を達成することも含まれている。この宣言から生まれたのが、8つの目標と18のターゲットと18の指標からなるミレ

しつつある。この地域の1日1ドル未満で生活する人数は、1990年代にはほぼ半減した。南アジアもまた多くの目標で急速な進歩を遂げている。しかし、世界の人口の半分近くを抱えるこの2つの地域ですばらしいペースの進歩が見られるにもかかわらず、人間開発はあまりにも緩慢にしか進んでいない。「所得貧困を半減する」と「安全な水が利用できる」という2つの目標だけが、過去10年の進歩のペースに合わせた進歩であり、またその他では、「飢餓の削減」と「衛生設備の利用」が、ほぼ予定どおりに進歩している(図4)。

しかしこれら2つの目標の進歩さえも、主に中国とインドの急速な発展によって牽引されたものである。

その他の地域、特にサハラ以南のアフリカの状況はかなり悪い。現在のペースでいくと、サハラ以南のアフリカでは、目標達成としている11年後どころか、それより約100年も先の後で「2129年までに普遍的な初等教育を實現させる」という目標の達成を「2106年までに乳幼児死亡率を3分の2減少させる」という目標すら達成できないであろう。目標のうち、飢餓、所得貧困、衛生設備の利用の3つについては、状況が改善するどころか悪化しつつあり、データの提示ができない。

1990年代に起こった前例のない後進各地域の平均的動向を見ると、多くの悲劇的な後退があったことに気づく。これまでになかったほど大量の国が1990年代に開春の後退を経験した。46カ国では、今日のほうが1990年時点より貧しい生活を強いられている。25カ国では、今日のほうが10年前よりも飢餓で苦しんでいる人が多い。

これらの後退は、HDIでも明確に見てとることができる。このことは

表3 前進と後退：乳幼児死亡率 (出生1000人当たり)

高い成果を収めた国	1990	2002	変化
ブータン	166	94	-72
ギニア	240	169	-71
パナマ	144	77	-67
エルサルバドル	104	41	-63
ラオス	163	100	-63
エリトリア	147	89	-58
成果が上らなかつた国			
イラク	50	125	75
ボツワナ	58	110	52
ジンバブエ	80	123	43
スワジランド	110	149	39
カメルーン	139	166	27
チニ	97	122	25

表4 前進と後退：初等教育 (純初等教育進学率：%)

高い成果を収めた国	1990/91	2001/02	変化
ドミニカ共和国	58	97	39
ギニア	25	61	36
クウェート	49	85	36
モロッコ	57	88	32
モーリタニア	35	67	31
ペルー	50	81	31
成果が上らなかつた国			
インドネシア	58	30	-28
アゼルバイジャン	101	80	-21
コンゴ民主共和国	54	35	-20
アラブ首長国連邦	100	81	-19
ミャンマー	99	82	-18
ネパール	85	70	-14

表5 前進と後退：所得貧困 (日別賃金1ドル未満で生活している人：%)

高い成果を収めた国	1995	2001	変化
アゼルバイジャン	68.1	40.6	-18.5
ウガンダ	1993	44.0	-11.0
インド	1993.94	28.6	-7.4
ヨルダン	1991	15.0	-3.3
カンボジア	1993.94	39.0	-2.9
パナマ	1989	56.2	-1.7
成果が上らなかつた国			
インドネシア	1995.96	51.0	-1.2
ジンバブエ	1990.91	25.8	9.1
モロッコ	1990.91	13.1	5.9
パキスタン	1993	28.6	4.0
ハンガリー	1993	14.5	2.3

各国の国別貧困ラインには、かなりのバリエーションがあるため、国と国との比較は行わず、ここでは、2ドル未満の印は改善(貧困が緩和されたこと)を示す。出典：World Bank 2004

表6 人間開発指数(HDI)が低下している国、1980年代と1990年代

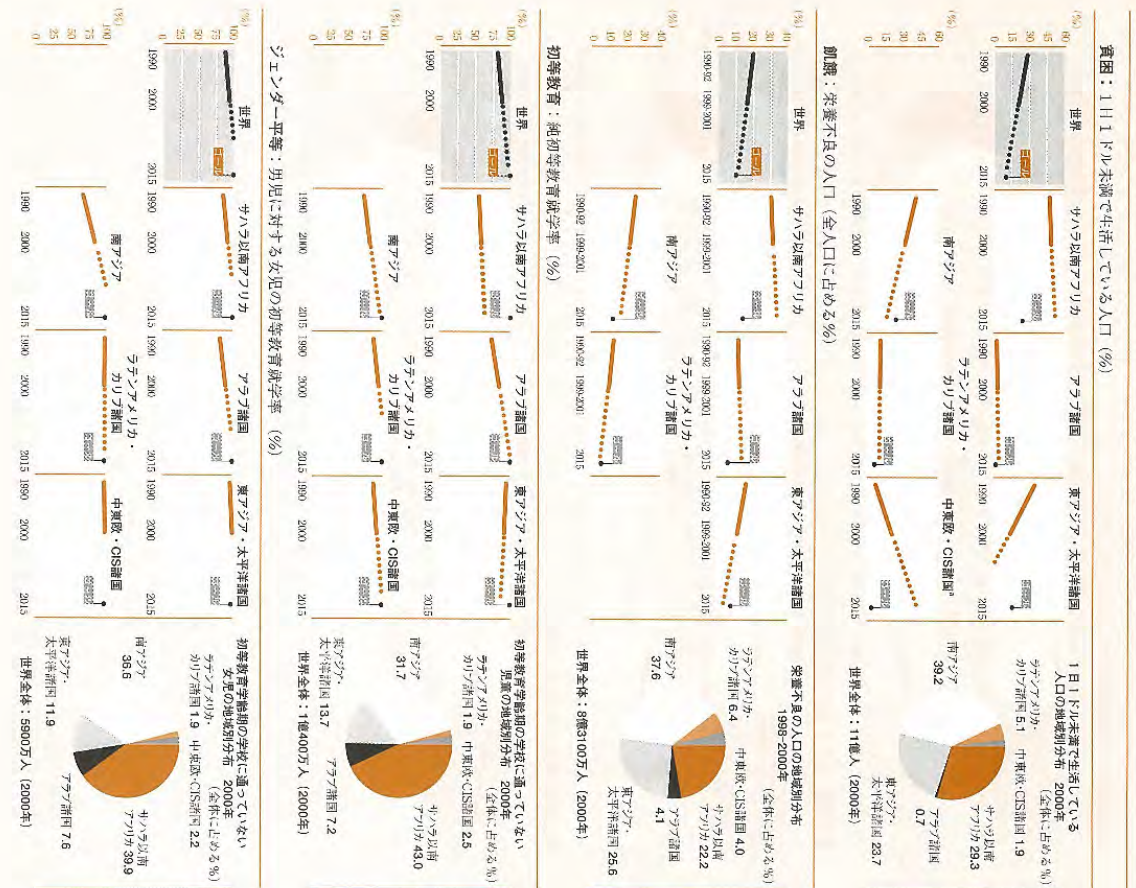
期間	国数	国名
1980-90	3	コンゴ民主共和国、ルワンダ、サウジアラビア
1990-2002	20	アフガニスタン、ベトナム、ボツワナ、カメルーン、中東アジア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、カサフスタン、ケニア、レソト、モルドバ、ロシア連邦、南アフリカ、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、ウガンダ、ウズベキスタン、ザンビア、ジンバブエ

1980-90年のHDIが低下したのはわずか3カ国(データの不足による113カ国中)だけであったのに、1990年以

とくに悪化すべきことである。これまで過去数年にわたって、HDIの後退を實際に経験した国は1つもなかった。HDIの3つの要素である識字率、就学率、および平均寿命が変化するには時間がかかることから、通常ゆっくりではあっても、HDIは着実に上昇を続けてきた。そのため、HDIが下がるということは、危機的状況であることを意味する。国々は開発への基礎である人々、つまり本當の富を消耗しつつある。

1980年代にHDIが低下したのはわずか3カ国(データの不足による113カ国中)だけであったのに、1990年以

図3 ミレニアム開発目標(MDGs)への進展は十分でない



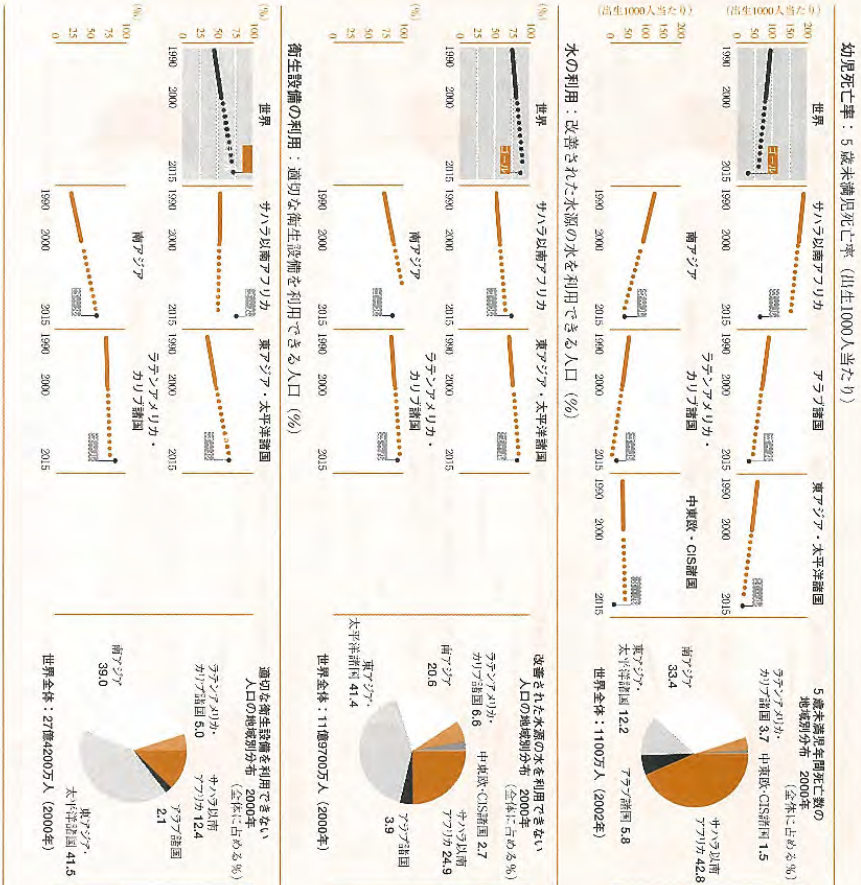
1日1ドル未満で生活している人口の地域別分布(2000年) (全体に占める%)

サハラ以南のアフリカ	51
中東・OIS諸国	1.9
南アジア	25.3
フランス語圏	23.7
東アジア・太平洋諸国	0.7
世界全体	11億人(2000年)

初等教育の男女別の進学率に達していない女性の地域別分布(2000年) (全体に占める%)

サハラ以南のアフリカ	1.9
中東・OIS諸国	2.2
南アジア	38.8
フランス語圏	7.6
東アジア・太平洋諸国	11.9
世界全体	5900万人(2000年)

図3 ミレニアム開発目標 (MDGs) への進展は十分でない



a. 1日2升未満で生活する人口
出典：World Bank 2003a (引用)；FAO 2003, World Bank 2004f (図表)；UNESCO 2003 (衛生教育・ウェンダー等)；UN 2003, World Bank 2004f (幼児死亡率)；World Bank 2004f (水の利用)；World Bank 2001f (衛生設備の利用)

図4 対照年表：進歩が加速しなければ、ミレニアム開発目標はいつ達成されるだろうか？

資源	目標	初等教育	ジェンダー平等	幼児死亡率	水の利用	衛生設備の利用
南アジア	東アジア・太平洋諸国	東アジア・太平洋諸国	東アジア・太平洋諸国	東アジア・太平洋諸国	南アジア	南アジア
世界	世界	世界	世界	世界	世界	世界
ラテンアメリカ・カリブ諸国	ラテンアメリカ・カリブ諸国	ラテンアメリカ・カリブ諸国	ラテンアメリカ・カリブ諸国	ラテンアメリカ・カリブ諸国	ラテンアメリカ・カリブ諸国	ラテンアメリカ・カリブ諸国
中東欧・CIS諸国	中東欧・CIS諸国	中東欧・CIS諸国	中東欧・CIS諸国	中東欧・CIS諸国	中東欧・CIS諸国	中東欧・CIS諸国
サハラ以南のアフリカ	サハラ以南のアフリカ	サハラ以南のアフリカ	サハラ以南のアフリカ	サハラ以南のアフリカ	サハラ以南のアフリカ	サハラ以南のアフリカ
アジア	アジア	アジア	アジア	アジア	アジア	アジア
東アジア	東アジア	東アジア	東アジア	東アジア	東アジア	東アジア
太平洋諸国	太平洋諸国	太平洋諸国	太平洋諸国	太平洋諸国	太平洋諸国	太平洋諸国
世界	世界	世界	世界	世界	世界	世界

a. 当該目標に関して、この地域の人間開発は近年ほとんど低い(100%未満)ので、この地域はこの目標を達成したと考える(テクニカルノート2参照)。出典：図3をもとに計算。

降は20カ国でHDIが後退した(表6)。これらの国の後退は、その他の国々の停滞と相まって、この10年のHDIの進展が全体的に減速傾向にある大きな原因となっている(図5)。後退を経験している20カ国のうち、13カ国はサハラ以南のアフリカ諸国である。これは、HIV/AIDSの蔓延とそれにより平均寿命が深刻な打撃を受けたことによるところが多い。その他の後退は独逸国家共同体(CIS)諸国で主に見られる。この地域の国の多くでは、1980年代中ごろから後退が始まり、ペースで見ると1990年から1995年にかけて所得とHDIの低下が見られた。な

おこの地域のHDIはその後1990年代後半には改善し始めた。多くの国のHDIが低下しているという警告である。ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた進展を示す主な指標を見るとその深刻さがわかる。状況が際立って変化しなければ、現在の後退あるいは停滞している国々MDGsの目標を達成することはほとんど不可能である。

優先国 MDGsの各目標について、特に緊急の対応を要する状況にある国、ついでに後退を示している国である

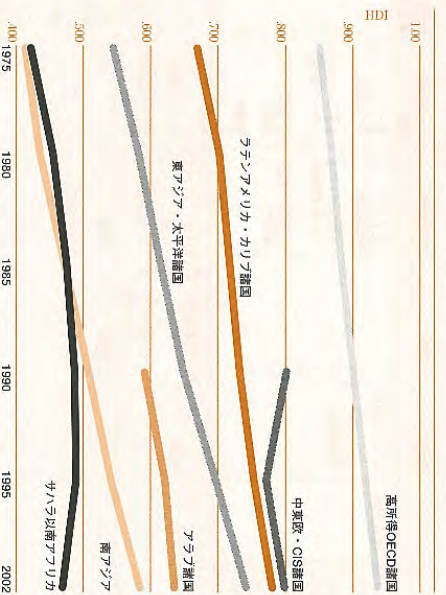
27の「最優先国」がある。そのうち21カ国はサハラ以南のアフリカにあり、3カ国はアジア諸国、各1カ国が東アジア・太平洋諸国、南アジア

ア、ラテンアメリカ・カリブ諸国の中にある(図6)。これらの国々では開発の失敗があらゆる分野で見られる。これらの国々がMDGsを達成するには世界中から関心と資源の支援を受ける必要がある。「上位優先国」も27カ国あるが、MDGsのあらゆる目標に関して深刻な課題に直面している。この場合も、サハラ以南アフリカの国が最も多く17カ国あり、中東欧・CIS諸国とアラブ諸国でそれぞれ3カ国、東アジア・太平洋諸国で2カ国、南アジアとラテンアメリカ・カリブ諸国ではそれぞれ1カ国がこれに相当する。

各国を「最優先国」「上位優先国」「その他の国」に分類するのは有用であるが、こうした分類を見る場合は注意も必要もある。MDGsの各目標のもとになるデータは測定が正確でないことも多く、データが改善されれば区分が変更する可能性のある国もある。そのうえ、多くの国で各目標の指標となるデータの欠如があまりにも多く、全体として適切な分類ができない。よって、30カ国の「その他」に分類されている国のうち数カ国は、もしより完全な基本的データが得られれば、最優先あるいは上位優先国に分類されるであろう(この例として、キルギスタンやパキスタンなどが挙げられる)。それに加え、ここで使われる分類基準は妥当と思われるが多くの合理的選択の1つにすぎない。

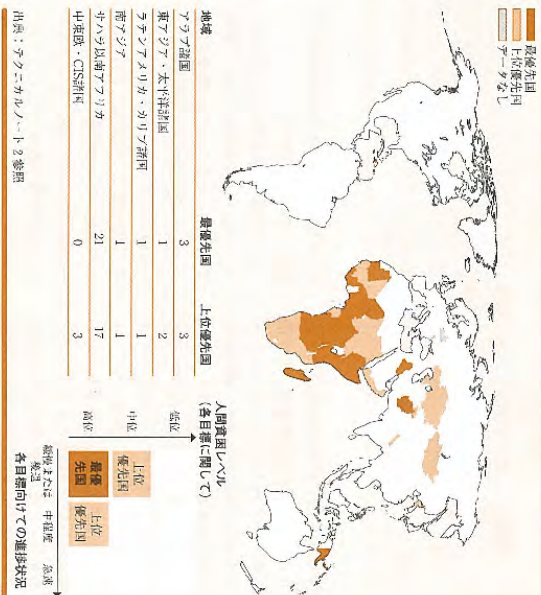
単一の要因だけで最優先国や上位優先国の難しい状況を説明することはできない。しかし、これら最優先・上位優先の54カ国のうち24カ国はこの10年に所得の下落に直面した。また、サハラ以南アフリカの国々は共通の特徴を抱えている。多くの国が内陸国であるが、人口の相当部分が沿岸地域から遠く離れた地に居住している。そのうえ、そのほとんどが小国で、人口4000万人以

図5 人間開発指数(HDI)の世界格差



出典：以下のデータをもとに算出：平均寿命：UN, 2003。成人識字率：UNESCO Institute for Statistics, 2001c。1人当たりGDP (1995 PPP US\$)と1人当たりGDP (固定価格PPP US\$)：World Bank, 2004。

図6 最優先国および上位優先国



上の国はわずか4カ国しかない。世界経済から遠く小規模経済であることが、こうした国を第一次産品から付加価値があり価格変動の少ない輸出品へと転換させることを難しくしている。事実、サハラ以南のアフリカ諸国で最優先・上位優先国である23カ国のうち16カ国では、輸出の3分の2が第一次産品で占められている。この地域の多くの優先国はまたその他の深刻な問題も抱えている。22カ国で人口の5%以上がHIV/エイズに感染しており、9カ国で1990年代に暴力を伴う紛争があった。

その他の地域では最優先国が別の問題に直面している。たとえばCIS諸国の多くは、サハラ以南アフリカが苦しんでいる構造的な問題のいくつかに直面している一方で、市場経済への移行を図っているが、これまで市場経済化のプロセスは中東欧諸国でのほうが成り裏に進んできている。アラブ諸国で制約となっているのは、所得とは関係なく、むしろ所得を人間開発とMDGsの目標の達成に振り向けることができないことである。

さて、ミレニアム開発目標(MDGs)を達成するには何をなすべきだろうか。どのような答えが返ってきたと、必要なのは、最優先国と上位優先国をまず第一に中心に排えて取り組むことである。「人間開発報告書2003」では、これらの国々が直面する課題と、その解決方法を詳細に考察している。

1. UN2003の平均寿命をもとに計算
2. UNICEF 2003b.
3. UNESCO Institute for Statistics 2003a.
4. World Bank 2004の1人当たりGDP (PPP US\$)をもとに計算.
5. Polity IV 2002.
6. 本報告書2章.

人間開発指標に掲載のミレニアム開発目標 (MDGs) をモニタリングするための指標

MDGs達成の目標とターゲット 進展をモニタリングするための指標 掲載の指標表番号

目標 1 極度の貧困と飢餓の撲滅

ターゲット 1 1990年から2015年の間に、1日1ドル未満で生活する人口比率を半減させる。

ターゲット 2 1990年から2015年の間に、飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる。

目標 2 普遍的初等教育の達成
ターゲット 3 2015年までに、すべての子どもが男女の区別なく、初等教育の全課程を修了できるようにする。

目標 3 ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
ターゲット 4 初等、中等教育における男女格差の解消を2005年までに達成し、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消する。

目標 4 幼児死亡率の削減
ターゲット 5 1990年から2015年までの間に、5歳未満児の死亡率を3分の2減らさせる。

目標 5 妊産婦の健康の改善
ターゲット 6 1990年から2015年の間に、妊産婦の死亡率を4分の3減らさせる。

目標 6 HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延防止

ターゲット 7 HIV/AIDSの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。

ターゲット 8 マラリアおよびその他の主要な感染症の発生を2015年までに阻止し、その発生率を下げる。

目標 7 環境の持続可能性の確保
ターゲット 9 持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止し、回復を図る。

25 森林面積の割合
26 国土面積に対する生物多様性の維持を目的とした保護区域の割合
27 (石油と相当の) エネルギー消費単位当たりGDP産出額 (PPP US\$)
28 1人当たりの二酸化炭素排出量とオゾン層を破壊するフロンの消費量 (ODPトン)
29 化石燃料を使用する人口の割合

MDGs達成の目標とターゲット 進展をモニタリングするための指標

ターゲット 10 2015年までに、安全な飲料水を継続的に利用できない人々の割合を半減する。

ターゲット 11 2020年までに、最低1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。

目標 8 開発のためグローバル・パートナーシップの推進

ターゲット 12 開放的、ルールにもとづいた、予測可能でかつ差別のない貿易および金融システムの間なる構築を推進する。その活動には、グロバライゼーション (良い統治)、開発および貧困削減に対する国内および国際的な公約を含む。

ターゲット 13 最貧国の特別なニーズに取り組み。特別なニーズとは、1) 最貧国からの輸入品に対する無関税、税制簡便化、2) 開発途上国に対する債務救済および二国間債務の帳消しのための拡散プログラム、3) 貧困削減に取り組みする国に対するより寛大なODAの提供を含む。

ターゲット 14 内陸国および小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組み。

ターゲット 15 国内および国際的措置を通じて、開発途上国の債務削減に包括的に取り組み、債務を長期的に持続可能なものとする。

ターゲット 16 開発途上国と協力して、適切で生産性のある仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。

ターゲット 17 製薬会社と協力して、開発途上国において、人々が安価に必須の医薬品を入手・利用できるようにする。

ターゲット 18 民間セクターと協力して、特に情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする。

47 100人当たりの電話回線と携帯電話登録者数
48a 100人当たりのコンピュータ使用台数
48b 100人当たりのインターネット利用者数
49 100人当たりのインターネット利用者数

<p>人間開発指数 (HDI) は、人間開発にとって大切な3つの基本的な側面における一国の平均的達成状況を測定する複合指数である。すなわち、出生時平均寿命で測定される長命で健康な生活、成人識字率と初・中・高等教育総進学率で測定される知識、1人当たりGDP (PPP US\$) で測定される人間らしい生活水準の3つである。このHDIは、世界中で人手可能な指標を使って作られており、その計算方法は簡明で透明性が高い (テクニカルノート1を参照)。</p> <p>人間開発の概念は、どんな複合的指数をもつても1つの指数ではとらえきれないほど大きなものではあるが、HDIは人間の福祉 (well-being) の全体像を簡潔に示すものとして、所得に代わる影響力のある尺度を提供している。指標表1に続いてさまざまな角度から見た人間開発状況に関する複数の指標表が掲載されているが、HDIは、これらの指標表を利用するうえで有用な入り口 (エントリーポイント) となっている。</p>	<p>1, 2の要素のデータが欠けている。HDI指標表に掲載された1つと願う国々に応え、またできるだけ多くの国連加盟国を掲載しようとするため、人間開発報告書事務局は、ある国のHDIの1つあるいは2つの要素が主要データ提供機関から得られない場合、その多くのケースで別の国際機関や地域および各国内の出典元から推計値を得ようとし、努力している。人間開発報告書事務局が推計値を計算したケースもごくわずかながらある。主要データ提供機関以外が出典元となっている推計値 (以下の説明を参照) の場合は、指標表1の脚注にその旨を示してある。これらの推計値は、しばしば質的にも信頼性にもばらつきがあるため、指標表1以外の指標表では、類似のデータが掲載されている。この推計値は使われていない。</p> <p>16カ国の国連加盟国は、比較可能なデータが欠如しているため、HDIの表に含まれていない。これらの国は指標表33に別途掲載されている。</p>
<p>掲載されている国</p> <p>本報告書で指標表に掲載されているHDIは、2002年のデータにより算出されている。175カ国の国連加盟国を対象とし、それに加え香港 (中国特別行政区) とバレンチナ片領地域が掲載されている。データの入手が改善された結果、東ティモールとトンガの2カ国が今年初めて加わった。</p> <p>どれだけの国を表に掲載できるかは、データの入手にかかっている。報告書作成にあたり、国と国の比較を可能にするため、HDIはできる限り主要国際統計機関からのデータにもとづき算出される (指標表の下にデータの出典元は掲載されている)。しかし、かなり多くの国で、HDIの算出に使う4つの要素のうち</p>	<p>1, 2の要素のデータが欠けている。HDI指標表に掲載された1つと願う国々に応え、またできるだけ多くの国連加盟国を掲載しようとするため、人間開発報告書事務局は、ある国のHDIの1つあるいは2つの要素が主要データ提供機関から得られない場合、その多くのケースで別の国際機関や地域および各国内の出典元から推計値を得ようとし、努力している。人間開発報告書事務局が推計値を計算したケースもごくわずかながらある。主要データ提供機関以外が出典元となっている推計値 (以下の説明を参照) の場合は、指標表1の脚注にその旨を示してある。これらの推計値は、しばしば質的にも信頼性にもばらつきがあるため、指標表1以外の指標表では、類似のデータが掲載されている。この推計値は使われていない。</p> <p>16カ国の国連加盟国は、比較可能なデータが欠如しているため、HDIの表に含まれていない。これらの国は指標表33に別途掲載されている。</p>
<p>掲載されていない国</p> <p>本報告書で指標表に掲載されているHDIは、2002年のデータにより算出されている。175カ国の国連加盟国を対象とし、それに加え香港 (中国特別行政区) とバレンチナ片領地域が掲載されている。データの入手が改善された結果、東ティモールとトンガの2カ国が今年初めて加わった。</p> <p>どれだけの国を表に掲載できるかは、データの入手にかかっている。報告書作成にあたり、国と国の比較を可能にするため、HDIはできる限り主要国際統計機関からのデータにもとづき算出される (指標表の下にデータの出典元は掲載されている)。しかし、かなり多くの国で、HDIの算出に使う4つの要素のうち</p>	<p>1, 2の要素のデータが欠けている。HDI指標表に掲載された1つと願う国々に応え、またできるだけ多くの国連加盟国を掲載しようとするため、人間開発報告書事務局は、ある国のHDIの1つあるいは2つの要素が主要データ提供機関から得られない場合、その多くのケースで別の国際機関や地域および各国内の出典元から推計値を得ようとし、努力している。人間開発報告書事務局が推計値を計算したケースもごくわずかながらある。主要データ提供機関以外が出典元となっている推計値 (以下の説明を参照) の場合は、指標表1の脚注にその旨を示してある。これらの推計値は、しばしば質的にも信頼性にもばらつきがあるため、指標表1以外の指標表では、類似のデータが掲載されている。この推計値は使われていない。</p> <p>16カ国の国連加盟国は、比較可能なデータが欠如しているため、HDIの表に含まれていない。これらの国は指標表33に別途掲載されている。</p>
<p>掲載されている国</p> <p>本報告書で指標表に掲載されているHDIは、2002年のデータにより算出されている。175カ国の国連加盟国を対象とし、それに加え香港 (中国特別行政区) とバレンチナ片領地域が掲載されている。データの入手が改善された結果、東ティモールとトンガの2カ国が今年初めて加わった。</p> <p>どれだけの国を表に掲載できるかは、データの入手にかかっている。報告書作成にあたり、国と国の比較を可能にするため、HDIはできる限り主要国際統計機関からのデータにもとづき算出される (指標表の下にデータの出典元は掲載されている)。しかし、かなり多くの国で、HDIの算出に使う4つの要素のうち</p>	<p>1, 2の要素のデータが欠けている。HDI指標表に掲載された1つと願う国々に応え、またできるだけ多くの国連加盟国を掲載しようとするため、人間開発報告書事務局は、ある国のHDIの1つあるいは2つの要素が主要データ提供機関から得られない場合、その多くのケースで別の国際機関や地域および各国内の出典元から推計値を得ようとし、努力している。人間開発報告書事務局が推計値を計算したケースもごくわずかながらある。主要データ提供機関以外が出典元となっている推計値 (以下の説明を参照) の場合は、指標表1の脚注にその旨を示してある。これらの推計値は、しばしば質的にも信頼性にもばらつきがあるため、指標表1以外の指標表では、類似のデータが掲載されている。この推計値は使われていない。</p> <p>16カ国の国連加盟国は、比較可能なデータが欠如しているため、HDIの表に含まれていない。これらの国は指標表33に別途掲載されている。</p>

<p>度か国によって違う可能性もある。識字の定義およびデータ収集方法が国によって違っていることから、識字率の推計値を使う際は注意が必要である (UNDP 2000, Box 2: p.143)。</p> <p>UISはその他の関係機関と協力して、識字率の新しい測定法である「識字能力評価モニタリング・プログラム (LAMP)」の推進に積極的に取り組んでいる (「人間開発報告書」の統計資料について) の BOX 3を参照)。LAMPは、識字力の連続性に関する情報を提供することで、現在の識字/非識字の単純区分を超えた測定法を追求している。</p> <p>2002年のUIS推計値と新しい識字データ収集方法については、http://www.uis.unesco.org/を参照された。</p>	<p>1人当たりGDP (PPP US\$) : 各国の生活水準を比較するため、各国の価格差を取り除くために、1人当たりGDPを購買力平価 (PPP) に換算する必要がある。HDI算出のため1人当たりGDP (PPP US\$) のデータは、163カ国について、世界銀行から提供されている。このデータは、最新の国際比較プログラム (ICP) の調査から得られた価格データと、国民協定のデータから得た現地通貨建てのGDPをもとに計算されている。</p>
<p>成人識字率：成人識字率は、日常生活に関連した短い文章を理解し、読み書きのどちらもできる15歳以上の人口の割合と定義されている。この定義にもとづく識字率のデータは、各国で通常5年あるいは10年ごとに実施される国勢調査が、世帯調査で収集される。</p> <p>本報告書では、国連教育科学文化機関統計研究所 (UNESCO Institute for Statistics, 2004a) の成人識字率データを使っている。このデータは、各国から直接得た推計値とUISの推計値を組み合わせている。各国推計値は最近UISが入手できるものになったもので、1995年から2004年にかけての国勢調査が世帯調査から得られている。2002年7月に発表されたUISの推計値は1995年以前に収集された各国データにもとづいている。</p> <p>多くのOECD高所得国は、すでに初等教育の完全普及を達成していることから、もはや、国勢調査や世帯調査で識字率に関するデータの収集を行っていない。そのため、OECD高所得国の識字率は、ユネスコのデータには含まれていない。これらの国の場合、HDIの算出では識字率99.0%が用いられている。</p> <p>識字率のデータ収集では、多くの国が自己申告によるデータをもとに識字率を推計して使っている国もあるが、識字率や学年の修正を測る尺</p>	<p>ICP調査は、最新の基準となる結果から補外する (変数値を推計すること) で購買力平価 (PPP) が直接推計されている。基準調査 (benchmark survey) がなされていない国の場合、推計値は計量経済学の回帰法を使って算出されている。世界銀行のデータが得られない国は、PPP推計値はペンシルバニア大学のペンワールドデータベース (Penn World Tables) から得たものが使われている。</p> <p>数は少ないが信頼性のあるPPP推計値は、上記の2つの国際機関から得られない国があり、その場合には、人間開発報告書事務局が地域機関や各国機関と協力して、PPP推計値を入手している。たとえば、キューバの場合、キューバ人と外国人専門家がテクニカルチームを組み、より信頼性のあるPPP推計値入手できるよう取り組んでいる。このような努力の結果は、今後の人間開発報告書に反映されていくであろう。</p>
<p>初・中・高等教育総進学率：総進学率は、各国政府 (通常、行政機関が出典元) から得た国別総進学率データと、国連人口部の「2002年世界人口展望」 (UN 2003) から得られた人口データをもとにユネスコ統計研究所 (UIS) によって作成されている。進学率は、全レベルに就学する学生数を、これらの教育レベルに相当する学齢期の人口で割って求められる。高等教育の学齢集団とは、すべての国で、中等教育後期の修了後すぐに開始される第5コホートに相当する集団である。</p> <p>各国は、通常、国際教育標準分類 (ISCED) で定めた各教育レベルの学期当初に在学する生徒数を報告するよう求められる。ISCED改訂版が1997年に導入され、これによって、各国の教育制度を分類するうえでの変更がいくつか行われた。しかし、これらの変更の影響は、初・中・高等教育総進学率にはほとんど表れていない。</p> <p>教育達成度の代理指標とすること</p>	<p>この何十年かで大幅な進歩があったにもかかわらず、現在のPPPに関する資料は、すべての国のデータを得られないことや、データの時系列の変化によることなど、さまざまな欠点のばらつきがある。対象国を増やすために、計量経済学の回帰法を使う場合はしつかりとした前提が必要である</p>

が、一定期間にわたり補外(変数値を批判)することとは、調査基準年と現在年との間が開くにつれて結果が加速的に劣化することを意味する。

経済分析においてPPPが重要であるということは、PPPのデータの改善が絶対不可欠であるということを示している。新たにIOPのミレニアムラウンズが設置され、国際貧困評価(International poverty assessment)を含む経済政策分析のために、PPPデータを改善していくことが約束されている(『人間開発報告書』統計資料について』Box 6を参照)。

数年間の比較と報告書各年版の比較について

HDIは、人間開発の長期の傾向をモニタリングするうえで、重要なツールである。各国間の傾向を分析しやすくするために、HDIは、1975年から2002年まで、5年間隔で算出された。これらの推計値は、貫性のある計算方法と、今年の報告書作成時に入手できた比較可能な動向データにもとづいて算出されたものであり、指標表2に掲載されている。

る。

さまざまな国際統計機関は、過去のデータの定期的な更新をはじめ、データソースの改善を引き続き行っているため、HDIの年ごとの上がり下がりとは毎年報告書で発表されるHDI値は、ある国の特定のデータと、各国の相対的データのどちらも、しばしば改訂の影響を受ける。そのうえで、貫した方法でHDIが算出されているとしても、不定期により行われる対象国の数の変更が国のHDI順位に影響を与える可能性もある。その結果、ある国のHDI順位が前年に比べかなり下がることもあり得る。しかしながら、最近の報告書では、HDIの算出に使われるデータが改訂され、比較可能になっていることから、HDI順位とHDI値は実際に改善されていると思われる。

以上の理由からHDIの動向分析は、各年の人間開発報告書のデータにもとづいて行うべきではない。指標表2では、整合性のあるデータと計算方法にもとづき更新されたHDI動向データを掲載している。今年の報告書と比較できるように同じ対象国と比較可能なデータをもとに計算し直した2001年(人間開発報告書

2003のHDI)の基準年)のHDI値とHDI順位は、<http://hdr.undp.org/>を参照されたい。

人間開発高位国のHDI

本報告書のHDIは、人間開発のあらゆるレベルにわたって、各国の達成度を比較するために作成されている。現在HDIで使われている指標は、HDI上位国の間では、ほとんど差が見られない。そのため、HDI上位国では、これらのHDI算出のもととなる指標のごくわずかな違いが反映されるのみである。これらの高所得国には、別の指数、人間貧困指数(HPI)のほうが、人々の間に依然存在している人間の削減状況をより鮮明に反映でき、それによって、公共政策の焦点を絞るのに役立つ(指標表4に掲載)。解説は、統計特別資料1の「人間開発の状況」にある。

HDIの用途と限界についてのより詳しい議論は、統計特別資料1の「人間開発の動向」を参照されたい。

1. Statec 2004.
2. Aven, Heston and Summers 2001, 2002.

1 人間開発指数(HDI)

人間開発をモニタリングする一人一人の選択の拡大

人間開発高位国	出生時平均余命(歳)	成人識字率(%:15歳以上)	初・中・高教育の総進学率(%)	1人当たりGDP(PPP US\$)	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数(HDI)	2002	順位
1 Norway	78.9	..	98.7	36,600	0.90	0.99	0.99	0.955	1	
2 Sweden	80.0	..	114.0 ^b	36,050	0.92	0.99	0.93	0.946	1	
3 Australia	79.1	..	113.8 ^b	28,260	0.90	0.99	0.94	0.946	9	
4 Canada	79.3	..	95.1	29,490	0.90	0.98	0.95	0.943	5	
5 Netherlands	78.3	..	99.1	29,100	0.89	0.99	0.95	0.942	6	
6 Belgium	78.7	..	111.3	27,570	0.90	0.99	0.94	0.942	7	
7 Iceland	79.7	..	90.1	29,750	0.91	0.96	0.95	0.941	1	
8 United States	77.0	..	92.1	35,750	0.92	0.97	0.98	0.939	4	
9 Japan	81.5	..	84.1	36,940	0.94	0.94	0.93	0.938	6	
10 Ireland	76.9	..	90.1	36,360	0.86	0.96	0.98	0.936	7	
11 Switzerland	79.1	..	88.1	30,010	0.90	0.95	0.95	0.936	4	
12 United Kingdom	78.1	..	113.1 ^b	26,150	0.88	0.99	0.93	0.936	8	
13 Finland	77.9	..	106.1 ^b	26,190	0.88	0.99	0.93	0.935	6	
14 Austria	78.5	..	91.1	29,220	0.89	0.96	0.95	0.934	5	
15 Luxembourg	78.3	..	75.1	61,190	0.89	0.91	1.00	0.933	14	
16 France	78.9	..	91.1	26,930	0.90	0.96	0.93	0.932	0	
17 Denmark	78.6	..	90.1	30,940	0.86	0.96	0.96	0.932	12	
18 New Zealand	78.2	..	101.6 ^b	27,740	0.89	0.99	0.90	0.925	6	
19 Germany	78.2	..	88.1	27,100	0.89	0.95	0.94	0.925	5	
20 Spain	79.2	..	97.7 ^c	21,460	0.90	0.97	0.90	0.922	5	
21 Italy	78.7	..	98.5 ^c	28,430	0.89	0.93	0.93	0.920	3	
22 Brazil	79.1	..	95.3	19,530	0.90	0.94	0.88	0.918	7	
23 Hong Kong, China(SAR)	79.9	..	93.5	26,910	0.91	0.96	0.93	0.918	4	
24 Greece	78.2	..	97.3 ^c	18,220	0.89	0.95	0.87	0.912	5	
25 Singapore	78.0	..	92.5 ^c	24,040	0.88	0.91	0.92	0.912	3	
26 Portugal	76.1	..	92.5 ^c	18,280	0.85	0.97	0.87	0.897	6	
27 Slovenia	76.2	..	99.7 ^c	18,540	0.85	0.96	0.87	0.895	3	
28 Korea, Rep. of	75.4	..	97.9 ^c	16,930	0.84	0.97	0.86	0.888	9	
29 Barbados	77.1	..	99.7 ^c	15,290	0.87	0.95	0.84	0.888	11	
30 Cyprus	78.2	..	88.1	18,360	0.89	0.89	0.87	0.883	1	
31 Malta	78.3	..	92.6	17,640	0.89	0.87	0.86	0.875	3	
32 Czech Republic	75.3	..	78.1	15,780	0.84	0.92	0.84	0.868	7	
33 Brunel Darussalam	76.2	..	95.9 ^c	19,210	0.85	0.87	0.88	0.867	5	
34 Argentina	74.1	..	97.0	10,880	0.82	0.96	0.78	0.853	14	
35 Seychelles	72.7 ^a	..	91.9 ^c	18,232	0.80	0.90	0.87	0.853	2	
36 Ecuador	71.6	..	98.8 ^c	12,260	0.78	0.98	0.80	0.833	10	
37 Poland	73.8	..	90.1	10,560	0.81	0.96	0.78	0.830	13	
38 Hungary	71.7	..	98.3 ^c	13,400	0.78	0.95	0.82	0.848	3	
39 Saint Kitts and Nevis	70.0 ^c	..	97.8	12,420	0.75	0.98	0.80	0.824	6	
40 Bahrain	73.9	..	88.5	17,170	0.81	0.95	0.86	0.813	4	
41 Lithuania	72.5	..	99.6 ^c	10,320	0.79	0.96	0.77	0.812	10	
42 Slovakia	73.6	..	99.7 ^c	12,840	0.81	0.91	0.81	0.812	1	
43 Chile	76.0	..	95.7 ^c	9,870	0.85	0.90	0.77	0.819	11	
44 Kuwait	76.5	..	82.9	16,240	0.86	0.81	0.85	0.838	6	
45 Costa Rica	78.0	..	95.8	8,840	0.88	0.87	0.75	0.834	14	
46 Uruguay	75.2	..	97.7	7,830	0.84	0.94	0.84	0.833	16	
47 Qatar	72.0	..	84.2 ^c	19,844	0.78	0.83	0.88	0.833	21	
48 Croatia	74.1	..	98.1	10,240	0.82	0.70	0.77	0.830	4	
49 United Arab Emirates	74.6	..	77.3	22,420	0.83	0.74	0.90	0.824	26	
50 Latvia	70.9	..	99.7 ^c	9,210	0.76	0.95	0.75	0.823	6	

2 人間開発指数 (HDI)の動向

HDI順位	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002
51	Bahamas	0.809	0.820	0.825	0.812	..	0.815
52	Cuba	0.809
53	Mexico	0.688	0.734	0.753	0.761	0.716	0.800
54	Vietnam and Taiwan	0.735	0.768	0.786	0.791	0.793	0.801
55	Antigua and Barbuda	0.806	0.800
人間開発指数							
56	Bulgaria	..	0.758	0.788	0.795	0.784	0.796
57	Russian Federation	0.813	0.771	0.795
58	Ugyan Arab Jamahiyah	0.720	0.759	0.793
59	Macedonia, FYR	0.614	0.657	0.693	0.720	0.789	0.793
60	Paraguay	..	0.735	0.746	0.748	0.771	0.791
61	Paraguay	0.702	0.735	0.746	0.748	0.771	0.791
62	Belarus	0.785	0.752	0.790
63	Togo	0.787	0.785
64	Maldives	..	0.556	0.689	0.723	0.747	0.785
65	Albania	0.691	0.702	0.702	0.781
66	Bosnia and Herzegovina	0.781	0.780
67	Sri Lanka	0.780	0.778
68	Venezuela	0.716	0.730	0.739	0.759	0.768	0.778
69	Romania	0.771	0.769	0.778
70	Ukraine	0.798	0.751	0.777
71	Saint Lucia	0.762	0.777
72	Brazil	0.644	0.680	0.695	0.714	0.739	0.775
73	Colombia	0.661	0.699	0.706	0.727	0.751	0.773
74	Oman	0.493	0.546	0.640	0.733	0.761	0.770
75	Samoa (Western)	0.696	0.741	0.769
76	Taiwan	0.613	0.651	0.616	0.707	0.742	0.768
77	Saudi Arabia	0.802	0.856	0.871	0.741	0.768	0.766
78	Kazakhstan	0.767	0.724	0.766
79	Jamaica	0.687	0.695	0.699	0.737	0.732	0.764
80	Lebanon	0.673	0.732	0.758
81	Fiji	0.559	0.683	0.698	0.722	0.744	0.758
82	Armenia	0.75	0.708	0.754
83	Philippines	0.653	0.686	0.692	0.719	0.735	0.753
84	Maldives	0.752	..	0.752
85	Peru	0.642	0.672	0.696	0.706	0.733	0.752
86	Turkmenistan	0.752	..
87	St. Vincent & the Grenadines	0.751	0.751
88	Turkey	0.590	0.614	0.651	0.683	0.713	0.731
89	Paraguay	0.657	0.701	0.708	0.719	0.751	0.751
90	Jordan	..	0.639	0.663	0.682	0.707	0.750
91	Azerbaijan	0.746	0.746
92	Turkey	0.516	0.574	0.623	0.656	0.696	0.745
93	Grenada	0.745	0.745
94	China	0.523	0.557	0.593	0.627	0.683	0.715
95	Dominica	0.721	0.715
96	Sierra Leone	0.613	0.648	0.614	0.698	0.719	0.740
97	Georgia	0.739	0.739
98	Dominican Republic	0.617	0.648	0.670	0.678	0.699	0.738
99	Belize	0.707	0.717	0.717	0.747	0.737	0.737
100	Sanador	0.630	0.674	0.696	0.710	0.719	0.735

2 人間開発指数 (HDI)の動向

HDI順位	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002
101	Iran, Islamic Rep. of	0.565	0.589	0.610	0.649	0.693	0.732
102	Occupied Palestinian Territories	0.726
103	El Salvador	0.590	0.590	0.610	0.648	0.686	0.720
104	Cuba	0.677	0.683	0.679	0.697	0.706	0.719
105	Cape Verde	0.623	0.675	0.717
106	Syrian Arab Republic	0.534	0.576	0.611	0.635	0.663	0.683
107	Uzbekistan	0.687	0.687	0.709
108	Algeria	0.504	0.554	0.603	0.647	0.664	0.693
109	Equatorial Guinea	0.483	0.504	0.528	0.670
110	Kyrgyzstan	0.670	0.701
111	Indonesia	0.467	0.529	0.582	0.623	0.662	0.692
112	Yemen	0.610	0.619	0.691
113	Moldova, Rep. of	0.736	0.684	0.681
114	Bolivia	0.512	0.548	0.580	0.603	0.635	0.670
115	Honduras	0.517	0.568	0.599	0.624	0.646	0.672
116	Tajikistan	0.719	0.651	0.655
117	Mongolia	0.650	0.656	0.679	0.688
118	Nicaragua	0.585	0.576	0.584	0.589	0.624	0.667
119	South Africa	0.555	0.612	0.697	0.729	0.735	0.666
120	Egypt	0.498	0.487	0.439	0.577	0.608	0.653
121	Guatemala	..	0.506	0.559	0.593	0.613	0.642
122	Ghana	0.510	0.649	0.648
123	San Tomé and Príncipe	0.645	0.645
124	Somoon Islands	0.624	0.624
125	Hongkong	0.429	0.474	0.510	0.542	0.603	0.630
126	Nauru	0.510	0.571	0.630
127	Norfolk	0.411	0.437	0.476	0.514	0.548	0.607
128	Botswana	0.503	0.574	0.633	0.675	0.666	0.595
129	Vanuatu	0.620	0.570
130	Cambodia	0.551	0.568
131	Ghana	0.439	0.467	0.481	0.511	0.532	0.568
132	Morocco	0.551	0.551
133	Palau, New Guinea	0.423	0.444	0.465	0.482	0.540	0.542
134	Bhutan	0.526	0.536
135	Las Peque's Dam, Rep.	0.472	0.449	0.485	0.524
136	Comoros	..	0.479	0.498	0.501	0.509	0.530
137	Swaziland	0.516	0.544	0.585	0.611	0.605	0.579
138	Bangladesh	0.545	0.563	0.588	0.617	0.645	0.579
139	Sudan	0.344	0.372	0.394	0.427	0.465	0.505
140	Nepal	0.291	0.330	0.372	0.418	0.455	0.504
141	Cameroon	0.415	0.452	0.504	0.519	0.508	0.501
人間開発指数							
142	Pakistan	0.346	0.373	0.405	0.444	0.473	0.497
143	Togo	0.396	0.445	0.445	0.474	0.485	0.493
144	Congo	0.451	0.457	0.441	0.452	0.487	0.494
145	Lesotho	0.457	0.459	0.457	0.444	0.453	0.482
146	Uganda	..	0.395	0.395	0.395	0.404	0.493
147	Zimbabwe	0.547	0.572	0.620	0.617	0.571	0.491
148	Kenya	0.445	0.490	0.515	0.540	0.574	0.488
149	Yemen	0.492	0.482
150	Madagascar	0.400	0.433	0.429	0.436	0.443	0.469
151	Morocco	0.324	0.386	0.401	0.430	0.455	0.466

5 人口動態

Table showing population dynamics for 155 countries, including columns for population, urban population, and age distribution (15 years and over, 65 years and over).

5 人口動態

Continuation of the population dynamics table, covering countries from Congo to the world average, including columns for population, urban population, and age distribution.

注: データは国々の統計局又は諸国間の機関によって提供されたものである。人口統計データは、国連人口司の推定値である。人口統計データは、国連人口司の推定値である。

9 生存状況：前進と後退

Table with columns for HDI順位, 出生時平均寿命 (歳), MDG 乳児死亡率 (出生1000人 当たり), MDG 5歳未満死亡率 (出生1000人 当たり), MDG 65歳まで生存できる出生時確率 (女性, 男性), 報告された死亡率 (出生10万人 当たり), MDG 死傷値 (出生10万人 当たり). Rows include countries like Haiti, Dominican Republic, Ecuador, etc.

9 生存状況：前進と後退

Table with columns for HDI順位, 出生時平均寿命 (歳), MDG 乳児死亡率 (出生1000人 当たり), MDG 5歳未満死亡率 (出生1000人 当たり), MDG 65歳まで生存できる出生時確率 (女性, 男性), 報告された死亡率 (出生10万人 当たり), MDG 死傷値 (出生10万人 当たり). Rows include countries like Mauritania, Haiti, Djibouti, etc.

0歳から65歳まで生存するであろう出生時確率に100%をかけたもの。経団連の出生時死亡率、掲載されている数字は、世帯調査から算出されたものである。死に直結する結果は、上記の数字とは異なる。出生時確率は、この数字は算出されている期間の標準である。この数字は算出の範囲内で入手可能な最高年のものである。出典：第12.7.8列、UN 2003；第3、5列、UNICEF 2004；第4、6、9、10列、UNICEF 2009b。

14 所得または消費の不平

HDI順位	調査年	MDG 所得または消費に占める割合 (%)				不平等の測定			
		所得または消費に占める割合 (%)		不平等の測定		最高所得 10%の		最高所得 20%の	
		最貧層 10%	最貧層 20%	最高所得 10%に 対する割合*	最高所得 20%に 対する割合*	最高所得 10%に 対する割合*	最高所得 20%に 対する割合*	ジニ係数*	
101	1998*	2.0	5.1	49.9	33.7	17.2	9.7	43.0	
102	2000*	0.9	2.9	57.1	40.6	47.4	19.8	53.2	
104	1999*	1.3	4.5	49.7	33.8	25.9	11.1	43.2	
105	2001*	
106	2000*	3.6	9.2	36.3	27.0	6.1	4.0	26.8	
107	1995*	2.8	7.0	42.6	26.8	9.6	6.1	35.3	
109	2001*	3.9	9.1	38.3	23.3	6.0	4.2	29.0	
110	2002*	3.6	8.4	43.3	28.5	7.8	5.2	34.3	
111	1998*	3.6	8.0	44.5	29.9	8.4	5.6	36.1	
112	2001*	2.8	7.1	43.7	28.4	10.2	6.2	36.2	
113	1999*	1.3	4.0	49.1	32.0	24.6	12.3	44.7	
114	1999*	0.9	2.7	58.9	42.2	49.1	21.5	55.0	
116	1998*	3.2	8.0	40.0	25.2	8.0	5.0	34.7	
117	1998*	2.1	5.6	51.2	37.0	17.8	9.1	44.0	
118	2001*	1.2	3.6	59.7	45.0	36.1	16.8	55.1	
119	1995*	0.7	2.0	66.5	46.9	65.1	33.6	59.3	
120	1999*	3.7	8.6	42.6	29.5	8.0	5.1	34.4	
121	2000*	0.9	2.6	64.1	48.3	55.1	24.4	48.3	
122	
123	
124	1990/99*	2.6	6.5	46.6	30.9	11.7	7.2	39.5	
125	
126	1993*	0.5	1.4	78.7	64.5	138.8	56.1	70.7	
127	1999/2000*	3.9	8.9	41.6	27.4	7.0	4.7	32.3	
128	1993*	0.7	2.2	70.3	56.6	77.6	31.5	63.0	
129	
130	1997*	2.9	6.9	47.6	33.8	11.6	6.9	40.4	
131	1999*	2.1	5.6	46.6	30.0	14.1	8.4	30.0	
132	
133	1996*	1.7	4.5	56.5	40.5	23.8	12.6	50.9	
134	
135	1997*	3.2	7.6	41.0	30.6	9.7	6.0	37.0	
136	
137	1991*	1.0	2.7	64.4	50.2	49.7	23.8	60.9	
138	2000*	3.9	9.0	41.3	26.7	6.8	4.6	31.8	
139	
140	1995/96*	3.2	7.6	44.8	29.8	9.3	5.9	36.7	
141	2001*	2.3	5.6	50.9	35.7	15.7	9.1	44.6	
142	1998/99*	3.7	8.8	47.3	28.3	7.6	4.8	33.0	
143	
144	1995*	0.5	1.3	65.5	48.3	105.0	41.2	63.2	
145	1999*	2.3	5.9	49.7	34.9	14.9	8.4	43.0	
146	
147	1995*	1.8	4.6	55.7	40.3	22.0	12.0	56.8	
148	1997*	2.3	5.6	51.2	36.1	15.6	9.1	44.5	
149	1998*	3.0	7.4	41.2	25.9	8.6	5.6	33.4	
150	2001*	1.9	4.9	53.5	36.6	19.2	11.0	47.5	
151	1996/97*	1.6	4.4	55.7	40.8	24.9	12.8	50.6	

14 所得または消費の不平

HDI順位	調査年	MDG 所得または消費に占める割合 (%)				不平等の測定			
		所得または消費に占める割合 (%)		不平等の測定		最高所得 10%の		最高所得 20%の	
		最貧層 10%	最貧層 20%	最高所得 10%に 対する割合*	最高所得 20%に 対する割合*	最高所得 10%に 対する割合*	最高所得 20%に 対する割合*	ジニ係数*	
152	2000*	2.5	6.2	45.7	29.5	12.0	7.4	39.0	
153	
154	
155	1998*	1.5	4.0	55.2	38.0	25.4	13.8	38.0	
156	
157	1999*	2.6	6.4	48.2	33.5	17.8	7.5	41.3	
158	
159	1983/95*	4.2	9.7	39.1	24.2	5.8	4.0	28.9	
160	1994*	2.6	6.4	47.2	32.0	12.5	7.3	40.3	
161	
162	1993*	2.8	6.8	45.5	30.1	10.8	6.7	38.2	
163	1996*	2.2	5.5	51.7	35.9	16.2	9.2	45.2	
164	1998*	1.1	3.3	56.6	41.0	36.6	17.3	52.6	
165	1997*	1.9	4.9	56.1	42.2	22.7	11.6	50.3	
166	
167	
168	1993*	
169	2000*	0.7	2.0	65.0	47.7	69.2	32.7	61.3	
170	
171	1996/97*	2.5	6.5	46.5	31.7	12.5	7.2	39.6	
172	1993*	2.1	5.2	53.4	39.3	19.0	10.3	47.0	
173	1996*	1.7	5.1	48.3	37.8	19.3	9.5	33.3	
174	1991*	1.8	4.6	56.2	40.4	23.1	12.2	50.5	
175	1998*	1.8	4.5	60.7	45.3	26.2	13.6	48.2	
176	1995*	0.8	2.6	53.3	35.4	46.0	20.7	50.5	
177	1989*	0.5	1.1	63.4	43.6	87.2	57.6	62.9	

注：これらのデータの基礎となる世帯調査は調査方法や統計データの種類の異なるため、横断比較をするとはできない。
 a. ジニ係数は所得の集中度を示す指標である。数値は向上に入れているので、数値が低いほど所得が集中していることを示す。
 b. ジニ係数は、所得があるいし消費の対称性を示すものである。0は完全な平等を、100は完全な不平等を示す。所得にもとづく調査データは都市間のみのものである。c. 消費にもとづく調査
 出處：表1-5.891, World Bank 2004a, 表6.7.11, World Bank 2004aの所得または消費についてのデータをもとに計算した。

19 公的支出の優先分野

HDI順位	教育への公的支出 ^a (対GDP比:%)		保健医療への公的支出 ^b (対GDP比:%)		軍事支出 ^c (対GDP比:%)		債務元利 支払総額 ^d (対GDP比:%)		
	1990*	1999-2001	1990	2001	1990	2002	1990	2002	
101	Iran, Islamic Rep. of	4.1	5.0	1.5	2.7	2.9	4.0	0.5	1.3
102	Oceania ^e
103	El Salvador	1.9	2.5 ^f	1.6	3.7	2.7	0.8	4.3	3.2
104	Guyana	..	4.1 ^g	2.8	4.2	0.9	..	74.5	10.8
105	Cape Verde	3.8	3.8	1.7	0.7	3.5	3.5
106	Sri Lanka Republic	4.1	4.0	0.4	2.4	6.9	6.1	9.7	1.2
107	Uzbekistan	4.6	2.7	9.2	9.2
108	Algeria	5.3	..	3.0	3.1	1.5	3.7	14.2	7.5
109	Equatorial Guinea	0.5	0.5	1.0	1.2	3.9	0.2
110	Kyrgyzstan	8.3	3.1	4.7	1.9	..	1.5	..	10.8
111	Indonesia	1.0	1.3	0.6	0.6	1.8	1.2	8.7	9.8
112	Viet Nam	0.9	1.5	7.9	..	2.7	3.4
113	Moldova, Rep. of	..	4.0	4.4	2.8	..	0.4	..	14.1
114	Sierra Leone	2.3	6.0	2.1	3.5	2.4	1.7	7.9	6.1
115	Honduras	3.3	3.2	12.8	6.0
116	Tajikistan	9.7	2.4	4.9	1.0	..	1.4	..	6.5
117	Mongolia	17.1	6.5 ^h	6.4	4.6	5.7	2.3	..	4.7
118	Nicaragua	3.4	..	7.0	3.8	4.0	1.4	1.6	3.8
119	South Africa	6.2	5.7	3.1	3.6	3.8	1.6	4.5	4.5
120	Egypt	3.7	..	1.8	1.9	3.9	2.7	7.1	2.3
121	Guatemala	1.4	1.7	1.8	2.3	1.5	0.6	2.8	1.8
122	Gabon	..	3.9 ^g	2.0	1.7	3.0	8.3
123	Sao Tome and Principe	1.5	4.9	12.1
124	Solomon Islands	..	3.5 ^h	5.0	4.7	5.5	2.4
125	Morocco	5.3	5.1	0.9	2.0	4.1	4.3	6.9	10.2
126	Namibia	7.6	7.9	3.7	4.7	5.6	2.9
127	India	3.9	4.1	0.9	0.9	2.7	2.3	2.6	2.6
128	Bosnia and Herzegovina	6.7	2.1	1.7	4.4	4.1	4.0	2.8	1.1
129	Venezuela	4.6	10.5	2.6	7.2	..	2.7	1.6	0.9
130	Cameroon	..	2.0	3.1	2.7	7.7	0.5
131	Ghana	3.2	4.1 ^g	1.3	2.8	0.4	0.6	6.2	3.4
132	Malawi	..	1.3	4.0	0.4	3.4
133	Papua New Guinea	..	2.3 ^h	3.1	3.9	17.7	9.9
134	Bhutan	..	5.2	1.7	3.6	1.8	1.1
135	Laos People's Dem. Rep.	..	3.2	0.0	1.7	1.1	2.7
136	Comoros	2.9	1.9	0.4	1.9
137	Swaziland	5.7	5.5	1.9	2.3	2.1	..	5.3	1.7
138	Bangladesh	1.5	2.3	1.5	1.5	1.0	1.1	2.5	1.5
139	Sudan	0.9	..	0.7	0.6	3.6	2.8	0.4	0.2
140	Nepal	2.0	3.4	0.8	1.2	0.9	1.4	1.9	1.8
141	Cameroon	3.2	5.4	0.9	1.2	1.5	1.4	4.6	3.9
人間開発低地位国									
142	Pakistan	2.6	1.8 ^h	1.1	1.0	5.8	4.7	4.8	4.8
143	Togo	5.5	4.8	1.4	1.5	3.1	..	5.3	0.9
144	Congo	5.0	3.2	1.5	1.4	9.0	0.8
145	Lesotho	6.1	10.0	2.6	4.3	4.5	3.7	3.8	9.4
146	Uganda	1.5	2.5 ^h	..	3.4	3.0	2.4	3.4	1.4
147	Zimbabwe	..	10.4 ^h	3.2	2.8	4.5	3.2	5.4	0.7
148	Kenya	6.7	6.2 ^h	1.7	2.9	2.9	2.4	9.2	3.7
149	Yemen	..	10.0 ^h	1.1	1.5	8.5	7.1	3.5	1.7
150	Moldova	2.1	2.5	..	1.3	1.2	..	7.2	1.7
151	Nigeria	0.9	..	1.0	0.8	0.9	1.1	11.7	3.4

19 公的支出の優先分野

HDI順位	教育への公的支出 ^a (対GDP比:%)		保健医療への公的支出 ^b (対GDP比:%)		軍事支出 ^c (対GDP比:%)		債務元利 支払総額 ^d (対GDP比:%)		
	1990*	1999-2001	1990	2001	1990	2002	1990	2002	
152	Malawi	..	3.6 ^e	..	2.6	3.8	1.9	14.3	6.6
153	Haiti	1.4	..	1.2	2.7	1.7	0.8
154	Dominican Republic	4.1	6.3	..	3.6	2.0
155	Gambia	3.8	2.7 ^g	2.2	3.2	1.1	0.9	11.9	5.4
156	Timor	..	2.7	..	3.7	..	23.5	..	1.4
157	Senegal	3.9	3.7 ^g	0.7	2.8	2.0	1.5	5.7	4.3
158	Timor-Leste	5.8	..	0.0
159	Rwanda	..	2.8 ^h	1.7	3.1	3.7	3.3	0.8	1.3
160	Guinea	..	1.9 ^h	2.0	1.9	2.4	2.9	6.0	4.2
161	Benin	..	3.3 ^h	1.6	2.1	2.1	2.3
162	Tanzania U. Rep. of	3.2	..	1.6	2.0	2.0	1.5	4.2	1.5
163	Cote d'Ivoire	..	4.6	1.5	1.6	1.3	..	11.7	7.1
164	Zambia	2.4	1.9	2.6	3.0	3.7	..	6.2	8.3
165	Malawi	3.3	4.1 ^g	..	2.7	1.3	..	7.1	1.9
166	Angola	3.9	2.8 ^h	1.4	2.8	5.8	3.7	3.2	7.7
167	Chad	..	2.0 ^h	..	2.0	..	1.4	0.7	1.5
168	Congo, Dem. Rep. of the	1.5	3.7	16.2
169	Central African Republic	2.2	2.3	1.6	..	1.0	2.0
170	Ethiopia	4.8	..	0.9	1.4	8.5	5.2	2.7	1.8
171	Mozambique	3.9	2.4 ^h	3.6	4.0	10.1	2.4	3.2	2.1
172	Guinea-Bissau	..	2.1	1.1	3.2	3.4	7.2
173	Burundi	3.4	3.6 ^g	1.1	2.1	3.4	7.6	3.7	3.3
174	Mali	..	2.8 ^h	1.6	1.7	2.1	..	2.8	2.7
175	Ruanda	2.7	..	1.0	2.0	3.0	..	1.8	1.1
176	Niger	3.2	2.3	..	1.4	1.4	1.1	1.0	1.3
177	Sierra Leone	2.6	1.4	..	4.0	1.3

a. データは教育への公的支出の総額。このデータは、通常支出に教育支出を含み、いくつかの国々のデータは、指標集B（基準はWHO 2004b）のデータとは若干異なる可能性がある。c. データの傾向があるために、軍事支出については、国々間には比較可能である。データに若干異なる詳細は、SIPRI 2003を参照。d. 集約値については、指標集Bを参照。国によっては、国によるデータ収集の方法が異なるために、報告されたデータを国と国との間で比較できない可能性がある。上記の国々については、国々のデータは、1990年のデータ（UNESCO Institute for Statistics 2004a）と2001年のデータをもとに計算。第2列: UNESCO Institute for Statistics 2004b。第3, 4列: World Bank 2004f。第5, 6列: SIPRI 2003。第7, 8列: World Bank 2004dのGDPと債務元利支払総額のデータを基に計算。

25 ジェンダー・
エンバワメント
指数 (GEM)

HDI順位	ジェンダー・ エンバワメント 指数 (GEM)	GEM値	MDG 女性の国会議席数 ^a (全体に占める 割合: %)	女性の議員、 高官、管理職 ^b (全体に占める 割合: %)	女性の 専門職と技術職 ^c (全体に占める 割合: %)	女性の男性 に対する 推定勤労 所得比 ^d
51	Bahrain	0.899	26.8	31	38	0.65
52	Chad	..	36.0
53	Mexico	0.553	21.2	25	40	0.38
54	Turkmenistan and Iceland	0.644	75.4	40	51	0.45
55	Antigua and Barbuda	..	8.3
人間開発中位国						
56	Burkina Faso	0.467	26.3	0.66
57	Russia Federation	..	8.0	37	64	0.64
58	Uganda	0.519	16.3	20	45	..
59	Malaysia	0.517	18.3	19	51	0.55
60	Madagascar, FR
61	Panama	0.486	9.9	38	49	0.50
62	Belarus	..	18.1	0.65
63	Togo	..	0.0
64	Mauritius	..	5.7	0.37
65	Albania	..	5.7	0.26
66	Bosnia and Herzegovina	..	12.3
67	Sri Lanka	..	17.6	78	51	..
68	Venezuela	0.444	9.7	27	67	0.41
69	Romania	0.465	9.3	31	56	0.38
70	Uruguay	0.411	5.3	38	61	0.53
71	Saint Lucia	..	20.7
72	Brazil	..	9.1	..	62	0.47
73	Colombia	0.498	10.8	38	50	0.53
74	Oman	0.22
75	Samoa (Western)	..	6.1
76	Thailand	0.461	9.6	27	53	0.61
77	Saudi Arabia	0.207	0.0	1	31	0.21
78	Kazakhstan	..	8.6	0.59
79	Jamaica	..	13.6	0.66
80	Lebanon	..	2.2	0.31
81	Fiji	0.333	6.0	51	9	0.36
82	Armenia	..	4.6
83	Philippines	0.542	17.2	38	62	0.29
84	Maldives	..	6.0	15	40	..
85	Peru	0.524	18.3	27	44	0.27
86	Turkmenistan	..	26.0	0.63
87	St. Vincent & the Grenadines	..	22.7
88	Turkey	0.200	4.4	7	31	0.60
89	Paraguay	0.417	8.8	23	54	0.33
90	Iceland	..	7.9	0.31
人間開発低位国						
91	Azerbaijan	..	10.5	0.57
92	Urnisa	..	11.5	0.36
93	Grenada	..	28.6
94	China	..	20.2	0.66
95	Dominica	..	8.8
96	Sri Lanka	0.276	4.4	4	49	0.57
97	Georgia	0.387	7.2	28	64	0.40
98	Dominican Republic	0.527	15.4	31	49	0.36
99	Belize	0.455	5.3	31	52	0.21
100	Ecuador	0.490	16.0	25	44	0.30

25 ジェンダー・
エンバワメント
指数 (GEM)

HDI順位	ジェンダー・ エンバワメント 指数 (GEM)	GEM値	MDG 女性の国会議席数 ^a (全体に占める 割合: %)	女性の議員、 高官、管理職 ^b (全体に占める 割合: %)	女性の 専門職と技術職 ^c (全体に占める 割合: %)	女性の男性 に対する 推定勤労 所得比 ^d
101	Iran, Islamic Rep. of	0.313	4.1	13	33	0.29
102	Georgian-Abkhazian Territories	10	33	..
103	Eritrea	0.448	10.7	26	48	0.36
104	Guyana	..	20.0	0.39
105	Cape Verde	..	11.1	0.46
人間開発低位国						
106	Syrian Arab Republic	..	12.0	0.28
107	Uzbekistan	..	7.2	0.66
108	Algeria	0.31
109	Equatorial Guinea	..	5.0	0.40
110	Kyrgyzstan	..	6.2	0.65
111	Indonesia	..	8.0	0.51
112	Viet Nam	..	77.3	0.69
113	Moldova, Rep. of	0.469	17.9	40	61	0.65
114	Bolivia	0.524	17.8	36	40	0.45
115	Madagascar	0.355	5.5	22	36	0.37
116	Tajikistan	0.62
117	Mongolia	0.429	10.5	30	68	0.67
118	Nicaragua	..	20.7	0.47
119	South Africa	..	27.9	0.45
120	Egypt	0.266	3.6	9	30	0.38
121	Guatemala	..	8.2	0.33
122	Gabon	..	11.0	0.59
123	Senegal	..	9.1
124	Sierra Leone and Principe	..	0.0	0.69
125	Morocco	0.40
126	Nepal	0.577	21.4	30	55	0.51
127	India	..	9.3	0.38
128	Bosnia	0.562	17.0	35	52	0.51
129	Yemen	..	1.9
130	Cambodia	0.364	10.9	14	33	0.77
131	Ghana	..	8.0	0.75
132	Myanmar
133	Papua New Guinea	..	0.9	0.58
134	Bhutan	..	9.3
135	Laos, People's Dem. Rep.	..	22.9	0.65
136	Comoros	0.56
137	Swaziland	0.467	16.8	24	61	0.31
138	Bangladesh	0.278	2.0	8	23	0.36
139	Sudan	..	9.7	0.32
140	Nepal	0.50
141	Cameroon	..	8.3	0.44
人間開発低位国						
142	Pakistan	0.416	20.8	9	26	0.33
143	Togo	..	7.4	0.47
144	Congo	..	10.6	0.56
145	Senegal	..	17.0	0.38
146	Uganda	..	24.7	0.66
147	Zimbabwe	..	10.0	0.57
148	Kenya	..	7.1	0.90
149	Yemen	0.723	0.3	4	15	0.30
150	Kazakhstan	..	6.1	0.59
151	Nigeria	..	5.8	0.43

27 経済活動のジェンダー不平等

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)				女性の産業別雇用 (%)					
	活動比率 (%) (1990年=100)	指数	男性に 対する女性		農業 の活動比率		工業 の活動比率		サービス業 の活動比率	
			1985- 2002 ^a	2002	1985- 2002 ^a	2002 ^b	1985- 2002 ^a	2002 ^b	1985- 2002 ^a	2002 ^c
152	Mauritania	63.2	97	74
153	Haiti	55.7	97	70	37	60	6	41	57	252
154	Djibouti
155	Gambia	69.7	101	78
156	Guinea	74.6	98	87
157	Senegal	61.7	101	72
158	Timor-Leste	73.3	96	86
159	Swaziland	87.4	98	88
160	Guinea	77.7	98	89
161	Sahin	73.2	96	90
162	Tanzania, U. Rep. of	81.5	98	93
163	Cote d'Ivoire	44.0	102	51
164	Zambia	64.0	98	74
165	Malawi	77.7	97	90
166	Angola	72.6	98	82
167	Chad	67.3	102	77
168	Congo, Rep. of the	60.4	97	72
169	Central African Republic	67.3	96	78
170	Ethiopia	57.7	98	67
171	Mozambique	82.6	99	82
172	Guinea-Bissau	57.0	100	63
173	Burkina Faso	81.8	99	89
174	Haiti	69.8	97	79
175	Burkina Faso	74.7	97	85
176	Niger	69.3	99	75
177	Sierra Leone	45.0	106	54
開発途上国										
後発開発途上国										
アジア諸国										
東アジア・太平洋諸国										
ラテンアメリカ・カリブ諸国										
南アジア										
サハラ以南のアフリカ										
中東欧・CIS諸国										
OECD諸国										
諸所得OECD諸国										
人間開発高位国										
人間開発中位国										
人間開発低位国										
高所得国										
中所得国										
低所得国										
全世界										

注：1. データは国があるために、一定の期間にわたる労働時間の比較を行う場合には、注意が必要である。特に、サービスセクターについては、ILO (2002)、ILO (2003)、ILO (2004b) を参照。産業別雇用のデータは、四捨五入やこれらの分類に当てはまらないものも含まれている可能性がある。
 a. 出典：第139別：ILO 2002の経済活動人口と総人口についてのデータを基に計算した。ILO 2003、第10、11別。ILO 2004bの無報酬の家内労働者についてのデータを基に計算した。

28 ジェンダー労働力格差

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

開発途上国	都市部	農村部	労働時間 (1日当たりの時間：分)		労働時間 (女性に 対する：%)		時間配分 (%)					
			女性	男性	市場	非市場	市場	非市場	市場	非市場	市場	非市場
開発途上国												
都市部												
農村部												
平均*												
OECD諸国^a												
Australia												
Austria												
Canada												
Denmark												
Finland												
France												
Germany												
Hungary												
Israel												
Italy ^e												
Japan												
Korea, Rep. of												
Latvia												
Netherlands												
New Zealand												
Norway												
United Kingdom ^d												
United States ^e												
平均*												

注：1. データは、本報告書に添付されている労働時間配分表にもとづいて計算された。以下を含まない他の国も含まれている。ベネズエラ、ケニア、ドミニカ共和国、エチオピア、タンザニア、ラオス、ペルー、メキシコ、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム、市場活動と非市場活動との区別が不明な国（SNAT）の労働時間配分表を参照。1993年以前の調査とそれ以降の調査に比較できない。上記の国・地域の労働時間配分表は、市場と非市場活動の別は、1993年改訂のSNATに依拠している。ただし、国や地域の比較には注意が必要である。e. イスラエルとベトナムは、OECD諸国ではないが含まれている。d. Harvey 1985。上記OECD諸国の非市場活動平均である（イスラエルとベトナムを除く）。出典：世界の開発途上国の都市部、農村部については、Ganssmund-Clemont and Pagnasin Aijalskis 1985 と Harvey 1985、開発途上国の統計について、UN 2002；OECD諸国とラテンアメリカについては、Harvey 2001。

31 基本的労働
条約の現状

HDI順位	結社の自由と 団体交渉権		強制労働の 撤廃		雇用と職業に 関しての差別撤廃		児童 労働廃絶	
	条約 67号*	条約 98号*	条約 29号*	条約 105号*	条約 100号*	条約 111号*	条約 138号*	条約 182号**
101	Iran, Islamic Rep. of							
103	El Salvador							
104	Ghana							
105	Cape Verde							
106	Syrian Arab Republic							
107	Uzbekistan							
108	Algeria							
109	Equatorial Guinea							
110	Kyrgyzstan							
111	Indonesia							
112	Viet Nam							
113	Moldova, Rep. of							
114	Bolivia							
115	Honduras							
116	Tajikistan							
117	Mongolia							
118	Myanmar							
119	South Africa							
120	Egypt							
121	Guatemala							
122	Gabon							
123	Sto. Tome and Principe							
124	Solomon Islands							
125	Morocco							
126	Namibia							
127	India							
128	Bosnia							
129	Vanuatu							
130	Camodia							
131	Ghana							
132	Myanmar							
133	Papua New Guinea							
134	Bhutan							
135	Laos People's Dem. Rep.							
136	Comoros							
137	Swaziland							
138	Bangladesh							
139	Sudan							
140	Nepal							
141	Cameroon							
人間権発効地位								
142	Pakistan							
143	Logo							
144	Congo							
145	Lesotho							
146	Lesotho							
147	Zimbabwe							
148	Kenya							
149	Yemen							
150	Madagascar							
151	Nigeria							

31 基本的労働
条約の現状

HDI順位	結社の自由と 団体交渉権		強制労働の 撤廃		雇用と職業に 関しての差別撤廃		児童 労働廃絶		
	条約 67号*	条約 98号*	条約 29号*	条約 105号*	条約 100号*	条約 111号*	条約 138号*	条約 182号**	
152	Mauritania								
153	Haiti								
154	Djibouti								
155	Gambia								
156	Sri Lanka								
157	Senegal								
158	Timor Leste								
159	Rwanda								
160	Guinea								
161	Burkina Faso								
162	Tanzania, U. Rep. of								
163	Cote d'Ivoire								
164	Zambia								
165	Malawi								
166	Angola								
167	Chad								
168	Congo, Dem. Rep. of the								
169	Central African Republic								
170	Ethiopia								
171	Mozambique								
172	Guinea-Bissau								
173	Burundi								
174	Mali								
175	Burkina Faso								
176	Niger								
177	Siera Leone								
その他									
Afghanistan									
Iraq									
Khashi									
Liberia									
San Marino									
Serbia and Montenegro									
Somalia									
批准国総数									
		142	154	163	159	161	159	132	147

*批准された条約、▽廃棄された条約
注：括弧内には、国別加盟国のみが記載されている
a. 結社の自由と団体交渉権条約(1948) b. 団結権と団体交渉権条約(1949) c. 強制労働条約(1930) d. 強制労働撤廃条約(1957) e. 男女同一報酬条約(1951) f. 雇用と職業差別禁止条約(1958) g. 就業中児童労働条約(1973) h. 児童を形態の児童労働撤廃条約(1999) i. 人間権発効HDIが算出されていないが、少なくともこれらの労働条約1つは批准している国
出典：第1-9列、ILO 2004a

32 人間開発に
関する指標：
地域別状況

アラブ諸国	人間開発指数(HDI)			開発途上の 人間開発指数 (HPI-1)	高所得 OECD諸国の 人間開発指数 (HPI-2)	ジェンダー 開発指数 (GDI)	ジェンダー・ エンパワーメント 指数 (GEM)
	1975	1990	2002				
108 アルジェ	0.502	0.642	0.704	21.9	..	0.688	..
46 バ레인	..	0.808	0.843	0.832	0.395
154 ディモクリ	0.694	34.3
120 エジプト	0.438	0.577	0.655	30.9	..	0.634	0.765
90 イordan	..	0.682	0.730	0.734	..
44 Kuwait	0.761	..	0.838	0.827	..
80 Lebanon	..	0.673	0.738	9.5	..	0.735	..
58 Libyan Arab Jamahiriya	0.794	15.3	..	0.794	..
123 Morocco	0.429	0.512	0.620	34.5	..	0.604	..
102 Occupied Palestinian Territories	0.726
74 Oman	0.493	0.696	0.770	31.5	..	0.747	..
47 Qatar	0.833
77 Saudi Arabia	0.602	0.707	0.768	15.8	..	0.739	0.207
139 Sudan	0.344	0.427	0.505	31.6	..	0.485	..
106 Syrian Arab Republic	0.384	0.635	0.710	13.7	..	0.669	..
92 Tunisia	0.516	0.656	0.745	19.2	..	0.724	..
49 United Arab Emirates	0.744	0.805	0.874	40.3	0.123
149 Yemen	..	0.387	0.482	0.436	..
東アジア・太平洋諸国							
33 Bahrain Durrasan	0.867
130 Cambodia	0.588	42.6	..	0.557	0.364
94 China	0.523	0.627	0.745	13.2	..	0.741	..
81 Hong Kong, China (SAR)	0.659	0.772	0.758	21.3	..	0.747	0.333
23 Hong Kong, China (SAR)	0.760	0.862	0.903	0.898	..
111 Indonesia	0.467	0.623	0.692	17.8	..	0.685	..
28 Korea, Rep. of	0.705	0.817	0.888	0.882	0.377
135 Lao People's Dem. Rep.	..	0.449	0.534	40.3	..	0.528	..
59 Malaysia	0.614	0.720	0.793	0.786	0.519
117 Mongolia	..	0.656	0.668	19.1	..	0.664	0.429
132 Myanmar	0.551	25.4
133 Papua New Guinea	0.423	0.482	0.542	37.0	..	0.536	..
83 Philippines	0.653	0.719	0.753	15.0	..	0.751	0.542
75 Samoa (Western)	0.789
25 Singapore	0.724	0.871	0.902	6.3	..	0.884	0.648
74 Solomon Islands	0.624
76 Thailand	0.613	0.707	0.768	13.1	..	0.766	0.461
138 Timor-Leste	0.436
63 Tonga	0.787
129 Vanuatu	0.570
112 Vanuatu	..	0.610	0.691	20.0	..	0.689	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国							
55 Antigua and Barbuda	0.800
34 Argentina	0.784	0.810	0.853	0.841	0.645
51 Bahamas	..	0.825	0.815	0.813	0.699
29 Barbados	0.304	0.851	0.888	2.5	..	0.884	0.634
90 Belize	..	0.747	0.737	16.7	..	0.718	0.435
114 Bolivia	0.512	0.608	0.681	14.4	..	0.674	0.574
72 Brazil	0.544	0.775	0.714	11.8	..	0.768	..
43 Chile	0.703	0.784	0.839	4.1	..	0.830	0.460
73 Colombia	0.661	0.727	0.770	8.1	..	0.770	0.498
45 Costa Rica	0.745	0.791	0.834	4.4	..	0.823	0.664

32 人間開発に
関する指標：
地域別状況

中南アジア諸国	人間開発指数(HDI)			開発途上の 人間開発指数 (HPI-1)	高所得 OECD諸国の 人間開発指数 (HPI-2)	ジェンダー 開発指数 (GDI)	ジェンダー・ エンパワーメント 指数 (GEM)
	1975	1990	2002				
57 China	0.809	5.0
95 Dominica	0.743
98 Dominican Republic	0.617	0.678	0.738	13.7	..	0.728	0.527
100 Ecuador	0.630	0.710	0.735	12.0	..	0.721	0.490
103 El Salvador	0.580	0.678	0.720	17.0	..	0.709	0.448
93 Grenada	0.745
121 Guatemala	0.510	0.583	0.649	22.5	..	0.635	..
104 Guyana	0.677	0.697	0.719	12.9	..	0.715	..
152 Haiti	..	0.455	0.463	41.1	..	0.488	..
115 Honduras	0.517	0.624	0.672	16.6	..	0.662	0.355
79 Jamaica	0.687	0.726	0.764	9.2	..	0.762	..
53 Mexico	0.688	0.761	0.802	9.1	..	0.792	0.563
118 Nicaragua	0.565	0.589	0.667	18.3	..	0.660	..
61 Panama	0.708	0.748	0.791	7.7	..	0.783	0.486
89 Paraguay	0.667	0.719	0.751	10.6	..	0.736	0.417
85 Peru	0.642	0.706	0.752	13.2	..	0.736	0.524
39 Saint Kitts and Nevis	0.844
71 Saint Lucia	0.777
87 Saint Vincent & the Grenadines	0.751
67 Suriname	0.780
54 Trinidad and Tobago	0.735	0.791	0.801	7.7	..	0.795	0.644
46 Uruguay	0.759	0.803	0.833	3.6	..	0.829	0.511
68 Venezuela	0.716	0.759	0.778	8.5	..	0.770	0.444
南アジア							
138 Bangladesh	0.345	0.417	0.509	42.2	..	0.499	0.218
134 Bhutan	0.536
127 India	0.411	0.514	0.595	31.4	..	0.572	..
101 Iran, Islamic Rep. of	0.565	0.649	0.732	16.4	..	0.713	0.313
84 Maldives	0.752	11.4
140 Nepal	0.291	0.418	0.504	41.2	..	0.484	..
142 Pakistan	0.346	0.444	0.497	41.9	..	0.471	0.416
96 Sri Lanka	0.613	0.698	0.740	18.2	..	0.738	0.276
南欧							
30 Cyprus	..	0.835	0.883	0.875	0.497
88 Turkey	0.590	0.683	0.757	12.0	..	0.746	0.290
サハラ以南アジア							
166 Angola	0.381
161 Benin	0.288	0.356	0.421	45.7	..	0.406	..
128 Botswana	0.503	0.675	0.589	43.5	..	0.581	0.562
175 Burkina Faso	0.239	0.302	0.302	65.5	..	0.291	..
173 Burundi	0.282	0.338	0.339	45.8	..	0.337	..
141 Cameroon	0.415	0.519	0.501	36.9	..	0.491	..
105 Cape Verde	0.717	0.717	0.717	19.7	..	0.709	..
169 Central African Republic	0.334	0.375	0.361	47.7	..	0.345	..
167 Chad	0.280	0.326	0.379	48.6	..	0.388	..
136 Comoros	..	0.501	0.530	31.4	..	0.510	..
144 Congo	0.451	0.532	0.494	31.9	..	0.488	..
168 Congo, Dem. Rep. of the	0.410	0.414	0.365	42.9	..	0.355	..
163 Cote d'Ivoire	0.382	0.429	0.399	45.0	..	0.379	..
109 Equatorial Guinea	..	0.504	0.703	32.7	..	0.691	..
156 Eritrea	0.439	41.8	..	0.431	..

32 人間開発に関する指数：地域別状況

	人間開発指数(HDI)			開発途上国の人間開発指数(HPI-1)	高所得OECD諸国の人間開発指数(HPI-2)	ジェンダー開発指数(GDI)	ジェンダー・エンバロメント指数(GEM)
	1975	1990	2002				
170 Ethiopia	..	0.305	0.359	55.5	..	0.346	..
172 Gabon	0.548
155 Gambia	0.283	..	0.452	45.8	..	0.446	..
137 Ghana	0.439	0.511	..	26.0	..	0.564	..
160 Guinea	0.423
172 Guinea-Bissau	0.254	0.311	0.350	48.0	..	0.329	..
148 Kenya	0.445	0.540	0.488	37.5	..	0.466	..
145 Lesotho	0.457	0.493	0.483	47.9	..	0.483	..
150 Madagascar	0.400	0.436	0.469	35.9	..	0.462	..
165 Malawi	0.315	0.388	0.388	46.8	..	0.371	..
174 Mali	0.232	0.288	0.309	58.9	..	0.309	..
152 Mauritania	0.339	0.387	0.465	48.3	..	0.456	..
64 Mauritius	..	0.273	0.285	11.3	..	0.275	..
177 Mozambique	..	0.310	0.354	49.8	..	0.359	..
126 Namibia	0.602	37.7	..	0.602	0.572
176 Niger	0.237	0.259	0.292	61.4	..	0.278	..
151 Nigeria	0.324	0.450	0.466	35.1	..	0.458	..
150 Rwanda	0.341	0.351	0.431	44.7	..	0.423	..
123 Sao Tome and Principe	0.645
157 Senegal	0.315	0.382	0.437	44.1	..	0.429	..
35 Seychelles	0.853
177 Sierra Leone	..	0.273	0.273	0.273	..
119 South Africa	0.655	0.729	0.666	31.7	..	0.661	0.487
137 Swaziland	0.516	0.611	0.519	36.0	..	0.505	..
162 Tanzania, U. Rep. of	..	0.413	0.407	0.401	..
143 Togo	0.395	0.474	0.495	38.0	..	0.477	..
146 Uganda	..	0.395	0.493	36.4	..	0.487	..
161 Zambia	0.466	0.466	0.389	50.4	..	0.375	..
147 Zimbabwe	0.547	0.617	0.491	52.0	..	0.482	..
中東欧・CIS諸国							
65 Albania	..	0.202	0.781	0.778	..
82 Armenia	..	0.251	0.754	0.752	..
91 Azerbaijan	..	0.746	0.746
62 Belarus	..	0.785	0.790	0.789	..
66 Bosnia and Herzegovina	0.781
56 Bulgaria	..	0.795	0.796	0.795	..
48 Croatia	..	0.806	0.830	0.827	0.580
33 Czech Republic	0.868	0.865	0.586
36 Estonia	..	0.817	0.853	0.852	0.592
97 Georgia	..	0.739	0.739	0.587
38 Hungary	0.777	0.807	0.848	0.847	0.529
78 Kazakhstan	..	0.787	0.786	0.761	..
110 Kyrgyzstan	0.701	0.591
50 Latvia	..	0.807	0.823	0.823	..
41 Lithuania	..	0.823	0.842	0.841	0.508

32 人間開発に関する指数：地域別状況

	人間開発指数(HDI)			開発途上国の人間開発指数(HPI-1)	高所得OECD諸国の人間開発指数(HPI-2)	ジェンダー開発指数(GDI)	ジェンダー・エンバロメント指数(GEM)
	1975	1990	2002				
60 Macedonia, FYR	0.293	0.577
113 Moldova, Rep. of	..	0.736	0.681	0.678	0.169
37 Monaco	..	0.802	0.850	0.848	0.606
69 Romania	..	0.771	0.778	0.775	0.465
57 Russian Federation	..	0.813	0.795	0.794	0.467
42 Slovakia	0.842	0.840	0.607
27 Slovenia	..	0.895	0.895	0.892	0.584
116 Tajikistan	..	0.719	0.671	0.668	..
86 Turkmenistan	0.752	0.748	..
107 Ukraine	..	0.798	0.777	0.772	0.411
107 Uzbekistan	0.709	0.705	..
高所得OECD諸国*							
3 Austria	0.847	0.892	0.946	..	12.9	0.945	0.806
14 Austria	0.842	0.893	0.934	0.924	0.770
6 Belgium	0.845	0.897	0.942	..	12.4	0.938	0.808
4 Canada	0.869	0.928	0.943	..	17.2	0.941	0.787
17 Denmark	0.872	0.887	0.932	..	9.1	0.931	0.847
13 Finland	0.839	0.899	0.935	..	8.4	0.933	0.820
15 Luxembourg	0.838	0.882	0.933	..	10.5	0.936	..
19 Germany	0.887	0.887	0.925	..	10.3	0.921	0.804
24 Greece	0.832	0.870	0.902	0.894	0.523
7 Iceland	0.862	0.913	0.917	0.938	0.816
10 Ireland	0.810	0.869	0.936	..	13.3	0.939	0.710
22 Korea	0.794	0.857	0.908	0.906	0.614
21 Italy	0.841	0.887	0.920	..	11.6	0.914	0.583
9 Japan	0.854	0.910	0.938	..	11.1	0.932	0.531
16 France	0.952	0.902	0.932	..	10.8	0.929	..
31 Malta	0.726	0.872	0.875	0.866	0.483
5 Netherlands	0.885	0.907	0.942	..	8.2	0.938	0.817
18 New Zealand	0.847	0.874	0.926	0.924	0.772
1 Norway	0.886	0.911	0.956	..	7.1	0.955	0.908
26 Portugal	0.785	0.847	0.897	0.894	0.644
20 Spain	0.836	0.885	0.927	..	11.0	0.916	0.776
2 Sweden	0.963	0.895	0.946	..	6.5	0.946	0.854
11 Switzerland	0.878	0.909	0.936	0.932	0.771
12 United Kingdom	0.845	0.883	0.936	..	14.8	0.934	0.698
8 United States	0.866	0.914	0.939	..	15.8	0.936	0.759

注：各指数と地域の最高値は、太平洋を記載されている。
 *：補題を除く、東アジア・太平洋諸国を参照のこと。OECD諸国ではないが、アイスランドが含まれる。
 出典：第1列：指標準2の第1列、第2列：指標準4の第2列、第3列：指標準3の第2列、第4列：指標準4の第2列、第5列：指標準5の第2列

BOX 1 人間開発報告書で使用されるデータの主な出典

次の各機関からデータを提供していただいたおかげで、人間開発報告書は重要な統計を指簿表で使用することができた。

二酸化炭素情報分析センター (Carbon Dioxide Information Analysis Center : CDIAC)

米国エネルギー省データ分析センターであるCDIACは、温暖化現象および気候変動を中心に取り組んでいる。二酸化炭素排出に関するデータの典典となっている。

国連食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization : FAO)

FAOは、食糧および農業に関する情報とデータの収集、分析、普及を行っている。食糧不安と農業指標に関するデータの典典となっている。

国際戦略研究所 (International Institute for Strategic Studies : IISS)

紛争問題に関する研究、情報、データベースのための独立した研究所として、IISSは広範の軍事的データベースの整備を行っている。戦力に関するデータは当研究機関の出版物、「軍事収支(The Military Balance)」からとっている。

国際労働機関 (International Labour Organization : ILO)

ILOは、膨大な統計出版物事業を行っており、労働力に関するデータの最も充実した総合書である「労働統計年鑑 (Yearbook of Labour Statistics)」を出版している。ILOは賃金、雇用および職業に関するデータと労働条約の批准状況に関する情報の典典となっている。

国際通貨基金 (International Monetary Fund : IMF)

国際金融取引と支払収支に関する統計の開発と作成のための広範な事業を行っている。人間開発報告書にその他の機関から提供された経済データの多くは、もとのデータをIMFからとっている。

国際電気通信連合 (International Telecommunication Union : ITU)

この国連専門機関は、情報通信に関する幅広い統計を整備している。通信の動向に関するデータはこの機関の「世界電気通信指標 (World Telecommunication Indica-

tors)」のデータベースからとっている。

列国議会議連盟 (Inter-Parliamentary Union : IPU)

この機関は、政治的参加および民主主義の構造についての動向に関するデータを提供している。人間開発報告書事務局は、選挙関連データおよび女性の政治進出に関する情報について、IPUのデータを使用している。

国連エイズ合同計画 (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS : UNAIDS)

この合同計画は、HIV/エイズの蔓延を監視し、定期的な更新を行っている。UNAIDSとWHOの共同出版物である「世界のHIV/エイズ疫に関する報告書 (Report on the Global HIV/AIDS Epidemic)」が人間開発報告書のHIV/エイズに関するデータの主な典典となっている。

ルクセンブルグ所得研究 (Luxembourg Income Study : LIS)

25か国が加盟して行う協同研究計画で、LISは貧困と政策課題を中心とした取り組みを行っている。OECDに加盟する多くの国の所得負担率定値はLISからとったものである。

経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development : OECD)

OECDは、加盟国の社会経済動向および資金援助の流れに関するデータを公表している。援助、雇用および教育に関する今年の報告書のデータは、OECDからとったものである。

ストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute : SIPRI)

SIPRIは、国際平和と安全に関する研究を行っている。「軍備、軍縮と国際安全に関するSIPRI年鑑 (SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security)」は、軍事支出および軍備移転に關し公表されたデータの典典となっている。

国連児童基金 : ユニセフ (United Nations Children's Fund : UNICEF)

ユニセフは子どもの福祉を監視し、広い範囲のデータを提供している。ユニセフ発行の「世界の子どもの状況

(Share of the World's Children)」は、本報告書のデータの重要な典典となっている。

国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD)

UNCTADは、「世界投資報告書 (World Investment Report)」をはじめとする多くの出版物を通じて、貿易、経済統計を提供している。また、人間開発報告書事務局が他の機関から得ている投資フローに関するデータもUNCTADが引用元となっている。

国連教育科学文化機関 : ユネスコ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO)

この国連専門機関の統計研究所が、教育関連データの引用元である。人間開発報告書事務局は、ユネスコの統計に関する出版物およびユネスコ統計局から直接得たデータを引用している。

国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR)

この国連機関は、「統計年鑑 (Statistical Yearbook)」、その他インターネット上の統計出版物を通して難民のデータを提供している。

国連薬物犯罪オナイス (United Nations Office on Drugs and Crime)

この国連機関は、不法薬物および国際犯罪との関わりを交差するため国際比較調査を実施している。国際犯罪被害者調査から犯罪被害者に関するデータを提供している。

事務総長に寄託された国連の多国間条約 (国連条約課) (United Nations Multilateral Treaties Deposited with the Secretary General : UNTreaty Section)

人間開発報告書事務局は、ここで整備しているデータベースにもとづいて、主な国際人権協定や環境条約の状況に関する情報を作成している。

国連人口部 (United Nations Population Division : UNPOP)

国連人口部は、人口動向に関する国際的データを提供している。国連専門機関である。人間開発報告書事務局は、同部が発行する2つの主要出版物である「世界人口予測 (World Population Prospects)」と「世界都市化予測 (World Urbanization Prospects)」、その他の出版物やデータベースから人口動態推計を引用している。

国連統計部 (United Nations Statistics Division : UNSD)

国連統計部は、広範囲の統計データとサーベスを提供している。また、人間開発報告書事務局が他の機関から得ている多くの国別報告データは、この国連統計部が提供している。今年の報告書では同部の貿易とエネルギーに関するデータも掲載され、また世界の指標を網羅したミレニアム指標データベースからデータを得ている。このデータベースはUNSDが整備しており、ミレニアム開発目標 (MDG) 指標表のデータの入手先となっている。

世界銀行 (World Bank)

世界銀行は経済動向およびその他の広範囲の指標を作成、蓄積している。世界銀行の「世界開発指標 (World Development Indicators)」は、人間開発報告書の多くの指標の中心の出典となっている。

世界保健機関 (World Health Organization : WHO)

この国連専門機関は、広範囲の保健医療問題に関するデータを整備し、人間開発報告書の保健医療関連指標の典典となっている。

世界的所有権機関 (World Intellectual Property Organization : WIPO)

WIPOは、さまざまな協同努力を通じて世界中の知的所有権の保護を推進する国連専門機関である。この機関が、特許に関するデータの入手先となっている。

る。そのため、公的でない情報の入手先を使わざるを得ない。しかしながら、人間開発報告書事務局では、学術的、科学的な研究からデータの収集を行い、データの典典と分析においての公平性を保つよう心がけている。

本書の指標表以外の出典をボックスや本文の表に使う場合は、その出典を略式記載し、正式な引用文献名は「統計資料」に記載している。また、「注釈」で、各章のおもな参考文献を記載している。また、「文献注」では、指標表以外の出典からとった統計資料を記

BOX 2 統計についてのマラケシュ行動計画

ミレニアム開発目標 (MDGs) において、数値目標が強調され、結果を測定する必要性が注目されたことで、統計資料への要望が一段と高まった。同時にそれは、多くの途上国では信頼に足る統計システムがまだ確立されていないことを明らかにすることもあった。良い統計という言葉を扱うとき、それは統計の技術的な問題について話しているわけではない。トランプ・マヌエルの言葉のとおり、「計測できないことに、取り組むことはできない」のである。データと統計は、政府や政治家のみならず、何か物事を運営する場合には、なくてはならないものである。とりわけ、各国の市民にとって、自国政府に責任ある行動を求め、その結果への対応を求めるには、必要不可欠と言える。統計システムの向上は、開発問題である。その問題解決には、統計の専門家だけでなく、地球規模の協働した取り組みが必要である。

第2回開発の成果管理に関する国際円卓会議 (the Second International Roundtable Conference on Monitoring for Development Results) では、国際開発銀行、OECD開発援助委員会、そして国連機関が、開発統計向上についての行動計画の提案を行った。提案された計画には、次の3つの目的がある。

1. 各国の統計能力を強化し、信頼における統計を作り、分析し、活用することができるようにする。
2. 地球規模のモニタリングのための、開発状況に関する統計の質と入手可能性を高める。
3. 統計能力強化に取り組む国々を奨励する。

6つの広範にわたる行動計画

統計についてのマラケシュ行動計画 (MAPS) は、既存のイニシアチブや各国の経験をもとに構築されたもので、国内外で統計のレベル向上のためには欠かさない6つの広範にわたる活動を規定している。

1. 統計システムの主要戦略計画と2006年までにすべての低所得国が国家的な統計開発戦略を準備できるように支援すること。統計は、たとえばPRSPs (貧困削減戦略ペーパー) といった、包括的な開発戦略が必要とされるものを収集するべきであって、統計だけを個別の問題として扱うべきではない。
2. 2010年の国勢調査のための準備を強化すること。国勢調査は、開発統計の中心をなすものであり、ミレ

出典: World Bank 2004e

ニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けての進捗をモニターする能力を強化する。2015年にそうした進捗評価をするのに適切な情報を得るためには、今すぐ準備を始める必要がある。

3. 統計能力構築のためにより多くの経済的支援を行うこと。多くの場合、各国とも統計にはより多くの予算を割く必要があるが、そのためには経済支援も不可欠である。モンテレー国連開発資金国際会議の精神にのっとり、統計システムを向上するための政策を受け入れた国々は、その政策を実行するために必要な経済援助を受けていかなるべきである。

4. 個々の世帯調査のための国際的なネットワークを構築すること。調査は、社会的成果を測るために、ますます重要となりつつあるが、よりよい調査が必要である。

5. 2005年に向けたミレニアム開発目標 (MDGs) 達成状況のモニタリングに必要な緊急の改革に取り組むこと。ミレニアム開発目標 (MDGs) に向けた進捗についての公正で完全な報告書が発表されることを、世界中が期待している。

6. 国際的統計システムの信頼性を高める。国際的な組織は、さらに質の高い活動が求められている。

費用

各国の統計システム向上のために要する費用は増加し、年間1億2000万ドルに達している。国際的なシステム向上にも、年間2500万ドルにも及ぶ費用がかかっている。しかし、これがすべての費用であるというわけではない。たとえば、この経費には、2010年の国勢調査の費用は含まれていない。また、組織調査や行政報告書のような、そのほかの出処からのデータの質を向上させるための費用も含まれていない。これらの統計数字は、第一次推定値であり、改善の提案がなされ (用途が明らかになり)、それに合わせて調整されるに従って、精度の高いものとなるだろう。また、注意しなければならぬのは、これらの費用は、国家予算のみならず海外からの援助も含む、可能な限りあらゆる資金を受ける必要があるということである。

BOX 3 ハルスメートルック・ネットワーク: 保健情報に関する新しい地球規模のパートナーシップ

ミレニアム開発目標 (MDGs) によって、数値情報が重要であるという認識は高まった。それは同時に、多くの国で現在の情報システムが脆弱なものであることも浮き彫りにした。最も顕著だったのは保健分野だった。保健関連の目標達成のためには、この分野の適切な情報は欠かさないが、そうした情報をほとんど入手できないのが現状なのである。いたるところで、情報に対するあまりに多くの、しかもまったく関連性のない要求がある一方で、ほとんどどのデータは役に立たず、信頼できる調査結果は極めて限られていた。

ハルスメートルック・ネットワーク (保健計測のための情報ネットワーク) は、新しい地球規模のパートナーシップであり、おもにビル&メリンダ・ゲイツ財団から財政的支援を受け、上記の現状を変革しようとして活動している。このネットワークによって、保健機関と統計機関は、地球規模でも、また地域や国単位でも緊密な連携が可能となる。ネットワークは、国際機関、二国間援助機関および多国間援助機関、さまざまな財団、そして各分野の専門家などによって構成される。こうした協力体制によって、21世紀の保健医療の課題の解決には、より完成度の高い保健情報システムの構築への要請に積極的に対応することが可能になる。

このネットワークのねらいは、多くの国や開発関係者の間で高まる、信頼における情報への需要をテコに、国際的にもまた各国内や地方でも必要とされる、国内保健情報システムの構築を促進させることにある。こうした国内の保健情報システムが確立されれば、その国や地域のみならず国際的な保健分野への必要性に応えることができる。こうしたネットワーク作りには、各国が主導し取り組み、国内の保健情報システムの強化または改良計画を進めるために、関係者の合意を形成していく必要がある。計画を実行することで、各国は、国内向け、そして、ミレニアム開発目標 (MDGs) を含む国際的な目標に向けての進捗をモニタリングするという課題に取り組むことができる。

ハルスメートルック・ネットワークは、評議委員会、世界保健機関が当面中心となって運営される小規模の運営事務局と技術的タスクフォースからなり、主要な保健医療のデータ収集に積極的に関与する役割を担うことになる。評議委員会は、途上国、国際的援助機関や二国間援助機関、さまざまな財団および技術的専門家代表者で構成される予定である。本ネットワークは、第1回の評議委員会が開催された後に、2004年の上半期には活動を開始する予定となっている。

出典: WHO 2004f

載している。

人間開発に関する統計を改善する必要性

今年の報告書の指標表では人間開発を測定するため、入手可能な限り最も優れた最新データを掲載しているが、多くのデータが欠如しており、また多くの問題が残っている。

データの欠如

指標表全体にわたるデータの欠如が見られ、人間開発に關する適切で信頼性の高いデータをタイムリよく入手することが必要であることを示している。特に憂慮すべきは、HDIから非常に多くの国が除外されていることである。香港 (中国特別行政区) やパレスチナ占領地域をはじめ、すべての国連加盟国をHDIの表に掲載しようというのかわれわれの意図であ

った。しかし、16カ国の国連加盟国は信頼のおけるデータが欠如していることからHDIが算出されていないため、指標表1~29には含まれていない (これらの国については入手できた基本的指標は指標表33に掲載してある)。同様に人間貧困指数 (HPI) はわずか95カ国の途上国と17カ国の高所得OECD諸国しか算出されていない。また、ジュエントナー開発指数 (GDI) は144カ国、ジュエントナー・エンパワーメント指数 (GEM) の算出は78カ国だけである。これらの指数の要素である個別データの多くが、古く、信頼性に欠けるため、場合によっては推計をする必要がある (各指標の定義と算出方法はテクニカルノート1を参照のこと)。

国別推計値と国際推計値の違い

国際的なデータシリーズを集める場合、国際的な統計機関では、同と国の比較を可能にするため、国際的

BOX 4 エネスコ統計研究所の文化統計プログラム

2001年以前は、エネスコ統計研究所 (UIS) の文化統計プログラムは、6つの領域での調査をもとに統計データを収集していた。6つの領域とは、書物の出版、映像と映画、図書館、博物館、活字メディア、そして放送メディアである。2002年、UISはプログラムの見直しを開始し、見直しが続くまではデータ収集を一時的に停止することを決定した。UISは最近、エネスコ加盟国の政策のニーズに応えられるような新しいプログラム作りに取りかかっている。

プログラムの見直しは、2002年10月にカナダのモントリオールで、3日間におこなわれた国際シンポジウムから開始された。シンポジウムは、ウェブ文化・コミュニケーション監視機関 (Observatoire de la culture et des communications du Québec) との協賛で行われ、UISは文化に関したようなデータを収集するべきかについて、世界中から参加した研究者に意見を求めた。そこで提案には、文化事業への参加の促進、文化関連の雇用、そして文化関連の資金に関するものがあ

出典：UNESCO Institute for Statistics 2004d

た。これらの提案は、欧州連合 (EU) の文化統計に関する作業部会の最近の調査結果とも一致している。今後、これらの提案が、EU以外の地域でも実行可能か、またそれらの地域にとっても適切かどうかについて調査が進められることになる。

現在、エネスコが原案を作成中の「文化財や芸術的表現の保護に関する協定」にも後押しされ、近年の文化財の取引の流れに関するデータを更新することも考慮されている。さらに、UISは、インターネット上の多言語主義的状況に関する報告書の作成を支援することで、エネスコの権限的プロジェクト、「Initiative R@bel」に参加している。最終的に、この新たな文化統計のための活動プログラムでは、少なくとも1つ以上の分野で現在は中断しているUISの調査を再開する予定である。調査が再開される分野は、おそらく、データに関して外部からの要望が最も多い、放送メディアが活字メディアになると考えられている。

データの整合性の改善に向け引き続き努力している。

統計能力の強化に向けて

統計情報の大きな欠如や食い違いを解決するのに欠かせないこととして、各国における健全な統計能力の育成がある。これは資金的、政治的約束が国際的にも国内的にも必要になる取り組みである。ミレニアム開発目標 (MDGs) によって生まれた機運がきっかけとなり、世界中の統計機関が改革に乗り出し、現在多くの取り組みが進行中である。これらの中には、「マラケシュ行動計画 (Marrakech Action Plan)」(BOX 2) やWHOが立ち上げた「ヘルスマトリックス・ネットワーク (Health Metrics Network)」(BOX 3) が含まれる。

国際的な統計機関は、統計活動のための国際的に合意された基準 (スタンダード)、方法、枠組みを改善、促進、実施することによって、統計開発で積極的な役割を果たすべきである。今年の報告書は、文化にかかわる指標の開発において、概念的にも方法的にも発

BOX 5 識字能力の測定

識字能力は、途上国における社会経済発展および環境保全を促進するための基本条件である。しかし、識字能力の測定、つまり、途上国における識字能力や計算能力の発達に貢献する根本的な要素を測定することや、または能力の変化を観察したり、適切な介入を計画するために必要な情報を収集することには、ほとんど関心が払われてこなかった。

少ないとはいえ、途上国の中にも、国勢調査、または識字能力の有無を問うに確認する調査を実施することで、非識字者人口の正確な把握についての国際的なガイドラインに従おうとしてきた国もある。この自己申告のもとで調査方法は、いくつかの大きな限界がある。まず、この調査は、総人口を識字能力のあるグループとないグループに分けるという、極めて単純な方法論を用いていることである。次に、質問回答者は非識字者であることを認めないため、この調査では非識字者の総数が実際より低く算出されることである。こうした非識字率は、ある国またはある地域の非識字者の総数を示すのに広く使われている。しかし、それらの人々の識字能力はどの程度のレベルにあるのか、識字能力向上

には読み書きのどのような能力が求められるのか、あるいは、学校教育以外の非正規教育や識字能力向上プログラムは相対的にどのような効果を待つのかなどについては、何の示唆も与えてくれない。したがって、個人個人の読み書きと計算の能力測定と、その能力がどの程度向上したかを測定する手段が必要なのである。エネスコ統計研究所 (UIS) は、「識字能力評価モニタリング・プログラム」を通じて、個人々の現在の能力と今後の能力向上を測定するための抜本的な調査技法を開発中である。今こそ、識字能力の有無を示す単純な識字率を、人々の総合的な識字状況を示すものに置き換えるべきである。そうすることによって、より多様なレベルの識字能力を明らかにすることも、すべてのレベルにおける能力の変化を観察することができるようになる。国際社会は、識字能力を判定するうえでの適切な役割を示し、識字に関する国際的な目標を設定し、識字能力についてより詳しい情報を得ようと努力する国々を援助すること、こうした新たな識字能力測定の導入に協力することができ

UNESCO Institute for Statistics 2004e

想の転換が必要であるということに光を当てている (BOX 4と第2章のBOX 22)。また、本書はその他の基本的な人間開発に関する統計の改善への努力を呼びかけている。現在の識字統計が不十分でないという認識に立って、エネスコ統計研究所では、識字状況を測定するための新たなツールを開発している (BOX 5)。また、国際比較プログラムのミレニアムラウンド (Millennium Round of the International Comparison Program) は、各国生活水準の国際比較を評価するためのより適切なベースを提供することを約束している (BOX 6)。

指標算出方法と掲載の仕方

今年の報告書では、重要な指標を算出するデータの場合、指標の基準日と報告書発表日との時間差を2年に抑えている。おまな人間開発指標表にはこれらの193か国のうち175か国の国連加盟国に香港 (中国特別

「人間開発報告書」の統計資料について

BOX 6 国際比較プログラム

「国際比較プログラム」は、70年代初頭に始まった地球規模の統計計画である。この計画は、国際的に比較可能な価格レベル、消費価値、購買力平価 (PPP) 推計値を設定し、各国の総合的な経済力の比較を行えるようにしようとするものである。購買力平価 (PPP) の交換比率とは、米国の1 USドルで購入できるのと同等の品物やサービスをある国で購入するのに必要な現地通貨単位数であり、この交換率によって、価格や通貨交換比率による差を受けずに、各国の経済を実物表示で比較できる。これは、収入、貧困、不平等、消費傾向の国による差異を研究する際に、とくに重要となる。

30年以上を経て、国際比較プログラムは、試験的に行われた一研究から、今では地球規模のプロジェクトに成長した。本プログラムは、OECD加盟各国の統計業務によって必要不可欠な部分となっており、多くの途上国で著しい進歩が見られる。1993年から96年まで行われた国際比較の前身のラウンドが終了した時点では、世界中のすべての地域から合計118カ国が、このプログラムに参加していた。しかし、現在の購買力平価 (PPP) のデータは、依然として世界中のすべての国で収集されてはおらず、地域間や各国間でのデータ収集のタイミングやデータの質の均一性に不備がある。基礎調査である国のデータが欠如している場合は、貧富格差の推計値によって補い、次いである期間の数値は補外 (変数時間) で求める。これらの結果は、調査の基準年と時間的変数ネットワークが広がるにつれて、信頼性が失われる。経済分析において購買力平価 (PPP) は重要であるため、購買力平価 (PPP) の数値を改善する必要性は非常に

出典: World Bank 2004d

人間開発指数別分類

すべての国が、人間開発の達成度によって3つのグループのいずれかに分類される。すなわち、人間開発高位国 (HDIが0.800以上)、人間開発中位国 (HDIが0.500~0.799)、人間開発低位国 (HDIが0.500未満) である。

所得別分類

すべての国は、世界銀行の分類にもとづきグループ化されている。すなわち、高所得国 (2002年の1人当たりGNIが9076ドル以上)、中所得国 (同736ドル~

に大きい。新しい「国際比較プログラム」の戦略的枠組みは、プログラム活動の方法論と実施および、その結果向上のために地球規模で行われてきた協議を通じて、発展してきた。当面の目標は、新しい「ミレニアム・ラウンド (2003-06)」のための経済統計の収集を組織化することである。組織化すること、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」に向けての進捗状況を記録するのに役立つ、信頼性の高い新しいデータが緊急に必要なものに役立てることができる。最終的な目標は、価格と国民会計における各国の統計能力を強化し、本プログラムが各国の統計システムの重要な部分を担えるようにすること、特に貧困に対応した購買力平価 (poverty-specific PPP) という考え方をプログラムの中心的活動とすること、各国や各地域、さらには国際的なレベルでの経済分析のために「国際比較プログラム」のデータの使用を促進することである。OECD諸国を含む160カ国以上が、この新しいラウンドへの参加の意思を表明している。

「国際比較プログラム」の中心的活動において、貧困に対応した購買力平価 (poverty-specific PPP) を組み込むようとする研究が進行中であり、大いに期待されている。アジアとアフリカで行われた2つのパイロット調査の結果は、貧困に対応した購買力平価 (poverty-specific PPP) が、各世帯の消費動向調査と「国際比較プログラム」からのデータを使うことで、算出できることがわかっていて、これらの調査で明らかになった結果から、国内のみならずいくつかの国にまたがった貧困分析にも使うことができる有効なアプローチが導き出されている。

9075ドル)、低所得国 (同735ドル以下である)。

世界の国グループ別分類

世界は次の3つの同グループに分類されている。開発途上国、中東欧・CIS諸国、OECD諸国である。これらのグループには重なり合った部分がある。とくに断りのない限り、本分類上の「世界の国」とは、主要な指標表に掲載する母集団の193カ国・地域 (国連加盟国191カ国に香港とパレスチナ占領地域を加えた) を表す。

地域別分類

途上国は、アジア諸国、東アジア、太平洋、ラテンアメリカ・カリブ諸国、南アジア、南欧、サハラ以南のアフリカの各地域にさらに分類されている。これらの地域別分類は、UNDPの地域局の分け方と一致している。また、国連の定義による後発開発途上国の分類も設けた (UNCTAD 2001)。

集計値と成長率

集計値を掲載することが、分析上意味がありかつ必要なデータが得られる場合は、集計値が上述の分類ごとに表の最後に記載されている。集計は分類ごとの合計 (たとえば、人口についての) であり、「T」で示されている。結果は四捨五入してあるため、世界の合計は、小グループを足し合わせたものと必ずしも一致しない場合がある。「T」の表示のない集計値は、すべて加重平均である。

一般に、各分類の集計値は、データが半数の国で入手可能であり、なおかつそれが当該分類で入手可能な加重値の少なくとも3分の2に当たる場合のみ示されている。人間開発報告書事務局は、集計値を得る目的で欠けているデータを補うことはしていない。したがって、とくに断りのない限り、それぞれの分類についての集計値は、データが入手可能で、表に記載されている国のみのものであり、また、表の摘要欄に記載されている年あるいは期間に記載された第一出典元のデータについてのものである。適切な加重処理ができない場合は、集計は示していない。

計算に1つ以上の要素を使う指標、成長率、指標の集計値は、必要な要素についてデータが同時点で存在している国々だけのものである。分類上の世界分類とは、断りのない限り母集団として全体で193カ国 (国連加盟国191カ国および香港とパレスチナ占領地域) のみを対象としたものであり、1地域以上の地域別集計値がない場合は、全世界の集計値は必ずしも掲載されていない。

「人間開発報告書」の集計値は、国別分類法や集計法が異なることから、他の出版物の集計値と必ずしも一致しない。出典が記載されている場合は、その指標のためのデータを提供している統計機関が算出した値である。

成長率

複数年にわたる成長率は、年平均変化率で示されている。人間開発報告書事務局による成長率の算定には、最初と最後の数値だけが使われている。年間成長率は、年間変化率 (%) で示される。

指標の記載方法

人間開発指標表では、国名がHDI値の高い順に並んでいる。これらの国を表の中で見つける場合は、本表最後のページにある「各国の人間開発順位」を見てほしい。ここにアルファベット順に国名とともにその国のHDI順位を示す数字が記載されている。

指標表に記載されたデータのすべての出典が各指標表の最後に略して記載されている。これらの出典の正式名称は「統計資料」に記載されている。もしある機関が、その他の人から得たデータを提供している場合は、両方の機関の名前が引典として各指標表の注に記載されている。さまざまな機関から提供を受け集計したデータの場合は、最終的な入手先の機関名だけを記載した。出典を示す注には、人間開発報告書事務局が計算に使った要素のオリジナルデータがすべて記載されており、これによって簡単に計算を再現することができるとができる。

「指標項目の定義」にはそれぞれの指標についての簡単な説明はすべて各指標表の最後にある注に載っている。

年間、年間率または年間成長といった語句がなく、1995-2000のように2つの年の間にハイフン (–) があれば、そのデータはそこに示された2つの年のいずれかに収集されたことを示す。1997/99のように2つの年の間にスラッシュ (/) がある場合には、とくに断りのない限りそれらの年の平均を示す。また、次のような記号が用いられている。

- .. データなし
- (.) 表示されている単位の半分以下
- < より少なく
- 該当せず
- T 合計

とくに断りのない限り、中国に香港 (中国特別行政

区)、マカオ（中国特別行政区）、台湾は含まれない。エリトリアの場合、1992年以前のほとんどのデータはエチオピアに含まれている。インドネシアのデータには1999年まで東ティモールのデータが含まれている。ヨルダンのデータは左岸地域のみのものである。タンザニアのデータは本上のみのもの。またスターダンのデータは多くの場合北部で収集された情報にもとづいている。また、イエメン共和国とは1990年以降の国を指す。一方、それ以前のデータについては旧イエメン人民共和国（南イエメン）とイエメン・アラブ共和国（北イエメン）の集計データである。

各国際機関でデータの見直しを定期的に行っているため、各作の人間開発報告書の統計を比較することはできない。この理由から、人間開発報告書事務局では、異なった年の人間開発報告書のデータをもとに、傾向

の分析を行うことには強く反対する立場をとっている。

HDI値と順位についても同様に各年の報告書をもとに比較することはできない。一貫したデータと算出方法を使った動向分析については、指標表2を参照されたい（人間開発指数の動向）。今年の報告書と比較可能なデータと対象国をもとに、改めて計算し直した2001年（2003年の報告書のHDI算出の基準年である）のHDI値と順位が、人間開発報告書事務局のホームページ [http://hdr.undp.org/] に掲載されている。

MDG指標表および人間開発指標表に掲載されているデータは、とくに断りのない限り、人間開発報告書事務局が2004年4月1日時点で入手可能であったものである。

テクニカルノート 1

人間開発に関する指数を計算する

この図は、「人間開発報告書」の5つの人間開発に関する指数がどのように使用されているかを、共通点と相違点を中心に図解でわかりやすく示したものである。次のページ以降で詳細な説明を行う。



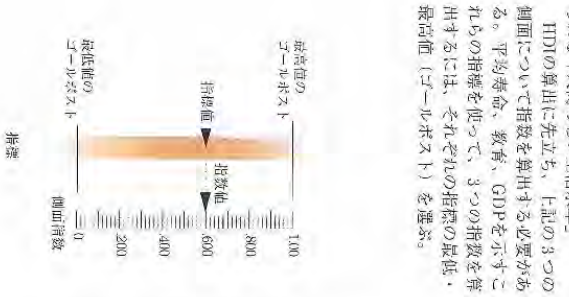
指標	説明	計算式	単位
HDI	長寿で健康な生活 出生時平均余命	$\frac{\text{成人識字率} \times \text{総質学指数}}{\text{成人識字率} \times \text{総質学指数}}$	人間らしい生活水準 1人当たりGDP (PPP) (US\$)
HPI-1	長寿で健康な生活 成人識字率	$\frac{\text{成人識字率}}{\text{成人識字率}}$	人間らしい生活水準 成人識字率
HPI-2	長寿で健康な生活 知識	$\frac{\text{知識}}{\text{知識}}$	人間らしい生活水準 成人識字率
GDI	長寿で健康な生活 知識 人間らしい生活水準	$\frac{\text{知識} \times \text{人間らしい生活水準}}{\text{知識} \times \text{人間らしい生活水準}}$	社会的優越 長期失業率
GEM	経済参加と意思決定 経済発展に對する力	$\frac{\text{経済参加と意思決定} \times \text{経済発展に對する力}}{\text{経済参加と意思決定} \times \text{経済発展に對する力}}$	経済発展に對する力 成人識字率

人間開発指数 (HDI)

HDIは人間開発を簡単にまとめた測定方法であり、一国の平均的達成度を以下の人間開発の3つの基本的側面について測定したものである。

- 出生時平均寿命で測られる「長寿で健康な生活」
- 成人識字率 (2/3加重) と初・中・高等教育総就学率 (1/3加重) によって測られる「知識」
- 1人あたりGDP (PPP US\$) で測られる「人間らしい生活水準」

HDIの算出に先立ち、上記の3つの側面について指数を算出する必要がある。平均寿命、教育、GDPを示すこれらの指標を使って、3つの指数を算出するには、それぞれの指標の最低・最高値 (ゴールポスト) を選ぶ。



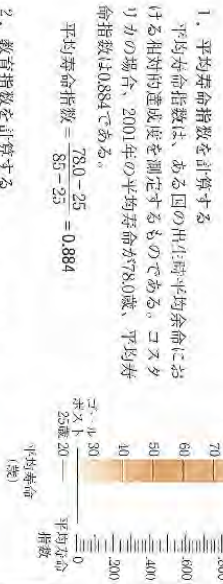
各側面における実績は、次の式を使って、0と1の間の数値で表される。ある側面の指数 = $\frac{\text{実績値} - \text{最低値}}{\text{最高値} - \text{最低値}}$

次にHDIを各種側面の指数の単純平均として計算する。右のボックスは、1つの国をモデルとしてHDIの算出を説明したものである。

HDI算出のためゴールポスト		
指標	最高値	最低値
出生時平均寿命 (歳)	85	25
成人識字率 (%)	100	0
総就学率 (%)	100	0
1人当たりGDP (PPP US\$)	40000	100

HDIを算出する

コストリカのデータを使ってHDI算出の説明を行う。



1. 平均寿命指数を計算する
平均寿命指数は、ある国の出生前平均寿命における相対的達成度を測定するものである。コストリカの場合、2001年の平均寿命が78.0歳、平均寿命指数は0.884である。

平均寿命指数 = $\frac{78.0 - 25}{85 - 25} = 0.884$

2. 教育指数を計算する
教育指数は、ある国の成人識字率および初・中・高等教育の総就学率の相対的達成度を測定する。まず、成人識字率と総就学率を算出する。次にこの2つの指標を使って、成人識字指数に2/3の割合、総就学率に1/3の割合を加え、教育指数を出す。コストリカの場合、2002年の成人識字率は95.8%、2001/02 (学校年)の総就学率は69%で、教育指数は0.870である。

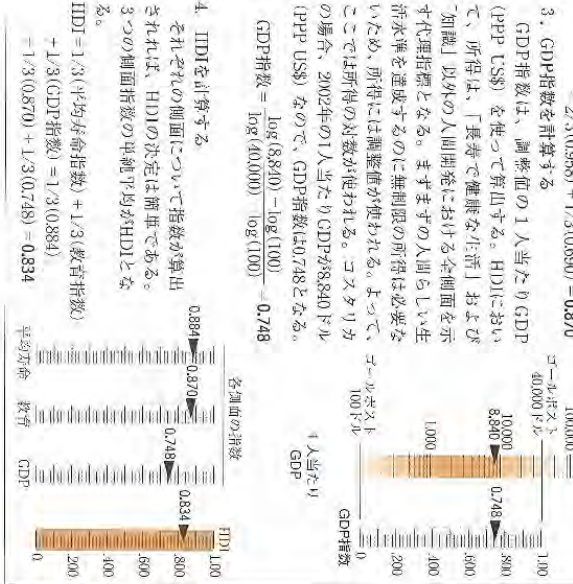
成人識字指数 = $\frac{95.8 - 0}{100 - 0} = 0.958$

総就学指数 = $\frac{69 - 0}{100 - 0} = 0.690$

教育指数 = $\frac{2}{3}(0.988) + \frac{1}{3}(0.650) = -0.870$

3. GDP指数を計算する
GDP指数は、調整後の1人あたりGDP (PPP US\$) を使って算出する。HDIにおいて、所得は、「長寿で健康な生活」および「知識」以外の人間開発における各側面を示す代理指標となる。まずまずの人間らしい生活水準を達成するのに無制限の所得は必要ないため、所得には調整値が使われる。よって、ここでは所得の対数が使われる。コストリカの場合、2002年の1人あたりGDPが8,840ドル (PPP US\$) なので、GDP指数は0.748となる。

GDP指数 = $\frac{\log(8,840) - \log(100)}{\log(40,000) - \log(100)} = 0.748$



4. HDIを計算する
それぞれの側面について指数が算出されれば、HDIの決定は簡単にできる。3つの側面指数の単純平均がHDIとなる。

$HDI = \frac{1}{3}(\text{平均寿命指数}) + \frac{1}{3}(\text{教育指数}) + \frac{1}{3}(\text{GDP指数})$

$= \frac{1}{3}(0.870) + \frac{1}{3}(0.748) = 0.834$

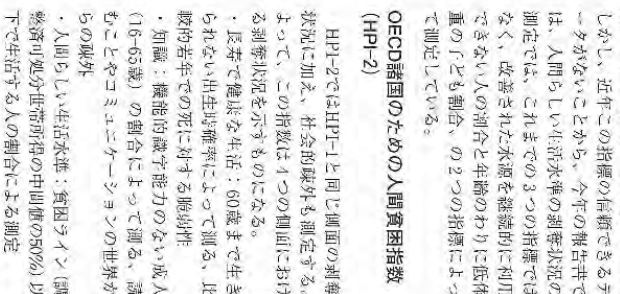
途上国のための人間開発指数 (HPI-1)

HDIは平均的な達成度を測定するが、HPI-1はHDIで注目する人間開発の3つの基本的側面における弱体化状態を測定するものである。

- 長寿で健康な生活: 40歳まで生きられない出生時確率によって測る。比較的年齢での死に対する脆弱性
- 知識: 成人識字率によって測る。読むことやコミュニケーションの世界からの疎外
- 人間らしい生活水準: 2つの指標「改訂された水源を継続して利用できない人の割合」と「年齢のわりに低体重の子どもの割合」の非加重平均で測定される全体としての経済的供給不足

HPI-1の算出は、HDIの算出に比べ単純である。弱体化状況を測定するに使用される指標は、すでにパーセンテージで表されているため、0と100の間に正規化されていることから、HDIのように各側面についての指数をつくる必要はない。

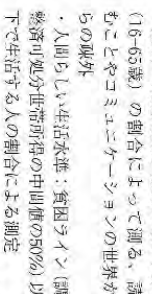
従来の、人間らしい生活水準の弱体化状況の測定では、保健医療サービスの利用しやすさも指標として含めていた。しかし、近年この指標の信頼度できるデータがないことから、今年の報告書では、人間らしい生活水準の弱体化状況の測定では、これまでの3つの指標で十分な改善された水源を継続的に利用できる人口の割合と年齢のわりに低体重の子ども割合、の2つの指標によって測定している。



OECD諸国のための人間開発指数 (HPI-2)

HPI-2ではHPI-1と同じ側面の弱体化状況に加え、社会的疎外も測定する。よって、この指数は1つの側面における弱体化状態を示すものになる。

- 長寿で健康な生活: 60歳まで生きられない出生時確率によって測る。比較的年齢での死に対する脆弱性
- 知識: 機能的識字能力のない成人 (16-65歳) の割合によって測る。読むことやコミュニケーションの世界からの疎外
- 人間らしい生活水準: 貧困ライン (調整可能な世帯所得の中間値の50%) 以下で生活する人の割合による測定
- 社会的疎外: 長期 (12カ月以上) の失業率による測定



HPI-1を計算する

1. 人間らしい生活水準の弱体化状況は2つの指標の非加重平均によって測定する。

非加重平均 = $\frac{1}{2}(\text{改訂された水源を継続して利用できない人口の割合}) + \frac{1}{2}(\text{年齢のわりに低体重の子どもの割合})$

改訂された水源を継続して利用できない人口の割合 = 70%
年齢のわりに低体重の子どもの割合 = 45%
非加重平均 = $\frac{1}{2}(70) + \frac{1}{2}(45) = 57.5\%$

2. HPI-1を計算する
HPI-1の計算式は下記の通りである。
 $HPI-1 = [\frac{1}{3}(P_1 + P_2 + P_3)]^{1/3}$

次の場合：
 $P_1 = 40$ 歳まで生きられない出生時確率 ($\times 100$)
 $P_2 = \text{成人識字率}$
 $P_3 = \text{改善された水源を継続して利用できない人口と年齢のわりに低体重の子どもの割合の非加重平均}$

$\alpha = 3$
計算マニフール: カンボジア
 $P_1 = 24.0\%$
 $P_2 = 30.6\%$
 $P_3 = 57.5\%$

$HPI-1 = [\frac{1}{3}(24.0 + 30.6 + 57.5)]^{1/3} = 42.6$

HPI 2を計算する

HPI-2の計算式は下記の通りである。
 $HPI-2 = [1/4(P_1^2 + P_2^2 + P_3^2 + P_4^2)]^{1/4}$

次の場合：
 $P_1 = 60$ 歳まで生きられない出生時確率 ($\times 100$)
 $P_2 = \text{機能的識字能力に欠ける成人}$
 $P_3 = \text{貧困ライン以下の人口 (調整可能な世帯所得の中間値の50\%)}$
 $P_4 = \text{長期失業率 (12カ月以上)}$

$\alpha = 3$
計算マニフール: カナダ
 $P_1 = 8.7\%$
 $P_2 = 16.6\%$
 $P_3 = 12.8\%$
 $P_4 = 0.7\%$

$HPI-2 = [1/4(8.7^2 + 16.6^2 + 12.8^2 + 0.7^2)]^{1/4} = 12.2$

HPI-1, HPI-2の計算に注意

α 値は、HPI値に重要な影響を与える。 $\alpha = 1$ の場合、HPIはそれぞれの側面の平均値となる。 α が大きくなるにつれて、最もひどい弱体化状況のある側面に、より大きな加重がかかることになる。よって、 α が無限大へと増加するに従って、HPIは弱体化状況が一番大きい側面の値に近づいていく (HPI-1の計算例に使ったカンボジアの場合、そのHPIは改善された水源を継続して利用できる人口と年齢のわりに低体重の子どもの割合の非加重平均と同じ57.5%となる)。

本報告書では、一番深刻な弱体化状況のある分野に、追加の、ただし大きすぎない加重を加えるために、3を値として使っている。HPIの数値の詳細な分析は、Sudhir Anand, Amartya Sen 著の "Concepts of Human Development and Poverty: A Multidimensional Perspective" と「人間開発報告書1997」のテクニカルノートを参照されたい (本テクニカルノートの最後に参考文献リストを掲載した)。

ジェンダー開発指数 (GDI)

IIDDIは平均的な達成度を測定するが、GDIは次の側面における女性と男性の不平等を示すために、平均的達成度を調整したものである。

- ・長寿で健康な生活：出生時平均余命で測定
 - ・知識：成人識字率と初・中・高等教育の総進学率で測定
 - ・人間らしい生活水準：勤労所得の推定値 (PPP US\$) で測定
- GDIの計算は次のステップで行われる。まず、下記の一般式に従って各側面の女性と男性の指数を計算する。

$$\text{ある側面の指数} = \frac{\text{実際値} - \text{最低値}}{\text{最高値} - \text{最低値}}$$

次に、各側面の女性と男性の指数を女性と男性の達成度の格差が不利にならないようなベンチマークを科す方法で合計する。その結果得られる指数である等分布指数は、次の一般式で計算する。

$$\begin{aligned} \text{等分布指数} &= \left[\frac{\text{女性と人口比率} \times \text{女性の指数} \times 1}{\text{男性の人口比率} \times \text{男性の指数}} \right]^{-1} \\ &= \left[\frac{\text{女性と人口比率} \times \text{女性の指数}}{\text{男性の人口比率} \times \text{男性の指数}} \right]^{-1} \\ &= \left[\frac{\text{女性と人口比率} \times \text{女性の指数}}{\text{男性の人口比率} \times \text{男性の指数}} \right]^{-1} \end{aligned}$$

この式で、女性と男性の指数の調和平均を求めることができる。

最後に、GDIが加重平均された3つの等分布指数を足し合わせる。

GDIを計算するためのゴールポスト

指標	長高値	最低値
女性の出生時平均余命 (歳)	87.5	27.5
男性の出生時平均余命 (歳)	82.5	22.5
成人識字率 (%)	100	0
総進学率 (%)	100	0
推定勤労所得 (PPP US\$)	40,000	100

注：出生時平均余命の最高・最低値 (ゴールポスト) とともに女性のほうの平均余命が良いことを考慮して、5歳高くしてある。

GDIを計算する
トルコを例にGDI算出を説明する。

1. 等分布平均寿命指数を計算する
第1ステップとして、平均寿命における女性・男性別の達成度を示す指数を、一般式を使って計算する。

女性	男性
出生時平均余命：67.0歳	出生時平均余命：67.0歳
平均寿命指数 = $\frac{73.1 - 27.5}{87.5 - 27.5} = 0.760$	平均寿命指数 = $\frac{67.9 - 22.5}{82.5 - 22.5} = 0.757$

次に、等分布指数を求める一般式を使って、等分布平均寿命指数を出すため、女性・男性の指数を足し合わせる。

$$\text{平均寿命指数} = \frac{0.496}{0.504} = 0.757$$

$$\text{等分布平均寿命指数} = \left[\frac{0.496(0.760^{-1}) + 0.504(0.757^{-1})}{2} \right]^{-1} = 0.758$$

2. 等分布教育指数を計算する
まず、成人識字率と、初・中・高等教育総進学率の指数を男女別々に計算する。ここで使う指標はすでに0から100の間で正規化されているため、指数は単純計算で求められる。

女性	男性
成人識字率：78.5%	成人識字率：94.4%
成人識字指数：0.785	成人識字指数：0.944
総進学率：61.8%	総進学率：73.5%
総進学指数：0.618	総進学指数：0.735

次に、成人識字率に2/3、総進学率に1/3の加重を加えた教育指数を男女別々に計算する。

教育指数 = $2/3(\text{成人識字指数}) + 1/3(\text{総進学指数})$
 女性教育指数 = $2/3(0.785) + 1/3(0.618) = 0.874$
 男性教育指数 = $2/3(0.944) + 1/3(0.735) = 0.874$

最後に、女性と男性の教育指数を等分布教育指数をつくるために足し合わせる。

女性	男性
人口比率：0.496	人口比率：0.504
教育指数：0.729	教育指数：0.874
等分布教育指数 = $\left[\frac{0.496(0.729^{-1}) + 0.504(0.874^{-1})}{2} \right]^{-1} = 0.796$	

3. 等分布所得指数を計算する
まず、女性と男性の勤労所得 (PPP US\$) を推計する (この推計方法については、本テクニカルノートの内容資料を参照のこと)。次に、ジェンダー別に所得を計算する。IIDDIの場合は、所得は勤労所得の推定値 (PPP US\$) の知数をとって調整している。

女性	男性
推定勤労所得 (PPP US\$)：4,757	推定勤労所得 (PPP US\$)：7,873
所得指数 = $\frac{\log(4,757) - \log(100)}{\log(40,000) - \log(100)} = 0.615$	所得指数 = $\frac{\log(7,873) - \log(100)}{\log(40,000) - \log(100)} = 0.729$

GDIの計算は次のページに続く。

GDIを計算する [続き]

次に、女性・男性の所得を示す指標を足し合わせ、等分布所得指数を作成する。

女性	男性
人口比率：0.496	人口比率：0.504
所得指数：0.645	所得指数：0.729
等分布所得指数 = $\left[\frac{0.496(0.645^{-1}) + 0.504(0.729^{-1})}{2} \right]^{-1} = 0.693$	

4. GDIを計算する
GDIの計算は簡単である。GDIは、等分布平均寿命指数、等分布教育指数、等分布所得指数の単なる非加重平均である。

$$\text{GDI} = \frac{1}{3}(\text{平均寿命指数}) + \frac{1}{3}(\text{教育指数}) + \frac{1}{3}(\text{所得指数}) = \frac{0.758 + 0.796 + 0.693}{3} = 0.746$$

なぜ、GDIの計算にE=2を使うのか。

値Eはジェンダー不平等に対するベンチマークの大きさである。値が高いほど、社会は不平等が存在することで不利益を受けることになる。E=0の場合は、不利益がないことを意味する (この場合、GDIはIIDDIと同値になる)。Eが無限大へと増加するに従って、平等が達成されていなくなる。E=1は、GDI (GEMも同様に) を計算するのに使われる。この値は、ジェンダー平等達成の側面における不平等に逆度のベンチマークを加える。

GDIの公式より詳しい分析については、Subhir Anand and Amartya Sen: "Gender Inequality in Human Development: Theories and Measurement," Kalpana Bardhan and Stephan Klasen: "UNDP's Gender-Related Indicators: A Critical Review" と「人間開発報告書」1995年、1999年のテクニカルノートを参照されたい (本テクニカルノートの最後に掲載の参考文献リストを参照のこと)。

ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

女性の能力ではなく機会に焦点を当てたGEMは、3つの重要な分野におけるジェンダー不平等をとらえる。女性と男性の職務の割合によって測定される政府参加と意思決定力

- 女性、男性の議員、政府高官、管理職の地位に占める比率と、女性、男性の専門職、技術職に占める比率の2つの指標によって測定される経済参加と意思決定力
- 女性、男性の推定勤労所得 (PPP US\$) によって測定される経済資源に対する力

これらの各側面に対し、次の一般式を使って人口で加重した平均値として等分布率 (EDBP) が計算される。

$$EDBP = \frac{1}{3} \left[\frac{\text{女性人口比率} \times \text{女性の指数}^{1/3}}{\text{男性人口比率} \times \text{男性の指数}^{1/3}} + \frac{\text{女性人口比率} \times \text{女性の指数}^{1/3}}{\text{男性人口比率} \times \text{男性の指数}^{1/3}} + \frac{\text{女性人口比率} \times \text{女性の指数}^{1/3}}{\text{男性人口比率} \times \text{男性の指数}^{1/3}} \right]$$

政治・経済の参加と意思決定のEDBPは、50で割ることで指数化される。この指数化は、男女が平等にエンパワーされている理想的な社会とは、GEMの値が50%に等しい場合、つまり、各変数に対し男女の比率が同等であるということを通じて行われる。

女性または男性の指数がゼロの場合上記の式によるEDBPを決定することはできない。しかしながら指数化ゼロへと至る場合、EDBPの値はゼロである。よって、これらの場合、EDBPの値はゼロと設定される。

最後に、GEMは3つの指数化された単純平均として計算される。

GEMを計算する

ここではギリシャを例に述べて、GEMの計算方法を説明する。

- 国会代表のEDBPを計算する
 - 国会代表のEDBPは、政府参加における女性の相対的エンパワーメントを測定する。EDBPは女性、男性の人口比率と女性、男性の国会議員比率を扱い、下記の一般式によって求められる。

$$EDBP = \frac{1}{50} \left[\frac{\text{女性人口比率} \times \text{国会議員比率}}{\text{男性人口比率} \times \text{国会議員比率}} \right]$$

女性人口比率: 0.492
国会議員比率: 91.3%

- 経済参加のEDBPを計算する
 - 一般式を使って、議員、高官、管理職に占める女性、男性の比率と専門職、技術職に占める女性、男性の比率によって求められる。この2つの測定の単純平均が経済参加のEDBPとなる。

$$EDBP = \frac{1}{2} \left[\frac{\text{議員、高官、管理職に占める女性比率}}{\text{議員、高官、管理職に占める男性比率}} + \frac{\text{専門職、技術職に占める女性比率}}{\text{専門職、技術職に占める男性比率}} \right]$$

議員、高官、管理職に占める女性比率: 74.4%
議員、高官、管理職に占める男性比率: 47.9%
専門職、技術職に占める女性比率: 52.1%
専門職、技術職に占める男性比率: 37.8%

- 所得のEDBPを計算する
 - 女性と男性の勤労所得 (PPP US\$) を別々に推計し、次にHDI、GDIと同様グローバルボストトに対し指数化する。しかしGEMでは、所得指数は推定勤労所得の対数ではなく、非調整値をもとにする (女性と男性の勤労所得の推計についての詳細は、本テクニカルノート付属資料を参照いただきたい)。

$$EDBP = \frac{1}{3} \left[\frac{\text{女性勤労所得}}{\text{男性勤労所得}} + \frac{\text{女性人口比率} \times \text{所得指数}}{\text{男性人口比率} \times \text{所得指数}} + \frac{\text{女性人口比率} \times \text{所得指数}}{\text{男性人口比率} \times \text{所得指数}} \right]$$

女性人口比率: 0.507
男性人口比率: 0.492
推定勤労所得 (PPP US\$): 25,601
所得指数: 40,000 - 100

次に、女性と男性の指数を足し合わせて等分布指数を求める。

$$GEM = \frac{0.507 \times 0.314 + 0.492 \times 0.377}{3} = 0.323$$

テクニカルノート1 付属資料

女性と男性の勤労所得

ジェンダー別のさまざまなデータが重要であるにもかかわらず、それを直接示す測定値の入手は不可能である。そこで、女性、男性の所得の粗推計値を本報告書のために求めた。

所得に対しては2つの見方ができる。消費のための資金と個人による勤労収入である。世帯単位で資金を共有しているため、使用を示す測定値を男女別に分けるのは難しい。一方、個々の家族は個人に所得を得る傾向にあるため、収入を分けることは可能である。GDIとGEMの指標で使われる所得を示す測定値は、人の所得を得る能力を示す。GDIでは、この値は経済資源に対する力から見た女性と男性の格差をとらえるために使われている。GEMでは、女性の経済的自立度をとらえるための使われている (この手法に關する概念的・方法的問題については、Soudir, Anand and Amaruya Sen: "Gender Inequality in Human Development", [人間開発報告書1995: ジェンダーと人間開発] 第3章、テクニカルノート1、2および本章の参考文獻) を参照されたい。

女性、男性の勤労所得 (PPP US\$) は下記のデータを使って推計する。

- ・男性の非農業従事者の賃金に対する女性の非農業従事者の賃金の割合
- ・経済活動人口の男女比率
- ・女性、男性の総人口
- ・1人当たりGDP (PPP US\$)

女性と男性の勤労所得を推計する

7191ビソの2002年のデータを使って、女性、男性の勤労所得の推計方法を説明する。

- GDP総額 (PPP US\$) を計算する
 - GDP総額 (PPP US\$) は総人口に1人当たりGDP (PPP US\$) を掛け求められる。
 - 総人口: 79,944 (1,000人)
 - 1人当たりGDP (PPP US\$): 4170
 - GDP総額 (PPP US\$) = 4170(79,944) = 333,366,480 (1,000人)

- 女性の賃金比率を計算する
 - 農村地域やインフォーマルセクターの資金データはほとんどないため、本報告書は、非農業従事者の賃金を使い、男性非農業従事者の賃金に対する女性非農業従事者の賃金割合がその他の経済分野にも適用できると仮定してきた。女性の賃金総額比率は、男性非農業従事者の賃金に対する女性の賃金の割合と経済活動人口の女性と男性の比率にもとづき計算される。賃金率がデータが入手できない場合は、75%を使用している。
 - 男性非農業従事者の賃金に対する女性賃金の割合 (W/W_m) = 0.94
 - 女性の経済活動人口に占める割合 (EA_f) = 38.2%
 - 女性の経済活動人口に占める割合 (EA_m) = 61.8%
 - 女性の賃金比率 (S_f) = $\frac{W/W_m \times EA_f}{EA_m + EA_f} = \frac{0.94(38.2)}{0.94(38.2) + 61.8} = 0.368$

- 女性と男性の勤労所得 (PPP US\$) を計算する
 - 女性の賃金比率は、女性のGDPに占める比率と同じであるという仮定に基づいて行う。
 - 女性の賃金比率 (S_f) = 0.368
 - GDP (PPP US\$) 総額 (Y) = 333,366,480 (1,000人)
 - 女性の人口 (N_f) = 39,914 (1,000人)
 - 女性の推定勤労所得 (PPP US\$) (Y_f) = $\frac{S_f(Y)}{N_f} = \frac{0.368(333,366,480)}{39,914} = 3,144$
 - 男性の人口 (N_m) = 39,566 (1,000人)
 - 男性の推定勤労所得 (PPP US\$) (Y_m) = $\frac{Y - S_f(Y)}{N_m} = \frac{333,366,480 - 0.368(333,366,480)}{39,566} = 5,326$

参考文献

Anand, Sudhir, and Amartya Sen. 1994. "Human Development Index: Methodology and Measurement." Occasional Paper 12. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York, (HDI).

—. 1995. "Gender Inequality in Human Development: Theories and Measurement." Occasional Paper 19. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York, (GDI).

—. 1997. "Concepts of Human Development and Poverty: A Multi-dimensional Perspective." In United Nations Development Programme, *Human Development Report 1997: Poverty and Human Development*. New York, UNDP.

Barbhan, Kalpana, and Stephan Klasen. 1999. "UNDP's Gender-related Indices: A Critical Review." *World Development* 27(6): 985-1010. (GDI, GEM)

United Nations Development Programme. 1995. *Human Development Report 1995*. New York: Oxford University Press. Technical notes 1 and 2 and chapter 3. (GDI, GEM)

—. 1997. *Human Development Report 1997*. New York: Oxford University Press. Technical note 1 and chapter 1 (HDI, HPI 2)

—. 1999. *Human Development Report 1999*. New York: Oxford University Press. Technical note (HDI, GDI)

される。
よって、チャートは8つの目標全体に
わたり上位優先国とされる。

注釈
所得貧困を測定するために、1990-
2002年の1人当たりGDP増加率を使
った。1990-2015年に必要とされる年
間平均成長率は1.4%と推計される。
したがって、「遅れ意味あるいは後退」
は1人当たり年間所得増加率が0.7%
以下、「緩慢」は0.7-1.4%、「遅い」は

1.4%以上となる。
1990-2000年の成人HIV/AIDSの感
染率（15歳以上）のデータもまた、
全体目標についての最優先国と上位優
先国の決定に使われている（UNAIDS、
WHO 2003）。HIV/AIDSにおける人
間貧困レベルの特定では、「感染率は
3%を超えた場合を「人間貧困高位」
3%以下1%を超えた場合を「中位」
1%以下を「低位」としている。ここ
での目標が「HIV/AIDS蔓延を阻止
し、その後減少させる」なので、感染
率の増加が1%未満は「遅い進捗」、
1%以上3%未満は「緩慢」、3%以
上の増加は「遅れ意味あるいは後退」
と考えられる。

指標項目の定義

医師
あらゆる医学分野（教育、研究、診療など）の医学博
士学位のすべての卒業生を含む。

1次産品輸出

標準国際貿易分類（SITC）の定義によると、食品、
農作物、燃料、鉱物、金属が含まれる。

移動電話の登録者（移動携帯電話の登録者も指す）

移動通信技術を使い、公衆電話網へのアクセスを提供す
る、- 般向け自動携帯電話サービスの登録者（フナロ
グ・デジタルの両方を含む）。

医療従事者の介護による出産

妊娠、出産、産褥期にわたり女性が出産と新生児の世
話を行えるよう、必要な処置、監督、助言をするため
の訓練を受けたスタッフ（医師、看護士、助産士）に
よって介護を受けた出産の割合。

インターネット使用者

世界のインターネットにアクセスできる人。

衛生設備：改善した衛生設備を利用できる人口

排泄物の適切な処理施設が利用できる人口の割合。た
とえば下水または汚水タンクシステムに接続している
トイレ、水洗トイレ、簡易トイレまたは換気可能改良
トイレなど。個人所有または共有（公衆ではない）で
あり、人間、動物、昆虫がその排泄物に接触しないよ
う効果的な処置がなされている場合、排泄物処理シス
テムとして適切と見なされる。

HIPC（重債務貧困国）イニシアティブで約束された

債務返済

「重債務貧困国返済権限（HIPCイニシアティブ）で約
束された債務返済」の項を参照。

HIV感染率

ある特定の年齢集団においてHIVに感染している人の
割合。

栄養不良の人々

食物摂取量が、常習的に最低エネルギーに満たない人。

エネルギー使用：単位当たりGDP

商業エネルギーが石油1kg相当量当たりで産出する
実質GDP（1995年PPP LSS）の比率。この比率は、
物理的な投入量（エネルギー使用単位）に対する各国

の実質GDPを比較可能とし、かつ一貫した推計値で
示すことにより、エネルギー効率の測定基準を提供す
ることができる。「国内総生産（GDP）」と「PPP（購
買力平価）」の項を参照。

エネルギー需要量：総

エネルギー消費量に、薪、木炭、バガス（サトウキビ
の殻）、動植物その他の廃棄物を含む在来燃料を加え
たもの。

海外直接投資の流れ（純額）

投資家が、自国以外の経済圏において活動する企業に
おいて、継続した経営利益（議決権株の10%以上）を
取得するために行う純投資の流れ。これは、自己資金、
収益の再投資、その他の長期資本、短期資本の合計で
ある。

閣僚レベルの女性

各国の高官の定義に従ったもので、大臣、副大臣、お
よび政務次官も含めたその他の閣僚的地位にある女性
が含まれる。

加工品の輸出

標準国際貿易分類（SITC）の定義にもとづく、化学
製品、基礎製品、機械・輸送設備、その他の軽工業製
品が含まれる。

環境保護条約：への批准

条約の署名を行ったのち、各国は多くの場合合政府の
承認を得てその条約を批准しなければならない。こう
した過程によって、各国は署名によって条約を承認す
るにとどまらず、条約の原則や義務を国内法の中に移
し替えていくことになる。

関税・非関税障壁：平均

開発途上国に対する貿易障壁の集計測定値。この測定
では、金銭的障壁（関税）および工業製品、繊維製品、
農産品、燃料の貿易において、国内要因によって調整
された輸入量で積み上げされた、割り当てや補助金を
対象とする。

喫煙率：成人

喫煙する男女の割合。

教育指数

人間開発指数の算出に必要な3つの指標の1つであ

ロダグライズ、ヘルズ・チーズ、家族計画、HIV/エイズを含む性感染症対策、人口・リプロダクティブ・ヘルズ専門家養成）がある。

政府開発援助（ODA）：後発開発途上国に対する「政府開発援助（ODA）

「政府開発援助（ODA）」の項、および「各国の分類」（323ページ）の後発開発途上国を参照。

政府開発援助（ODA）：1人当たりある国によって供与された政府開発援助（ODA）をこの国の総人口で割ったもの。「政府開発援助（ODA）

（ODA）

この国の総人口で割ったもの。「政府開発援助（ODA）

（ODA）

「政府開発援助（ODA）」の項を参照。

第5学年までの進級した児童 初等学校に入学した児童のうち、第5学年（初等教育期間が4年間の場合には第1学年）に進級した児童の割合。進級した2年間の入学人数と留年人数に関するデータを使用するコホート再構成法により推定された値。

中間バリエーション変数値（medium-variant） 予測

関連人口部による、中間出生力推移（medium-fertility path）、通常の死亡率および国際移民を想定した人口予測。各予測では、特定の人口動態の特徴は各国あるいは国グループの政策によって、出生率、死亡率および粗移民数における予測動向を示す。また、HIV/エイズの影響が深刻な国については、HIV/エイズの影響も予測に含まれる。関連人口部は、地位・高位のバリエーション変数も発表している。より詳しくは、

<http://esa.un.org/wpp/assumptions.html>を参照のこと。

通常の兵器取引 他国の軍事部隊、準軍事部隊、または諜報機関が軍事目的で保有するため、供給者が自発的に移送する武器をいう（したがって、奪取した武器や投降者から獲得した武器を除く）。これには、6種類の通常の主要兵器またはシステムが含まれる。すなわち、船舶、航空機、ミサイル、大砲、装甲車、ライフル・マシンガン、システム（トラック、サービスマン、弾薬、小火器、補助用品、部品、部品の技術、100ミリ口径未満の牽引または艦船搭載大砲は除く）である。

電話主要回線 消費者の電話番号を公共電話交換網に接続している電話回線。

特定の年齢まで生存できない出生時確率 一定の集団（コホート）が一定の年齢まで生存できる確率を1から差し引いて算出。「特定の年齢まで生存できる出生時確率」の項を参照。

特定の年齢まで生存できる出生時確率 出生時の死亡率パターンに従った場合に、新生児が特定の年齢まで生存できる確率。

特定の年齢まで生存できる確率。

特許使用料およびライセンス使用料 無形資産、非生産物、非資産、および知的財産権（特許、商標、著作権、ソフトウェアカンパニ、工業加工法など）の使用権、およびライセンス契約によって製作されたプロトタイプ（ファイルや原稿の版など）の使用料を、居住者が非居住者から受けること。データは国際収支にもとづいている。

難民 人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること、または政治的意見などを理由に迫害を受ける恐れが十分にあるため、本国を離れた人々で、本国に帰れないかあるいは帰ることを望まない人々。庇護国（country of asylum）とは、難民が庇護申請したが、まだその決定を受けていない、あるいは庇護申請者として登録している国である。出身国（country of origin）とは、申請者の国籍あるいは市民権がある国をいう。

二酸化炭素（CO₂）排出量 化石燃料の燃焼、ガス放射、セメントの生産など人為的（人間に起因する）要因による二酸化炭素の排出量。排出量は固形燃料、液体燃料、気体燃料、ガス放射、セメントの生産などの消費データをもとに算出している。

乳児死亡率率 誕生から満1歳までに死亡する出生1000人当たりの確率。

人間開発指数（HDI） 長命で健康な生活、知識、人間らしい生活水準という、人間開発の3つの分野での平均達成度を測定する複合指数。指数算出方法の詳細は、テクニカルノート1を参照。

人間貧困指数（MPI-1）：開発途上国向け 人間開発指数で測定する3つの基本的側面、すなわち、長命で健康な生活、知識、人間らしい生活水準について、その割合状況を測定する複合指数。指数算出方法についての詳細は、テクニカルノート1を参照。

人間貧困指数（MPI-2）：特定のOECD諸国向け 人間開発指数で測定する3つの基本的側面、すなわち、長命で健康な生活、知識、人間らしい生活水準について、その割合状況を測定し、なおかつ、社会的な現状状況を測定する複合指数。指数算出方法についての詳細は、テクニカルノート1を参照。

妊産婦死亡率 出生10万人に対し、妊婦関連の原因による女性の年間死亡者数。

妊産婦死亡率：調整値 妊産婦死亡の本報告や計算ミスといったよく報告されている問題を考慮に入れて調整した妊産婦死亡率、およびデータの少ない国の妊産婦死亡率推計値。

妊産婦死亡率：報告された 各国の政府によって報告された妊産婦死亡率。「妊産婦死亡率」の項を参照。

燃料の消費量：在来燃料 燃料出の木材、石炭、バイオガス（サトウキビの殻）、動物植物から出る廃棄物の推定消費量。「エネルギー需要量」の項を参照。

年齢のわりに低身長の子ども：5歳未満児 年齢のわりに低身長の子どもの割合。比較人口の身長平均値から標準偏差と2以上低いものと定義されている。

年齢のわりに低体重の子ども：5歳未満児 比較人口の体重平均値から標準偏差2以上低い程度

の低体重児を含む。

高度な研究開発による製品の輸出。航空宇宙機器、コンピュータ、医薬品、科学機器、電子機器などのハイテク製品が含まれる。

犯罪被害者 国際犯罪被害者調査（International Crime Victims Survey）への回答にもとづき、その前の年に、ある種の犯罪の被害を受けたと認識する人の人口に対する割合。

非識字率：成人 100かから成人識字率を引いて求められる。「識字率」の項を参照。

非市場活動 1990年に改訂された国連国民経済計算体系（SNA）に就いて定義された、家事（掃除、洗濯、食事の支度や片づけ）、家庭管理や買い物、育児、病人・高齢者・障害者の家族の世話、地域への奉仕を含む。「市場活動」「労働時間（総）」の項を参照のこと。

必須医薬品：安価な～を常時入手できる人口 日宅から1時間圏内にある公共・民間の医療施設または薬局で、最も重要な少なくとも20種類の医薬品を継続的かつ手の届く価格で入手できる人口の割合。

1人当たりGDP（PPP US \$） 「国内総生産（GDP）」および「PPP（購買力平価）」の項を参照。

1人当たりGDP（US \$） GDP（US \$）を中央の人口で割ったもの。「国内総生産」の項を参照。

国内総生産（GDP） を参照のこと。

1人当たりGDP年間成長率 地域の通貨単位での固定価格の1人当たりGDPから算出した、最小乗法の年間成長率。

1人当たり電力消費量 補助発電機による消費、発電所の一部と見なされる交換機での損失も含めた、1人当たりの総発電量をいう。また、これには揚水発電により生産される電力の総消費量を含め、揚水で消費される電力は差し引かない。

1人当たり保健医療支出（PPP US \$） 保健医療への公共支出と民間支出の合計（PPP US \$）を人口で割ったもの。保健医療支出には、保健サービスの実施（予防および治療、家族計画活動、栄養活動、保健医療のために指定された緊急援助（ただし、水および衛生設備の提供は含まれない）が含まれる。「保健医療への民間支出」「保健医療への公的支出」「PPP（購買力平価）」の項を参照。

避妊普及率 既婚の女性（15歳～49歳：事実婚の女性を含む）、またはその夫が、方法の新旧は別として何らかの避妊法を用いている場合。

PPP（購買力平価） 各国間の価格差を考慮した為替レートであり、実質生産や所得の国際比較を可能とする。（本報告書で使用）PPP US \$というレートは、米国内での1ドルの購買力と等しい自由国経済において購買力レートである。

平均寿命指数 人間開発指数の算出に使われる3つの指数のうちの1つである。この指数算出法の詳細は、テクニカルノート1を参照。

保健医療への公的支出 中央および地方政府予算、海外借入金および贈与（国際機関やNGOからの寄付を含む）、社会健康保健基金からの総額および資本支出。保健医療への公共支出と民間支出の合計が、保健医療への支出総計となる。「1人当たり保健医療支出（PPP USD）」および「保健医療への民間支出」の項を参照。

保健医療への民間支出 直接的な家計支出（現金支出）、民間の保険、世帯サービスを行う非営利組織による支出、民間企業によるサービスの直接支払い。保健医療への民間支出と公的支出の合計が、保健医療への支出総計となる。「1人当たり保健医療支出（PPP US \$）」、「保健医療への公的支出」の項を参照。

統計資料

ペラリア患者
国内でペラリアが蔓延する国が世界保健機関に報告したペラリア症例の総数。研究所の確認した症例のみを報告する国が多いが、サハラ以南アフリカでは臨床症例も報告している国が多い。
ペラリア治療：発熱した5歳未満児
5歳未満で調査前2週間発熱があり、抗ペラリア薬を投与された子どもの割合。
ペラリア予防：5歳未満児
殺虫剤浸漬蚊帳付きのベッドで就寝している5歳未満の子どもの割合。
民間クロー（その他の）
債務を発生させない株式投資の流れ（カントリーネット、預託受取、海外投資者による株の直接購入の総額）、証券債務の流れ（海外投資家が購入した債券）、銀行貸付および貿易付帯融資（商業銀行の貸付、およびその他の民間融資を含む）を合わせたクロー。
無報酬の家庭内労働者
1993年の国際雇州状況分類（International Classification by Status in Employment: ICSE）によると、同一世帯に暮らす親族が経営する経済体において無報酬で働く者として定義される。

予防接種：1歳児のはしかと結核の完全接種
はしかおよび結核に対する特定の抗体を持つ抗原あるいは血清を注射された1歳児。
理数系・工学系高等教育就学者
自然科学・エンジニアリング、数学・コンピュータ、建築・都市計画、交通・通信、貿易・船舶／航空機、産業計画、農林水産業に就学する高等教育の学生の割合。「教育水準（レベル）」の項を参照。
労働時間（総）
1993年に改訂された国連国民経済計算体系（SNA）に従って定義された市場活動および非市場活動に使われる時間。「市場活動」および「非市場活動」を参照のこと。
労働人口
全雇用者（比較期間の間、就労し有給で雇用されていたか、就労していたが労働していなかったか、自営業に就いていた一定年齢以上の人を含む）および失業者（比較期間の時点で失職し、職に就くことが可能であり、求職中であった・定年齢以上の人口を含む）。

Alien, Reana, Alan Hareau, and Robert Summers. 2001. Correspondence on data from the Ten World Fishes 6.0. Philadelphia, March.

—. 2002. "New World Fishes 6.1." University of Pennsylvania, Center for International Comparisons, Philadelphia. <http://www.econ.upenn.edu/>. Accessed March 2004.

Birect University. 2002. *Pakistan Human Development Report 2002*. Rawalpindi, Occupied Palestinian Territories.

CDIAC (Canadian Dioxide Information Analysis Center). 2004. *Trends: A Compendium of Data on Global Change*. <http://cdiac.esd.ornl.gov/trends/trends.html>. Accessed March 2004.

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 2003. *The State of Food Insecurity in the World 2003*. Rome: Goddard, C. Clemen, L. Lusitella, and Elisabetha. Progression Against 1993. "Measures of Unrecovered Economic Activities in Fourteen Countries." Background paper for *Human Development Report 1993*, United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.

Harvey, Andrew S. 1995. "Market and Non-Market Productive Activity in Less Developed and Developing Countries: Lessons from Time Use." Background paper for *Human Development Report 1995*, United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.

—. 2001. "National Time Use Data on Market and Non-Market Work by Both Women and Men." Background paper for *Human Development Report 2001*, United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.

IESS (International Institute for Strategic Studies). 2003. *The Middle East Balance 2003-2004*. Oxford: Oxford University Press.

ILO (International Labour Organization). 2002. *Estimates and Projections of the Economically Active Population, 1950-2010*, 4th ed., rev. 2. Database, Geneva.

—. 2003. *Key Indicators of the Labour Market, Third Edition*. <http://www.ilo.org/ilobase/>. Accessed March 2004.

—. 2004a. *Database on International Labour Standards (ILO/ILIS)*. <http://www.ilo.org/ilis/>. Accessed February 2004.

—. 2004b. *Labour Force Statistics*. <http://ilsbursa.ilo.org/>. Accessed March 2004.

IMF (International Monetary Fund) and IDA (International Development Association). 2004. "Heavily Indebted Poor Countries (HIPC) Initiative—Status of Implementation." 31 March, Washington, DC.

IMF (International Monetary Fund) and World Bank. 2003. "Status of Bilateral Loan Resilience on the HIPC Transition." http://www.worldbank.org/hipc/progress-to-date/TrustFund_Sq03.pdf. Accessed March 2004.

IPU (Inter-Parliamentary Union). 1995. *Women in Parliaments 1945-1995: A World Statistical Survey*, Geneva.

—. 2001. Correspondence on women in government at the ministerial level. March, Geneva.

—. 2004a. Correspondence on men women entered the right to vote and to stand for election and year first women was elected or appointed to parliament. March, Geneva.

—. 2004b. *Parline Database and World Classification of Women in National Parliaments*. www.ipu.org/. Accessed March 2004.

ITU (International Telecommunication Union). World Telecommunication Indicators Database, 7th edition. <http://www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>. March 2004.

UIS (Unicef World Data Centre). 2004. "Relative Poverty Rates for the Total Population: Children and the Elderly." <http://www.uis.unesco.org/cgi-bin/uisquery.cgi>. Accessed February 2004.

Milnorik, Branka. 2002. Correspondence on income, inequality and poverty during the transition from planned to market economy. World Bank, Washington, DC.

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development). Development Assistance Committee. 2004a. "Correspondence on agricultural support estimates. February 2004." Paris.

—. 2004b. Correspondence on official development assistance (USD). February, Paris.

—. 2004c. Correspondence on the employment rate. March, Geneva.

—. 2004d. Correspondence on long-term unemployment rate. March, Geneva.

—. 2004e. *OECD Journal: Development Cooperation 2003 Report*. 511 Paris.

—. 2004f. DAC Online Database, Paris.

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) and Statistics Canada. 2000. *Women in the Informal Sector: A Global Report on the International Labour Organization*. Paris.

Polby IV. 2002. "Political Regime Characteristics and Transitions, 1800-2000." <http://www.socsci.uci.edu/~dmp/inspolly/index.html>. Accessed April 2002.

Roodman, David. 2004. "The Commitment to Development Index: 2004 Edition." Center for Global Development, Washington, DC.

SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute). 2003. *SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security*. Oxford: Oxford University Press.

—. 2004a. Correspondence on military expenditure data. March, Stockholm.

—. 2004b. *SIPRI Arms Transfers Database*. February, Stockholm.

Smething, Timothy M. 1997. "Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from the Luxembourg Income Study." In Sheldon H. Danziger and Robert H. Haveman, eds., *Understanding Poverty*. New York: Russell Sage Founda-

アラブ諸国	アジア・太平洋諸国	ラテンアメリカ・カリブ諸国	サハラ以南アフリカ
Algeria	東アジア・太平洋諸国	Antigua and Barbuda	Angola
Bahrain	Bahrain Darussalam	Argentina	Benin
Djibouti	Cambodia	Bahamas	Botswana
Egypt	China	Barbados	Burkina Faso
Iraq	India	Belize	Burundi
Jordan	Indonesia	Bolivia	Cameroon
Kuwait	Iran, Islamic Rep. of	Brazil	Cape Verde
Lebanon	Israel	Chile	Central African Republic
Libyan Arab Jamahiriya	Kiribati	Colombia	Chad
Morocco	Korea, Dem. Rep.	Costa Rica	Comoros
Oman	Korea, Rep. of	Cuba	Congo
Occupied Palestinian Territories	Korea, Rep. of	Cuba	Congo, Dem. Rep. of the
Qatar	Laos People's Dem. Rep.	Dominica	Cote d'Ivoire
Saudi Arabia	Malaysia	Dominican Republic	Equatorial Guinea
Somalia	Marshall Islands	Ecuador	Eritrea
Sudan	Micronesia, Fed. Sts.	El Salvador	Ethiopia
Syrian Arab Republic	Mongolia	Grenada	Gabon
Taiwan	Myanmar	Guatemala	Gambia
United Arab Emirates	Nauru	Guyana	Ghana
Yemen	Papua New Guinea	Haiti	Guinea
(20ヶ国・地域)	Philippines	Honduras	Guinea-Bissau
	Samoa (Western)	Jamaica	Kenya
	Singapore	Mexico	Lesotho
	Solomon Islands	Nicaragua	Liberia
	Thailand	Paraguay	Madagascar
	Timor-Leste	Peru	Malawi
	Tonga	Saint Kitts and Nevis	Mali
	Turkey	Saint Lucia	Mauritania
	Vanuatu	St. Vincent & the Grenadines	Mauritius
	Viet Nam	Somalia	Mozambique
	(28ヶ国・地域)	Trinidad and Tobago	Nauru
		Uruguay	Niger
		Venezuela	Nigeria
		(33ヶ国・地域)	Rwanda
南アジア			Sao Tome and Principe
Afghanistan			Senegal
Bangladesh			Seychelles
Bhutan			Sierra Leone
Burma			South Africa
India			Sri Lanka
Iran, Islamic Rep. of			Sudan
Madagascar			Tanzania, U. Rep. of
Nepal			Togo
Pakistan			Togo
Sri Lanka			Togo
(9ヶ国・地域)			Zambia
			Zimbabwe
			(5ヶ国・地域)

指標項目一覧

指標	表番号	指標	表番号
あ			
医療	6	5歳未満死亡率	9, 33
医薬品：必須医薬品を継続して利用できる人口	6	53歳年まで連続した居座	11
インターネット利用者	12	低身長：年齢のわりに低身長の子どもの(5歳未満)	7
備付設備：改善された衛生設備を利用できる人口	7	低体重：年齢のわりに低体重の子どもの(5歳未満)	3, 7
ITV感染率	8, 33	乳児死亡率	9
栄養不良の人々	7, 33	雇川：女性の雇川別雇川	
エネルギー消費：単位当たりのGDP産出額	21	工業部門	
ODA支出（総額）	16	合計	27
援助国1人当たり	16	：男性に対する女性の%	27
基本的社会サービスに対するODA	16	カービス部門	
後進国発達上国に対するODA	16	合計	27
GNIに占める割合	16	：男性に対する女性の%	27
二国間（アフリカ） ODA支出	16	農業部門	
ODA受取額（純支出額）	18	合計	27
総額	18	：男性に対する女性の%	27
対GDP比	18	コンピュータの使用率：最近のハイリクスな性別での使用	8
1人当たり	18		
か		さ	
海外直接投資の流れ（総額）	18	債務元利支払総額	18
環境関連条約批准状況	21	借とサービスの輸出に占める割合	18, 19
喫煙率：女性	8	対GDP比	
：男性	8	債務返済	
教育指数	1	HIPC信託基金への二国間援助約束額	17
教育への公的支出	10	二国間債務免除総額	17
高等教育	10, 19	CO2排出量	21
GDPに占める%	10, 19	世界全体に対するシェア	21
就学前・初等教育	10	1人当たり	
政府支出総額に占める%	10	GDP	
中等教育	10	総額	
軍事支出	19	：(10億PPP US\$)	13
軍事力：指数	22	：(10億US\$)	13
：全	22	1人当たりGDP	
：(PPP US\$)	22	：(US\$)	13
：(PPP US\$)	22	：(PPP US\$)	1, 13, 33
：1975-2002年の最高値	13	：最高値を記録した年	13
：年間成長率	13	GDP指数	1
10人当たり	8		
DOTSで定着した患者	8	識字率	
DOTSによる診断	8	若年層識字率	11
研究開発		若年層の男性識字率に対する女性識字率の%	26
研究開発への支出	12	識字能力：機能的識字能力のない人	4
研究開発に従事する科学者と技術者数	12	女性の若年層識字率	26
子ども		女性の成人識字率	24, 26
1歳児予防接種率	6	成人識字率	1, 11, 33
結婚	6	男性成人識字率	24
はしか	6	男性の識字率に対する女性の識字率の割合	26

各国の人間開発順位

(HDI)順位

(HDI)順位

(HDI)順位

(HDI)順位

65	Albania (アルバニア)	154	Djibouti (ジブチ)	80	Lebanon (レバノン)	87	Saint Vincent and the Grenadines (セントビンセント・グレナディーン諸島)
108	Algeria (アルジェリア)	95	Dominica (ドミニカ)	145	Lesotho (レソト)	75	Samoa (Western) (西サモア)
166	Angola (アンゴラ)	98	Dominican Republic (ドミニカ共和国)	58	Libyan Arab Jamahiriya (リビア)	123	São Tomé and Príncipe (サントメ・プリンシペ)
55	Antigua and Barbuda (アンティグア・バーブーダ)	100	Ecuador (エクアドル)	41	Lithuania (リトアニア)	77	Saudi Arabia (サウジアラビア)
34	Argentina (アルゼンチン)	120	Egypt (エジプト)	15	Luxembourg (ルクセンブルク)	157	Senegal (セネガル)
82	Armenia (アルメニア)	103	El Salvador (エルサルバドル)	60	Macedonia, FYR (マケドニア・ユーゴスラビア共和国)	35	Seychelles (セーシェル)
3	Australia (オーストラリア)	109	Equatorial Guinea (赤道ギニア)	150	Madagascar (マダガスカル)	177	Sierra Leone (シエラレオネ)
14	Austria (オーストリア)	156	Eritrea (エリトリア)	165	Malawi (マラウイ)	25	Singapore (シンガポール)
91	Azerbaijan (アゼルバイジャン)	36	Estonia (エストニア)	59	Malaysia (マレーシア)	42	Slovakia (スロバキア)
51	Bahamas (バハマ)	170	Ethiopia (エチオピア)	84	Maldives (モルディブ)	27	Slovenia (スロベニア)
40	Bahrain (バーレーン)	81	Fiji (フィジー)	174	Mali (マリ)	124	Solomon Islands (ソロモン諸島)
138	Bangladesh (バングラデシュ)	13	Finland (フィンランド)	31	Malta (マルタ)	119	South Africa (南アフリカ)
29	Barbados (バルバドス)	16	France (フランス)	152	Mauritania (モーリタニア)	20	Spain (スペイン)
62	Belarus (ベラルーシ)	122	Gabon (ガボン)	64	Mauritius (モーリシャス)	96	Sri Lanka (スリランカ)
6	Belgium (ベルギー)	155	Gambia (ガンビア)	53	Mexico (メキシコ)	139	Sudan (スーダン)
99	Belize (ベリーズ)	97	Georgia (ジョージア)	113	Moldova, Rep. of (モルドバ)	67	Suriname (スリナム)
161	Benin (ベナン)	19	Germany (ドイツ)	117	Mongolia (モンゴリア)	137	Swaziland (スワジランド)
134	Bhutan (ブータン)	24	Ghana (ガーナ)	125	Morocco (モロッコ)	2	Sweden (スウェーデン)
114	Bolivia (ボリビア)	93	Grenada (グレナダ)	132	Myanmar (ミャンマー)	11	Switzerland (スイス)
66	Bosnia and Herzegovina (ボスニア・ヘルツェゴビナ)	121	Guatemala (グアテマラ)	126	Namibia (ナミビア)	106	Syrian Arab Republic (シリア)
128	Botswana (ボツワナ)	160	Guinea (ギニア)	140	Nepal (ネパール)	116	Tajikistan (タジキスタン)
72	Brazil (ブラジル)	172	Guinea-Bissau (ギニアビサウ)	5	Netherlands (オランダ)	162	Tanzania, U. Rep. of (タンザニア)
33	Brunnei Darussalam (ブルネイ)	104	Guyana (ガイアナ)	18	New Zealand (ニュージーランド)	76	Thailand (タイ)
56	Bulgaria (ブルガリア)	153	Haiti (ハイチ)	118	Nicaragua (ニカラガ)	158	Timor-Leste (東ティモール)
175	Burkina Faso (ブルキナファソ)	115	Honduras (ホンジュラス)	176	Niger (ニジェール)	143	Togo (トーゴ)
173	Burundi (ブルンジ)	23	Hong Kong, China (SAR) (香港)	151	Nigeria (ナイジェリア)	63	Tonga (トンガ)
130	Cambodia (カンボジア)	38	Hungary (ハンガリー)	1	Norway (ノルウェー)	54	Trinidad and Tobago (トリニダード・トバゴ)
141	Cameroon (カメルーン)	7	Iceland (アイスランド)	102	Occupied Palestinian Territories (パレスチナ占領地)	92	Tunisia (チュニジア)
4	Canada (カナダ)	127	India (インド)	74	Oman (オマーン)	88	Turkey (トルコ)
105	Cape Verde (カーネーベル)	111	Indonesia (インドネシア)	142	Pakistan (パキスタン)	86	Turkmenistan (トルクメニスタン)
169	Central African Republic (中央アフリカ)	101	Iran, Islamic Rep. of (イラン)	61	Panama (パナマ)	146	Uganda (ウガンダ)
167	Chad (チャド)	10	Ireland (アイルランド)	133	Papua New Guinea (パプアニューギニア)	70	Ukraine (ウクライナ)
43	Chile (チリ)	22	Israel (イスラエル)	89	Paraguay (パラグアイ)	49	United Arab Emirates (アラブ首長国連邦)
94	China (中国)	21	Italy (イタリア)	85	Peru (ペルー)	12	United Kingdom (英国)
73	Colombia (コロンビア)	9	Jamaica (ジャマイカ)	83	Philippines (フィリピン)	8	United States (米国)
136	Comoros (コモロ)	22	Japan (日本)	37	Poland (ポーランド)	46	Uruguay (ウルグアイ)
144	Congo (コンゴ共和国)	90	Jordan (ヨルダン)	26	Portugal (ポルトガル)	107	Uzbekistan (ウズベキスタン)
168	Congo, Dem. Rep. of the (コンゴ民主共和国)	78	Kazakhstan (カザフスタン)	47	Qatar (カタール)	129	Vanuatu (バヌアツ)
45	Costa Rica (コスタリカ)	148	Kenya (ケニア)	69	Romania (ルーマニア)	68	Venezuela (ベネズエラ)
163	Côte d'Ivoire (コートジボワール)	44	Kuwait (クウェート)	57	Russian Federation (ロシア)	112	Yemen (イエメン)
48	Croatia (クロアチア)	110	Kyrgyzstan (キルギス)	39	St. Kitts and Nevis (セントクリストファー・ネイビス)	164	Zambia (ザンビア)
52	Cuba (キューバ)	135	Lao People's Dem. Rep. (ラオス)	71	Saint Lucia (セントルシア)	147	Zimbabwe (ジンバブエ)
30	Cyprus (キプロス)	50	Latvia (ラトビア)				
32	Czech Republic (チェコ)						
17	Denmark (デンマーク)						

人間開発報告書事務局からの新しい刊行物

「人間開発報告書」基本論文と国別人間開発報告書は、<http://hdr.undp.org>に掲載されています。

Journal of Human Development: Alternative Economics in Action

(人間開発ジャーナルもう1つの経済学の行頭)

2000年に発刊された本誌は、人々の可能性、成長と市場などについて新たな視点を提供してきました。開発は経済、社会、政治的課題に横断的にかかわるものでもあり、開発にはこうした多様な側面があるということは、しばしば見過ごされている、とわれわれ編集者は考えています。相互評価型の本誌では、人間開発の概念や測定方法の充実に資する研究や、従来の経済学の視点への挑戦を試みる未発表論文を掲載しています。本誌は、政策立案者、エコノミスト、学識有識者など幅広い方々が考えを交換する場を提供するとともに、グローバルなレベルの課題も各回の課題も取り上げられています。人間開発は、もう1つの経済学のためのいわば「思想の1学派」となりつつあり、本誌はこの学派に属する人々にも批判的な人々にも1つの進歩となるでしょう。

大子光:

Carfax Publishing, Taylor and Francis Ltd.
Customer Services Department,
Rankine Road, Basingstoke, Hants, RG24 8PR, UK
電話: +44(0)1256 813002 FAX: +44(0)1256 330245
Emailアドレス: journalsorders@landf.co.uk
ホームページ: www.landf.co.uk/journals

または

Carfax Publishing, Taylor and Francis Inc.
Customer Services Department,
325 Chestnut Street, 8th Floor, Philadelphia, PA 19106, USA
電話: +1 215 625 8900
Fax: +1 215 625 8914

Carfax Publishing, Taylor and Francis Ltd
PO Box 352, Cammeray
NSW 2062, Australia
電話: +61 (0) 2 9958 5329
Fax: +61 (0) 2 9958 2376

より詳しくは、<http://hdr.undp.org>をご覧ください。

「人間開発報告書」のテーマ

2003年	人間開発報告書：ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けて
2002年	ガバナンスと人間開発：モザイク模様の世界に民主主義を深める
2001年	新技術と人間開発：新技術を人間開発に役立てる
2000年	人権と人間開発：自由と連帯をめざして
1999年	グローバルゼーションと人間開発：人間の顔をしたグローバルゼーション
1998年	消費パターンと人間開発：人間開発に資する消費とは
1997年	貧困と人間開発：貧困撲滅のための人間開発
1996年	経済成長と人間開発
1995年	ジェンダーと人間開発
1994年	「人間の安全保障」の新しい側面
1993年	人々の社会参加
1992年	人間開発の地球的側面
1991年	人間開発の財政
1990年	人間開発の概念と測定

「人間開発報告書」日本語版は (株) 国際協力出版会 (Tel: 03-3372-6771, Fax: 03-3372-6840, <http://www.jicp.co.jp/>) が発行しています。

発行：国際協力出版会

発売：古今書院

ISBN4-906352-51-0 C1033 ¥3800E

定価(本体 3800円+税)



われわれの世界では、3分の2以上の国が人口の10%以上を占める少数者の集団を国内に抱え、また、ほぼ10億人が何らかの形の排除を受けている集団に属している。

『人間開発報告書 2004：この多様な世界で文化の自由を』では、宗教、民族、言語の異なる文化的集団に対する差別を防ぐには、各国が多様な文化を推進する政策をとる必要があると論じている。文化的な自由を、抑圧するのではなく拡大することこそが、われわれの住む社会の、そして異なる社会と社会の間の、安定や民主主義、そして人間開発を促進させることのできる唯一の持続可能な方法である。

このような政策は必ずしも簡単ではない。しかし、多くの国がそれに向かって前進している。本報告書は、文化的自由の拡大を否定してきた従来の神話に対し、多様性は国の統一の脅威ではなく、避けられない「衝突」の原因でも、開発の障害でもないことを示し、そのような神話の偽りを暴き、それどころか、文化的自由は人間開発の中核をなす、人々が自ら誰であるかを選択する能力であるとしている。今年の報告書はこれまでにない新たな枠組みを示し、新聞の見出しから一挙に国際政治の議題として取り上げられるような、移民、強奪を伴う虐殺、慣習法、文化的多様性といった課題について検証を行っている。

毎年発行の『人間開発報告書』は創刊から15年を迎え、今年もまた、人々が満足のいく創造的な生活を営めるようになることを目指し、最も緊急に取り組むべき、古くて新しい課題への議論の場を提供している。

『人間開発報告書 2004』の特徴

- ノーベル賞受賞者アマルティア・センによる人間開発と文化的自由の重要な結び付きに関する分析を特別掲載。
- 文化的少数者の集団が直面する「生活様式の排除」とは何か、また、政治的、経済的、社会的排除（参加の排除）とは何かを考察。
- 最新の多文化アプローチを、権力分担、宗教国家と政教分離国家、言語政策、法多元主義、積極的矯正措置（アフーマティブ・アクション）に触れながら紹介。
- 文化的支配の強圧的な動きの出現と民主主義への挑戦を分析。
- 文化の多様性やグローバリゼーションに対する政策が必要な伝統知識、文化財取引、移民政策を含む重要分野について検証。
- シリン・エバディ、ジョン・ヒューム、ハミッド・カルザイ、ネルソン・マンデラ、オーレ・ヘンリック・マッガ各氏の特別寄稿を掲載。